令和３年度

修士論文

台風常襲圏における重要伝統的建造物群保存地区の修景基準に関する研究
―鳥羽市海女集落の景観形成に向けて―

三重大学大学院
受
4 1.31
付
工学研究科

指導教員　浅野 聡　教授

三重大学大学院工学研究科
建築学専攻

藤原 基義

台風常襲圏における重要伝統的建造物群保存地区の修景基準に関する研究
－鳥羽市海女集落の景観形成に向けて－

【目次】

第 1 章　研究の枠組み
1-1　研究の背景 ･･･ 01
1-2　研究の目的 ･･･ 02
1-3　研究の構成及び方法 ･･･ 03
1-4　伝統的建造物群保存地区制度 ･･･ 05
1-5　既往研究の整理 ･･･ 17
1-6　用語の定義 ･･･ 23
1-7　研究の対象 ･･･ 26

第 2 章　近年の台風被害を踏まえた官民の動向
2-1　近年の台風被害を踏まえた建築行政の動向 ･････････････････････････････ 29
2-2　近年の台風被害を踏まえた民間企業の動向 ･････････････････････････････ 41
2-3　小括 ･･･ 47

第 3 章　重要伝統的建造物群保存地区の保存計画における修理基準等の記載状況
3-1　調査の目的 ･･･ 49
3-2　調査の方法 ･･･ 49
3-3　調査の対象 ･･･ 50
3-4　台風常襲圏の範囲設定 ･･･ 51
3-5　調査対象地区の選定 ･･･ 54
3-6　調査対象部位の選定 ･･･ 65
3-7　修理基準等の記載状況の把握 ･･･ 73
3-8　小括 ･･･ 84

第 4 章　重要伝統的建造物群保存地区における修景基準の許容範囲の把握
4-1　調査の目的 ･･･ 87
4-2　調査の方法 ･･･ 87
4-3　調査の対象 ･･･ 88
4-4　修景基準の許容範囲の把握及び許容範囲の記載の仕方による分類 ･･････････ 89
4-5　修景基準の許容範囲の記載の特徴の把握 ･･･････････････････････････････ 142
4-6　小括 ･･･ 147

第 5 章　重要伝統的建造物群保存地区における台風対策等を考慮した景観保全の現状

5-1　調査の目的 ･･･ 153
5-2　調査の方法 ･･･ 153
5-3　調査の対象 ･･･ 153
5-4　重伝建地区担当者に対するアンケート調査 ･････････････････････････････････ 155
5-5　重伝建地区担当者に対するヒアリング調査 ･････････････････････････････････ 184
5-6　小括 ･･･ 198

第 6 章　鳥羽市海女集落の景観形成に向けた提案

6-1　鳥羽市海女集落の現状と景観形成を行う上での課題 ･････････････････････････ 201
6-2　鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成に向けた提案 ･･････ 211
6-3　研究の総括 ･･･ 225
6-4　今後の展望 ･･･ 226

第１章
研究の枠組み

1-1　研究の背景 ･･･ 01
1-2　研究の目的 ･･･ 02
1-3　研究の構成及び方法 ･･･ 03
1-4　伝統的建造物群保存地区制度 ･･･ 05
1-5　既往研究の整理 ･･･ 17
1-6　用語の定義 ･･･ 23
1-7　研究の対象 ･･･ 26

第 1 章　研究の枠組み

1-1　研究の背景

三重県の鳥羽・志摩地域は、全国の中で海女が最も多い地域であり、今日に至るまで伝統的な海女漁が継承されていることが地域の特色である。鳥羽市では、本土側の石鏡、国崎、相差、離島部の答志、和具、菅島、神島（以下、「鳥羽市海女集落 7 地区」という。）において海女漁が盛んに行われており、いずれの地区においても海女漁と共に育まれた魅力的な海女集落の景観を見ることができる。

鳥羽市は、海女集落をはじめとした魅力的な景観を将来へ継承していくことを目的とし、2018 年度から景観計画の策定に着手したが、景観計画を策定するためには、鳥羽市海女集落 7 地区の景観特性と景観構造を把握する必要があった。こうした背景から浅野・大井研究室は鳥羽市から依頼を受け、2018～2020 年度にかけて鳥羽市海女集落 7 地区を対象とし景観調査を実施し、明らかとなった景観特性及び景観構造についてまとめた報告書[1)～3)]を作成した。鳥羽市海女集落 7 地区は、将来的に景観計画における重点地区への指定を目指していることから、報告書では、各地区の景観形成基準（案）及び重点地区（案）が提案された。

2021 年度からは、浅野・大井研究室の景観調査の結果を基に策定された景観計画の運用が開始され、同景観計画において、鳥羽市海女集落 7 地区は重点候補地区して位置づけられた。地域住民の合意が得られ、正式に重点地区として指定された場合、景観計画に定められる景観形成基準に基づき景観形成が行われることとなる。

鳥羽市海女集落 7 地区は外洋に身を晒すような場所に立地していることから、過去に伊勢湾台風をはじめとする台風によって幾度も被害を受けている。そうした中、台風への対策や戦後の好況を背景に建築物の近代化が急速に進み、今日においてもその動きは継続しており、本来の海女集落としての景観は変わりつつあると言える。

こうした中、鳥羽市海女集落 7 地区は、海女集落の魅力ある景観を未来へ継承していくために景観計画における重点地区への指定及び文化財の 1 つである重要文化的景観への選定を目指している。重点地区に指定されるためには、景観形成基準について地域住民の合意を得る必要があり、重要文化的景観に選定されるためには、住民が定住し生業が継続されていることが重要である。加えて、近年、台風等の自然災害が激甚化しつつあることを考慮すると、鳥羽市海女集落 7 地区の魅力ある景観を守っていくための第一段階として景観計画における重点地区への指定のためには、歴史的風致の維持・形成と台風対策等の現代的要求の折り合いをつけた景観形成基準（案）を提案することが重要である。したがって、景観形成基準（案）において、台風対策を考慮しどの程度現代的な材料・工法等を用いることを許容するべきか、また、現代的な材料・工法等を用いた際にいかに町並みと調和させるかについて検討することが求められている。

1-2　研究の目的

本研究の目的は、台風が頻繁に来襲する地域の重要伝統的建造物群保存地区（以下、「重伝建地区」という。）を対象とし、台風対策等を考慮した景観の保全・形成の現状について把握することを通して、台風対策等の現代的要求と歴史的風致の維持・形成の折り合いをつけた鳥羽市海女集落 7 地区の景観形成基準（案）の基本方針の提案を行うことである。なお、重伝建地区を調査対象とする理由は、以下のとおりである。

第一に、伝統的建造物群保存地区制度は、約 50 年前に発足した制度であり、今日に至るまでに景観保全のための修理・修景の事例が相当数蓄積されていると考えたためである。

第二に、鳥羽市海女集落 7 地区は、将来的に景観計画における重点地区への指定だけでなく、文化財の 1 つである重要文化的景観への選定も目指しており、重要文化的景観に選定されるためには、重伝建地区の修景基準と同等レベルの基準が採用されることが望ましいためである。

1-3　研究の構成及び方法

本研究の構成は以下のとおりである。

第 1 章では、研究の背景、研究の目的、研究の構成及び方法、伝統的建造物群保存地区制度の概要、既往研究を整理した結果、用語の定義、研究の対象について述べる。

第 2 章では、近年、台風が激甚化している背景を踏まえて、台風被害を軽減するために官民によって行われている取り組みについて述べる。

第 3 章では、調査対象地区及び調査対象部位の絞り込みを行ったのち、保存計画に記載された 3 つの基準（修理基準、修景基準及び許可基準）を記載内容に応じて、「基本方針基準」及び「詳細技術基準」の 2 つに分類することを通して、各基準の記載内容の特徴について把握する。

第 4 章では、保存計画に記載された修景基準を対象とし、台風対策等を考慮し許容されている現代的な材料・工法等の記載の仕方に応じて修景基準を 4 つに分類することで、修景基準における許容範囲の記載の特徴を把握する。なお、その際に修景基準において台風対策等を考慮し許容されている現代的な材料・工法等についての把握も行う。

第 5 章では、第 4 章の分類において「許容範囲を明確に示しているもの」に該当する修景基準を設定する地方公共団体の重伝建地区担当者を対象とし、アンケート調査及びヒアリング調査を実施することを通して、台風対策等を考慮し許容されている現代的な材料・工法等及びそれらの修景手法、重伝建地区における近年の台風被害の有無、台風被害を踏まえた今後の対応について把握する。

第 6 章では、台風対策等を考慮し許容されていることが確認された現代的な材料・工法等、現代的な材料・工法等を用いた際に採用される修景手法及び鳥羽市海女集落の現状と景観形成を行う上での課題について整理したのち、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）において台風対策等を考慮し許容する可能性がある現代的な材料・工法等及びそれらの修景手法について検討を行う。その検討結果を基に、鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針の提案を行う。また、最後に研究の総括及び今後の展望について述べる。

なお、研究のフロー図を**図 1-1** に示す。

第 1 章
研究の枠組み
第 2 章
近年の台風被害を踏まえた官民の動向
第 3 章
重要伝統的建造物群保存地区の保存計画
における修理基準等の記載状況
第 4 章
重要伝統的建造物群保存地区における
修景基準の許容範囲の把握
第 5 章
重要伝統的建造物群保存地区における
台風対策等を考慮した景観保全の現状
第 6 章
鳥羽市海女集落の景観形成に向けた提案

図 1-1　研究のフロー図

1-4　伝統的建造物群保存地区制度

1-4-1　伝統的建造物群保存地区制度が創設された背景

伝統的建造物群保存地区の制度（以下、「伝建制度」という。）は、歴史的な集落・町並みを残したいとする住民の意欲と地元自治体の取り組みを支援するため、昭和 50 年の文化財保護法改正により創設された。

戦後の日本社会では、高度経済成長に伴う国土開発や無秩序な都市化の中で、多くの歴史的な建造物や町並みが失われた。また、建築部材の規格化・均質化やプレハブ工法の普及、建築基準法の適用などにより、伝統的な建築技能・材料の需要は著しく減少した。更に、農村から都市への人口移動、人々の価値観や生活様式の変化は、農村社会を支えてきた共同体意識や相互扶助の仕組みにも影響を及ぼした。このように、歴史的な集落・町並みが物理的にも社会的にも変質しはじめる中で、昭和 40 年代には、歴史的な環境を守ろうとする様々な市民運動が起こり、また、市町村が条例等を定めて地域の特色ある歴史的な景観を守ろうとする取り組みが現れ始めた。

こうした国内の動向を見据え、文化庁は集落・町並みの保存対策に係る調査研究及び協議を重ね、フランス、イギリス、アメリカ等の諸外国の事例や、ユネスコを中心とする国際社会の取り組みから得た知見もいかして創設したのが伝建制度である。

制度創設当時は、町並み保存と居住環境改善とは相反するという考え方が社会に根強く、伝建制度の意義が的確に理解されない状況もみられた。しかし、昭和 40 年代におこった初期の町並み保存運動が成果を現し、21 世紀を迎えた現在では、社会全体の生活水準が向上して心の豊かさを求める傾向が強まるにつれて、地域の歴史や文化をいかしたまちづくりが重視されるようになった。

特に伝建制度はその実効力ある手法として広く認められ、近年では文化庁以外の省庁の制度とあわせて、我が国の歴史的風致の保存活用のみならず、地域文化の拠り所として、地方創生や観光拠点においても中核的な役割を担っている

1-4-2　伝統的建造物群保存地区の保存活用を巡る動向

文化財保護法第 1 条に「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」と記されるように、文化財の活用は、保存とともに文化財保護の両輪である。伝統的建造物群保存地区（以下、「伝建地区」という。）においても、単なる伝統的な集落・町並みの保存のみではなく、地域で豊かに育まれた伝統文化や周囲の環境と一体となって形成された歴史的風致を維持することで、これら日本の伝統的な生活文化を巡る有形・無形の文化遺産の保護が当初より目指された。現在では、そうして保存された生活文化が、教育の場として、また地域の個性を再認識し、新たな価値観を共有する場として、さらには多くの来訪者を魅了し、地域の活性化や地方創生を図る拠点として活用されている。

こうした伝建地区の保存活用は制度創設当初より続けられ、活用の在り方自体も各伝建

地区で異なり、多様で個性的な活用が図られている。これまで、伝建地区の公開活用のあり方は、外観の公開が中心であったが、次第に地域の中核となる伝統的建造物の内部を含めた全体を公開整備する事例や複数の伝統的建造物を拠点として公開整備する事例が現れ、近年では観光拠点として民間による宿泊施設や飲食施設への伝統的建造物の活用も進みつつある。

また、令和元年 4 月 1 日には、改正文化財保護法の施行に伴い、従来の「保存計画」を新規選定の重要伝統的建造物群保存地区では「保存活用計画」と名称を変更することとなり、計画内容も活用面を含めることが鮮明になった。

1-4-3　伝統的建造物群と伝統的建造物群保存地区

（1）定義

伝統的建造物群保存地区制度は、主として伝統的建造物群の外観上に認められる位置、規模、形態、意匠、色彩等の特性を、その周囲の環境と併せて保存することを目的とした制度であり、法第 142 条―第 146 条にその枠組みが示されている。

・第 142 条　伝統的建造物群保存地区
・第 143 条　伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護
・第 144 条　重要伝統的建造物群保存地区の選定
・第 145 条　選定の解除
・第 146 条　管理等に関する補助

「伝統的建造物群」とは、文化財保護法第 2 条第 1 項に掲げられる文化財の一つで、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」と定義され、「伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため市町村が定める地区」を「伝統的建造物群保存地区（以下、「伝建地区」という。）」としている。文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区（以下、「重伝建地区」という。）として選定することができる。

また、伝統的建造物群を保存するためには、当該保存地区の保存及び活用に関する計画（以下、「保存活用計画」という。）を定める必要がある。この保存活用計画は、保存及び活用に関する基本計画に関する事項、当該保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項等を定めたものである。

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件とは、それぞれの伝統的建造物群の実情に応じて定めるもので、伝統的建造物群と一体をなす歴史的風致の形成に重要な関連を有している樹木、池、川等の自然物や土地が考えられ、「環境物件」として特定される。

図 1-2　文化財の体系

（出典：文化庁「伝統的建造物群保存地区制度の実務の手引き」）

(2) 制度の特徴

前記のように、歴史や風土との脈絡の中で発展してきた伝統的建造物を個別単体ではなく、一定の特色や趣を示す集合体（群）として文化財的価値を評価する点に当該制度の大き

な特徴がある。また、伝建地区を決定し、その保存のために保存活用計画を策定するのは市町村であり、市町村が主体となって保護する制度であることも当該制度の特徴ということができる。

また、国は、重伝建地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要とされる物件の管理、修理、修景又は復旧について、市町村が行う措置についてその経費の一部を補助することができると規定されており、国は重伝建地区を有する市町村を支援する仕組みとなっている。

（3）伝統的建造物群保存地区制度に関する用語

伝統的建造物群保存地区制度に関わる用語と体系について次頁の**図 1-3** に示す。

①伝統的建造物

伝統的建造物群を構成する建築物その他の工作物で、保存活用計画に定める事項に基づき決定される。伝統的建造物群の特性を有する主屋や付属屋といった建築物だけではなく、門、塀などの工作物も該当する。

②環境物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件で、伝統的建造物と同様に、保存活用計画に定める事項に基づき決定される。伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致の形成に重要な関連を有している樹木、池、川等の自然物および土地が該当する。伝建地区によっては、庭園や水路等を特定している。

③修理

伝統的建造物群の価値を維持し、その向上に資することを目的として、伝統的建造物の増築、改築、移転、修繕または模様替えにより、伝統的建造物を健全な状態に直す行為をいう。

④修景

伝統的建造物以外の建築物その他の工作物、環境物件以外の自然物や土地に対して、歴史的風致に調和させる行為をいう。

⑤復旧

環境物件の特性を維持または復原し、良好な状態に戻す行為をいう。

図 1-3　伝統的建造物群保存地区制度に関わる用語と体系
（出典：文化庁「伝統的建造物群保存地区制度の実務の手引き」）

1-4-4　伝統的建造物群保存地区制度の導入

伝建地区の制度導入の流れは、次頁の**図 1-4** に示すとおりである。以下に示す（1）から（5）のような手順を踏んで伝建地区制度が導入される。

（1）伝統的建造物群保存対策調査

伝建制度導入にあたっては、まず、対象とする歴史的な集落・町並みの文化財的価値を明らかにし、その保存活用の対策について検討することが必要となる。このために実施するのが専門家による保存対策調査である。調査の成果は、制度導入後の運用の際にも、その学術的根拠を与える基礎資料となる。

図 1-4　伝建地区の制度導入の流れ

（出典：文化庁「歴史を活かしたまちづくり 伝統的建造物群保存地区制度のご案内」）

（2）伝統的建造物群保存地区保存条例の制定

①概要

市町村または市町村教育委員会が伝建地区を定める場合、「条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする」と規定されている。

この基準は「伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準」として令 4 に定められており、許可権限者を市町村教育委員会（法 53 の 8Ⅰに規定する特定地方公共団体である市町村が定めた伝建地区の場合は市町村長、その他の市町村長が都市計画に定めた伝建地区の場合は市町村教育委員会及び市町村長）と定められている)。

②その他

伝建制度では、文化財の保存活用と住民の生活や営利活動との両立を図る必要があることから、文化財の価値の範囲（現状変更の規制の対象）を、外観をなす位置、規模、形態、意匠、色彩（それと密接な関連を有する内部を含む。）に限定している。なお、文化財として内部を含めた保護が強く望まれる建造物は、市町村や都道府県指定の有形文化財、国指定の重要文化財として保護を図ることが肝要である。

（3）伝統的建造物群保存地区保存審議会の設置

伝建地区の区域の設定、保存活用計画の策定等に際し、公平かつ専門的な第三者の意見を踏まえるうえで審議会を設置する必要がある。

審議会の定数は幅広い分野から構成されることが望ましく、学識経験者はもとより関係行政機関の職員（文化財、観光、企画、建築、都市計画、消防部局等)、地域の代表者等から選出されることが望ましい。学識経験者は、伝建地区の伝統的建造物群の特性や歴史的風致に精通した建築史や文化財保存の学識経験者が必要で、このほかまちづくりや将来の人材育成等の観点から都市計画や保存修理技術者、地域防災、地域振興等の専門家等が考えられる。また人数については、凡そ 15 名以下とすることが会議の運営を図る上でも望ましいといえる。

なお、地区決定後においても地区の保存・活用に関し審議会の意見等を踏まえ適切な保護に努めることが望ましい。例えば、修理等事業において現状変更を伴う場合は審議会の意見を聴くことも重要である。

（4）伝統的建造物群保存地区の決定

①概要

伝統的建造物群保存地区は、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため市町村が定める地区である。伝統的建造物群の主として外観上認められるその位置、形態、意匠等の特性をその周囲の環境と併せて保存することを目的と

する。地区の決定方法は、1．都市計画区域又は準都市計画区域と 2．都市計画区域又は準都市計画区域以外の区域とで異なる。

②基本的な考え方

1．都市計画区域又は準都市計画区域

市長村が、都市計画に定める地域地区の一つとして保存地区を決定するものである。

2．都市計画区域又は準都市計画区域以外

市町村が、条例の定めるところにより保存地区を決定するものである。

③配慮すべき事項

1．都市計画区域又は準都市計画区域

伝建制度が、その周囲の環境と併せて保存することを目的としたものであることを鑑み、区域の設定に当たっては、伝統的建造物群及びこれと不可欠な関係にある周囲の環境を保全するために必要な範囲に限定し、必要以上に広大な地域としないこと、及び本来当該地区となじまないような施設（例えば防衛施設等）、地域（例えば工業団地等）を含めないようにすることが望ましい。

また、伝統的建造物群保存のために必要な現状変更の規制その他の具体的な規制内容については、文化財保護法第 143 条第 1 項に基づく市町村の条例により定めることとされているものであることから、区域の設定に当たって市町村の都市計画行政担当部局と市町村の教育委員会は相互に連絡調整を行うべきである。

2．都市計画区域又は準都市計画区域以外

都市計画区域又は準都市計画区域と同様に、区域の設定に当たっては、必要な範囲に限定し、必要以上に広大な地域としないようにすること、及び本来当該地区となじまないような施設、地域を含めないようにすることが望ましい。また、関係機関と相互に連絡調整を行うべきである。

（5）保存活用計画の策定

①概要

保存地区を決定したときは、保存活用計画を定め、これを告示する必要がある。保存活用計画には、建造物等の保存整備計画及び保存、管理等に必要な経費の補助基準等を具体的に定める必要がある。

②基本的な考え方

保存活用計画は、保存条例に基づき市町村教育委員会（特定地方公共団体の場合は、市町

村長。）が伝建地区ごとに作成するものであり、以下の事項を含む。
1．保存地区の保存と活用に関する基本計画（地区の沿革と現況、歴史的風致及び伝統的建造物群の特色とその維持に係る基本的な考え方、活用に関する将来像や保存活用の推進体制など）
2．伝統的建造物及び環境物件の特定に関する事項（特定の基準、特定された物件の一覧など）
3．伝建地区内における建造物の保存整備計画（許可基準、修景基準、修理基準、復旧基準、防災計画策定、地震時の安全性確保の考え方など）
4．伝建地区内における助成措置など（経費の補助、物資の提供又は斡旋、基金の創設、税制の優遇措置など）
5．伝建地区内の環境整備計画（防災施設の設置、案内板の設置、公開活用施設の整備、電柱の移設など）
6．伝建地区内の保存と活用に関わる事業計画（情報発信、人材育成など）

③その他

伝建地区内における現状変更の許可は、保存条例に基づき伝統的建造物については変更後の状態が伝統的建造物群の特性を維持していること、その他の建造物及び土地、自然物などについては変更後の状態が歴史的風致を著しく損なうものではないことが前提条件となる。

こうした前提条件をふまえて市町村は、許可の基準を定めて現状変更の内容の妥当性を検証、判断し、歴史的風致の維持に努めることが必要である。このため許可制による規制と経費の補助による誘導を含め、市町村が伝建地区の保存と活用のために行
措置を具体的に示したものが保存活用計画である。

1-4-5　重要伝統的建造物群保存地区への申出及び選定

文化財保護法は、「文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる」と定めている。

重伝建地区の申出をしようとする市町村の教育委員会は、「重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則」（昭和 50 年 9 月 30 日付け文部省令第 32 号）に従って、保存地区の保存と活用を担保し、その実効性を証明する保存活用計画を含んだ選定申出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

なお、文部科学大臣は、選定にあたっては、あらかじめ文化審議会に諮問し、文化審議会では「重要伝統的建造物群保存地区選定基準」に基づき、審査が行われる。「重要伝統的建造物群保存地区選定基準」について次頁の**表 1-1** に示す。

表 1-1　重要伝統的建造物群保存地区選定基準

重要伝統的建造物群保存地区選定基準（昭和 50 年 11 月 20 日文部省告示第 157 号） 伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの 1. 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの 2. 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの 3. 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

（出典：文化庁「歴史を活かしたまちづくり 伝統的建造物群保存地区制度のご案内」）

1-4-6　重要伝統的建造物群保存地区の選定の現況

図 1-5 に年ごとの重伝建地区選定数を、**図 1-6** に重伝建選定地区数の推移を、**表 1-2**、**表 1-3** に重伝建地区一覧を示す。重伝建地区の選定は昭和 51 年から始まり、令和 3 年 8 月 2 日現在までに計 126 地区が選定されている。

図 1-5　年ごとの重伝建地区選定数

図 1-6　重伝建選定地区数の推移

表 1-2　重伝建地区一覧（1/2）

番号	都道府県	地区名称等	種別	選定年月日	選定基準	面積 (ha)
1	北海道	函館市元町末広町	港町	平 1.4.21	(三)	14.5
2	青森	弘前市仲町	武家町	昭 53.5.31	(二)	10.6
3	青森	黒石市中町	商家町	平 17.7.22	(一)	3.1
4	岩手	金ケ崎町城内諏訪小路	武家町	平 13.6.15	(二)	34.8
5	宮城	村田町村田	商家町	平 26.9.18	(一)	7.4
6	秋田	横手市増田	在郷町	平 25.12.27	(二)	10.6
7	秋田	仙北市角館	武家町	昭 51.9.4	(二)	6.9
8	福島	喜多方市小田付	在郷町・醸造町	平 30.8.17	(二)	15.5
9	福島	下郷町大内宿	宿場町	昭 56.4.18	(三)	11.3
10	福島	南会津町前沢	山村集落	平 23.6.20	(三)	13.3
11	茨城	桜川市真壁	在郷町	平 22.6.29	(二)	17.6
12	栃木	栃木市嘉右衛門町	在郷町	平 24.7.9	(二)	9.6
13	群馬	桐生市桐生新町	製織町	平 24.7.9	(二)	13.4
14	群馬	中之条町六合赤岩	山村・養蚕集落	平 18.7.5	(三)	63
15	埼玉	川越市川越	商家町	平 11.12.1	(一)	7.8
16	千葉	香取市佐原	商家町	平 8.12.10	(三)	7.1
17	新潟	佐渡市宿根木	港町	平 3.4.30	(三)	28.5
18	富山	高岡市山町筋	商家町	平 12.12.4	(一)	5.5
19	富山	高岡市金屋町	鋳物師町	平 24.12.28	(一)	6.4
20	富山	高岡市吉久	在郷町	令 2.12.23	(二)	4.1
21	富山	南砺市相倉	山村集落	平 6.12.21	(三)	18
22	富山	南砺市菅沼	山村集落	平 6.12.21	(三)	4.4
23	石川	金沢市東山ひがし	茶屋町	平 13.11.14	(一)	1.8
24	石川	金沢市主計町	茶屋町	平 20.6.9	(一)	0.6
25	石川	金沢市卯辰山麓	寺町	平 23.11.29	(二)	22.1
26	石川	金沢市寺町台	寺町	平 24.12.28	(二)	22
27	石川	輪島市黒島地区	船主集落	平 21.6.30	(二)	20.5
28	石川	加賀市加賀橋立	船主集落	平 17.12.27	(二)	11
29	石川	加賀市加賀東谷	山村集落	平 23.11.29	(三)	151.8
30	石川	白山市白峰	山村・養蚕集落	平 24.7.9	(三)	10.7
31	福井	小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	平 20.6.9	(二)	19.1
32	福井	南越前町今庄宿	宿場町	令 3.8.2	(二)	9.2
33	福井	若狭町熊川宿	宿場町	平 8.7.9	(三)	10.8
34	山梨	甲州市塩山下小田原上条	山村・養蚕集落	平 27.7.8	(三)	15.1
35	山梨	早川町赤沢	山村・講中宿	平 5.7.14	(三)	25.6
36	長野	長野市戸隠	宿坊群・門前町	平 29.2.23	(二)	73.3
37	長野	塩尻市奈良井	宿場町	昭 53.5.31	(三)	17.6
38	長野	塩尻市木曾平沢	漆工町	平 18.7.5	(二)	12.5
39	長野	千曲市稲荷山	商家町	平 26.12.10	(二)	13
40	長野	東御市海野宿	宿場・養蚕町	昭 62.4.28	(一)	13.2
41	長野	南木曽町妻籠宿	宿場町	昭 51.9.4	(三)	1245.4
42	長野	白馬村青鬼	山村集落	平 12.12.4	(三)	59.7
43	岐阜	高山市三町	商家町	昭 54.2.3	(一)	4.4
44	岐阜	高山市下二之町大新町	商家町	平 16.7.6	(一)	6.6
45	岐阜	美濃市美濃町	商家町	平 11.5.13	(一)	9.3
46	岐阜	恵那市岩村町本通り	商家町	平 10.4.17	(三)	14.6
47	岐阜	郡上市郡上八幡北町	城下町	平 24.12.28	(三)	14.1
48	岐阜	白川村荻町	山村集落	昭 51.9.4	(三)	45.6
49	静岡	焼津市花沢	山村集落	平 26.9.18	(三)	19.5
50	愛知	名古屋市有松	染織町	平 28.7.25	(一)	7.3
51	愛知	豊田市足助	商家町	平 23.6.20	(一)	21.5
52	三重	亀山市関宿	宿場町	昭 59.12.10	(三)	25
53	滋賀	大津市坂本	里坊群・門前町	平 9.10.31	(三)	28.7
54	滋賀	彦根市河原町芹町地区	商家町	平 28.7.25	(二)	5
55	滋賀	近江八幡市八幡	商家町	平 3.4.30	(一)	13.1
56	滋賀	東近江市五個荘金堂	農村集落	平 10.12.25	(三)	32.2
57	京都	京都市上賀茂	社家町	昭 63.12.16	(三)	2.7
58	京都	京都市産寧坂	門前町	昭 51.9.4	(三)	8.2
59	京都	京都市祇園新橋	茶屋町	昭 51.9.4	(一)	1.4
60	京都	京都市嵯峨鳥居本	門前町	昭 54.5.21	(三)	2.6
61	京都	南丹市美山町北	山村集落	平 5.12.8	(三)	127.5
62	京都	伊根町伊根浦	漁村	平 17.7.22	(三)	310.2
63	京都	与謝野町加悦	製織町	平 17.12.27	(二)	12

表 1-3　重伝建地区一覧（2/2）

番号	都道府県	地区名称等	種別	選定年月日	選定基準	面積（ha）
64	大阪	富田林市富田林	寺内町・在郷町	平 9.10.31	(一)	12.9
65	兵庫	神戸市北野町山本通	港町	昭 55.4.10	(一)	9.3
66	兵庫	豊岡市出石	城下町	平 19.12.4	(二)	23.1
67	兵庫	丹波篠山市篠山	城下町	平 16.12.10	(二)	40.2
68	兵庫	丹波篠山市福住	宿場町・農村集落	平 24.12.28	(三)	25.2
69	兵庫	養父市大屋町大杉	山村・養蚕集落	平 29.7.31	(三)	5.8
70	兵庫	たつの市龍野	商家町・醸造町	令 1.12.23	(一)	15.9
71	奈良	橿原市今井町	寺内町・在郷町	平 5.12.8	(一)	17.4
72	奈良	五條市五條新町	商家町	平 22.12.24	(一)	7
73	奈良	宇陀市松山	商家町	平 18.7.5	(一)	17
74	和歌山	湯浅町湯浅	醸造町	平 18.12.19	(二)	6.3
75	鳥取	倉吉市打吹玉川	商家町	平 10.12.25	(一)	9.2
76	鳥取	若桜町若桜	商家町	令 3.8.2	(三)	9.5
77	鳥取	大山町所子	農村集落	平 25.12.27	(三)	25.8
78	島根	大田市大森銀山	鉱山町	昭 62.12.5	(三)	162.7
79	島根	大田市温泉津	港町・温泉町	平 16.7.6	(二)	36.6
80	島根	津和野町津和野	武家町・商家町	平 25.8.7	(二)	11.1
81	岡山	倉敷市倉敷川畔	商家町	昭 54.5.21	(一)	15
82	岡山	津山市城東	商家町	平 25.8.7	(一)	8.1
83	岡山	津山市城西	寺町・商家町	令 2.12.23	(二)	12
84	岡山	高梁市吹屋	鉱山町	昭 52.5.18	(三)	6.4
85	岡山	矢掛町矢掛宿	宿場町	令 2.12.23	(二)	11.5
86	広島	呉市豊町御手洗	港町	平 6.7.4	(二)	6.9
87	広島	竹原市竹原地区	製塩町	昭 57.12.16	(一)	5
88	広島	福山市鞆町	港町	平 29.11.28	(二)	8.6
89	広島	廿日市市宮島町	門前町	令 3.8.2	(二)	16.8
90	山口	萩市堀内地区	武家町	昭 51.9.4	(二)	55
91	山口	萩市平安古地区	武家町	昭 51.9.4	(二)	4
92	山口	萩市浜崎	港町	平 13.11.14	(二)	10.3
93	山口	萩市佐々並市	宿場町	平 23.6.20	(二)	20.8
94	山口	柳井市古市金屋	商家町	昭 59.12.10	(一)	1.7
95	徳島	美馬市脇町南町	商家町	昭 63.12.16	(一)	5.3
96	徳島	三好市東祖谷山村落合	山村集落	平 17.12.27	(三)	32.3
97	徳島	牟岐町出羽島	漁村集落	平 29.2.23	(三)	3.7
98	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	昭 60.4.13	(三)	13.1
99	愛媛	西予市宇和町卯之町	在郷町	平 21.12.8	(二)	4.9
100	愛媛	内子町八日市護国	製蝋町	昭 57.4.17	(三)	3.5
101	高知	室戸市吉良川町	在郷町	平 9.10.31	(一)	18.3
102	高知	安芸市土居廓中	武家町	平 24.7.9	(二)	9.2
103	福岡	八女市八女福島	商家町	平 14.5.23	(二)	19.8
104	福岡	八女市黒木	在郷町	平 21.6.30	(三)	18.4
105	福岡	うきは市筑後吉井	在郷町	平 8.12.10	(三)	20.7
106	福岡	うきは市新川田篭	山村集落	平 24.7.9	(三)	71.2
107	福岡	朝倉市秋月	城下町	平 10.4.17	(二)	58.6
108	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町	港町・在郷町	平 18.7.5	(二)	2
109	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿	醸造町	平 18.7.5	(一)	6.7
110	佐賀	嬉野市塩田津	商家町	平 17.12.27	(二)	12.8
111	佐賀	有田町有田内山	製磁町	平 3.4.30	(三)	15.9
112	長崎	長崎市東山手	港町	平 3.4.30	(二)	7.5
113	長崎	長崎市南山手	港町	平 3.4.30	(二)	17
114	長崎	平戸市大島村神浦	港町	平 20.6.9	(二)	21.2
115	長崎	雲仙市神代小路	武家町	平 17.7.22	(二)	9.8
116	大分	日田市豆田町	商家町	平 16.12.10	(二)	10.7
117	大分	杵築市北台南台	武家町	平 29.11.28	(二)	16.1
118	宮崎	日南市飫肥	武家町	昭 52.5.18	(二)	19.8
119	宮崎	日向市美々津	港町	昭 61.12.8	(二)	7.2
120	宮崎	椎葉村十根川	山村集落	平 10.12.25	(三)	39.9
121	鹿児島	出水市出水麓	武家町	平 7.12.26	(二)	43.8
122	鹿児島	薩摩川内市入来麓	武家町	平 15.12.25	(二)	19.2
123	鹿児島	南さつま市加世田麓	武家町	令 1.12.23	(二)	20
124	鹿児島	南九州市知覧	武家町	昭 56.11.30	(二)	18.6
125	沖縄	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	平 12.5.25	(三)	21.4
126	沖縄	竹富町竹富島	島の農村集落	昭 62.4.28	(三)	38.3

※　令和 3 年 8 月 2 日現在
※　合計 43 道府県 104 市町村 126 地区

1-5　既往研究の整理

本研究に関係する既往研究としては、台風が頻繁に来襲する地域に位置する集落及び重伝建地区の台風対策に関する研究、集落及び重伝建地区の台風被害に関する研究、重伝建地区の修景基準の許容範囲に関する研究、重伝建地区の修景事業及び修景事例に関する研究が挙げられる。これらの既往研究について「伝統的建造物群保存地区」、「集落」、「台風」、「修景基準」、「修景事業」、「修景事例」、「修景実態」をキーワードとし、日本建築学会計画系論文集、日本建築学会技術報告集、日本都市計画学会都市計画論文集から抽出を行った。本研究に関係がある既往研究として抽出されたものを**表 1-4** から**表 1-6** に示す。以下に代表的な既往研究を整理する。

（1）台風が頻繁に来襲する地域に立地する集落の居住環境に関する研究

〇安藤 亮，畔柳 昭雄，中村 茂樹：沿海強風地域に立地する集落の生活空間特性に関する研究:生活環境としての集落・民家・生活習慣の成立について，日本建築学会計画系論文集，第 520 号，pp.107-114，1999-06

〇小林 広英，飯塚 明子，白坂 隆之介，小林 正美：ベトナム中部・台風洪水常襲地における農山村集落の居住環境に関する調査研究:アルイ県ホンハ社パリン村の事例，日本建築学会計画系論文集，第 73 巻，第 634 号，pp.2639-2645，2008-12

（2）建築物の台風被害に関する研究

〇村尾 修，薄田 拓磨，杉安 和也，花岡 和聖：2013 年台風ヨランダによる建物被害評価フィリピン・サマール島バセイを対象として，日本建築学会計画系論文集，第 81 巻，第 725 号，pp.1541-1548，2016-07

〇宮地 茉莉，藤枝 絢子，Veitata Sainimere，小林 広英：フィジー農村集落におけるサイクロン被害と住宅再建に関する調査研究　ーサイクロン・ウィンストン被災後のナバラ村を事例としてー，日本建築学会計画系論文集，第 84 巻，第 763 号，pp.1925-1935，2019-09

〇佐々木 和彦，植松 康：秋田県及び青森県における台風 9119 号による住家被害とその要因分析，日本建築学会技術報告集，第 9 号，pp.61-64，1999-12

〇福島　澄也，イア リムセアン，松浦　健治郎：台風による建物被害と風向・地形・隣棟間隔との関係性に関する研究 -千葉県館山市布良地区を事例として-，日本都市計画学会都市計画論文集，Vol.55，No.3，pp.925-930，2020-10

（3）重伝建地区の地震被害に関する研究

○龍門 達夫：東北地方太平洋沖地震による関東の重要伝統的建造物群保存地区の町家の屋根被害の分析，日本建築学会計画系論文集，第 80 巻，第 713 号，pp. 1717-1723，2015-07

○龍門 達夫：東日本大震災による佐原重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物の屋根被害調査と分析，日本建築学会計画系論文集，第 81 巻，第 726 号，pp. 1839-1849，2016-08

（4）重伝建地区の建築物の耐震性に関する研究

○田井 利幸，森井 雄史，渡辺 千明，林 康裕：高知県の重要伝統的建造物群保存地区における木造住宅の大地震への備え，日本建築学会技術報告集，第 16 巻，第 32 号，pp. 399-404，2010-02

（5）重伝建地区の修理・修景基準に関する研究

○高山 基，後藤 治，益尾 孝祐，門主 学，細野 美希：農村部の伝統的建造物群保存地区における保存基準の再考，日本建築学会技術報告集，第 16 巻，第 33 号，pp. 771-774，2010-06

（6）重伝建地区の修理・修景事業に関する研究

○公文 暁，河東 義之，山本 明：伝統的建造物群の保存修理事業の実態：高山市三町地区での事例，日本建築学会計画系論文集，第 552 号，pp. 215-222，2002-02

○牛谷 直子，明智 圭子，増井 正哉，上野 邦一：重要伝統的建造物群保存地区における修景実態に関する研究，日本建築学会計画系論文集，第 561 号，pp. 211-216，2002-11

○玉井 悠嗣，木下 光：八女福島地区における屋根葺替え工事前後の瓦の形態変化に関する研究　-街なみ環境整備事業地区及び重要伝統的建造物群保存地区を対象として-，日本建築学会計画系論文集，第 74 巻，第 644 号，pp. 2303-2309，2009-10

○會田 千春，岡崎 篤行：修理修景事業における基準の運用実態とオーセンティシティからみた課題　～佐渡市宿根木重要伝統的建造物群保存地区を対象として～，日本建築学会技術報告集，第 16 巻，第 32 号，pp. 325-328，2010-02

○飛田　裕彰，嶋村　明彦，浦山　益郎：関宿重要伝統的建造物群保存地区における修理修景事業に対する行政支援　-専門職員が継続的に建物調査・設計から施工まで一貫して支援する三重県亀山市の場合-，日本都市計画学会都市計画論文集，No. 45-3，pp. 361-366，2010-10

○畔柳 知宏，藤田 康仁，服部 佐智子：修理修景の継続性からみた重要伝統的建造物群保存地区における建設業従事者の実態，日本建築学会計画系論文集，第 85 巻，第 767 号，pp. 213-222，2020-01

○倉田　英司，嘉名　光市，蕭　閎偉：伝統的建造物群の特性を踏まえた制度設計と運用支援に伴う修理・修景内容に関する研究　-福岡県うきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区における土蔵造・海鼠壁を事例として-，日本都市計画学会都市計画論文集，Vol.56，No.3，pp.469-476，2021-10

（7）重伝建地区における現状変更に関する研究

○公文 暁，山本 明，河東 義之：伝統的居住環境に対する住民の選好：高山市三町地区を事例として，日本建築学会計画系論文集，第 565 号，pp.233-240，2003-03

○松村　有紹，木下　光，丸茂　弘幸：生活重視型町並み保存における伝統的家屋の現状変更行為の類型と空間構成の変化に関する研究　-三重県亀山市関町「関宿重要伝統的建造物群保存地区」を事例として-，日本都市計画学会都市計画論文集，No.42-3，pp.103-108，2007-10

○浦山　益郎：重要伝統的建造物群保存地区の現状変更に関する町並み相談員制度の運用実態 -福井県若狭町熊川宿重要伝統的建造物群保存地区を事例として-，日本都市計画学会都市計画論文集，Vol.50，No.3，pp.1084-1089，2015-10

（8）自治体自主制度による修景実態に関する研究

○北山 めぐみ，山本 直彦，平尾 和洋，増井 正哉：修理・修景型の自治体自主制度による修景実態に関する研究　-名古屋市有松町並み保存地区における外観意匠の類型化と伝統的建造物との対応関係-，日本建築学会計画系論文集，第 79 巻，第 706 号，pp.2689-2698，2014-12

以上、既往研究を概観した結果、建築物の台風被害に関する研究、重伝建地区の地震被害及び耐震性に関する研究、重伝建地区の修理・修景基準及び修理・修景事例に関する研究が存在することが明らかとなった。しかし、本研究のように台風が頻繁に来襲する地域に位置する重伝建地区を対象とし、台風対策等を考慮した景観の保全・形成の現状について把握することを通して、台風対策等の現代的要求と歴史的風致の維持・形成の折り合いをつけた鳥羽市海女集落 7 地区の景観形成基準（案）の基本方針の検討及び提案を行っている研究はみられなかった。そのため、本研究は新規性があると考えられる。

表 1-4　既往研究一覧（日本建築学会計画系論文集）

キーワード	巻号	年月次	ページ	タイトル	著者名
伝統的建造物群保存地区	518	1999-04	229-236	伝建地区の現状変更行為における住民の建築希望内容と町並変容の研究 ： 近江八幡市を事例として	金 弘己 / 宗本 順三
	527	2000-01	217-223	近江八幡市八幡伝建地区における居住者の建物の現状変更意向と世帯の特徴	金 弘己 / 宗本 順三 / 吉田 哲
	547	2001-09	193-200	歴史的町並みの保全地域を対象としたコミュニティの活用による防災機能の向上に関する研究 ： 京都市産寧坂伝統的建造物群保存地区をケーススタディとして その１	冨山 育子
	552	2002-02	215-222	伝統的建造物群の保存修理事業の実態 ： 高山市三町地区での事例	公文 暁 / 河東 義之 / 山本 明
	561	2002-11	211-216	重要伝統的建造物群保存地区における修景実態に関する研究	牛谷 直子 / 明智 圭子 / 増井 正哉 / 上野 邦一
	565	2003-03	233-240	伝統的居住環境に対する住民の選好 ： 高山市三町地区を事例として	公文 暁 / 山本 明 / 河東 義之
	567	2003-05	87-94	伝統的建造物群保存地区制度の運用過程における実施施策の内容	小林 史彦 / 川上 光彦
	581	2004-07	61-66	伝統的建造物群保存地区における歴史的景観の変容 ： 長野県楢川村奈良井を事例として	大島 規江
	582	2004-08	81-86	重要伝統的建造物群保存地区における現状変更に伴う景観変容に関する研究 ： 楢川村奈良井重要伝統的建造物群保存地区を事例として	牛谷 直子 / 増井 正哉 / 上野 邦一
	590	2005-04	81-85	伝統的建造物群保存地区における町並み保存に対する住民意識 ： 長野県楢川村奈良井を事例として	大島 規江
	644	2009-10	2303-2309	八女福島地区における屋根葺替え工事前後の瓦の形態変化に関する研究　-街なみ環境整備事業地区及び重要伝統的建造物群保存地区を対象として-	玉井 悠嗣 / 木下 光
	659	2011-01	91-99	震災を受けた歴史的市街地における住宅再建実態と町並み保存に向けた合意形成過程　-能登半島地震による輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区の事例研究-	小柳 健 / 川上 光彦
	688	2013-06	1283-1291	町並み保存地区における住民意識の時系列分析による伝建地区制度の評価　竹原市竹原地区重要伝統的建造物群保存地区を事例として	上村 信行 / 吉田 宗人 / 吉田 倫子 / 宇高 雄志
	690	2013-08	1809-1816	町並み保存に対する自治会毎の住民意識の相違　竹原市竹原地区重要伝統的建造物群保存地区を事例として	吉田 宗人 / 上村 信行 / 吉田 倫子 / 宇高 雄志
	695	2014-01	131-139	歴史的町並みを活用したまちづくり実施地区における地域居住の維持　重要伝統的建造物群保存地区と未選定地区との比較分析	斎尾 直子 / 寺尾 慈明
	713	2015-07	1717	東北地方太平洋沖地震による関東の重要伝統的建造物群保存地区の町家の屋根被害の分析	龍門 達夫
	726	2016-08	1839-1849	東日本大震災による佐原重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物の屋根被害調査と分析	龍門 達夫
	767	2020-01	213-222	修理修景の継続性からみた重要伝統的建造物群保存地区における建設業従事者の実態	畔柳 知宏 / 藤田 康仁 / 服部 佐智子
集落	520	1999-06	107-114	沿海強風地域に立地する集落の生活空間特性に関する研究 ： 生活環境としての集落・民家・生活習慣の成立について	安藤 亮 / 畔柳 昭雄 / 中村 茂樹
	526	1999-12	131-138	沿海多雨・多雪地域に立地する舟小屋を有する集落の生活空間特性に関する研究 ： 生活環境としての集落・民家・生活習慣の成立について その２	岡野 崇裕 / 畔柳 昭雄 / 中村 茂樹
	569	2003-07	101-108	洪水常襲地帯に立地する集落と建築の空間構成及び水防活動に関する調査研究 ： 利根川流域と揖斐川流域に立地する集落の比較	播磨 一 / 畔柳 昭雄
	630	2008-08	1723-1728	沖縄島中北部集落における屋敷林の変化に関する研究 ： 三時点(1945, 1972-74, 2003 年)の空中写真の比較と聞き取りを通して	安藤 徹哉 / 小野 啓子
	630	2008-08	1729-1733	沖縄島本部町備瀬集落における福木屋敷林の実態	安藤 徹哉 / 小野 啓子
	634	2008-12	2639-2645	ベトナム中部・台風洪水常襲地における農山村集落の居住環境に関する調査研究 ： アルイ県ホンハ社バリン村の事例	小林 広英 / 飯塚 明子 / 白坂 隆之介 / 小林 正美
	639	2009-05	1075-1083	伝統的な建物配置や敷地構成の居住環境の再建への影響　-2006 年ジャワ島中部地震被災地であるプレンブタン集落を事例として-	山崎 義人 / 田中 貴宏 / 山口 秀文 / 重村 力 / 北後 明彦
	646	2009-12	2617-2626	能登半島地震被災集落・道下の地域性と震災復興	山崎 寿一
	651	2010-05	1151-1158	能登半島地震被災集落・道下の住宅復興の実態（震災後２年の復興過程）　-道下集落の伝統的空間構成と復興住宅の屋敷地利用パターンの特徴に着目して-	山崎 寿一 / 中川 和樹
	674	2012-04	813-820	能登半島地震被災集落・道下と隣接集落の復興比較　-震災後４年の復興実態と集落特性-	山口 秀文 / 山崎 寿一
	698	2014-04	1045-1054	昭和三陸津波後の岩手県大槌町吉里吉里集落の復興に関する研究　農山漁村経済更生運動と復興計画の関連	岡村 健太郎
	699	2014-05	1119-1127	漁村集落における土地利用の変化と津波への対策が集落空間構成へ与えた影響	佐藤 布武 / 貝島 桃代 / 橋本 剛
	741	2017-11	3013-3021	明治三陸津波後の復興政策と集落再建に関する研究	岡村 健太郎
	763	2019-09	1925-1935	フィジー農村集落におけるサイクロン被害と住宅再建に関する調査研究　ーサイクロン・ウィンストン被災後のナバラ村を事例としてー	宮地 茉莉 / 藤枝 絢子 / Veitata Sainimere / 小林 広英
台風	458	1994-04	89-98	自然災害による被害発生危険度の相対的評価方法確立のための一試案 ： 家屋被害を用いた地震災害と台風災害の相互比較および地域間比較	杉山 武 / 坪井 利弘 / 谷口 仁士
	634	2008-12	2639-2645	ベトナム中部・台風洪水常襲地における農山村集落の居住環境に関する調査研究 ： アルイ県ホンハ社バリン村の事例	小林 広英 / 飯塚 明子 / 白坂 隆之介 / 小林 正美
	725	2016-07	1541-1548	2013 年台風ヨランダによる建物被害評価　フィリピン・サマール島バセイを対象として	村尾 修 / 薄田 拓磨 / 杉安 和也 / 花岡 和聖
修景基準	該当なし				
修景事業	636	2009-02	401-408	小布施堂界隈の町並み修景事業における瓦の利用形態の変遷に関する研究	玉井 悠嗣 / 木下 光
	715	2015-09	2051-2061	歴史的市街地における建築物の修景事業に対する助成制度に関する研究　―東海４県の景観行政団体を対象にして―	林 直孝 / 浅野 聡 / 森河 奨
	735	2017-05	1199-1209	街なみ環境整備事業を利用した壁面後退と修景による住環境・景観整備　ー総社商店街地区を事例にー	井上 亮 / 中野 茂夫
	767	2020-01	213-222	修理修景の継続性からみた重要伝統的建造物群保存地区における建設業従事者の実態	畔柳 知宏 / 藤田 康仁 / 服部 佐智子
修景事例	735	2017-05	1199-1209	街なみ環境整備事業を利用した壁面後退と修景による住環境・景観整備　ー総社商店街地区を事例にー	井上 亮 / 中野 茂夫
修景実態	561	2002-11	211-216	重要伝統的建造物群保存地区における修景実態に関する研究	牛谷 直子 / 明智 圭子 / 増井 正哉 / 上野 邦一
	706	2014-12	2689-2698	修理・修景型の自治体自主制度による修景実態に関する研究　-名古屋市有松町並み保存地区における外観意匠の類型化と伝統的建造物との対応関係-	北山 めぐみ / 山本 直彦 / 平尾 和洋 / 増井 正哉
	767	2020-01	213-222	修理修景の継続性からみた重要伝統的建造物群保存地区における建設業従事者の実態	畔柳 知宏 / 藤田 康仁 / 服部 佐智子

※　他のキーワードでも検索され、既に記載した既往研究については、青文字で記載している。

表 1-5　既往研究一覧（日本建築学会技術報告集）

キーワード	巻号	年月次	ページ	タイトル	著者名
伝統的建造物群保存地区	16	2002-12	243-248	金ケ崎町城内諏訪小路伝統的建造物群保存地区における空間形態の存続を目的とした保存計画	大沼 正寛 / 高橋 文浩 / 千葉 周秋 / 石川 慎治 / 伊藤 邦明 / 舛岡 和夫 / 野村 希晶 / 菊地 良覚 / 櫻井 一弥 / 横山 禎徳
	17	2003-06	345-348	伝統的建造物群保存地区における民家再生公共建築の設計技法 ： 金ケ崎町白糸まちなみ交流館の設計・建設プロセス その 2	大沼 正寛 / 伊藤 邦明 / 小田島 正仁 / 池田 隆信 / 野村 希晶
	17	2003-06	455-458	伝統的建造物群保存地区指定の最終段階における合意形成過程の事例研究 ： 川越市川越を対象として	岡田 岳人 / 岡崎 篤行
	28	2008-10	631-634	歴史的建築物の屋根修理における古瓦の再用	二村 悟 / 後藤 治 / 杉本 賢司 / 戸田 啓太 / 高原 達矢
	32	2010-02	325-328	修理修景事業における基準の運用実態とオーセンティシティからみた課題　～佐渡市宿根木重要伝統的建造物群保存地区を対象として～	會田 千春 / 岡崎 篤行
	32	2010-02	399-404	高知県の重要伝統的建造物群保存地区における木造住宅の大地震への備え	田井 利幸 / 森井 雄史 / 渡辺 千明 / 林 康裕
	33	2010-06	771-774	農村部の伝統的建造物群保存地区における保存基準の再考	高山 基 / 後藤 治 / 益尾 孝祐 / 門主 学 / 細野 美希
	53	2017-02	123-128	宮崎県の重要伝統的建造物群保存地区（日向市美々津）の伝統木造住宅構造調査	菖蒲 真生人 / 南部 恭広 / 杉野 未奈 / 渡辺 千明 / 林 康裕
	56	2018-02	153-158	重要伝統的建造物群保存地区・美馬市脇町南町の木造住宅構造調査	遠山 光輝 / 早川 小百合 / 南部 恭広 / 杉野 未奈 / 渡辺 千明 / 林 康裕
集落	28	2008-10	573-576	中山間地における震災被災住宅の修復過程と専門家の役割 ： 新潟県中越地震における旧山古志村虫亀集落を事例として	山口 実里 / 福留 邦洋 / 岡崎 篤行
	30	2009-06	449-452	伝統的建造物保存地区における建物外装の材料と色彩の調査　-京都府美山町北部集落を対象として-	楠木 雪野 / 外波山 理恵 / 佐藤 仁人
	33	2010-06	677-682	インドネシア・テンペ湖集落における自然環境変化への対応手法の調査研究	市川 尚紀
	37	2011-10	997-1002	広島県賀茂地方の居蔵造り集落における気候特性に対する空間構成手法に関する研究	松岡 英俊 / 市川 尚紀
	50	2016-02	297-302	歴史的地区における地域住宅生産体制の役割とその生業保全に関する研究　福島県南会津町前沢集落を事例として	益尾 孝祐 / 後藤 治
	65	2021-02	207-212	伝統的山間集落における家屋の耐震安全性に関する総体的分析　-焼津市花沢集落の事例-	横内　基
台風	9	1999-12	61-64	秋田県及び青森県における台風 9119 号による住家被害とその要因分析	佐々木 和彦 / 植松 康
修景基準	16	2002-12	243-248	金ケ崎町城内諏訪小路伝統的建造物群保存地区における空間形態の存続を目的とした保存計画	大沼 正寛 / 高橋 文浩 / 千葉 周秋 / 石川 慎治 / 伊藤 邦明 / 舛岡 和夫 / 野村 希晶 / 菊地 良覚 / 櫻井 一弥 / 横山 禎徳
	32	2010-02	325-328	修理修景事業における基準の運用実態とオーセンティシティからみた課題　～佐渡市宿根木重要伝統的建造物群保存地区を対象として～	會田 千春 / 岡崎 篤行
修景事業	32	2010-02	325-328	修理修景事業における基準の運用実態とオーセンティシティからみた課題　～佐渡市宿根木重要伝統的建造物群保存地区を対象として～	會田 千春 / 岡崎 篤行
修景事例	該当なし				
修景実態	32	2010-02	325-328	修理修景事業における基準の運用実態とオーセンティシティからみた課題　～佐渡市宿根木重要伝統的建造物群保存地区を対象として～	會田 千春 / 岡崎 篤行

※　他のキーワードでも検索され、既に記載した既往研究については、青文字で記載している。

表 1-6　既往研究一覧（日本都市計画学会都市計画論文集）

キーワード	号数	年度	ページ	タイトル	著者名
伝統的建造物群保存地区	42-3	2007	103-108	生活重視型町並み保存における伝統的家屋の現状変更行為の類型と空間構成の変化に関する研究　－三重県亀山市関町「関宿重要伝統的建造物群保存地区」を事例として－	松村　有紹 / 木下　光 / 丸茂　弘幸
	45-3	2010	361-366	関宿重要伝統的建造物群保存地区における修理修景事業に対する行政支援 －専門職員が継続的に建物調査・設計から施工まで一貫して支援する三重県亀山市の場合－	飛田　裕彰 / 嶋村　明彦 / 浦山　益郎
	50-3	2015	1084-1089	重要伝統的建造物群保存地区の現状変更に関する町並み相談員制度の運用実態 －福井県若狭町熊川宿重要伝統的建造物群保存地区を事例として－	浦山　益郎
	54-1	2019	41-47	歴史的まちなみ景観の整備における場所的特性への専門性を有した関係者の認識と意匠変容に関する考察 － 三重県亀山市関宿伝統的建造物群保存地区を事例として －	倉田　英司
	54-3	2019	1006-1013	伝統的建造物群保存地区における屋根景観の維持保全に影響を与える瓦の選択に関する研究	藤居　由香 / 増井　正哉
	54-3	2019	1035-1042	重要伝統的建造物群保存地区内の現状変更行為に対する住民等組織の関与に関する研究	山口　邦雄
	56-3	2021	469-476	伝統的建造物群の特性を踏まえた制度設計と運用支援に伴う修理・修景内容に関する研究 －福岡県うきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区における土蔵造・海鼠壁を事例として－	倉田　英司 / 嘉名　光市 / 蕭　閎偉
集落	36	2001	361-366	交流観光による茅葺き民家集落保全の住民意識から見る課題と展望　－新潟県刈羽郡高柳町荻ノ島集落を事例にして－	前田　直之 / 後藤　春彦 / 佐久間　康富
	41-3	2006	415-420	地方都市近郊の農村集落における伝統的な民家様式の継承に関する研究　－山梨県南アルプス市を事例として－	宗像　路子 / 大山　勲
	47-3	2012	907-912	沖積平野における自然立地的条件から見た集落の発展と津波・震災被害に関する研究 － 宮城県岩沼市玉浦地区を事例として －	馬場　弘樹 / 氏家　深志 / 石川　幹子
	48-3	2013	363-368	屋敷林の変遷と民家の空間構成に関する研究 －つくば市洞下集落を事例に－	小森　美咲 / 村上　暁信
	54-3	2019	399-404	コカナの震災復興から見たネワール集落の民家再建の実態と課題 －ネパール地震後の文化遺産保護国際協力事業調査報告－	森　朋子
	55-3	2020	1151-1158	熊野川沿い集落における伝統的な水防建築「アガリヤ」の分布、集落内配置および利用変遷 －和歌山県田辺市本宮町を事例として－	落合　知帆
	56-3	2021	936-943	災害復興移転集落の空間配置と計画の特徴 －台湾モラコット台風の再建事例として－	蔡　松倫 / 落合　知帆 / 侯　旻志 / 曾　敏恵
台風	55-3	2020	925-930	台風による建物被害と風向・地形・隣棟間隔との関係性に関する研究 －千葉県館山市布良地区を事例として－	福島　澄也 / イア リムセアン / 松浦　健治郎
修景基準	該当なし				
修景事業	45-3	2010	361-366	関宿重要伝統的建造物群保存地区における修理修景事業に対する行政支援 －専門職員が継続的に建物調査・設計から施工まで一貫して支援する三重県亀山市の場合－	飛田　裕彰 / 嶋村　明彦 / 浦山　益郎
修景事例	該当なし				
修景実態	該当なし				

※　他のキーワードでも検索され、既に記載した既往研究については、青文字で記載している。

1-6　用語の定義

（1）台風常襲圏

本研究では、**図 1-7** に示した範囲を台風常襲圏とする。平成 12 年建設省告示第 1454 号第 2 で定められている基準風速が 32 m/s 以上の範囲で、北海道地方、東北地方、新潟県佐渡市佐渡島を除いた範囲とする。北海道地方を除いた理由は、気象庁の HP[12] によると多くの台風は、温帯低気圧になりながら弱まっていくとされており、同地方では台風が温帯低気圧に変わることが多いためである。東北地方、新潟県佐渡市佐渡島を除いた理由は、台風が来襲する頻度が低いためである。なお、台風常襲圏の詳しい範囲設定の仕方については、第 3 章で説明する。

図 1-7　台風常襲圏の範囲
（国土交通省の資料 [11] を基に作成）

（2）鳥羽市海女集落

本研究では、鳥羽市に位置する海女集落である石鏡、国崎、相差、答志、和具、菅島、神島の計 7 地区の総称とする。

（3）台風被害

本研究では、強風と大雨による被害を指すこととする。

（4）保存計画

本研究では、伝統的建造物群保存地区保存計画及び伝統的建造物群保存地区保存活用計画の総称とする。

（5）修理基準等

本研究では、重伝建地区内の建造物における現状変更の許可内容が示された以下の 3 つの基準を総称したものとする。

①修理基準：伝統的建造物のうち保存活用計画で決定した物件の保存修理の基準で、補助金交付の対象を規定する基準である。

②修景基準：伝統的建造物以外の物件を修景する際の基準で、補助金交付の対象を規定する基準とする地区が多い。

③許可基準：伝統的建造物以外の物件を修景する際の基準で、3 つの基準で最も緩い基準である。歴史的風致の維持や形成を図るために最低限守るべき内容が示されている。

（6）現代的建築物

本研究では、重伝建地区における伝統的建造物（建築物）以外の建築物及び鳥羽市海女集落における歴史的建築物以外の建築物を指すこととする。

（7）現代的要求

本研究では、安全で快適な生活を送るために、伝統的な工法・材料等を採用するのではなく、性能の優れた現代的な工法・材料等を採用したいという所有者や施主の要求を指すこととする。

（8）重伝建周辺地域

本研究では、次頁の**図 1-8** に示した範囲を重伝建周辺地域とする。重伝建地区の東端、西端、南端、北端から 1 km の範囲を含んだ範囲とする。

図 1-8　重伝建周辺地域の範囲

（地理院地図標準地図を基に作成）

1-7　研究の対象

本研究では、台風常襲圏に立地する重伝建地区のうち、鳥羽市海女集落 7 地区と地形条件が類似する 19 地区を調査対象地区とする。なお、調査対象地区の選定の過程については、第 3 章にて説明する。

表 1-7 は、調査対象地区の一覧を示したものである。

表 1-7　調査対象地区一覧

番号※	重伝建地区名称	都道府県	管轄 地方公共団体	選定年月日
31	小浜市小浜西組	福井	小浜市	平 20.6.9
62	伊根町伊根浦	京都	伊根町	平 17.7.22
74	湯浅町湯浅	和歌山	湯浅町	平 18.12.19
86	呉市豊町御手洗	広島	呉市	平 6.7.4
88	福山市鞆町	広島	福山市	平 29.11.28
89	廿日市市宮島町	広島	廿日市市	令 3.8.2
90	萩市堀内地区	山口	萩市	昭 51.9.4
92	萩市浜崎	山口	萩市	平 13.11.14
97	牟岐町出羽島	徳島	牟岐町	平 29.2.23
98	丸亀市塩飽本島町笠島	香川	丸亀市	昭 60.4.13
101	室戸市吉良川町	高知	室戸市	平 9.10.31
112	長崎市東山手	長崎	長崎市	平 3.4.30
113	長崎市南山手	長崎	長崎市	平 3.4.30
114	平戸市大島村神浦	長崎	平戸市	平 20.6.9
115	雲仙市神代小路	長崎	雲仙市	平 17.7.22
117	杵築市北台南台	大分	杵築市	平 29.11.28
119	日向市美々津	宮崎	日向市	昭 61.12.8
125	渡名喜村渡名喜島	沖縄	渡名喜村	平 12.5.25
126	竹富町竹富島	沖縄	竹富町	昭 62.4.28

【凡例】　○:該当あり

※ 文化庁 HP（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/judenken_ichiran.html）において各地区に振られた番号と統一している。

【参考文献】

1) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅰ編：石鏡地区・国崎地区 -鳥羽市景観計画における重点地区指定に向けて-，2018
2) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅱ編：相差地区・答志地区・菅島地区 -鳥羽市景観計画における重点地区指定に向けて-，2019
3) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅲ編：和具地区・神島地区 -鳥羽市景観計画における重点地区指定に向けて-，2020
4) 鳥羽市建設課．“鳥羽市景観計画について”．2021-04-01．https://www.city.toba.mie.jp/machi/keikankeikaku/tobashikeikankeikaku.html，（参照 2021-12-09）
5) 鳥羽市：鳥羽市景観計画、2021.4、入手先＜https://www.city.toba.mie.jp/machi/keikankeikaku/documents/tobashikeikankeikaku.pdf＞、（参照 2021-12-09）
6) 鳥羽市史編さん室：鳥羽市史 上巻，1991
7) 国土交通省住宅局：第 68 回全国建築審査会長会議資料、建築行政に関する最近の動向について、2021.10
8) 株式会社日経 BP：日経アーキテクチュア（2021 年 11 月 25 日号）pp.34-42 特集 採用したい建材・設備メーカーランキング 豪雨対策編 強風対策編，2021.11
9) 文化庁：伝統的建造物群保存地区制度の実務の手引き、2021.3、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/93312701_02.pdf＞、（参照 2021-11-26）
10) 文化庁：歴史を活かしたまちづくり 伝統的建造物群保存地区制度のご案内、2019.12、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/pamphlet_ja_05.pdf＞、（参照 2021-11-26）
11) 文化庁．“重要伝統的建造物群保存地区一覧”．2021-08-02．https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/judenken_ichiran.html，（参照 2021-11-27）
12) 国土交通省：令和元年房総半島台風を踏まえた建築物の強風対策、動画スライド（施工者向け）、2021.2、入手先＜https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001387862.pdf＞、（参照 2021-11-29）
13) 気象庁．“＜解説：温帯低気圧と台風＞”．https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/typhoon/conf/TY-ENQ2006/tropextrop.html，（参照 2021-12-11）
14) 刑部あずさ：重要伝統的建造物群保存地区及び周辺地域における景観保全施策に関する研究－風土条件による類型別の景観保全方針の提案－，三重大学修士論文，2013

第 2 章
近年の台風被害を踏まえた官民の動向

2-1　近年の台風被害を踏まえた建築行政の動向 ･････････････････････････････ 29
2-2　近年の台風被害を踏まえた民間企業の動向 ･････････････････････････････ 41
2-3　小括 ･･･ 47

第 2 章　近年の台風被害を踏まえた官民の動向

2-1　近年の台風被害を踏まえた建築行政の動向

2-1-1　建築基準法の告示基準の改正前の強風対策の概要（建築基準法の技術基準等）

（1）屋根ふき材（瓦）に関する基準等

建築基準法の告示基準の改正前の屋根ふき材（瓦）に関する基準等としては、①建築基準法の告示基準（改正前）と②瓦屋根標準設計・施工ガイドラインの 2 つがある。**表 2-1** は、前述の 2 つの基準についてまとめられたものである。

①建築基準法の告示基準（昭和 46 年建告 109 号）

全ての建築物を対象に一定の仕様基準を義務付けている。木造 3 階建て以上等の建築物については、同仕様基準に加え、構造計算も義務付けている。緊結個所は、軒、けらば（端部から 2 枚までの瓦）、むね（1 枚おきの瓦）としている。緊結方法は、軒、けらば、むねについては、銅線・鉄線又はくぎ等で緊結することとしている。平部については規定がされていない。また、耐久性の確保のために、屋根ふき材・緊結金物にさび止め・防錆措置をすることが求められている。

②瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（ガイドライン工法）

業界団体（(社) 全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国厚形スレート組合連合会）による強制力のないガイドラインで、瓦屋根について耐風性等の高い緊結方法等がとりまとめられている。なお、監修は建築研究所である。緊結個所は、原則として全ての瓦としている。緊結方法は、軒、けらばについては、ねじ及び 2 本のくぎで緊結することとしている。むねについては、ねじで緊結することとしている。平部については、くぎで緊結等することとしている。また、耐久性の確保のために、屋根ふき材・緊結金物にさび止め・防錆措置をすることが求められている。

表 2-1　改正前の 2 つの基準等の比較

		建築基準法の告示基準（昭和46年建告109号）	瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（ガイドライン工法）
概要		・全ての建築物を対象に一定の仕様基準を義務付けている（S31年に施行令改正、S46年に告示に移行）。 ・木造3階建て以上等の建築物については、同仕様基準に加え、構造計算も義務付けている。	・業界団体（※2）による強制力のないガイドラインで、瓦屋根について耐風性等の高い緊結方法等をとりまとめ。（建築研究所が監修） ・H13年８月に策定され、最近の新築住宅では相当程度活用されている。
緊結箇所		軒、けらば（端部から2枚までの瓦） むね（1枚おきの瓦）	原則として全ての瓦
緊結方法（※1）	軒、けらば	銅線、鉄線又はくぎ等で緊結	ねじ及び2本のくぎで緊結
	むね	銅線、鉄線又はくぎ等で緊結	ねじで緊結
	平部	規定なし	くぎで緊結等
耐久性		屋根ふき材・緊結金物にさび止め・防腐措置をすること	屋根ふき材・緊結金物にさび止め・防腐措置をすること
イメージ			

※1：緊結の強度は、銅線、鉄線 ＜ くぎ ＜ ねじ　　※2：(社)全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国厚形スレート組合連合会

（出典：国土交通省住宅局「第 68 回全国建築審査会長会議資料、建築行政に関する最近の動向について」）

（2）小屋組に関する建築基準法の告示基準（平成 12 年建告 1460 号）

全ての木造建築物に告示基準に適合することを義務付けている。小屋組の各部は、当該部分に生じる力を伝えるように金物等で相互に緊結しなければならない旨が規定されている。なお、木造 3 階建て以上等の建築物については、告示基準だけでなく構造計算を行うことが義務付けられている。

（3）基準風速に関する建築基準法の告示基準（平成 12 年建告 1454 号）

小屋組等の構造計算の際に用いる基準風速については、1991 年までの気象データに基づく 50 年に 1 度の確率での発生が想定される風速とされている。

2-1-2　建築物の強風対策に関する調査概要

2-1-2-1　調査概要

令和元年房総半島台風（15 号）において、住宅の屋根瓦等に大きな被害が発生したことを受け、被害が発生した原因を分析し、強風対策の充実の必要性について検討するため、大学や国土技術政策総合研究所（以下、「国総研」という。）、建築研究所等の専門家による調査が実施された。調査期間は、令和元年 12 月から令和 2 年 6 月までである。①屋根ふき材の被害状況の分析、②小屋組の被害状況の分析、③基準風速の検証の以上 3 つの項目について調査・分析が行われた。①屋根ふき材の被害状況の分析では、屋根ふき材の種類、工法別の被害状況を把握し、当時の強風対策の効果について検証が行われた。②小屋組の被害状況の分析では、小屋組の被害状況を把握し、当時の強風対策の効果について検証が行われた。③基準風速の検証では、最新の気象データの分析により、当時の基準風速の妥当性について検証が行われた。なお、③に関しては全都道府県の先駆けとして、千葉県内の基準風速が対象とされた。

2-1-2-2　調査結果概要

（1）屋根ふき材の被害状況の分析

次頁の**写真 2-1** から**写真 2-3** は、屋根ふき材の被害の様子である。次頁の**表 2-2** は、工法の違いと部位ごとの被害の割合について、次々頁の**図 2-1** は、工法の違いと平部の被害原因についてまとめられたものである。被害のあった屋根の 8 割は瓦屋根であり、瓦屋根の被害は改正前の建築基準法の告示基準で緊結対象となっていない部分で特に多く発生していた。その一方で、全ての瓦を緊結するガイドライン工法の瓦屋根は脱落による被害が少なかった。ただし、沿岸部においては、局所的な強風による被害が一部発生していた。また、ガイドライン工法、非ガイドライン工法に共通して飛来物による被害が多数発生していた。

写真 2-1　軒・けらばの被害
（館山市西川名（沿岸部））
（出典：国土交通省住宅局「第 68 回全国建築審査会長会議資料、建築行政に関する最近の動向について」）

写真 2-2　むねの被害
（南房総市富浦町（一般部））
（出典：国土交通省住宅局「第 68 回全国建築審査会長会議資料、建築行政に関する最近の動向について」）

写真 2-3　軒・平部の被害（南房総市白浜町（一般部））
（出典：国土交通省住宅局「第 68 回全国建築審査会長会議資料、建築行政に関する最近の動向について」）

表 2-2　工法の違いと部位ごとの被害の割合

	ガイドライン工法	非ガイドライン工法
軒・けらば	11%	43%
むね	27%	**68%**
平部	45%	**57%**

（出典：国土交通省住宅局「第 68 回全国建築審査会長会議資料、建築行政に関する最近の動向について」）

図 2-1　工法の違いと平部の被害原因

（出典：国土交通省住宅局「第 68 回全国建築審査会長会議資料、建築行政に関する最近の動向について」）

（2）小屋組の被害状況の分析

写真 2-4 は、小屋組の被害の様子である。沿岸部の局所的な強風により、住宅の小屋組や野地板に剥がれ等の被害が一部発生していた。

写真 2-4　小屋組の被害（南房総市白浜町（沿岸部））

（出典：国土交通省住宅局「第 68 回全国建築審査会長会議資料、建築行政に関する最近の動向について」）

（3）基準風速の検証

千葉県内の地域においては、最新の気象データに基づく基準風速が当時の建築基準法で定められていた基準風速を超過する地域はなかった。

2-1-3　調査結果を踏まえた建築物の強風対策の方向性

前述の調査結果を踏まえ、以下のような建築物の強風対策が行われることとなった。

2-1-3-1　屋根ふき材に対する強風対策

（1）建築基準法の告示基準の改正

ガイドライン工法を建築基準法の告示基準に位置付け、新築時等に義務付けることとなった。社会資本整備審議会事故・災害対策部会（令和 2 年 7 月 14 日）等での議論及び意見募集（令和 2 年 9 月 14 日～10 月 13 日）を経て、令和 2 年 12 月 7 月に公布され、令和 4 年 1 月から施行されている。なお、平成 17 年国交省告示第 566 号の枠組みを活用し、既存不適格建築物の増改築時に増改築部分以外の既存部へは、新基準を基本的に遡及適用しないこととされている。

（2）強風仕様の検討（業界団体のガイドラインの改訂）

強風の実況に応じた対策については、十分な知見の蓄積がなかったため、国総研等において試験等を実施し、望ましい緊結方法のあり方について、令和 2 年度に検討が行われた。その後、強風仕様を盛り込んだ改訂ガイドラインが令和 3 年 7 月に発行され、周知が図られている。

（3）既存建築物の屋根ふき材の改修の促進

①財政的支援による改修の促進

改修を促進させ、改正後の告示基準へ適合した屋根を増加させるために屋根ふき材の改修等に対する財政的支援が令和 3 年度から実施されている。

②屋根ふき材の補強技術の評価方法等の開発

屋根ふき材の補強技術（部分改修等を含む）の評価方法等について、国総研等において開発が進められている。令和 3 年度から令和 5 年度の期間で開発が行われる予定であり、その後、周知・活用が推進されることとなっている。

（4）屋根ふき材の耐風性能の見える化の推進

前述の対策を踏まえて、住宅性能表示制度における耐風等級の見直し（屋根ふき材の耐風等級の追加）が検討されている。

2-1-3-2　小屋組に対する強風対策

（1）沿岸部仕様の検討（ガイドラインの充実）

強風の実況に応じた対策については、十分な知見の蓄積がなかったため、国総研等において試験等が実施され、望ましい緊結方法のあり方について、令和 2 年度に検討が実施された。検討された耐風性能を備えた木造小屋組の接合仕様の基準については、（公財）日本住宅・木材技術センター（以下、「住木センター」という。）が令和 3 年 11 月に発行した有料の解説書「木造軸組構法住宅の構造計画 2021 年版」に収録されている。なお、住木センターは、普及のために関連する講習会を令和 3 年 11 月 30 日から複数の日時で開催している。

（2）耐風性能を備えた木造小屋組の接合仕様の基準

表 2-3 は、国総研と住木センターによって検討された耐風性能を備えた木造小屋組の接合仕様の基準についてまとめられたものの一部である。この表は、「木造軸組構法住宅の構造計画 2021 年版」に収録されている仕様表から、軒の出が 0.6 m 以下の場合の垂木と軒桁の接合部について、基準風速 30 m/s と 46 m/s の箇所を抜粋したものである。

「木造軸組構法住宅の構造計画 2021 年版」に収録されている仕様表では、建築基準法が定める 9 段階の基準風速（30 m/s～46 m/s）を基に、条件ごとに「標準」、「強風」、「強風で吹き込みあり」の 3 種類を設定している。「強風」は、海岸線から 200 m の範囲で、「強風で吹き込みあり」は、海岸線から 200 m の範囲で、開口部に雨戸やシャッターが付いておらず、強風や飛来物によって窓などが破損して屋内に強風が吹き込み、小屋組に内圧がかかる状態を想定している。なお、「強風で吹き込みあり」の風圧力が最も大きい。対象とした小屋組の接合部位は、垂木と軒桁、垂木と母屋などである。仕様は、木造住宅工事仕様書や住木センターが認定した金物などから選び、引っ張り試験で確認した許容耐力について記載されている。また、強度を確保するために必要なねじの埋め込み長さなど、施工上の注意点も示されている。

表 2-3　耐風性能を備えた木造小屋組の接合仕様表の一部

基準風速			30 m/s			46 m/s		
仕様の種類			標準	強風	強風で吹き込みあり	標準	強風	強風で吹き込みあり
接合の種類	樹種（以上）	許容耐力（kN）	適用の可否			適用の可否		
ひねり金物 ST-9、ST-12	J3	1.1	○	○	×	×	×	×
	J2	2.0	○	○	○	○	×	×
ひねり金物 ST-15	J3	2.2	○	○	○	○	×	×
	J2	2.4	○	○	○	○	×	×
四角穴付きタッピンねじ STS6.5F　脳天打ち	J3	2.5	○	○	○	○	×	×
	J2	3.1	○	○	○	○	○	○
くら金物 SS	J3	4.4	○	○	○	○	○	○

※　樹種は、J2 がヒバやヒノキ、ベイヅカなど、J3 がスギやベイスギ、スプルースなど
（出典：日経アーキテクチュア、2021 年 11 月 11 日号 p.13 ニュース 技術）

2-1-3-3　基準風速の検証

最新の気象データの分析により、現行の建築基準法における基準風速の妥当性が全国を対象として実施された。一定のエリアで年最大風速の 50 年再現期待値が基準風速を超える傾向にあるとは認められないこと等から、現時点で基準風速の見直しの必要はないものの、今後も観測記録を注視する必要があるとの結論が出された。

2-1-4　瓦の緊結方法に関する基準の強化（昭和 46 年建設省告示第 109 号）

瓦屋根の緊結方法を強化するにあたり、建築基準法の告示基準（昭和 46 年建設省告示第 109 号）が改正された。なお、改正後の建築基準法の告示基準は、令和 2 年 12 月 7 日に公布され、令和 4 年 1 月 1 日から施行されている。

2-1-4-1　改正の概要

昭和 31 年に政令に規定され、昭和 46 年に告示に移行された建築物の瓦屋根に係る仕様基準が改正され、業界団体（(社) 全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国厚形スレート組合連合会）によって作成された「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」の仕様が義務化された。**表 2-4** は、緊結箇所及び緊結方法についての改正事項が整理されたものである。事頁の**図 2-2**、**図 2-3** は、改正前後の緊結箇所について示されたものである。改正前の緊結箇所は軒、けらば（端部から 2 枚までの瓦）、むね（1 枚おきの瓦）であったのに対して、改正後の緊結箇所は、軒、けらば、むね、平部の全ての瓦とされている。改正前の緊結方法は、銅線、鉄線、くぎ等で緊結とされていたのに対して、改正後の緊結方法は、瓦の種類、部位、基準風速に応じて定められた緊結方法を選択することとされている。

表 2-4　緊結箇所及び緊結方法についての改正事項

	改正前	改正後
緊結箇所	軒、けらば（端部から 2 枚までの瓦）、むね（1 枚おきの瓦）	軒、けらば、むね、平部の全ての瓦
緊結方法	銅線、鉄線、くぎ等で緊結	瓦の種類、部位、基準風速に応じた緊結方法を規定

（出典：国土交通省住宅局「第 68 回全国建築審査会長会議資料、建築行政に関する最近の動向について」）

図 2-2　改正前の緊結箇所

（出典：国土交通省「令和元年房総半島台風を踏まえた建築物の強風対策、動画スライド（施工者向け）」）

図 2-3　改正後の緊結箇所

（出典：国土交通省「令和元年房総半島台風を踏まえた建築物の強風対策、動画スライド（施工者向け）」）

2-1-4-2　改正された告示基準の概要

改正された告示基準では、瓦屋根は、**表 2-5** 及び**表 2-6** に示した緊結方法またはこれと同等以上に耐力を有する方法で葺くこととされている。ただし、平成 12 年建設省告示第 1458 号に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合はこの限りでないとされている。なお、平部の瓦の緊結方法は、瓦の種類や基準風速（平成 12 年建設省告示第 1454 号に規定）によって指定されている。次頁の**図 2-4** は基準風速の分布図を、**図 2-5** は、桟瓦の種類を示したものである。

表 2-5　改正告示基準の緊結方法

緊結箇所		全ての瓦
緊結方法（※1）	軒、けらば	3 本のくぎ等（くぎ※2 又はねじ）で緊結
	むね	ねじで緊結
	平部	くぎ等で緊結
耐久性		屋根ふき材・緊結金物にさび止め・防錆措置をすること

※1　緊結強度は銅線、鉄線＜くぎ＜ねじの順である。

※2　容易に抜け出ないように加工したものに限る。

（出典：国土交通省住宅局「第 68 回全国建築審査会長会議資料、建築行政に関する最近の動向について」）

表 2-6　改正告示基準の平部の瓦の緊結方法

基準風速 V_0 ＼ 瓦の種類	30 m/s	32～36 m/s	38～46 m/s
F 形	くぎ等 1 本で緊結	くぎ等 2 本で緊結	使用不可
J 形、S 形			
防災瓦（J 形、S 形、F 形）			

（出典：国土交通省住宅局「第 68 回全国建築審査会長会議資料、建築行政に関する最近の動向について」）

図 2-4　基準風速の分布図

（出典：国土交通省「令和元年房総半島台風を踏まえた建築物の強風対策、動画スライド（施工者向け）」）

図 2-5　桟瓦の種類

（出典：国土交通省住宅局「第 68 回全国建築審査会長会議資料、建築行政に関する最近の動向について」）

2-1-5　告示基準の改正による既存不適格建築物の取り扱い

2-1-5-1　既存不適格建築物の取り扱いの考え方

建築基準法の告示基準の改正により、昭和 46 年建設省告示第 109 号に不適合となる瓦屋根を有する建築物は、建築基準法上、既存不適格建築物として扱われることとなった。ただし、直ちに改正後の基準への適合を求められることはないとされている。

2-1-5-2　増改築等の取扱い

建築基準法の告示基準の改正により既存不適格となった建築物を増改築する場合、増改築部分以外の既存部分へは、改正後の基準への適合を基本的には求めない（遡及適用しない）扱いとするとされている。

（1）増築

既存部分については改正前の基準に適合していれば良いが、増築部分については改正後の基準に適合する必要がある。ただし、屋根葺き材が構造上分離していることが前提である。

（2）大規模修繕（全葺き替え）

下地まで含む全葺き替えの場合においては、法令上は改正前の基準に適合していれば良いが、改正後の基準で葺き替えることが望ましいとされている。

（3）新築

今後、新築する場合は、改正後の基準に適合することが必要である。

2-1-6　行政による瓦の脱落等の屋根被害対策（屋根の耐風診断及び耐風改修に関する事業）

2-1-6-1　事業内容

耐風性能が十分ではないおそれのある既存住宅・建築物の屋根の耐風性能の診断及び脱落の危険性があると判断された屋根の改修に必要な費用の一部に対する支援が行われている。対象区域は、DID 地区等で基準風速 32　m/s 以上の区域又は地域防災計画等で地方公共団体が指定する区域である。なお、補助要件として、自主的な耐風改修の促進のため、事業主体が広報誌等により屋根の耐風性能確保について周知を行うことが求められている。

2-1-6-2　屋根の耐風診断

建築基準法の告示基準（昭和 46 年建設省告示第 109 号、令和 2 年改正）に適合しているかについてかわらぶき技能士や瓦屋根工事技士等により診断する際に補助を行うものである。補助率は、地方公共団体が実施する場合は、要する費用の 1/2 を国が負担することとなっており、民間が実施する場合は、要する費用の 2/3 を国と地方公共団体が負担することとなっている。なお、補助対象限度額は 1 棟あたり、31,500 円とされている。

2-1-6-3　屋根の耐風改修

告示基準に適合しない屋根について、所要の耐風性能を有する屋根に葺き替える際の費用の一部を補助するというものである。補助率は、23 %で国と地方公共団体が負担することとなっている。なお、補助対象限度額は、24,000 円に屋根面積（㎡）を乗じた額とされており、上限は 1 棟あたり、2,400,000 円とされている。

2-2　近年の台風被害を踏まえた民間企業の動向

近年の自然災害の激甚化を踏まえて、民間企業も豪雨や強風に強い建材・設備の開発に力を注いでいる。以下に、開発された新製品及び開発中の製品の一部を紹介する。

2-2-1　豪雨対策の製品

近年、頻発する豪雨災害から建物を守るため、水害対策に役立つ建材・設備の注目度が高まっている。こうした背景を受けて開発された止水版、防火シャッター、床仕上げ材、雨どい、及び開発中のサッシについて紹介する。

（1）止水版：BX 止水板ラクセット SD タイプ（文化シヤッター）

豪雨による建物内への水の侵入を防ぐために、開口部に設ける止水板の需要が増加したことを受けて開発された製品である。室内側からドアにはめ込んで止水確保を行うもので、従来の止水板が開口部の外側に設置するものが多かったのに対し、この製品は、外開きドアの室内側に止水版を設置できるため、設置後でもドアを開閉することができるという強みを持つ。また、一般的な止水版と異なり設置するための事前工事が不要な点も強みとなっている。

設定浸水高さは、350 mm、600 mm、850 mm の 3 タイプで、JIS A 4716 の定める浸水防止性能は、いずれも Ws-5 である。

写真 2-5　BX 止水板ラクセット SD タイプ
（出典：文化シヤッターHP）

（2）防火シャッター：ウォーターガード 防水シャッター防火・防煙タイプ（三和シヤッター工業）

防火・防煙シャッターの設置が必要な地下街への出入口や地下の機械室の出入口などにも、豪雨水害に備えて防水シャッターを取り付ける建物所有者が増加している。これを受けて開発された製品である。防火・防煙性能と防水性能を備える日本初のスチール製シャッターで、シャッターを 2 つ設置するよりも設置費用とスペースを削減することができる。

設定浸水高さは、3 m で JIS A 4716 の定める浸水防止性能は Ws-5 である。

写真 2-6　ウォーターガード　防水シャッター防火・防煙タイプ
（出典：三和シヤッター工業 HP）

（3）床仕上げ材：水しらず（カネカフォームプラスチックス）

床上浸水しても再利用が可能な床仕上げ材で、木目柄と石目柄が用意されている。一般的に建材は床上浸水するとその後においが問題となるが、水しらずの目地にアンモニア水を垂らして一定時間置いた実験では、水がしみ込まず表面に留まり続け、ふき取り後もにおいはほとんど残らなかった。一方、合板フローリングは目地から入った水を側面から吸水したことでにおいが残った。水しらずを鉄筋コンクリート造の床に直張りする場合は、浸水した後もそのまま利用することができる。ただし木造の床に使用する場合、フローリングと同様にたわみを抑える合板が吸水してしまうので、合板を乾かす工夫が必要となる。

写真 2-7　アンモニア水滴下試験の様子
（出典：カネカフォームプラスチックス HP）

（4）雨どい：大型雨とい高排水システム（パナソニック）

大型化する物流施設や工場では、ゲリラ豪雨や集中豪雨に備えて雨どいの設計にも配慮が求められる。こうしたニーズに応え、サイホン現象を利用することで排水能力を高めた雨どいが開発された。管の中を水で満たすことで発生する吸引作用によって水を効率良く運ぶ仕組みである。

パナソニックは、縦どいの径を従来の半分程度に抑えて、同等の排水能力を確保する「大型雨とい高排水システム」を 2020 年に発売した。これにより、材料費を従来の 75 %に削減することができる。

写真 2-8　高排水システムの構成
（出典：パナソニック HP）

（5）サッシ：耐水害仕様の樹脂サッシ（エクセルシャノン）

エクセルシャノンによって現在開発中の浸水防止性能を備えた樹脂サッシである。複数のハウスメーカーからそうしたサッシの問い合わせが寄せられたことを受け、2020 年 1 月に開発が開始された。約 1 年半後に実施された実大実験では、高い浸水防止性能が確認された。

サッシの浸水防止性能については規格がないため、性能評価には、浸水防止建具の JIS A 4716 の基準が用いられた。テラスドアとはめ殺しサッシを組み合わせた連窓の試験体が作成され、設定浸水高さを 800 mm にして実験が行われた。その結果 JIS A 4716 では、最上位の Ws-6 に該当する浸水防止性能が確認された。現在は、発売に向けて、定期的なメンテナンスの仕組み、躯体との取り合い部の納まりが検討されている。

写真 2-9　開発中の漏水試験の様子
（出典：日経アーキテクチュア [4]）

2-2-2　強風対策の製品

近年、台風による強風被害が相次いでいる。住宅の強風被害の中で、目立つのが外回り建材の被害である。こうした背景を受けて開発された窓シャッター、サッシ、テラス屋根、カーポート、フェンスについて紹介する。

（1）マドモア耐風ガード スクリーン GⅡタイプ（三和シヤッター工業）

耐風圧性能が 2400 Paという、三和シヤッター工業の調べによると、既存製品の中で最強のシャッターである。なお、2400 Paとは、風速 88 m/s の強風時に風下側に発生する負圧に耐える性能である。これほど、高い耐風圧性能の製品を開発したのは、販売対象を中高層マンションにも広げるためである。2400 Paの耐風圧性能があれば高さ 45 m（14、15 階相当）までの設置が可能となる。

同社商品開発グループの伊澤氏によると、性能を高くしたことで、これまで窓シャッターの設置を諦めていた沖縄県内の住宅からの引き合いが来ているという。また、強風エリアでないユーザーも、より高い性能の製品を選ぶ傾向が見られるようになったという。

写真 2-10　耐風圧試験の様子

（出典：マドモア耐風ガード カタログ[5)]）

（2）サッシ：エピソードⅡ NEO-R、同 GNEO-R（YKK AP）

2021 年春に仕様強化されたアルミ樹脂複合の「エピソードⅡ NEO-R」と、防火設備の「エピソードⅡ GNEO-R」は、既存では最も高い 2400 Pa の耐風圧性能を備えた木造用サッシの 1 つである。

サッシの台風圧性能は、JIS A 4706 で、S-1 から S-7 の 7 等級に区分されているが、2400 PaはS-5 に該当する。2400 Paとは、風速に換算すると 62 m/s の強風時に建物の風上側に発生する風圧力である。この風圧を正面からサッシに吹き付けると、耐風性能が 1600 Pa(S-3) の標準サッシは、開閉動作に支障が生じるほど変形した一方、NEO-R の変形はごくわずかであった。

写真 2-11　エピソードⅡ NEO-R（引違い窓）

（出典：YKK AP HP）

(3) テラス屋根：テラス VS（LIXIL）

建築基準法で規定する基準風速の最も厳しい 46　m/s に対応するテラス屋根で、2021 年 3 月に発売された。

屋根パネルを支えるフレームのピッチを従来の 910mm や 1000 mm から、540 mm に狭めたことで、強度の向上を実現した。また、フレームに収まるパネルは、従来 1.8　mm が主流であったが、2.3 mm の厚めのパネルを採用している。これにより、パネルが強風に吹き上げられて変形しても、フレームから抜ける被害を防止することができる。

写真 2-12　テラス VS
（出典：LIXIL HP）

(4) カーポート：ビームス（三協アルミ）

建築基準法で規定する基準風速の最も厳しい 46　m/s に対応するカーポートで、2021 年 3 月に発売された。

従来、強風や積雪に強いカーポートは、車を出し入れする方向に沿って屋根の折板を配置し、手前と奥に梁を配置して支えるのが一般的で、想定する風や積雪が大きくなると梁を大きくすることで対応していた。従来のものとは異なりビームスは、車を出し入れする方向と直交方向に折板を配置し、両サイドの桁で支える。加えて、折板の谷部に 600 mm ピッチで垂木を配置して屋根を支えている。

写真 2-13　ビームス
（出典：三協アルミ HP）

（5）フェンス：建築基準法対応形材フェンス（四国化成工業）

四国化成工業は、2021 年 10 月、住宅用の全てのアルミフェンスを建築基準法で定める基準風速に対応させた。自社基準から基準風速に改めるにあたって、耐風圧性能を高めている。例えば、自社基準 34　m/s の製品を基準風速 34　m/s に対応させるために 1 ㎡あたりの耐風圧性能を 46 %向上させた。

強度向上の方法は、支柱についてはサイズアップや補強材の追加などで対応した。胴縁については、補強材を入れて対応している。さらに、支柱のピッチを標準の 2 m から 1 m に狭めることで、基準風速 42 m/s に対応できる製品も開発された。

写真 2-14　建築基準法対応形材フェンス（クレディフェンス HG6 型）
（出典：四国化成工業 HP）

2-3　小括

本章を小括すると以下のとおりである。

(1) 令和元年房総半島台風（第 15 号）において、住宅の屋根瓦等に大きな被害が発生したことから大学や国総研、建築研究所等の専門家によって調査が行われた。調査結果を踏まえて行われた建築行政による建築物の強風対策について以下に示す。

屋根ふき材に対する強風対策としては、①建築基準法の告示基準の改正、②強風仕様の検討（業界団体のガイドラインの改訂）が既に行われ、③既存建築物の屋根ふき材の改修の促進、④屋根ふき材の耐風性能の見える化の推進については、現在進行中で行われている。

小屋組に対する強風対策としては、沿岸部仕様の検討（ガイドラインの充実）が行われた。

基準風速の検証としては、現行の基準風速の妥当性の検証が行われ、現時点で基準風速を見直す必要がないことが明らかとなった。

(2) 近年の台風の激甚化を踏まえて、建材・設備メーカーは、豪雨や暴風に強い新製品を次々と開発していることが明らかとなった。

豪雨対策のために開発された製品としては、止水板、防水シャッター、床仕上げ材、雨どいが確認され、現在開発中の製品としては、サッシが確認された。また、強風対策のために開発された製品としては、窓シャッター、サッシ、テラス屋根、カーポート、フェンスが確認された。

このように、台風の激甚化に対する対策は、建築行政だけでなく、民間企業でも力を入れて行われていることが明らかとなった。

(3) 以上、近年の台風被害を踏まえた官民の動向を整理した結果、本研究に関係が強いのは、建築基準法の告示基準の改正であると考えられる。今回の改正によって、基準風速に応じて使用できる桟瓦の種類が制限され、基準風速及び使用する桟瓦の種類に応じて緊結方法が指定されることとなった。

このように使用できる桟瓦の種類及び緊結方法に制限が加えられたものの、改正された告示基準の内容を満たせば、今後も屋根材料として、屋根瓦を使用することができるということが把握できた。

【参考文献】

1) 国土交通省住宅局：第 68 回全国建築審査会長会議資料、建築行政に関する最近の動向について、2021.10
2) 国土交通省：令和元年房総半島台風を踏まえた建築物の強風対策 動画スライド（施工者向け）、2021.2、入手先＜https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001387862.pdf＞、(参照 2021-11-29)
3) 株式会社日経 BP：日経アーキテクチュア（2021 年 11 月 11 日号）ニュース 技術, 2021.11
4) 株式会社日経 BP：日経アーキテクチュア（2021 年 11 月 25 日号）pp.34-42 特集 採用したい建材・設備メーカーランキング 豪雨対策編 強風対策編, 2021.11
5) 三和シヤッター工業株式会社：マドモア耐風ガード カタログ、2020、入手先＜https://www.sanwa-ss.co.jp/digital_catalog/cover/n_000630.pdf＞、(参照 2021-12-11)

第 3 章
重要伝統的建造物群保存地区の保存計画における修理基準等の記載状況

3-1　調査の目的 ･･･ 49
3-2　調査の方法 ･･･ 49
3-3　調査の対象 ･･･ 50
3-4　台風常襲圏の範囲設定 ･･ 51
3-5　調査対象地区の選定 ･･ 54
3-6　調査対象部位の選定 ･･ 65
3-7　修理基準等の記載状況の把握 ･･ 73
3-8　小括 ･･ 84

第 3 章　重要伝統的建造物群保存地区の保存計画における修理基準等の記載状況

本章では、調査対象地区に選定された 19 地区の重伝建地区の保存計画を対象とし、同計画における修理基準等の記載状況についてしたのち、修理基準等の各基準における記載状況の特徴について把握する。

3-1　調査の目的

調査の目的は、調査対象地区及び調査対象部位の絞り込みを行ったのち、保存計画に記載されている 3 つの基準（修理基準、修景基準、許可基準）を記載内容に応じて、分類することを通して、各基準の記載状況の特徴について把握することである。

3-2　調査の方法

調査の方法は、以下に示すとおりである。

（1）調査対象地区の選定

台風が頻繁に来襲する地域として、台風常襲圏の範囲設定を行い、台風常襲圏に位置する重伝建地区をリストアップする。そして、リストアップされた重伝建地区をさらに地形条件で分類し、鳥羽市海女集落と地形条件が類似する重伝建地区を調査対象地区とする。

なお、台風常襲圏の範囲設定及び調査対象地区の選定の仕方については、本章の第 3 節、第 4 節で詳しく説明する。

（2）重伝建地区の保存計画の収集

調査対象地区に選定された 19 地区の重伝建地区を管轄する地方公共団体の HP から伝統的建造物群保存地区保存計画及び伝統的建造物群保存地区保存活用計画をダウンロードする。なお、HP 上で保存計画が公開されていない場合は、地方公共団体に対して、資料提供の依頼を行った。

（3）調査対象部位の選定

修理基準等の記載状況の特徴について把握するにあたり、台風被害を受けやすい建築物の部位及び台風被害に影響を及ぼす建築物の部位について把握を行い、それらの部位を調査対象部位として選定する。

（4）修理基準等の設定状況の把握

調査対象地区に選定された 19 地区の重伝建地区の保存計画に記載されている 3 つの基準（修理基準、修景基準、許可基準）を対象とし、それらの設定状況について調査・分析を行う。

（5）修理基準等の記載状況の特徴の把握

調査対象地区に選定された 19 地区の重伝建地区の保存計画に記載されている 3 つの基準（修理基準、修景基準、許可基準）を対象とし、それらの記載状況について「基本方針基準」、「詳細技術技術」の 2 つの基準に分類することを通して、3 つの基準（修理基準、修景基準、許可基準）の記載状況の特徴について把握を行う。

3-3　調査の対象

調査の対象は、調査対象地区となった 19 地区の重伝建地区の保存計画に記載されている 3 つの基準（修理基準、修景基準、許可基準）である。

入手した保存計画の名称及び入手先について**表 3-1** に示す。

表 3-1　調査対象地区の保存計画の名称及び入手先

番号	都道府県	重伝建地区名称	保存計画名称	入手先
31	福井	小浜市小浜西組	小浜西組伝統的建造物群保存地区保存計画	HP
62	京都	伊根町伊根浦	伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地保存計画	HP
74	和歌山	湯浅町湯浅	湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存計画	資料提供
86	広島	呉市豊町御手洗	豊町御手洗伝統的建造物群保存地区保存計画	資料提供
88	広島	福山市鞆町	福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画	資料提供
89	広島	廿日市市宮島町	廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画	HP
90	山口	萩市堀内地区	萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区保存計画	HP
92	山口	萩市浜崎	萩市浜崎伝統的建造物群保存地区保存計画	HP
97	徳島	牟岐町出羽島	牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区保存計画	資料提供
98	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区保存計画	資料提供
101	高知	室戸市吉良川町	室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区保存計画	資料提供
112	長崎	長崎市東山手	長崎市東山手伝統的建造物群保存地区保存計画	資料提供
113	長崎	長崎市南山手	長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画	資料提供
114	長崎	平戸市大島村神浦	平戸市大島浦神浦伝統的建造物群保存地区保存計画	資料提供
115	長崎	雲仙市神代小路	国見町神代小路伝統的建造物群保存地区保存計画	資料提供
117	大分	杵築市北台南台	杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区保存計画	HP
119	宮崎	日向市美々津	日向市美々津伝統的建造物群保存地区保存計画	資料提供
125	沖縄	渡名喜村渡名喜島	渡名喜村渡名喜島伝統的建造物群保存地区保存計画	資料提供
126	沖縄	竹富町竹富島	竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区保存活用計画	HP

3-4　台風常襲圏の範囲設定

台風常襲圏の範囲設定の手順は以下に示すとおりである。

（1）基準風速が 32 m/s 以上の範囲を特定

基準風速は、30 m/s から 46 m/s の範囲で 9 区分され、それぞれの行政単位ごとに平成 12 年建設省告示第 1454 号第 2 に示された表に定められている。なお、この告示の表に掲げる地方の区分の市町村合併等に伴う取り扱いに関しては、告示制定時（平成 12 年 6 月）における行政界区分に従って対処するとされている。

近年の台風の激甚化を受けて改正された告示基準では、使用する瓦の種類及び基準風速に応じて、平部の瓦の緊結方法が制限されているが、基準風速は、30 m/s、32～36 m/s、38～46 m/s の三段階で区分されている。鳥羽市海女集落 7 地区が位置する三重県は、基準風速が、34 m/s であるため、この区分では、32～36 m/s に該当する。そのため、台風常襲圏の範囲設定の第一段階として、基準風速 32 m/s 以上の範囲を特定する。

図 3-1 は、基準風速の分布を、次頁の**図 3-2** は、三段階の基準風速の分布を示したものである。

図 3-1　基準風速の分布

（出典：2021 年改訂版 瓦屋根 標準設計・施工ガイドライン）

図 3-2　三段階の基準風速の分布
（国土交通省の資料 [2] を基に作成）

（2）基準風速が 32 m/s 以上の地域における一部地域の除外

気象庁 HP[4] にて公開されている「台風経路図」を基に過去 5 年間（2017～2021 年）の間に日本に上陸及び接近した台風の台風経路図を作成する。なお、図の作成には、「Adobe Illustrator」を用いた。作成した図を次頁の**図 3-3** に示す。

この図を見ると、北海道地方では、台風は温帯低気圧に変わること多いことが分かる。気象庁の HP[3] において、多くの台風は、温帯低気圧になりながら弱まっていくとされているため、本研究では、台風が温帯低気圧に変わることが多い北海道地方について台風常襲圏から除外することとする。また、同様にこの図を見ると、東北地方、新潟県佐渡市佐渡島は、他の地域に比べ台風が来襲する頻度が低いことも分かる。そのため、台風の来襲頻

度が低い東北地方、新潟県佐渡市佐渡島についても、本研究では、台風常襲圏から除外することとする。

図 3-3　過去 5 年間（2017～2021 年）に日本に上陸及び接近した台風の台風経路図
（気象庁 台風経路図[4] を基に作成）

3-5　調査対象地区の選定

調査対象地区の選定の手順は以下に示すとおりである。

（1）各重伝建地区が該当する基準風速の把握

前述したように、平成 12 年建設省告示第 1454 号第 2 に示される基準風速は、告示制定時（平成 12 年 6 月）の行政界区分に従って定められたものである。そのため、各重伝建地区の基準風速を把握するためには、告示がなされてから今日に至るまでの市町村合併等の歴史について把握する必要があった。

市町村合併等の歴史については、国土地理協会 HP の市町村変更情報[5] を基に把握を行った。なお、市町村変更情報を検索するにあたり、実施年月日は、告示された前日の 2000 年 5 月 31 日から、市町村変更情報の把握を行った 2021 年 10 月 8 日までとした。

基準風速については、「基本建築関係法令集〔告示編〕平成 26 年度版」（国土交通省住宅局建築指導課建築技術者試験研究会編/2014）をもとに把握を行った。なお、重伝建地区が市町村合併前にどの市町村に含まれているかについては、国土地理協会の HP にて市町村変更情報を検索した際に表示される地図と Google Map をスクリーンショットしたものを Adobe Illustrator 上で重ね合わせることで重伝建地区が過去に位置していた市町村の把握を行った。

各重伝建地区の合併の歴史及び基準風速を示したものを**表 3-2** から**表 3-4** に示す。

表 3-2　各重伝建地区の合併の歴史及び基準風速（1/3）

番号	重伝建地区名称	基準風速 (m/s)	現在の市町村名	旧市町村名と各市町村の基準風速（2000 年 5 月 31 日時点）	合併等実施年月日	合併等の内容
1	函館市元町末広町	34	函館市	函館市、亀田郡戸井町・恵山町・椴法華村、茅部郡南茅部町←全て 34	2004. 12. 01	函館市へ編入
2	弘前市仲町	34	弘前市	弘前市、中津軽郡岩木町・相馬村←全て 34	2006. 02. 27	合併
3	黒石市中町	34	黒石市	黒石市←全て 34		
4	金ケ崎町城内諏訪小路	30	金ケ崎町	金ケ崎町←全て 30		
5	村田町村田	30	村田町	村田町←全て 30		
6	横手市増田	30	横手市	横手市、平鹿郡増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村←全て 30	2005. 10. 01	合併
7	仙北市角館	30	仙北市	仙北郡角館町・田沢湖町・西木村←全て 30	2005. 09. 20	合併・市制
8	喜多方市小田付	30	喜多方市	喜多方市、耶麻郡熱塩加納村・塩川町・山都町・高郷村←全て 30	2006. 01. 04	合併
9	下郷町大内宿	30	下郷町	下郷町←全て 30		
10	南会津町前沢	30	南会津町	南会津郡田島町・館岩村・伊南村・南郷村←全て 30	2006. 03. 20	合併
11	桜川市真壁	32	桜川市	西茨城郡岩瀬町←30、真壁郡真壁町←32、真壁郡大和村←30　旧真壁町に該当するので 32 を採用	2005. 10. 01	合併・市制
12	栃木市嘉右衛門町	30	栃木市	栃木市、下都賀郡大平町・藤岡町・都賀町←全て 30 （栃木市）、上都賀郡西方町←全て 30 （栃木市）、下都賀郡岩舟町←全て 30	2010. 03. 29 2011. 10. 01 2014. 04. 05	合併 栃木市へ編入 栃木市へ編入
13	桐生市桐生新町	30	桐生市	（桐生市）、勢多郡新里村・黒保根村←全て 30	2005. 06. 13	桐生市へ編入
14	中之条町六合赤岩	30	中之条町	（中之条町）、吾妻郡六合村←全て 30	2010. 03. 28	中之条町へ編入
15	川越市川越	32	川越市	川越市←32		
16	香取市佐原	36	香取市	佐原市、香取郡小見川町・山田町・栗源町←全て 36	2006. 03. 27	合併
17	佐渡市宿根木	32	佐渡市	両津市、佐渡郡相川町・佐和田町・金井町・新穂村・畑野町・真野町・小木町・羽茂町・赤泊村←全て 32	2004. 03. 01	合併
18	高岡市山町筋	30	高岡市	高岡市、西礪波郡福岡町←全て 30	2005. 11. 01	合併
19	高岡市金屋町	30	高岡市	高岡市、西礪波郡福岡町←全て 30	2005. 11. 01	合併
20	高岡市吉久	30	高岡市	高岡市、西礪波郡福岡町←全て 30	2005. 11. 01	合併
21	南砺市相倉	30	南砺市	東礪波郡城端町・平村・上平村・利賀村・井波町・井口村・福野町、西礪波郡福光町←全て 30	2004. 11. 01	合併・市制
22	南砺市菅沼	30	南砺市	東礪波郡城端町・平村・上平村・利賀村・井波町・井口村・福野町、西礪波郡福光町←全て 30	2004. 11. 01	合併・市制
23	金沢市東山ひがし	30	金沢市	金沢市←30		
24	金沢市主計町	30	金沢市	金沢市←30		
25	金沢市卯辰山麓	30	金沢市	金沢市←30		
26	金沢市寺町台	30	金沢市	金沢市←30		

※　表にある重伝建地区は、令和 3 年 8 月 2 日現在のものである。
※（）は編入先の市町村を示す。

表 3-3　各重伝建地区の合併の歴史及び基準風速（2/3）

番号	重伝建地区名称	基準風速 (m/s)	現在の市町村名	旧市町村名と各市町村の基準風速 (2000 年 5 月 31 日時点)	合併等実施年月日	合併等の内容
27	輪島市黒島地区	30	輪島市	輪島市、鳳珠郡門前町←全て 30	2006. 02. 01	合併
28	加賀市加賀橋立	30	加賀市	加賀市、江沼郡山中町←全て 30	2005. 10. 01	合併
29	加賀市加賀東谷	30	加賀市	加賀市、江沼郡山中町←全て 30	2005. 10. 01	合併
30	白山市白峰	30	白山市	松任市、石川郡美川町・鶴来町・河内村・吉野谷村・鳥越村・尾口村・白峰村←全て 30	2005. 02. 01	合併
31	小浜市小浜西組	32	小浜市	小浜市←32		
32	南越前町今庄宿	30	南越前町	南条郡南条町・今庄町・河野村←全て 30	2005. 01. 01	合併
33	若狭町熊川宿	32	若狭町	三方郡三方町、遠敷郡上中町←全て 32	2005. 03. 31	合併
34	甲州市塩山下小田原上条	30	甲州市	塩山市、東山梨郡勝沼町・大和村←全て 30	2005. 11. 01	合併
35	早川町赤沢	30	早川町	早川町←30		
36	長野市戸隠	30	長野市	（長野市）、更級郡大岡村、上水内郡豊野町・戸隠村・鬼無里村←全て 30 （長野市）、上水内郡信州新町・中条村←全て 30	2005. 01. 01 2010. 01. 01	長野市へ編入 長野市へ編入
37	塩尻市奈良井	30	塩尻市	（塩尻市）、木曽郡楢川村←全て 30	2005. 04. 01	塩尻市へ編入
38	塩尻市木曽平沢	30	塩尻市	（塩尻市）、木曽郡楢川村←全て 30	2005. 04. 01	塩尻市へ編入
39	千曲市稲荷山	30	千曲市	更埴市、更級郡上山田町、埴科郡戸倉町←全て 30	2003. 09. 01	合併
40	東御市海野宿	30	東御市	北佐久郡北御牧村、小県郡東部町←全て 30	2004. 04. 01	合併・市制
41	南木曽町妻籠宿	30	南木曽町	南木曽町←30		
42	白馬村青鬼	30	白馬村	白馬村←30		
43	高山市三町	30	高山市	（高山市）、大野郡丹生川村・清見村・荘川村・宮村・久々野町・朝日村・高根村、吉城郡国府町・上宝村←全て 30	2005. 02. 01	高山市へ編入
44	高山市下二之町大新町	30	高山市	（高山市）、大野郡丹生川村・清見村・荘川村・宮村・久々野町・朝日村・高根村、吉城郡国府町・上宝村←全て 30	2005. 02. 01	高山市へ編入
45	美濃市美濃町	32	美濃市	美濃市←32		
46	恵那市岩村町本通り	30	恵那市	恵那市、恵那郡岩村町・山岡町・明智町・串原村・上矢作町←全て 30	2004. 10. 25	合併
47	郡上市郡上八幡北町	30	郡上市	郡上郡八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村←全て 30	2004. 03. 01	合併・市制
48	白川村荻町	30	白川村	白川村←30		
49	焼津市花沢	32	焼津市	（焼津市）、志太郡大井川町←全て 32	2008. 11. 01	焼津市へ編入
50	名古屋市有松	34	名古屋市	名古屋市←34		
51	豊田市足助	30	豊田市	（豊田市）←32、西加茂郡藤岡町・小原村←30、東加茂郡足助町・下山村・旭町・稲武町←30 旧東加茂郡足助町に該当するので 30 を採用	2005. 04. 01	豊田市へ編入
52	亀山市関宿	34	亀山市	亀山市、鈴鹿郡関町←全て 34	2005. 01. 11	合併
53	大津市坂本	32	大津市	（大津市）、滋賀郡志賀町←全て 32	2006. 03. 20	大津市へ編入
54	彦根市河原町芹町地区	34	彦根市	彦根市←34		
55	近江八幡市八幡	34	近江八幡市	近江八幡市、蒲生郡安土町←全て 34	2010. 03. 21	合併
56	東近江市五個荘金堂	34	東近江市	八日市市、神崎郡永源寺町・五個荘町、愛知郡愛東町・湖東町←全て 34 （東近江市）、蒲生郡蒲生町、神崎郡能登川町←全て 34	2005. 02. 11 2006. 01. 01	合併 東近江市へ編入
57	京都市上賀茂	32	京都市	（京都市）、北桑田郡京北町←全て 32	2005. 04. 01	京都市へ編入
58	京都市産寧坂	32	京都市	（京都市）、北桑田郡京北町←全て 32	2005. 04. 01	京都市へ編入
59	京都市祇園新橋	32	京都市	（京都市）、北桑田郡京北町←全て 32	2005. 04. 01	京都市へ編入
60	京都市嵯峨鳥居本	32	京都市	（京都市）、北桑田郡京北町←全て 32	2005. 04. 01	京都市へ編入
61	南丹市美山町北	32	南丹市	北桑田郡美山町、船井郡園部町・八木町・日吉町←全て 32	2006. 01. 01	合併・市制
62	伊根町伊根浦	32	伊根町	伊根町←32		
63	与謝野町加悦	32	与謝野町	与謝郡加悦町・岩滝町・野田川町←全て 32	2006. 03. 01	合併
64	富田林市富田林	34	富田林市	富田林市←34		
65	神戸市北野町山本通	34	神戸市	神戸市←34		
66	豊岡市出石	32	豊岡市	豊岡市、城崎郡城崎町・竹野町・日高町、出石郡出石町・但東町←全て 32	2005. 04. 01	合併
67	丹波篠山市篠山	32	丹波篠山市	篠山市←32	2019. 05. 01	市名変更
68	丹波篠山市福住	32	丹波篠山市	篠山市←32	2019. 05. 01	市名変更
69	養父市大屋町大杉	32	養父市	養父郡八鹿町・養父町・大屋町・関宮町←全て 32	2004. 04. 01	合併・市制
70	たつの市龍野	32	たつの市	龍野市、揖保郡新宮町・揖保川町・御津町←全て 32	2005. 10. 01	合併
71	橿原市今井町	32	橿原市	橿原市←32		
72	五條市五條新町	34	五條市	（五條市）、吉野郡西吉野村・大塔村←全て 34	2005. 09. 25	五條市へ編入
73	宇陀市松山	32	宇陀市	宇陀郡大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村←全て 32	2006. 01. 01	合併・市制
74	湯浅町湯浅	34	湯浅町	湯浅町←34		
75	倉吉市打吹玉川	30	倉吉市	（倉吉市）、東伯郡関金町←全て 30	2005. 03. 22	倉吉市へ編入
76	若桜町若桜	32	若桜町	若桜町←32		
77	大山町所子	30	大山町	西伯郡大山町・名和町・中山町←全て 30	2005. 03. 28	合併

※　表にある重伝建地区は、令和 3 年 8 月 2 日現在のものである。
※（）は編入先の市町村を示す。

表 3-4　各重伝建地区の合併の歴史及び基準風速（3/3）

番号	重伝建地区名称	基準風速 (m/s)	現在の 市町村名	旧市町村名と各市町村の基準風速 （2000 年 5 月 31 日時点）	合併等 実施年月日	合併等の内容
78	大田市大森銀山	30	大田市	大田市、邇摩郡温泉津町・仁摩町←全て 30	2005. 10. 01	合併
79	大田市温泉津	30	大田市	大田市、邇摩郡温泉津町・仁摩町←全て 30	2005. 10. 01	合併
80	津和野町津和野	34	津和野町	鹿足郡津和野町←34、鹿足郡日原町←32　旧鹿足郡津和野町に該当するので 34 を採用	2005. 09. 25	合併
81	倉敷市倉敷川畔	32	倉敷市	（倉敷市）、浅口郡船穂町←32、吉備郡真備町←30　旧倉敷市に該当するので 32 を採用	2005. 08. 01	倉敷市へ編入
82	津山市城東	30	津山市	（津山市）、苫田郡加茂町・阿波村、勝田郡勝北町、久米郡久米町←全て 30	2005. 02. 28	津山市へ編入
83	津山市城西	30	津山市	（津山市）、苫田郡加茂町・阿波村、勝田郡勝北町、久米郡久米町←全て 30	2005. 02. 28	津山市へ編入
84	高梁市吹屋	30	高梁市	高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町・川上町・備中町←全て 30	2004. 10. 01	合併
85	矢掛町矢掛宿	30	矢掛町	矢掛町←30		
86	呉市豊町御手洗	34	呉市	（呉市）、安芸郡下蒲刈町←全て 34 （呉市）、豊田郡川尻町←全て 34 （呉市）安芸郡音戸町・倉橋町・蒲刈町、豊田郡安浦町・豊浜町・豊町←全て 34	2003. 04. 01 2004. 04. 01 2005. 03. 20	呉市へ編入 呉市へ編入 呉市へ編入
87	竹原市竹原地区	32	竹原市	竹原市		
88	福山市鞆町	32	福山市	（福山市）、沼隈郡内海町←32、芦品郡新市町←30 （福山市）、沼隈郡沼隈町←32 （福山市）←32、深安郡神辺町←30　旧福山市に該当するので 32 を採用	2003. 02. 03 2005. 02. 01 2006. 03. 01	福山市へ編入 福山市へ編入 福山市へ編入
89	廿日市市宮島町	34	廿日市市	（廿日市市）、佐伯郡佐伯町←34、佐伯郡吉和村←32 （廿日市市）、佐伯郡大野町・宮島町←34　旧宮島町に該当するので 34 を採用	2003. 03. 01 2005. 11. 03	廿日市市へ編入 廿日市市へ編入
90	萩市堀内地区	34	萩市	萩市、阿武郡川上村・田万川町・むつみ村・須佐町・旭村・福栄村←全て 34	2005. 03. 06	合併
91	萩市平安古地区	34	萩市	萩市、阿武郡川上村・田万川町・むつみ村・須佐町・旭村・福栄村←全て 34	2005. 03. 06	合併
92	萩市浜崎	34	萩市	萩市、阿武郡川上村・田万川町・むつみ村・須佐町・旭村・福栄村←全て 34	2005. 03. 06	合併
93	萩市佐々並市	34	萩市	萩市、阿武郡川上村・田万川町・むつみ村・須佐町・旭村・福栄村←全て 34	2005. 03. 06	合併
94	柳井市古市金屋	34	柳井市	柳井市、玖珂郡大畠町←全て 34	2005. 02. 21	合併
95	美馬市脇町南町	36	美馬市	美馬郡脇町・美馬町・穴吹町・木屋平村←全て 36	2005. 03. 01	合併・市制
96	三好市東祖谷山村落合	36	三好市	三好郡三野町・池田町・山城町←34、三好郡井川町・東祖谷山村・西祖谷山村←36 旧三好郡東祖谷山村に該当するので 36 を採用	2006. 03. 01	合併・市制
97	牟岐町出羽島	38	牟岐町	牟岐町←38		
98	丸亀市塩飽本島町笠島	34	丸亀市	丸亀市、綾歌郡綾歌町・飯山町←全て 34	2005. 03. 22	合併・市制
99	西予市宇和町卯之町	34	西予市	東宇和郡明浜町・宇和町・野村町・城川町、西宇和郡三瓶町←全て 34	2004. 04. 01	合併・市制
100	内子町八日市護国	34	内子町	上浮穴郡小田町、喜多郡内子町・五十崎町←全て 34	2005. 01. 01	合併・市制
101	室戸市吉良川町	40	室戸市	室戸市		
102	安芸市土居廓中	38	安芸市	安芸市		
103	八女市八女福島	32	八女市	（八女市）、八女郡上陽町←全て 32 （八女市）、八女郡黒木町・立花町・矢部村・星野村←全て 32	2006. 10. 01 2010. 02. 01	八女市へ編入 八女市へ編入
104	八女市黒木	32	八女市	（八女市）、八女郡上陽町←全て 32 （八女市）、八女郡黒木町・立花町・矢部村・星野村←全て 32	2006. 10. 01 2010. 02. 01	八女市へ編入 八女市へ編入
105	うきは市筑後吉井	32	うきは市	浮羽郡吉井町・浮羽町←全て 32	2005. 03. 20	合併・市制
106	うきは市新川田篭	32	うきは市	浮羽郡吉井町・浮羽町←全て 32	2005. 03. 20	合併・市制
107	朝倉市秋月	32	朝倉市	甘木市、朝倉郡杷木町・朝倉町←全て 32	2006. 03. 20	合併
108	鹿島市浜庄津町浜金屋町	34	鹿島市	鹿島市←34		
109	鹿島市浜中町八本木宿	34	鹿島市	鹿島市←34		
110	嬉野市塩田津	34	嬉野市	藤津郡塩田町・嬉野町←全て 34	2006. 01. 01	合併・市制
111	有田町有田内山	34	有田町	西松浦郡有田町・西有田町←全て 34	2006. 03. 01	合併・呼称変更
112	長崎市東山手	34	長崎市	（長崎市）、西彼杵郡香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・三和町・外海町←全て 34 （長崎市）、西彼杵郡琴海町←全て 34	2005. 01. 04 2006. 01. 04	長崎市へ編入 長崎市へ編入
113	長崎市南山手	34	長崎市	（長崎市）、西彼杵郡香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・三和町・外海町←全て 34 （長崎市）、西彼杵郡琴海町←全て 34	2005. 01. 04 2006. 01. 04	長崎市へ編入 長崎市へ編入
114	平戸市大島村神浦	34	平戸市	平戸市、北松浦郡大島村・生月町・田平町←全て 34	2005. 10. 01	合併
115	雲仙市神代小路	34	雲仙市	南高来郡国見町・瑞穂町・吾妻町・愛野町・千々石町・小浜町・南串山町←全て 34	2005. 10. 11	合併・市制
116	日田市豆田町	32	日田市	（日田市）←32、日田郡前津江村・中津江村・上津江村・大山町・天瀬町←30（告示の表には日田郡の記載なし なので日田郡は 30 とする）　旧日田市に該当するので 32 を採用	2005. 03. 22	日田市へ編入
117	杵築市北台南台	32	杵築市	杵築市、西国東郡大田村、速見郡山香町←全て 32	2005. 10. 01	合併
118	日南市飫肥	36	日南市	日南市、南那珂郡北郷町・南郷町←全て 36	2009. 03. 30	合併
119	日向市美々津	34	日向市	（日向市）、東臼杵郡東郷町←全て 34	2006. 02. 25	日向市へ編入
120	椎葉村十根川	34	椎葉村	椎葉村←34		
121	出水市出水麓	36	出水市	出水市、出水郡野田町・高尾野町←全て 36	2006. 03. 13	合併
122	薩摩川内市入来麓	36	薩摩川内市	川内市、薩摩郡樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町←36、薩摩郡里村・上甑村・下甑村・鹿島村←40 旧薩摩郡入来町に該当するので 36 を採用	2004. 10. 12	合併
123	南さつま市加世田麓	40	南さつま市	加世田市、川辺郡笠沙町・大浦町・坊津町、日置郡金峰町←全て 40	2005. 11. 07	合併
124	南九州市知覧	40	南九州市	揖宿郡頴娃町、川辺郡知覧町・川辺町←全て 40	2007. 12. 01	合併・市制
125	渡名喜村渡名喜島	46	渡名喜村	渡名喜村←46		
126	竹富町竹富島	46	竹富町	竹富町←46		

※　表にある重伝建地区は、令和 3 年 8 月 2 日現在のものである。
※（）は編入先の市町村を示す。

(2) 台風常襲圏に位置する重伝建地区のリストアップ

基準風速が 32 m/s 以上に該当した地区から、北海道地方、東北地方、新潟県佐渡市佐渡島に位置する重伝建地区を除いた地区をリストアップする。

台風常襲圏に位置する重伝建地区及び各地区の基準風速を**表 3-5**、**表 3-6** に示す。

表 3-5　台風常襲圏に位置する重伝建地区と該当する基準風速（1/2）

番号	都道府県	重伝建地区名称	種別	選定年月日	選定基準	面積 (ha)	基準風速 (m/s)
11	茨城	桜川市真壁	在郷町	平 22.6.29	(二)	17.6	32
15	埼玉	川越市川越	商家町	平 11.12.1	(一)	7.8	32
16	千葉	香取市佐原	商家町	平 8.12.10	(三)	7.1	36
31	福井	小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	平 20.6.9	(二)	19.1	32
33	福井	若狭町熊川宿	宿場町	平 8.7.9	(三)	10.8	32
45	岐阜	美濃市美濃町	商家町	平 11.5.13	(一)	9.3	32
49	静岡	焼津市花沢	山村集落	平 26.9.18	(三)	19.5	32
50	愛知	名古屋市有松	染織町	平 28.7.25	(一)	7.3	34
52	三重	亀山市関宿	宿場町	昭 59.12.10	(三)	25	34
53	滋賀	大津市坂本	里坊群・門前町	平 9.10.31	(三)	28.7	32
54	滋賀	彦根市河原町芹町地区	商家町	平 28.7.25	(二)	5	34
55	滋賀	近江八幡市八幡	商家町	平 3.4.30	(一)	13.1	34
56	滋賀	東近江市五個荘金堂	農村集落	平 10.12.25	(三)	32.2	34
57	京都	京都市上賀茂	社家町	昭 63.12.16	(三)	2.7	32
58	京都	京都市産寧坂	門前町	昭 51.9.4	(三)	8.2	32
59	京都	京都市祇園新橋	茶屋町	昭 51.9.4	(一)	1.4	32
60	京都	京都市嵯峨鳥居本	門前町	昭 54.5.21	(三)	2.6	32
61	京都	南丹市美山町北	山村集落	平 5.12.8	(三)	127.5	32
62	京都	伊根町伊根浦	漁村	平 17.7.22	(三)	310.2	32
63	京都	与謝野町加悦	製織町	平 17.12.27	(二)	12	32
64	大阪	富田林市富田林	寺内町・在郷町	平 9.10.31	(一)	12.9	34
65	兵庫	神戸市北野町山本通	港町	昭 55.4.10	(一)	9.3	34
66	兵庫	豊岡市出石	城下町	平 19.12.4	(二)	23.1	32
67	兵庫	丹波篠山市篠山	城下町	平 16.12.10	(二)	40.2	32
68	兵庫	丹波篠山市福住	宿場町・農村集落	平 24.12.28	(三)	25.2	32
69	兵庫	養父市大屋町大杉	山村・養蚕集落	平 29.7.31	(三)	5.8	32
70	兵庫	たつの市龍野	商家町・醸造町	令 1.12.23	(一)	15.9	32
71	奈良	橿原市今井町	寺内町・在郷町	平 5.12.8	(一)	17.4	32
72	奈良	五條市五條新町	商家町	平 22.12.24	(一)	7	34
73	奈良	宇陀市松山	商家町	平 18.7.5	(一)	17	32
74	和歌山	湯浅町湯浅	醸造町	平 18.12.19	(二)	6.3	34
76	鳥取	若桜町若桜	商家町	令 3.8.2	(三)	9.5	32
80	島根	津和野町津和野	武家町・商家町	平 25.8.7	(二)	11.1	34
81	岡山	倉敷市倉敷川畔	商家町	昭 54.5.21	(一)	15	32
86	広島	呉市豊町御手洗	港町	平 6.7.4	(二)	6.9	34
87	広島	竹原市竹原地区	製塩町	昭 57.12.16	(一)	5	32
88	広島	福山市鞆町	港町	平 29.11.28	(二)	8.6	32
89	広島	廿日市市宮島町	門前町	令 3.8.2	(二)	16.8	34
90	山口	萩市堀内地区	武家町	昭 51.9.4	(二)	55	34
91	山口	萩市平安古地区	武家町	昭 51.9.4	(二)	4	34
92	山口	萩市浜崎	港町	平 13.11.14	(二)	10.3	34
93	山口	萩市佐々並市	宿場町	平 23.6.20	(二)	20.8	34
94	山口	柳井市古市金屋	商家町	昭 59.12.10	(一)	1.7	34
95	徳島	美馬市脇町南町	商家町	昭 63.12.16	(一)	5.3	36
96	徳島	三好市東祖谷山村落合	山村集落	平 17.12.27	(三)	32.3	36

※　表にある重伝建地区は、令和 3 年 8 月 2 日現在のものである。

表 3-6　台風常襲圏に位置する重伝建地区と該当する基準風速（2/2）

番号	都道府県	重伝建地区名称	種別	選定年月日	選定基準	面積 (ha)	基準風速 (m/s)
97	徳島	牟岐町出羽島	漁村集落	平 29.2.23	(三)	3.7	38
98	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	昭 60.4.13	(三)	13.1	34
99	愛媛	西予市宇和町卯之町	在郷町	平 21.12.8	(二)	4.9	34
100	愛媛	内子町八日市護国	製蝋町	昭 57.4.17	(三)	3.5	34
101	高知	室戸市吉良川町	在郷町	平 9.10.31	(一)	18.3	40
102	高知	安芸市土居廓中	武家町	平 24.7.9	(二)	9.2	38
103	福岡	八女市八女福島	商家町	平 14.5.23	(二)	19.8	32
104	福岡	八女市黒木	在郷町	平 21.6.30	(三)	18.4	32
105	福岡	うきは市筑後吉井	在郷町	平 8.12.10	(三)	20.7	32
106	福岡	うきは市新川田篭	山村集落	平 24.7.9	(三)	71.2	32
107	福岡	朝倉市秋月	城下町	平 10.4.17	(二)	58.6	32
108	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町	港町・在郷町	平 18.7.5	(二)	2	34
109	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿	醸造町	平 18.7.5	(一)	6.7	34
110	佐賀	嬉野市塩田津	商家町	平 17.12.27	(二)	12.8	34
111	佐賀	有田町有田内山	製磁町	平 3.4.30	(三)	15.9	34
112	長崎	長崎市東山手	港町	平 3.4.30	(二)	7.5	34
113	長崎	長崎市南山手	港町	平 3.4.30	(二)	17	34
114	長崎	平戸市大島村神浦	港町	平 20.6.9	(二)	21.2	34
115	長崎	雲仙市神代小路	武家町	平 17.7.22	(二)	9.8	34
116	大分	日田市豆田町	商家町	平 16.12.10	(二)	10.7	32
117	大分	杵築市北台南台	武家町	平 29.11.28	(二)	16.1	32
118	宮崎	日南市飫肥	武家町	昭 52.5.18	(二)	19.8	36
119	宮崎	日向市美々津	港町	昭 61.12.8	(二)	7.2	34
120	宮崎	椎葉村十根川	山村集落	平 10.12.25	(三)	39.9	34
121	鹿児島	出水市出水麓	武家町	平 7.12.26	(二)	43.8	36
122	鹿児島	薩摩川内市入来麓	武家町	平 15.12.25	(二)	19.2	36
123	鹿児島	南さつま市加世田麓	武家町	令 1.12.23	(二)	20	40
124	鹿児島	南九州市知覧	武家町	昭 56.11.30	(二)	18.6	40
125	沖縄	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	平 12.5.25	(三)	21.4	46
126	沖縄	竹富町竹富島	島の農村集落	昭 62.4.28	(三)	38.3	46

※　表にある重伝建地区は、令和 3 年 8 月 2 日現在のものである。

(3) 鳥羽市海女集落 7 地区と地形条件が類似する重伝建地区のリストアップ

台風常襲圏に位置する重伝建地区から、さらに鳥羽市海女集落 7 地区と地形条件が類似する重伝建地区についてリストアップを行った。

「図説集落その空間と計画」(社団法人日本建築学会編/1989 年) では、集落の立地は、地形で言うと①山頂・山腹、②谷あい (谷奥と谷筋)、③台地・平原 (平坦地と丘陵地)、④ふもと (山麓と台地端)、⑤低地 (微高地と低湿地)、⑥海辺の 6 つのタイプに分類されるとしている。そして、刑部あずさによる既往研究[8] では、この 6 つの分類を参考に重伝建地区及び周辺地域を地形条件により分類すると、大きく谷間型、山麓型、平地型、海辺型、島型の 5 つの型に分類することができるとしている。

本研究では、既往研究[8] によって定義された 5 つの型を用いて、(2) でリストアップされた重伝建地区の地形条件による分類を行い、鳥羽市海女集落 7 地区と類似する条件である海辺型、島型に該当したものを調査対象地区とする。なお、分類を行うにあたり、既往研究[8] によって定義された 5 つの型の定義を少し変更した。本研究における地形条件の分類の定義を以下に示す。次々頁の**図 3-4** は、8 つの型の定義とイラストを示したものである。

(1) 谷間型

谷間型は、重伝建地区が谷間に位置しており、重伝建周辺地域に山※が広がっているタイプ。

(2) 山麓型

山麓型は、重伝建地区が山麓に位置しており、重伝建周辺地域に山※と市街地が広がっているタイプのもの。

(3) 平地型

平地型は、重伝建地区が平地に位置しており、重伝建周辺地域に山が存在せず、市街地が広がっているタイプのもの。

(4) 海辺型

海辺型は、重伝建地区が海沿いに位置しているタイプであり、重伝建周辺地域の地形の違いからさらに以下の 3 つに分類することができる。

①海辺 (谷間) 型

重伝建周辺地域が海沿いに位置しており、一方に海が、もう一方に山※が広がっているタイプのもの。

②海辺 (山麓) 型

重伝建周辺地域が海沿いに位置しており、一方に海が、もう一方に山※と市街地が広がっているタイプのもの。

③海辺 (平地) 型

重伝建周辺地域が海沿いに位置しており、一方に海が、もう一方に市街地が広がっているタイプのもの。

（5）島型

島型は、重伝建地区が島に位置している地区であり、重伝建地区の島内の位置の違いからさらに以下の 2 つに分類することができる。

①島（中心）型

重伝建地区が島のほぼ中央に位置しており、重伝建周辺地域に海と山※や市街地が広がっているタイプのもの。

②島（海辺）型

重伝建地区が島の海沿いに位置しており、重伝建周辺地域に海と山※や市街地が広がっているタイプのもの。

※　ここでは、山をある程度標高が高く（標高 100m 程度以上）、重伝建地区の範囲に対して十分に大きな連なりを持つものとし、単体で存在するものや十分な連なりを持たないものについては、山に含めないこととする。

なお、(2)でリストアップされた重伝建地区の地形条件による分類を行うにあたり必要となる距離や標高については、地理院地図（電子国土 Web）[9] を用いて調べた。また、重伝建地区の範囲については、文化庁による国指定文化財等データベース[10] をもとに調べた。重伝建地区への選定年度が新しいもの等、同データベースで、重伝建地区の範囲が表示されなかった 12 地区については、**表 3-7** に示した資料等を基に範囲の把握を行った。

表 3-7　国指定文化財等データベースで範囲が把握できなかった地区と範囲の把握を行った資料

番号	重伝建地区名称	資料等の名称	URL
69	養父市大屋町大杉	養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区保存計画	https://www.city.yabu.hyogo.jp/material/files/group/37/48923593.pdf
117	杵築市北台南台	杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区保存計画	https://www.city.kitsuki.lg.jp/material/files/group/29/hozonkeikaku.pdf
88	福山市鞆町	福山市 HP	https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/toshikeikaku/181179.html
8	喜多方市小田付	文化庁の報道資料[11]	https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/__icsFiles/afieldfile/2018/05/16/a1405021_01.pdf
70	たつの市龍野	文化庁の報道資料[12]	https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/__icsFiles/afieldfile/2019/10/11/a1421981_01.pdf
123	南さつま市加世田麓		
20	高岡市吉久	文化庁の報道資料[13]	https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/92579001_01.pdf
83	津山市城西		
85	矢掛町矢掛宿		
32	南越前町今庄宿	文化庁の報道資料[14]	https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/93079601_01.pdf
76	若桜町若桜		
89	廿日市市宮島町		

谷間型 谷間型は、重伝建地区が谷間に位置しており、重伝建周辺地域に山※が広がっているタイプ。	**山麓型** 山麓型は、重伝建地区が山麓に位置しており、重伝建周辺地域に山※と市街地が広がっているタイプのもの。
平地型 平地型は、重伝建地区が平地に位置しており、重伝建周辺地域に山が存在せず、市街地が広がっているタイプのもの。	**海辺（谷間）型** 重伝建周辺地域が海沿いに位置しており、一方に海が、もう一方に山※が広がっているタイプのもの。
海辺（山麓）型 重伝建周辺地域が海沿いに位置しており、一方に海が、もう一方に山※と市街地が広がっているタイプのもの。	**海辺（平地）型** 重伝建周辺地域が海沿いに位置しており、一方に海が、もう一方に市街地が広がっているタイプのもの。
島（中心）型 重伝建地区が島のほぼ中央に位置しており、重伝建周辺地域に海と山※や市街地が広がっているタイプのもの。	**島（海辺）型** 重伝建地区が島の海沿いに位置しており、重伝建周辺地域に海と山※や市街地が広がっているタイプのもの。

※　ここでは、山をある程度標高が高く（標高 100m 程度以上）、重伝建地区の範囲に対して十分に大きな連なりを持つものとし、単体で存在するものや十分な連なりを持たないものについては、山に含めないこととする。

図 3-4　地形条件の分類の定義とイラスト

(2)でリストアップされた重伝建地区を地形条件の 5 つの型で分類を行った結果を**表 3-8** に示す。

表 3-8　地形条件による分類結果

種別※		地区数	谷間型	山麓型	平地型	海辺型			島型	
						谷間型	山麓型	平地型	中心型	海辺型
山村集落等	山村集落	5	49　焼津市花沢 61　南丹市美山町北 96　三好市東祖谷山村落合 106　うきは市新川田篭 120　椎葉村十根川							
	山村・養蚕集落	1	69　養父市大屋町大杉							
	山村・講中宿	0								
宿場町等	宿場町	3	33　若狭町熊川宿 93　萩市佐々並市	52　亀山市関宿						
	宿場町・農村集落	1	68 丹波篠山市福住							
	宿場・養蚕町	0								
産業町等	製蝋町	1	100　内子町八日市護国							
	漆工町	0								
	製磁町	1	111　有田町有田内山							
	鉱山町	0								
	醸造町	2			109　鹿島市浜中町八本木宿		74　湯浅町湯浅			
	製織町	1		63　与謝野町加悦						
	染織町	1			50　名古屋市有松					
	製塩町	1		87　竹原市竹原地区						
城下町等	城下町	3	107　朝倉市秋月	66　豊岡市出石	67　丹波篠山市篠山					
	商家町	14	73　宇陀市松山 76　若桜町若桜	45　美濃市美濃町 55　近江八幡市八幡 94　柳井市古市金屋 95　美馬市脇町南町 110　綾野市塩田津 116　日田市豆田町	15　川越市川越 16　香取市佐原 54　彦根市河原町芹町地区 72　五條市五條新町 81　倉敷市倉敷川畔 103　八女市八女福島					
	武家町	10	124　南九州市知覧	91　萩市平安古地区 102　安芸市土居廓中 118　日南市飫肥 121　出水市出水麓 122　薩摩川内市入来麓 123　南さつま市加世田麓			90　萩市堀内地区	115　雲仙市神代小路 117　杵築市北台南台		
	茶屋町	0								
	寺町	0								
	鋳物師町	0								
	商家町・茶屋町	1					31　小浜市小浜西組			
	商家町・醸造町	1		70　たつの市龍野						
	武家町・商家町	1	80　津和野町津和野							
	寺町・商家町	0								
門前町・寺内町等	門前町	3		58　京都市産寧坂 60　京都市嵯峨鳥居本						89　廿日市市宮島町
	社家町	1		57　京都市上賀茂						
	茶屋町	1		59　京都市祇園新橋						
	宿坊群・門前町	0								
	里坊群・門前町	1		53　大津市坂本						
	寺内町・在郷町	2			64　富田林市富田林 71　橿原市今井町					
在郷町・農村集落等	在郷町	5		11　桜川市真壁 99　西予市宇和町卯之町 104　八女市黒木	105　うきは市筑後吉井		101　室戸市吉良川町			
	農村集落	1		56　東近江市五個荘金堂						
	島の農村集落	2							126　竹富町竹富島	125　渡名喜村渡名喜島
	在郷町・醸造町	0								
	港町・在郷町	1			108　鹿島市浜庄津町浜金屋町					
船主集落・漁村・港町等	船主集落	0								
	漁村集落	1								97　牟岐町出羽島
	漁村	1					62　伊根町伊根浦			
	港町	9		65　神戸市北野町山本通			88　福山市鞆町 112　長崎市東山手 113　長崎市南山手 119　日向市美々津	92　萩市浜崎		86　呉市豊町御手洗 98　丸亀市塩飽本島町笠島 114　平戸市大島村神浦
	港町・温泉町	0								
合計		75 地区	16 地区	27 地区	13 地区	0 地区	9 地区	3 地区	1 地区	6 地区
						12 地区			7 地区	

※　文化庁が定める重伝建地区のまちの種別を①山村集落等、②宿場町等、③産業町等、④城下町・武家町等、⑤門前町・寺内町等、⑥在郷町・農村集落等、⑦船主集落・漁村・港町等の 7 つに大別した。

前頁に示した地形条件による分類結果から、鳥羽市海女集落 7 地区と同じ地形条件である海辺型、島型に該当した重伝建地区のみに絞り込んだものを**表 3-9** に示す。なお、調査対象地区となった重伝建地区の一覧を**表 3-10** に、調査対象地区となった重伝建地区の分布図を次頁の**図 3-5** に示す。

表 3-9　地形条件による分類結果（海辺型、島型のみ）

種別※		地区数	海辺型			島型	
			谷間型	山麓型	平地型	中心型	海辺型
産業町等	醸造町	1		74　湯浅町湯浅			
城下町等	武家町	3		90　萩市堀内地区	115　雲仙市神代小路 117　杵築市北台南台		
	商家町・茶屋町	1		31　小浜市小浜西組			
門前町・寺内町等	門前町	1					89　廿日市市宮島町
在郷町・農村集落等	在郷町	1		101　室戸市吉良川町			
	島の農村集落	2				126　竹富町竹富島	125　渡名喜村渡名喜島
船主集落・漁村・港町等	漁村集落	1					97　牟岐町出羽島
	漁村	1		62　伊根町伊根浦			
	港町	8		88　福山市鞆町 112　長崎市東山手 113　長崎市南山手 119　日向市美々津	92　萩市浜崎		86　呉市豊町御手洗 98　丸亀市塩飽本島町笠島 114　平戸市大島村神浦
合計		19 地区	0 地区	9 地区	3 地区	1 地区	6 地区
			12 地区			7 地区	

※　文化庁が定める重伝建地区のまちの種別を①山村集落等、②宿場町等、③産業町等、④城下町・武家町等、⑤門前町・寺内町等、⑥在郷町・農村集落等、⑦船主集落・漁村・港町等の 7 つに大別した。

表 3-10　調査対象地区一覧

番号	都道府県	重伝建地区名称	種別	選定年月日	選定基準	面積（ha）	基準風速（m/s）
31	福井	小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	平 20. 6. 9	（二）	19. 1	32
62	京都	伊根町伊根浦	漁村	平 17. 7. 22	（三）	310. 2	32
74	和歌山	湯浅町湯浅	醸造町	平 18. 12. 19	（二）	6. 3	34
86	広島	呉市豊町御手洗	港町	平 6. 7. 4	（二）	6. 9	34
88	広島	福山市鞆町	港町	平 29. 11. 28	（二）	8. 6	32
89	広島	廿日市市宮島町	門前町	令 3. 8. 2	（二）	16. 8	34
90	山口	萩市堀内地区	武家町	昭 51. 9. 4	（二）	55	34
92	山口	萩市浜崎	港町	平 13. 11. 14	（二）	10. 3	34
97	徳島	牟岐町出羽島	漁村集落	平 29. 2. 23	（三）	3. 7	38
98	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	昭 60. 4. 13	（三）	13. 1	34
101	高知	室戸市吉良川町	在郷町	平 9. 10. 31	（一）	18. 3	40
112	長崎	長崎市東山手	港町	平 3. 4. 30	（二）	7. 5	34
113	長崎	長崎市南山手	港町	平 3. 4. 30	（二）	17	34
114	長崎	平戸市大島村神浦	港町	平 20. 6. 9	（二）	21. 2	34
115	長崎	雲仙市神代小路	武家町	平 17. 7. 22	（二）	9. 8	34
117	大分	杵築市北台南台	武家町	平 29. 11. 28	（二）	16. 1	32
119	宮崎	日向市美々津	港町	昭 61. 12. 8	（二）	7. 2	34
125	沖縄	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	平 12. 5. 25	（三）	21. 4	46
126	沖縄	竹富町竹富島	島の農村集落	昭 62. 4. 28	（三）	38. 3	46

図 3-5　調査対象地区の分布図

3-6　調査対象部位の選定

本節では、建築物において台風被害を受けやすい部位及び台風被害に影響を及ぼす部位について把握を行い修理基準等の記載状況の把握を行う上での調査対象部位の選定を行う。

3-6-1　建築物において台風被害を受けやすい部位及び台風被害に影響を及ぼす部位

3-6-1-1　台風被害を受けやすい建築物の部位

2019 年 9 月、国立研究開発法人建築研究所（以下、「建築研究所」という。）と国土交通省国土技術政策総合研究所（以下、「国土技術政策総合研究所」という。）は、令和元年房総半島台風（台風第 15 号）の台風被害を受けて、強風によって被害が生じた建築物を対象に、千葉県と東京都島嶼部で現地調査を行った。ここでは、その調査報告 [17) 18)] を基に、台風被害を受けやすい部位及び被害の内容について把握する。

同調査報告においては、台風被害が確認された部位として、小屋組、屋根材料、窓枠材料、外壁材料の 4 つが挙げられていた。これらの部位は、令和元年房総半島台風だけに限られたものではなく、他の台風によっても同様に被害を受けやすい部位だと考えられる。

台風被害を受けやすい部位と被害の内容を**表 3-11** に、各部位の被害の様子を**写真 3-1** から**写真 3-4** に示す。

表 3-11　台風被害を受けやすい部位と被害の内容

台風被害が確認された部位	被害の内容
小屋組	・小屋組の飛散、損傷、損壊
屋根材料	・屋根材料の飛散
窓枠材料	・開口部の建具の脱落、破損、損壊
外壁材料	・外壁材料の脱落、飛散

写真 3-1　小屋組の被害の様子
（出典：国立研究開発法人 建築研究所「令和元年度建築研究所講演会スライド、令和元年（2019 年）台風第 15 号による建築物の被害調査報告」）

写真 3-2　屋根材料の被害の様子
（出典：国立研究開発法人 建築研究所「令和元年度建築研究所講演会スライド、令和元年（2019 年）台風第 15 号による建築物の被害調査報告」）

写真 3-3　窓枠材料の被害の様子

（出典：国立研究開発法人 建築研究所「令和元年度建築研究所講演会スライド、令和元年（2019 年）台風第 15 号による建築物の被害調査報告」）

写真 3-4　外壁材料の被害の様子

（出典：国立研究開発法人 建築研究所「令和元年度建築研究所講演会スライド、令和元年（2019 年）台風第 15 号による建築物の被害調査報告」）

3-6-1-2　台風被害に影響を及ぼす建築物の部位

ここでは、台風被害に影響を及ぼす建築物の部位について整理する。

（1）構造

前述したように、2019 年 9 月、建築研究所と国土技術政策総合研究所は、令和元年房総半島台風（台風第 15 号）の台風被害を受けて、強風によって被害が生じた建築物を対象に、千葉県と東京都島嶼部で現地調査を行った。その調査報告（速報）[19] によると、比較的大きな被害を受けていた住宅の特徴として、比較的築年数が経ったと見られるもの、海岸沿いに立地するもの、構成部材に著しい腐朽・蟻害が認められるもの、接合具に劣化の可能性のあるもの等が挙げられていた。また、平成 15 年に発生した台風 15 号による東京都八丈島の建築物等の被害について建築研究所がまとめた調査報告（速報）[20] によると、被害を受けた建築物の多くが木造（在来軸組構法）であり、屋根ふき材や小屋組の損傷・倒壊に関する被害が多く見られたとされている。さらに、平成 15 年に発生した台風 14 号による沖縄県宮古島の建築物等の被害について建築研究所がまとめた調査報告（速報）[21] によると、気象庁の歴代 10 位以内に入る猛烈な風を記録した台風であったものの、宮古島の住宅の多くが鉄筋コンクリート造であったため、窓ガラスの破損はあるものの住宅の構造骨組みに関する被害はほとんど見られなかったとされている。

以上から、木造は、腐朽や蟻害を受けやすく台風被害を受けやすい一方、鉄筋コンクリート造は台風被害を受けにくいことが把握された。したがって、構造は台風被害に影響を及ぼす部位であると考えられる。

（2）基礎

「伝統的構法のための木造耐震設計法 石場建てを含む木造建築物の耐震設計・耐震補強マニュアル」（伝統的構法木造建築物設計マニュアル編集委員会/2019 年）によると、伝統的構法木造建築物に用いられている柱脚部の仕様は、土台形式、石場建形式等であるとされている。各形式について以下に説明する。

①土台形式

柱と基礎の間に土台を設ける仕様。土台は柱の下部に配置して柱から伝達された荷重を下部に伝える横架材である。土台形式としては、土台を基礎に緊結し、柱脚の移動を水平方向・上下方向とも拘束する仕様が在来工法では最も一般的である。他にも、土台を基礎に緊結するが柱脚の上下方向の移動を拘束しない仕様もある。また、基礎上で、土台を水平方向のみ拘束し土台の上下方向を拘束しない仕様、土台を水平方向・上下方向とも拘束しない仕様がある。

②石場建形式

礎石上に直接柱を設置し、柱脚の移動を水平方向・上下方向とも拘束しない仕様で、礎石建とも呼ばれる。なお、水平方向のみ拘束し上下方向を拘束しない仕様もある。

伝統構法で建てられた建築物は、柱脚部に上記の形式が用いられており、中には、水平方向・上下方向ともに拘束されていないため柱脚の移動（滑り）が許容されているものもある。

そのため、前述のマニュアルによると、水平方向・上下方向ともに移動が拘束されていない本来の石場建において、稀に発生する地震動時に柱脚は移動しないが、極めて稀に発生する地震動時には柱脚が移動する可能性が大きいとされている。

こうした背景を受けて、文化庁は、伝統的建造物群の耐震対策の手引[24]において、地盤・基礎の耐震補強の重要性を指摘し、建物の股裂き防止のためのべた基礎の打設、床下における足固め等の設置、柱脚の基礎への緊結等の耐震補強を積極的に行うべきだとしている。なお、同手引は、主に耐震対策について書かれたものであるが、地域や高さが高い、屋根が軽いなど建物の形状によっては、地震より台風など風による力の方が大きくなる場合があるので、その場合風に対しても十分な対策を取る必要があるとされている。そのため、前述の地盤・基礎の補強は、台風対策としても有効で、台風被害の軽減のためにも行われるべきものであると考えられる。建物の股裂き防止のためのべた基礎の施工の様子を**写真 3-5** に、柱足下の足固め補強の様子を**写真 3-6** に示す。

写真 3-5　べた基礎の施工の様子

（出典：文化庁「伝統的建造物群の耐震対策の手引」）

写真 3-6　柱足下の足固め補強の様子

（出典：文化庁「伝統的建造物群の耐震対策の手引」）

また、基礎は、建築基準法施行令第 1 条第 3 号において、構造耐力上主要な部分に位置付けられており、建築物に作用する風圧及び地震の振動・衝撃等を支える重要な部位である。そのため、建築基準法施行令第 38 条によって、基礎は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならないとさ

れており、国土交通省告示第 1098 号（平成 30 年 9 月 12 日）において、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が 70　kN/㎡以上であって、かつ、密実な砂質地盤その他著しい不同沈下等の生ずるおそれのない地盤にあり、基礎に損傷を生ずるおそれのない場合を除いて、鉄筋コンクリート造とすることが定められている。加えて、建築基準法施行令第 42 条において、当該柱を基礎に緊結した場合、平屋建ての建築物で足固めを使用した場合、当該柱と基礎とをだぼ継ぎその他の国土交通大臣が定める構造方法により接合し、かつ、当該柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことが国土交通大臣が定める方法によって確かめられた場合の以上 3 つの場合を除いて、構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けなければならないとされている。そして、平屋建ての建築物で延べ面積が 50 ㎡以内のもの以外は、土台と基礎を緊結するように定められている。今日では、これらの法令や告示によって、一般的な建築物に用いられる在来構法では、鉄筋コンクリートの基礎が使用され、土台と基礎は緊結されている。なお、建築基準法施行令第 38 条を**資料編**の**資料 53** に、国土交通省告示第 1098 号（平成 30 年 9 月 12 日）を**資料編**の**資料 54** から**資料 56** に、建築基準法施行令第 42 条を**資料編**の**資料 57** に示す。

以上から、在来構法の基礎は、一般的に鉄筋コンクリートで風圧及び地震の振動・衝撃等を支えるために基礎と土台が緊結されている一方、伝統構法の基礎の中には、柱脚が緊結されていないものがあり、そうした基礎は、極めて稀に発生する地震動時に柱脚が移動する可能性が大きいことが把握された。また、文化庁は、地域や建物の形状によっては、地震より台風など風による力の方が大きくなる場合があることを考慮し、重伝建地区の伝統的建造物群を対象に地震対策だけでなく台風対策のためにも地盤・基礎の補強を行うことを推奨していることが把握された。これらのことから、基礎は台風被害に影響を及ぼす部位であると考えられる。

以上、整理すると台風被害に影響を及ぼす建築物の部位としては、構造、基礎の 2 つが考えられる。

3-6-2　調査対象部位として選定された 5 つの部位

修理基準等の記載状況の特徴の把握を行うにあたり、前節で取り上げた台風被害を受けやすい部位及び台風被害に影響を及ぼす部位である 5 つの部位を調査対象部位として選定する。なお、便宜上、構造と小屋組は一つの部位としてまとめている。

調査対象部位として選定された 5 つの部位を**図 3-6** に示す。なお、各部位を選定した根拠については次頁以降に示す。

図 3-6　調査対象部位

（1）構造・小屋組

①構造

台風被害に影響を及ぼす部位であるため、台風常襲圏で住宅を新築する場合、施主としては「鉄筋コンクリート造」を希望することが考えられる。そのため、「鉄筋コンクリート造」が修理基準等においてどの程度許容されているのかについて把握することは有益であると考えられるため。

②小屋組

台風被害を受けやすい部位であり、令和元年房総半島台風によって小屋組に大きな被害が確認されたことから、令和 2 年度に国総研等によって小屋組の望ましい緊結方法の検討が行われ、現在、周知が進められている。こうした中、現時点で既に修理基準等において小屋組の緊結方法を指定している地区が存在するのか把握することは有益であると思われるため。

（2）屋根材料

台風被害を受けやすい部位であるため、台風常襲圏で屋根を葺く場合、所有者や施主としては「金属板」等の強風に強い屋根材料を希望することが考えられる。また、令和元年房総半島台風によって屋根材料に大きな被害が確認されたことから、令和 4 年 1 月から瓦屋根の緊結方法が強化されている。こうした中、「金属板」等の屋根材料が修理基準等においてどの程度許容されているのか、また、現時点で、修理基準等において強化された瓦屋根の緊結方法を指定している地区が存在するのかについて把握することは有益であると考えられるため。

（3）窓枠材料

台風被害を受けやすい部位であるため、台風常襲圏で開口部の建具を設置する場合、所有者や施主としては「アルミサッシ」等の耐久性や気密性に優れた窓枠材料を希望することが考えられる。そのため、「アルミサッシ」等の窓枠材料が修理基準等においてどの程度許容されているのかについて把握することは有益であると考えられるため。

（4）外壁材料

台風被害を受けやすい部位であるため、台風常襲圏で外壁を施工する場合、所有者や施主としては「金属板」、「サイディング」等の耐久性に優れた外壁材料を希望することが考えられる。そのため、「金属板」、「サイディング」等の外壁材料が修理基準等においてどの程度許容されているのかについて把握することは有益であると考えられるため。

（5）基礎

台風被害に影響を及ぼす部位であるため、台風常襲圏で住宅を新築する場合、施主としては「鉄筋コンクリート」を希望することが考えられる。そのため、「鉄筋コンクリート」が修理基準等においてどの程度許容されているのかについて把握することは有益であると考えられるため。

3-7　修理基準等の記載状況の把握

本節では、主屋に対して設定された修理基準等の記載状況を調査・分析することを通して、3 つの基準（修理基準、修景基準、許可基準）における各基準の記載状況の特徴について把握する。

3-7-1　修理基準等の設定状況

主屋を対象とした修理基準等の設定状況を**表 3-12** に示す。修理基準は 19 地区中 15 地区（約 79 %）で、修景基準は 19 地区中 19 地区（100 %）で、許可基準は 19 地区中 14 地区（約 74 %）で設定されていた。なお、現代的建築物に適用される修景基準、許可基準に着目すると、次頁の**図 3-7** に示すように、修景基準だけを定めて、積極的に歴史的風致の回復を図っている地区が存在する一方、修景基準と許可基準を設けることで、緩やかに歴史的風致の回復・形成を図っている地区も存在することが把握された。

表 3-12　修理基準等の設定状況一覧

番号	都道府県	重伝建地区名称	管轄 地方公共団体	修理基準	修景基準	許可基準
31	福井	小浜市小浜西組	小浜市	○	○	○
62	京都	伊根町伊根浦	伊根町	○	○	○
74	和歌山	湯浅町湯浅	湯浅町	○	○	○
86	広島	呉市豊町御手洗	呉市	―	○	―
88	広島	福山市鞆町	福山市	○	○	○
89	広島	廿日市市宮島町	廿日市市	○	○	○
90	山口	萩市堀内地区	萩市	○	○※1	○※2
92	山口	萩市浜崎	萩市	○	○	○
97	徳島	牟岐町出羽島	牟岐町	○	○	○
98	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	丸亀市	○	○	○
101	高知	室戸市吉良川町	室戸市	―	○	―
112	長崎	長崎市東山手	長崎市	○	○	○
113	長崎	長崎市南山手	長崎市	○	○	○
114	長崎	平戸市大島村神浦	平戸市	○	○	○
115	長崎	雲仙市神代小路	雲仙市	―	○※3	○
117	大分	杵築市北台南台	杵築市	○	○	○
119	宮崎	日向市美々津	日向市	―	○※4	―
125	沖縄	渡名喜村渡名喜島	渡名喜村	○	○	―
126	沖縄	竹富町竹富島	竹富町	○	○※5	―※6

【凡例】　○：設定あり　―：設定なし
※1　「伝統様式基準」という名称であるが、一般的な修景基準と同様の運用がされている。
※2　「基本形式基準」という名称であるが、一般的な許可基準と同様の運用がされている。
※3　「補助基準」という名称であるが、一般的な修景基準と同様の運用がされている。
※4　「修景規準」という名称であるが、一般的な修景基準と同様の運用がされている。
※5　「景観形成基準」という名称であるが、一般的な修景基準と同様の運用がされている。
※6　主屋を対象としたものではなく、倉庫等付属屋を対象としたものであるため、ここでは「設定なし」とする。

図 3-7　現代的建築物に適用される修景基準・許可基準の設定状況

3-7-2　修理基準等の記載状況

3-7-2-1　修理基準等の記載状況の分類

修理基準等の 5 つの調査対象部位で定められている基準について、**表 3-13** に示した 2 つの基準に分類することを通して、3 つの基準（修理基準、修景基準、許可基準）の記載状況の傾向について把握する。修理基準等を 2 つの基準に分類した結果を**表 3-14** から**表 3-17** に示す。

表 3-13　2 つの基準の説明と記載例

基準の名称	各基準の説明	該当する基準の記載例
基本方針基準	建築物の修理及び修景の基本的な考え方を示したもの。	・主として外観を現状維持又は復原修理する。
		・原則として、履歴を調査のうえ、現状維持または然るべき旧状に復する。
		・歴史的風致と調和したものとする。
		・歴史的風致を著しく損なわないものとする。
詳細技術基準	建築物の修理及び修景の基本的な考え方に加えて、具体的な基準を補足したもの。	・主屋の構造は、木造で在来工法によることを原則とする。
		・桟瓦または本瓦とし、かつ、いぶし瓦とする。
		・木製とする。位置、種類及び意匠は伝統的な形式に倣ったものとする。
		・漆喰塗、土塗壁、板貼など和風の仕上げとする。

表 3-14　修理基準等の分類結果（1/4）

重伝建地区名称	小浜市 小浜西組			伊根町 伊根浦			湯浅町 湯浅			呉市 豊町 御手洗			福山市 鞆町		
修理基準等名称	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準
構造・小屋組	●	○	○	●	○	○	●	○	○	＼	○	＼	●	○	○
屋根材料	●	○	●	●	○	●	●	○	●	＼	○	＼	●	○	○
窓枠材料	●	○	●	●	○	●	●	○	●	＼	○	＼	●	○	●
外壁材料	●	○	●	●	○	●	●	○	●	＼	○	＼	●	○	●
基礎	―	―	―	●	○	●	●	●	●	＼	○	＼	●	●	●

【凡例】　●：基本方針基準　○：詳細技術基準　―：基準なし　＼：修理基準等自体の設定なし

表 3-15　修理基準等の分類結果（2/4）

重伝建地区名称	廿日市市宮島町			萩市堀内地区			萩市浜崎			牟岐町出羽島			丸亀市塩飽本島町笠島		
修理基準等名称	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	伝統様式基準	基本形式基準 ※1	修理基準	修景基準	許可基準 ※1	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準
構造・小屋組	●	○	●	●	○	●	●	○	●	●	○	○	●	○	○
屋根材料	●	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	●
窓枠材料	●	○	○	●	○	●	●	○	―	●	○	●	●	○	○
外壁材料	●	●	●	●	○	●	●	○	―	●	●	●	●	○	●
基礎	―	―	―	●	○	●	●	○	―	●	○	●	●	○	●

【凡例】　●：基本方針基準　○：詳細技術基準　―：基準なし　＼：修理基準等自体の設定なし

※1　現状変更を行う位置と公道との距離、現状変更を行う位置が公道や海等に面しているか否かによって、異なる基準が定められているが、ここでは最も緩い基準を対象とする。

表 3-16　修理基準等の分類結果（3/4）

重伝建地区名称	室戸市吉良川町			長崎市東山手			長崎市南山手			平戸市大島村神浦			雲仙市神代小路		
修理基準等名称	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準 ※1	許可基準 ※1	修理基準	補助基準	許可基準 ※1
構造・小屋組	＼	○	＼	●	○	―	●	○	―	●	○	●	＼	○	○
屋根材料	＼	○	＼	●	○	●	●	○	●	●	○	●	＼	○	○
窓枠材料	＼	○	＼	●	○	●	●	○	●	●	○	―	＼	○	●
外壁材料	＼	○	＼	●	○	●	●	○	●	●	○	―	＼	○	●
基礎	＼	○	＼	―	―	―	―	―	―	●	―	―	＼	○	―

【凡例】　●：基本方針基準　○：詳細技術基準　―：基準なし　＼：修理基準等自体の設定なし

※1　現状変更を行う位置と公道との距離、現状変更を行う位置が公道や海等に面しているか否かによって、異なる基準が定められているが、ここでは最も緩い基準を対象とする。

表 3-17　修理基準等の分類結果（4/4）

重伝建地区名称	杵築市 北台南台			日向市 美々津			渡名喜村 渡名喜島			竹富町 竹富島		
修理基準等名称	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景規準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	景観形成基準	許可基準
構造・小屋組	●	○	○	＼	○	＼	●	○	＼	●	○	＼
屋根材料	●	○	○	＼	○	＼	●	○	＼	○	○	＼
窓枠材料	●	○	●	＼	○	＼	●	○	＼	●	―	＼
外壁材料	●	○	●	＼	○	＼	●	○	＼	○	○	＼
基礎	●	●	●	＼	―	＼	―	―	＼	●	―	＼

【凡例】　●：基本方針基準　○：詳細技術基準　―：基準なし　＼：修理基準等自体の設定なし

3-7-2-2　修理基準等の記載状況の分析

3 つの基準（修理基準、修景基準、許可基準）の各基準における記載状況の分析を行う。なお、修理基準等自体が定めらえていない地区は分析の対象外とする。

(1) 修理基準の記載状況の分析

修理基準の 5 つの調査対象部位で定められている基準について、基本方針基準、詳細技術基準の 2 つの基準に分類した結果、該当した地区数を**表 3-18** に、割合を次頁の**図 3-8** に示す。なお、修理基準が定められていない 4 地区については、分析の対象外とした。

「構造・小屋組」の項目は、15 地区中 15 地区が基本方針基準に分類された。「屋根材料」の項目は、15 地区中 14 地区が基本方針基準に、1 地区が詳細技術基準に分類された。「窓枠材料」の項目は、15 地区中 15 地区が基本方針基準に分類された。「外壁材料」の項目では、15 地区中 14 地区が基本方針基準に、1 地区が詳細技術基準に分類された。「基礎」の項目では、15 地区中 10 地区が基本方針基準に分類され、5 地区で基準が定められていなかった。

修理基準においては、基本方針基準に該当したものが「構造・小屋組」で 100 %、「屋根材料」で約 93 %、「窓枠材料」で 100 %、「外壁材料」で約 93 %、「基礎」で約 67 %という結果となった。このように、基本方針基準に該当するものが多く、修理の基本的な考え方を示した基準が多かった理由としては、修理基準の対象となる伝統的建造物の文化財的価値が、個々の建物によって異なるため、基準により一律にその形態を規定することができないこと、伝統的建造物は様式が正確に把握されているため、修理の基本的な考え方を示すだけで十分であることが考えられる

表 3-18　2 つの基準に該当した地区数（修理基準）

	●:基本方針基準	○:詳細技術基準	ー:基準なし
構造・小屋組	15 地区	0 地区	0 地区
屋根材料	14 地区	1 地区	0 地区
窓枠材料	15 地区	0 地区	0 地区
外壁材料	14 地区	1 地区	0 地区
基礎	10 地区	0 地区	5 地区

図 3-8　2 つの基準に該当した割合（修理基準）

(2) 修景基準の記載状況の分析

修景基準の 5 つの調査対象部位で定められている基準について、基本方針基準、詳細技術基準の 2 つの基準に分類した結果、該当した地区数を**表 3-19** に、割合を次頁の**図 3-9** に示す。

「構造・小屋組」の項目は、19 地区中 19 地区が詳細技術基準に分類された。「屋根材料」の項目は、19 地区中 19 地区が詳細技術基準に分類された。「窓枠材料」の項目は、19 地区中 18 地区が詳細技術基準に分類され、1 地区で基準が定められていなかった。「外壁材料」の項目では、19 地区中 2 地区が基本方針基準に、17 地区が詳細技術基準に分類された。「基礎」の項目では、19 地区中、3 地区が基本方針基準に、8 地区が詳細技術基準に分類され、8 地区で基準が定められていなかった。

修景基準においては、詳細技術基準に該当したものが「構造・小屋組」で 100 %、「屋根材料」で 100 %、「窓枠材料」で約 95 %、「外壁材料」で約 90 %、「基礎」で約 42 %という結果となった。「基準なし」が含まれているため、「基礎」では、50 %を下回っていたが、全体的に見ると詳細技術基準に該当するものが多かった。このように、詳細技術基準に該当するものが多く、修景の基本的な考え方に加えて具体的な基準を補足したものが多かった理由としては、修景基準が補助金交付の対象を規定する基準とされている地区が多く、補助金が適用される詳細な項目を明確に示す必要があるためだと考えられる。

表 3-19　2 つの基準に該当した地区数（修景基準）

	●:基本方針基準	○:詳細技術基準	ー:基準なし
構造・小屋組	0 地区	19 地区	0 地区
屋根材料	0 地区	19 地区	0 地区
窓枠材料	0 地区	18 地区	1 地区
外壁材料	2 地区	17 地区	0 地区
基礎	3 地区	8 地区	8 地区

図 3-9　2 つの基準に該当した割合（修景基準）

(3) 許可基準の記載状況の分析

許可基準の 5 つの調査対象部位で定められている基準について、基本方針基準、詳細技術基準の 2 つの基準に分類した結果、該当した地区数を**表 3-20** に、割合を次頁の**図 3-10** に示す。

「構造・小屋組」の項目は、14 地区中 4 地区が基本方針基準に、8 地区が詳細技術基準に分類され、2 地区で基準が定められていなかった。「屋根材料」の項目は、14 地区中 7 地区が基本方針基準に、7 地区が詳細技術基準に分類された。「窓枠材料」の項目は、14 地区中 10 地区が基本方針基準に分類され、2 地区が詳細技術基準に、2 地区で基準が定められていなかった。「外壁材料」の項目では、14 地区中 12 地区が基本方針基準に、2 地区で基準が定められていなかった。「基礎」の項目では、14 地区中 7 地区が基本方針基準に分類され、7 地区で基準が定められていなかった。

許可基準においては、基本方針基準に該当したものが「屋根材料」で 50 %と、「窓枠材料」で約 71 %、「外壁材料」で約 86 %、「基礎」で約 50 %という結果となった。唯一、「構造・小屋組」では、基本方針基準よりも詳細技術基準に該当したものの方が多かったが、全体的に見ると、基本方針基準に該当するものが多かった。このように、基本方針基準に該当するものが多く、修景の基本的な考え方を示したものが多かった理由としては、許可基準が歴史的風致の維持や形成のために最低限満たすべき内容を定めた基準であること、所有者や施主の現代的要求に対応できるように幅を持たせてあることが考えられる。

表 3-20　2 つの基準に該当した地区数（許可基準）

	●:基本方針基準	○:詳細技術基準	ー:基準なし
構造・小屋組	4 地区	8 地区	2 地区
屋根材料	7 地区	7 地区	0 地区
窓枠材料	10 地区	2 地区	2 地区
外壁材料	12 地区	0 地区	2 地区
基礎	7 地区	0 地区	7 地区

図 3-10　2 つの基準に該当した割合（許可基準）

3-8　小括

本章を小括すると以下のとおりである。

(1) 主屋を対象とした修理基準は 19 地区中 15 地区で、修景基準は 19 地区中 19 地区で、許可基準は 19 地区中 14 地区で設定されていることが把握された。

(2) 現代的建築物に適用される修景基準、許可基準に着目すると、修景基準だけを定めて、積極的に歴史的風致の回復を図っている地区が 19 地区中 5 地区存在することが確認された。一方で、修景基準と許可基準を設けることで、緩やかに歴史的風致の回復・形成を図っている地区が 19 地区中 14 地区存在することが把握された。

(3) 5 つの調査対象部位についての修理基準を「基本方針基準」、「詳細技術基準」の 2 つに分類した結果、修理の基本的な考え方を示した基準である「基本方針基準」に該当するものが多かった。これは、修理基準の対象となる伝統的建造物の文化財的価値が、個々の建物によって異なるため、基準により一律にその形態を規定することができないこと、伝統的建造物は様式が正確に把握されているため、修理の基本的な考え方を示すだけで十分であることが考えられる

(4) 5 つの調査対象部位についての修景基準を「基本方針基準」、「詳細技術基準」の 2 つに分類した結果、修景の基本的な考え方に加えて具体的な基準を補足した基準である「詳細技術基準」に該当するものが多かった。これは、修景基準が補助金交付の対象を規定する基準とされている地区が多く、補助金が適用される詳細の項目を明確に示す必要があるためだと考えられる。

(5) 5 つの調査対象部位についての許可基準を「基本方針基準」、「詳細技術基準」の 2 つに分類した結果、修景の基本的な考え方を示した基準である「基本方針基準」に該当するものが多かった。これは、許可基準が歴史的風致の維持や形成のために最低限満たすべき内容を定めた基準であること、所有者や施主の現代的要求に対応できるように幅を持たせてあることが考えられる。

(6) 以上、重伝建地区の保存計画における修理基準等の記載状況を調査・分析した結果、3 つの基準（修理基準、修景基準、許可基準）において、基準ごとに記載状況に特徴が見られることが把握された。第 4 章では、修理基準、修景基準、許可基準の 3 つの基準のうち、最も具体的な記載がみられた修景基準を対象とし、調査・分析を進めることとする。

【参考文献】

1）国土交通省国土技術政策総合研究所，国立研究開発法人建築研究所：2021 年改訂版　瓦屋根 標準設計・施工ガイドライン，2021

2）国土交通省：令和元年房総半島台風を踏まえた建築物の強風対策　動画スライド（施工者向け）、2021.2、入手先＜https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001387862.pdf＞、（参照 2021-12-12）

3）気象庁．“＜解説：温帯低気圧と台風＞”．https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/typhoon/conf/TY-ENQ2006/tropextrop.html，（参照 2021-12-12）

4）気象庁．“台風経路図”．https://www.data.jma.go.jp/fcd/yoho/typhoon/route_map/index.html，（参照 2021-09-27）

5）国土地理協会．“市町村変更情報”．https://www.kokudo.or.jp/marge/，（参照 2021-10-08）

6）国土交通省住宅局建築指導課建築技術者試験研究会：基本建築関係法令集〔告示編〕平成 26 年度版，2014

7）社団法人日本建築学会：図説集落その空間と計画，1989

8）刑部あずさ：重要伝統的建造物群保存地区及び周辺地域における景観保全施策に関する研究－風土条件による類型別の景観保全方針の提案－，三重大学修士論文，2013

9）国土地理院．“地理院地図（電子国土 Web）”．https://maps.gsi.go.jp/，（参照 2021-10-08）

10）文化庁．“国指定文化財等データベース”．https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index，（参照 2021-10-08）

11）文化庁：平成 30 年 5 月 18 日　重要伝統的建造物群保存地区の選定について、2016.5、入手先＜https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/__icsFiles/afieldfile/2018/05/16/a1405021_01.pdf＞、（参照 2021-10-08）

12）文化庁：令和元年 10 月 18 日　重要伝統的建造物群保存地区の選定について、2019.10、入手先＜https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/__icsFiles/afieldfile/2019/10/11/a1421981_01.pdf＞、（参照 2021-10-08）

13）文化庁：令和 2 年 10 月 16 日　重要伝統的建造物群保存地区の選定について、2020.10、入手先＜https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/92579001_01.pdf＞、（参照 2021-10-08）

14）文化庁：令和 3 年 5 月 21 日　重要伝統的建造物群保存地区の選定について、2021.5、入手先＜https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/93079601_01.pdf＞、（参照 2021-10-08）

15）文化庁：伝統的建造物群保存地区制度の実務の手引き、2021.3、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/93312701_02.pdf＞、（参照 2021-11-26）

16）国土交通省住宅局：第 68 回全国建築審査会長会議資料、建築行政に関する最近の動向について、2021.10
17）国立研究開発法人 建築研究所：令和元年度建築研究所講演会テキスト、令和元年（2019 年）台風第 15 号による建築物の被害調査報告、2019、入手先＜https://www.kenken.go.jp/japanese/research/lecture/r01/pdf/T01_Okuda.pdf＞、（参照 2021-12-21）
18）国立研究開発法人 建築研究所：令和元年度建築研究所講演会スライド、令和元年（2019 年）台風第 15 号による建築物の被害調査報告、2019、入手先＜https://www.kenken.go.jp/japanese/research/lecture/r01/pdf/S01_Okuda.pdf＞、（参照 2021-12-21）
19）国立研究開発法人 建築研究所：令和元年台風第 15 号に伴う強風による建築物等被害 現地調査報告（速報）、2019、入手先＜https://www.kenken.go.jp/japanese/contents/topics/2019/typhoone15.pdf＞、（参照 2021-12-26）
20）国立研究開発法人 建築研究所：平成 15 年 9 月に東京都八丈島で発生した台風 15 号による建築物等の被害について（速報）、2019、入手先＜https://www.kenken.go.jp/japanese/contents/activities/other/disaster/kaze/2005hachijo/hachijo-taifu-soku.pdf＞、（参照 2021-12-26）
21）国立研究開発法人 建築研究所：平成 15 年 9 月に沖縄県宮古島で発生した台風 14 号による建築物等の被害について（速報）、2019、入手先＜https://www.kenken.go.jp/japanese/contents/activities/other/disaster/kaze/2005miyako/miyako-taifu-soku.pdf＞、（参照 2021-12-26）
22）今村仁美，田中美都：図説 やさしい建築一般構造，2017
23）伝統的構法木造建築物設計マニュアル編集委員会：伝統的構法のための木造耐震設計法 石場建てを含む木造建築物の耐震設計・耐震補強マニュアル，2019
24）文化庁：伝統的建造物群の耐震対策の手引、2020.1、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/91989501_01.pdf＞、（参照 2021-12-26）
25）日本建築学会：建築法規用教材，2019
26）国土交通省住宅局建築指導課 建築技術者試験研究会：基本建築関係法令集 法令編，2021
27）国土交通省住宅局建築指導課 建築技術者試験研究会：基本建築関係法令集 告示編，2019

第 4 章
重要伝統的建造物群保存地区における修景基準の許容範囲の把握

4-1　調査の目的 ･･･ 87
4-2　調査の方法 ･･･ 87
4-3　調査の対象 ･･･ 88
4-4　修景基準の許容範囲の把握及び許容範囲の記載の仕方による分類 ･････････････ 89
4-5　修景基準の許容範囲の記載の特徴の把握 ･････････････････････････････････ 142
4-6　小括 ･･･ 147

第 4 章　重要伝統的建造物群保存地区における修景基準の許容範囲の把握

本章では、重伝建地区の現代的建築物を対象とした 2 つの基準（修景基準、許可基準）のうち、前章の分析において具体的な記載が多くみられた修景基準を対象とし、台風対策等を考慮した許容範囲の記載の特徴について把握を行う。

4-1　調査の目的

調査の目的は、調査対象地区の修景基準を対象とし、調査対象部位に対して設定されている修景基準の記載内容を把握したのち、台風対策等を考慮した許容範囲の記載の仕方に応じて修景基準の分類を行うことを通して、台風常襲圏に位置する重伝建地区においては、台風対策等を考慮しどの程度現代的な材料・工法等を使用することが許容されているのかについて把握することである。なお、前章と同様に、対象とする修景基準は、主屋に関して定められているものに限定する。

4-2　調査の方法

調査の方法は、以下に示すとおりである。

（1）修景基準の許容範囲及び許容範囲の記載の特徴の把握

①調査対象部位についての記載内容の把握

前章で選定した 5 つの調査対象部位について定められている主屋の修景基準の記載内容について把握を行う。

②修景基準の許容範囲の把握

記載内容を把握した修景基準において、用いることが求められている伝統的な材料・工法等及び台風対策等を考慮し許容されている現代的な材料・工法等について整理を行う。

③修景基準の許容範囲の記載の仕方による分類

修景基準の記載内容について、台風対策等を考慮し許容されている現代的な材料・工法等の記載の仕方、すなわち許容範囲の記載の仕方に応じて修景基準を 4 段階で分類する。

④修景基準の許容範囲の記載の特徴の把握

調査対象部位に対して設定されている修景基準を 4 段階に分類した結果を基に、各調査対象部位における許容範囲の記載の特徴について把握を行う。

なお、各分類の説明と該当する修景基準の記載例については、次頁の**表 4-1** に示す。

表 4-1　各分類の説明と該当する修景基準の記載例

分類	各分類の説明	該当する修景基準の記載例
◎	許容範囲を明確に示しているもの	・木造以外の構造も可能とするが、外観は木造とする。 ・カラーサッシを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする。 ・石積み、またはコンクリートの場合は石張り仕上げとし、色彩に配慮すること。
○	許容範囲の存在が推測されるもの	・主屋の構造は、木造で在来工法によることを原則とする。 ・原則として、建具は木製とし、その位置及び形態は伝統的な形式に倣ったものとする。 ・周囲の伝統的建造物に調和させた仕上げとする。
△	許容範囲を示していないもの	・伝統的建造物の特性を維持する木構造とする。 ・位置、形態及び仕上げは、建築物全体の外観と調和したものとし、建具は木製とする。 ・束石に床束を立て、それ以外は笠山石竿石の基礎とする。
―	基準が設定されていないもの	

4-3　調査の対象

調査対象は、調査対象地区となった 19 地区の重伝建地区の保存計画に記載されている主屋を対象とした修景基準である。

4-4　修景基準の許容範囲の把握及び許容範囲の記載の仕方による分類

4-4-1　小浜市小浜西組

（1）重伝建地区の概要

小浜市小浜西組の概要を**表 4-2** に示す。

表 4-2　小浜市小浜西組の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区は、小浜湾沿いの砂州上に展開する町並みで、地区内には後瀬山麓を巡るように丹後街道が貫通し、街道沿いに商家町、山麓には社寺が密集した寺町のような景観を見せる。また、地区西端には茶屋町が形成されている。
小浜は古くから若狭の中心地であり、中世の頃には日本海側屈指の湊町として繁栄した。大永 2（1522）年には若狭武田氏が後瀬山城（国史跡） を築き山麓に居館を配置し、町を整備した。
江戸期になると、京極家が小浜城の築城を開始し、城を中心としたまちづくりを進め、小浜の町は町人地として整備され、東・中・西の 3 組に分けられた。
現在、小浜西組で構成される町並みは現存する明治 4（1871）年の地籍図とほぼ同じであり、中世以降の街路や地割りをよく留めている。</td><td>

（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 小浜市小浜西組」[1]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>商家町・茶屋町</td><td rowspan="4">海辺（山麓）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>平 20. 6. 9</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>32 m/s</td></tr>
</table>

（2）修景基準の許容範囲の把握

修景基準の適用イメージを**図 4-1** に、調査対象部位の修景基準における記載内容及び分類結果を次頁の**表 4-3** に示す。

①構造・小屋組

構造は、木造とすることが求められており、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、日本瓦で色合いはいぶしとすることが求められている。

③窓枠材料

窓枠材料は、1 階の開口部（戸口を除く）において、原則として木製とすることが求められている。

④外壁材料

外壁は、漆喰塗、土塗壁、板貼など和風の仕上げとすることが求められている。

⑤基礎

基礎については、基準が設定されていなかった。

以上の修景基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、窓枠材料が「○」、構造・小屋組と屋根材料と外壁材料が「△」、基礎が「－」と分類された。

図 4-1　小浜市小浜西組の修景基準の適用イメージ
（小浜市教育委員会「重伝建補助金利用希望者へのご案内」を基に作成）

表 4-3　小浜市小浜西組の修景基準における記載内容及び分類結果

調査対象部位	記載内容	分類
構造・小屋組	主体構造は木造とする。	△
屋根材料	屋根は日本瓦葺きとし、色合いはいぶしとする。	△
窓枠材料	1 階の開口部（戸口を除く）は、原則として木質構えとする。格子・出格子、むしこ窓がある場合は、これを踏襲する。	○
外壁材料	漆喰塗、土塗壁、板貼など和風の仕上げとする。	△
基礎	―	―

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-2　伊根町伊根浦

(1) 重伝建地区の概要

伊根町伊根浦の概要を**表 4-4** に示す。

表 4-4　伊根町伊根浦の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">伊根浦を特長付けるのは、海岸沿いに連続する舟屋群であるが、明治 13 年より昭和 25 年までのブリ景気によって、その多くが瓦葺二階建に建て替えられた。また昭和 6 年から約 10 年の歳月を費やして行われた府道伊根港線の拡張工事は、総延長約 5 km にわたって幅員 4 m の道路を主屋と舟屋との間に敷設するものであり、これによってそれまで主屋と近接して建っていた舟屋や土蔵が海側へと移設され、多くの舟屋が二階建に変わっていった。
しかしながら、その規模や形態については伝統が維持され続けてきた。それ以後は大きな変化も無く、同形態・同規模で連続性のある舟屋群の景観が継承され、現在でも約 230 棟の舟屋が伊根湾の海岸沿いに連続して建ち並び、歴史的風致を形成している。
舟屋や主屋等からなる江戸末期から昭和初期にかけての伊根浦の町並みは、伊根湾や青島及びこれらを囲む魚付林という周辺環境とあいまって独特の歴史的景観を今日に伝えている。</td><td>

（出典：伊根町教育委員会「重伊根町伝統的建造物群保存地区一覧 まちづくりの手引き」）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>漁村</td><td rowspan="4">海辺（山麓）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>平 17. 7. 22</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>32 m/s</td></tr>
</table>

（2）修景基準の許容範囲の把握

修景基準の適用イメージを次頁の**図 4-2** に、調査対象部位の修景基準における記載内容及び分類結果を次頁の**表 4-5** に示す。

①構造・小屋組

構造は、伝統的建造物の特性を維持する木構造とすることが求められており、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、いぶし瓦若しくは釉薬瓦（黒色若しくは銀黒色）の日本瓦とすることが求められている。

③窓枠材料

窓枠材料は、木製を基本とすることが求められているが、色彩に配慮したカラーサッシュを用いることが許容されている。

④外壁材料

外壁は、一階（道路、湾側）で、大壁造白漆喰または中塗仕上、板張り、またはこれらに類するものとすることが、一階（側面）で、板張り、またはこれらに類するものとすることが、二階で、大壁造白漆喰または中塗仕上、板張りとすることが求められている。

⑤基礎

基礎は、原則として道路側布石敷とすることが求められているが、RC 布基礎または RC 基礎の洗い出し仕上げとすることが許容されている。

以上の修景基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、窓枠材料と基礎が「◎」、構造・小屋組と屋根材料と外壁材料が「△」と分類された。

図 4-2　伊根町伊根浦の修景基準の適用イメージ（主屋）
（伊根町教育委員会「伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区 保存のあらまし」を基に作成）

表 4-5　伊根町伊根浦の修景基準における記載内容及び分類結果

調査対象部位	記載内容	分類
構造・小屋組	・伝統的建造物の特性を維持する木構造とする	△
屋根材料	・いぶし瓦若しくは釉薬瓦（黒色若しくは銀黒色）の日本瓦桟瓦葺き	△
窓枠材料	・建具は、木製を基本とする ・表構えは、エンガキ＋木製ガラス戸、または木製格子はめ込み＋木製ガラス戸、または腰付木製ガラス戸とする ・カラーサッシュを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする	◎
外壁材料	一階（道路、湾側）	△
	・大壁造白漆喰または中塗仕上、板張り、またはこれらに類するもの	
	一階（側面）	
	・板張り、またはこれらに類するもの	
	二階	
	・大壁造白漆喰または中塗仕上、板張りとする	
基礎	・原則として、道路側布石敷とする ・もしくは RC 布基礎又は洗い出しとする	◎

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-3　湯浅町湯浅

(1) 重伝建地区の概要

湯浅町湯浅の概要を**表 4-6** に示す。

表 4-6　湯浅町湯浅の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">保存地区は、湯浅町の中央にある平野部にある 16 世紀末頃に開発された地域で、4 本ある通りを主要街路とし、その間に複雑に入り組んだ小路が通る。
醤油醸造など、商工業を中心に発展した町並みは、江戸時代の地割をよく残すとともに、重厚な本瓦葺大壁造の町家や、醸造に関わる土蔵などで構成されており、落ち着きある歴史的風致をよく伝えている。</td><td>
（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 湯浅町湯浅」[3]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>醸造町</td><td rowspan="4">海辺（山麓）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>平 18.12.19</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>34 m/s</td></tr>
</table>

（2）修景基準の許容範囲の把握

調査対象部位の修景基準における記載内容及び分類結果を**表 4-7** に示す。

①構造・小屋組

構造は、原則として木造とすることが求められており、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、粘土瓦（いぶし銀、又は黒色つや消し）とすることが求められている。

③窓枠材料

窓枠材料は、木製とすることが求められている。

④外壁材料

外壁は、原則として板張り及び漆喰仕上げとし、伝統的な町並みに調和したものとすることが求められている。

⑤基礎

基礎は、周囲の伝統的建造物と調和させることが求められている。

以上の修景基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、構造・小屋組と外壁材料と基礎が「○」、屋根材料と窓枠材料が「△」と分類された。

表 4-7　湯浅町湯浅の修景基準における記載内容及び分類結果

調査対象部位	記載内容	分類
構造・小屋組	原則、木造とする。	○
屋根材料	粘土瓦（いぶし銀、又は黒色つや消し）を使用する。 原則、本瓦葺とする。	△
窓枠材料	位置、形態及び仕上げは、建築物全体の外観と調和したものとし、建具は木製とする。	△
外壁材料	原則、板張り及び漆喰仕上げとし、伝統的な町並みに調和したものとする。	○
基礎	周囲の伝統的建造物と調和させる。	○

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-4　呉市豊町御手洗

(1) 重伝建地区の概要

呉市豊町御手洗の概要を**表 4-8** に示す。

表 4-8　呉市豊町御手洗の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区は、瀬戸内海のほぼ中央、芸予諸島の一つ、大崎下島にある港町である。北前船航路の要衝として栄えた町並みは、創生時の 17 世紀中頃から 19 世紀初期にかけて、港の発展とともに海岸が埋め立てられ、時代に応じて街区が変遷している。その中を、小路や路地等が網の目のように巡り、大小の町屋や商家、茶屋、船宿、神社、寺院などが混在している。
建築形態では、間口が狭く奥行きの長い妻入りの町屋と、棟割長屋に代表される平入りの町屋が多い。また、大正から昭和初期に建設された洋風建築も点在し、瀬戸内の潮待ち・風待ち港としての歴史的風致をよく伝えている。</td><td>

（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 呉市豊町御手洗」[4]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>港町</td><td rowspan="4">島（海辺）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><td>選定年月日</td></tr>
<tr><td>平 6.7.4</td></tr>
<tr><td>基準風速</td></tr>
<tr><td>34 m/s</td></tr>
</table>

（2）修景基準の許容範囲の把握

調査対象部位の修景基準における記載内容及び分類結果を次頁の**表 4-9** に示す。

①構造・小屋組

構造は、木造で在来工法とすることが求められており、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、灰色（N-4.0）の日本瓦、いぶし瓦またはそれに準ずるものを使用することが求められている。

③窓枠材料

窓枠材料は、原則として木製とすることが求められているが、木製の格子等を外側に設置した場合、色彩に配慮したカラーサッシを用いることが許容されている。

④外壁材料

外壁は、無彩色（N-4.0 より明るい色）あるいは淡黄色の漆喰、海鼠壁またはこれに類するものとすることが求められている。

⑤基礎

基礎は、外部から望見できる部分は、自然石とすることが求められている。

以上の修景基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、窓枠材料が「◎」、構造・小屋組と屋根材料と基礎が「○」、外壁材料が「△」と分類された。

表 4-9　呉市豊町御手洗の修景基準における記載内容及び分類結果

調査対象部位	記載内容	分類
構造・小屋組	主屋の構造は、木造で在来工法によることを原則とする。	○
屋根材料	本瓦葺又は桟瓦葺を原則とする。瓦は灰色（N-4.0）の日本瓦、いぶし瓦またはそれに準ずるものとする。	○
窓枠材料	一階＝格子構、雨戸、戸袋、下見板張、縦板張、跳上げ戸、大戸 二階＝虫籠窓、格子窓、手摺、雨戸、戸袋、妻入りの場合は窓上に水切庇以上の要素の設置がふさわしい場合は、努めて設けるものとする。 特に、建具については、街路に面する部分または望見できる範囲において、原則として玄関部分は木製の格子戸あるいは跳上げ戸、店部分は木製の格子構、蔀張、2 階部分は木製の格子窓、雨戸またはそれに準ずるものとする。アルミサッシを使用する場合には茶褐色（5.0YR2.5/2）などのカラーサッシとし、木製の格子等の内側に取り付ける。	◎
外壁材料	無彩色（N-4.0 より明るい色）あるいは淡黄色の漆喰、海鼠壁またはこれに類するものとし、特に二階部分の街路側は伝統的な意匠と調和するようにつとめる。 洋風建築に習った建物については、伝統的建造物に特定されている洋風建築や周囲の建築と調和するような色彩とする。倉庫等、その他の板壁については古色仕上げにする。	△
基礎	外部から望見できる部分は、自然石とする。	○

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-5　福山市鞆町

(1) 重伝建地区の概要

福山市鞆町の概要を**表 4-10** に示す。

表 4-10　福山市鞆町の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">福山市鞆町は、瀬戸内海に突き出た沼隈半島南東部に位置し、潮待ちの港としての好条件を備え、古来、海上交通の要衝として栄えてきた。
福山市鞆町伝統的建造物群保存地区には、中世の骨格を引き継ぎながら江戸中期までに整えられた地割に、江戸時代からの伝統的な町家や寺社、石垣等の石造物、港湾施設などが一体となって良好に残り、瀬戸内の港町としての歴史的風致を良く伝えている。</td><td>
（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 福山市鞆町」[5]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>港町</td><td rowspan="4">海辺（山麓）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>平 29.11.28</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>32 m/s</td></tr>
</table>

（2）修景基準の許容範囲の把握

調査対象部位の修景基準における記載内容及び分類結果を**表 4-11** に示す。

①構造・小屋組

構造は、在来木造構法とすることが求められており、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、本瓦または桟瓦とし、桟瓦の場合には鎬のある古形のものとすることが求められている。

③窓枠材料

窓枠材料は、原則として木製とすることが求められている。

④外壁材料

外壁は、原則として白または灰漆喰仕上げとすることが求められており、板張りを施す場合には、縦板張り等とし、周辺の伝統的建造物との調和を図ることが求められている。

⑤基礎

基礎は、周囲の伝統的建造物と調和したものとすることが求められている。

以上の修景基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、窓枠材料と基礎が「○」、構造・小屋組と屋根材料と外壁材料が「△」と分類された。

表 4-11　福山市鞆町の修景基準における記載内容及び分類結果

調査対象部位	記載内容	分類
構造・小屋組	在来木造構法とする。	△
屋根材料	本瓦又は桟瓦とし、桟瓦の場合には鎬のある古形のものとする。	△
窓枠材料	建具は木製を原則とし、その位置及び形態は伝統的な形式にならったものとする。	○
外壁材料	原則、白又は灰漆喰仕上げとする。板張りを施す場合には、縦板張り等とし、周辺の伝統的建造物との調和を図る。	△
基礎	周囲の伝統的建造物と調和したものとする。	○

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-6　廿日市市宮島町

(1) 重伝建地区の概要

廿日市市宮島町の概要を**表 4-12** に示す。

表 4-12　廿日市市宮島町の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">宮島町の市街地は厳島神社を境にして、大きく西町と東町に分かれており、その成立過程と性格が異なっている。
西町は、厳島神社・大願寺・大聖院などを核として、宗教行為や参詣活動を成り立たせる基盤を持った町として中世に成立した。山裾では石垣上に寺院や社僧、上層社家などの屋敷が立地し、有力内侍は低地に大規模な家屋敷を構え、その他の社家や下社官は低地に集まり、町家型の屋敷地に居を構えていた。
一方、東町も中世に起源をもつ町家地区であるが、中世末までは山手に沿った小規模な集落であったと推測されている。近世初頭の海岸造成と通りの本格的整備を契機にして浜に開かれた本格的な港町兼門前町として発展した。江戸時代には、藩による商工業者の手厚い支援や、藩公認の富くじ・芝居興行などの興行政策もあって参詣者が増加し、それと共に西町には立地できない歓楽機能を備えた商業町としても発展し、そのことがまた港町としての発展も導いた。
このように宗教機能を集約した聖なる社家町である西町と俗なる港湾商業町である東町が互いに補完しあい、門前町を形成していた点に特性がある。</td><td>
（出典：廿日市市「伝統的建造物群保存地区 廿日市市宮島町」[6]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>門前町</td><td rowspan="4">島（海辺）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>令 3.8.2</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>34 m/s</td></tr>
</table>

（2）修景基準の許容範囲の把握

修景基準の適用イメージを次頁の**図 4-3** に、調査対象部位の修景基準における記載内容及び分類結果を次頁の**表 4-13** に示す。

①構造・小屋組

構造は、木造軸組工法とすることが求められており、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、原則としていぶし銀の桟瓦とすることが求められている。

③窓枠材料

窓枠材料は、主たる通りに面する建具は、木製とすることが求められているが、建具外部に伝統的格子を設置する場合は、この限りでないとされている。

④外壁材料

外壁は、伝統的建造物である町家に準じた意匠・色彩とすることが求められている。

⑤基礎

基礎については、基準が設定されていなかった。

以上の修景基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、窓枠材料が「◎」、屋根材料が「○」、構造・小屋組と外壁材料が「△」、基礎が「―」と分類された。

図 4-3　廿日市市宮島町の修景基準の適用イメージ
（廿日市市 建設部 都市計画課「伝統的建造物群保存地区 廿日市市宮島町」を基に作成）

表 4-13　廿日市市宮島町の修景基準における記載内容及び分類結果

調査対象部位	記載内容	分類
構造・小屋組	木造軸組工法とする。	△
屋根材料	葺材は原則としていぶし銀の桟瓦とし、勾配は周囲の伝統的建造物である町家と揃える。	○
窓枠材料	主たる通りに面する建具は、木製とする。ただし、建具外部に伝統的格子を設置する場合は、この限りでない。	◎
外壁材料	伝統的建造物である町家に準じた意匠・色彩とする。	△
基礎	―	―

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-7　萩市堀内地区

(1) 重伝建地区の概要

萩市堀内地区の概要を**表 4-14** に示す。

表 4-14　萩市堀内地区の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">堀内は旧萩城三の丸にあたり、毛利輝元が慶長 13 年（1608）に指月山に城を築き、町割を行ったことに始まる。保存地区は堀内のほぼ全域で、藩の諸役所（御蔵元・御木屋・諸郡御用屋敷・御膳夫所・御徒士所）と、毛利一門をはじめとする大身の武家屋敷が建ち並んでいた。
近世城下町の武家屋敷としての地割が今もよく残り、土塀越しに見える夏みかんとともに歴史的風致を形成している。現在も、地区内には永代家老の益田家の物見矢倉など 10 数棟の武家屋敷が残る。</td><td>
（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 萩市堀内地区」[7]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>武家町</td><td rowspan="4">海辺（山麓）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>昭 51.9.4</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>34 m/s</td></tr>
</table>

（2）伝統様式基準の許容範囲の把握

調査対象部位の伝統様式基準における記載内容及び分類結果を次頁の**表 4-15** に示す。

①構造・小屋組

構造は、主屋型・畑長屋型において、伝統工法または在来工法による木造とすることが求められており、武家長屋型・番屋型においては、伝統工法による木造とすることが求められている。また、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、主屋型・武家長屋型・番屋型・畑長屋型の全てにおいて、黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦とすることが求められている。

③窓枠材料

窓枠材料は、主屋型・武家長屋型・番屋型・畑長屋型の全てにおいて、木製とすることが求められている。

④外壁材料

外壁は、基本形式として、主屋型・武家長屋型において、真壁白漆喰仕上げとすることが求められており、番屋型・畑長屋型において、竪板張りとすることが求められている。また、腰壁は、主屋型において、竪羽目板張りまたはササラ子下見板張りとすることが求められており、武家長屋型において、ササラ子下見板張りとすることが求められている。

⑤基礎

基礎は、主屋型において、束石に床束を立て、それ以外は笠山石竿石の基礎とすることが求められており、武家長屋型において、藩政期の笠山石、花崗岩による石垣が現存する場合はそれを利用し、現存しない場合は、敷地の状況を考慮して復元することが求められている。また、番屋型・畑長屋型においては、江戸期の笠山石、花崗岩による石垣が現存する場合はそれを利用し、現存しない場合は、敷地の状況を考慮して復元することが求められている。

以上の伝統様式基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、構造・小屋組、屋根材料、窓枠材料、外壁材料、基礎の全てが「△」と分類された。

表 4-15　萩市堀内地区の伝統様式基準における記載内容及び分類結果

<table>
<tr><th rowspan="2">調査対象部位</th><th colspan="4">記載内容</th><th rowspan="2">分類</th></tr>
<tr><th>主屋（近代期）型</th><th>武家長屋（藩政期）型</th><th>番屋（幕末期）型</th><th>畑長屋型（近代期）</th></tr>
<tr><td>構造・小屋組</td><td>・伝統工法又は在来工法による木造とする</td><td colspan="2">・伝統工法による木造とする</td><td>・伝統工法又は在来工法による木造とする</td><td>△</td></tr>
<tr><td>屋根材料</td><td>・黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦桟瓦葺とする</td><td>・黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦桟瓦葺とする</td><td>・黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦桟瓦葺とする</td><td>・黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦桟瓦葺とする</td><td>△</td></tr>
<tr><td>窓枠材料</td><td>・木製舞良戸、障子戸、硝子戸引き込み又は引き違い
・外側に木製雨戸引き通し又は硝子戸引き違いも可</td><td>・腰貫、内法貫間に窓枠を建て込み、太身の竪格子窓あるいは連子窓（内側に障子を建て込むこと）
・出格子窓（切り子又は細身の竪格子）も可とする
・濡縁は、厚板の切目録とする</td><td>・木製舞良戸、障子戸引き込み又は引き違い
・外側に木製雨戸引き通し又は引き違いも可</td><td>・木製舞良扉、障子戸、硝子戸引き込み又は引き違い
・外側に木製雨戸引き通し又は硝子戸引き違いも可</td><td>△</td></tr>
<tr><td rowspan="4">外壁材料</td><td colspan="4">基本形式</td><td rowspan="4">△</td></tr>
<tr><td>・真壁白漆喰仕上げ</td><td>・真壁白漆喰仕上げ</td><td colspan="2">・竪板張り</td></tr>
<tr><td colspan="4">腰壁</td></tr>
<tr><td>・竪羽目板張り又はササラ子下見板張りとする</td><td>・ササラ子下見板張りとする</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>基礎</td><td>・束石に床束を立て、それ以外は笠山石竿石の基礎とする</td><td>・藩政期の笠山石、花崗岩による石垣が現存する場合はそれを利用し、現存しない場合は、敷地の状況を考慮して復元する</td><td>・江戸期の笠山石、花崗岩による石垣が現存する場合はそれを利用し、現存しない場合は、敷地の状況を考慮して復元する</td><td>・江戸期の笠山石、花崗岩による石垣が現存する場合はそれを利用し、現存しない場合は、敷地の状況を考慮して復元する</td><td>△</td></tr>
</table>

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-8　萩市浜崎

(1) 重伝建地区の概要

萩市浜崎の概要を**表 4-16** に示す。

表 4-16　萩市浜崎の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">浜崎は、城下町の形成にともなって開かれた港町で、近世は北前船の寄港地として廻船業と水産業で栄え、大正から昭和初期にはイリコなどの水産加工業や夏蜜柑等の積み出し港として栄えた。
江戸時代以来の街路、敷地割がよく残り、南北を走る本町筋を中心に江戸時代から昭和初期に建てられた町家が数多く残る。</td><td>
（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 萩市浜崎」[8]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>港町</td><td rowspan="4">海辺（平地）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>平 13.11.14</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>34 m/s</td></tr>
</table>

（2）修景基準の許容範囲の把握

調査対象部位の修景基準における記載内容及び分類結果を次頁の**表 4-17** に示す。

①構造・小屋組

構造は、二階外壁を大壁塗屋造とした場合、土蔵形式とした場合、それ以外の場合の全てにおいて、在来工法による木造とする（修景部位は伝統工法とする）ことが求められている。また、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、二階外壁を大壁塗屋造とした場合、土蔵形式とした場合、それ以外の場合の全てにおいて、黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦とすることが求められている。

③窓枠材料

窓枠材料は、二階外壁を大壁塗屋造とした場合において、木製とすることが求められており、土蔵形式とした場合において、鉄製とすることが求められている。また、それ以外の場合においては、木製とすることが求められている。

④外壁材料

一階正面の外壁は、二階外壁を大壁塗屋造とした場合において、真壁造白漆喰塗とすることが求められており、土蔵形式とした場合においては、大壁造白漆喰塗とすることが求められている。また、それ以外の場合においては、真壁造白漆喰塗とすることが求められている。

一階正面の腰壁は、二階外壁を大壁塗屋造とした場合において、ササラ子下見板張とするとすることが求められており、土蔵形式とした場合においては、海鼠壁または竪羽目板張とすることが求められている。また、それ以外の場合においては、ササラ子下見板張とすることが求められている。

二階正面の外壁は、二階外壁を大壁塗屋造とした場合において、大壁造白漆喰塗とする（隅部を真壁造とすることも可）ことが求められており、土蔵形式とした場合においては、大壁造白漆喰塗とすることが求められている。また、それ以外の場合においては、真壁造白漆喰塗とすることが求められている。

側面の外壁は、二階外壁を大壁塗屋造とした場合において、原則として大壁造漆喰塗腰壁付または大壁造竪羽目板張とすることが求められている。土蔵形式とした場合については、基準が設定されていなかった。また、それ以外の場合においては、原則として大壁造漆喰塗腰壁付または大壁造竪羽目板張とすることが求められている。

⑤基礎

基礎は、原則として笠山石（安山岩）に類した自然石（玄武岩など）または花崗岩石積みとすることが求められている。

以上の修景基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、窓枠材料、外壁材料、基礎が「○」、構造・小屋組、屋根材料が「△」と分類された。

表 4-17　萩市浜崎の修景基準における記載内容及び分類結果

<table>
<tr><th rowspan="2">調査対象部位</th><th colspan="3">記載内容</th><th rowspan="2">分類</th></tr>
<tr><th></th><th>二階外壁を大壁塗屋造とした場合</th><th>土蔵形式とした場合</th></tr>
<tr><td>構造・小屋組</td><td colspan="3">・在来工法による木造とする（修景部位は伝統工法とする）</td><td>△</td></tr>
<tr><td>屋根材料</td><td colspan="3">・黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦桟瓦葺とする</td><td>△</td></tr>
<tr><td rowspan="4">窓枠材料</td><td colspan="3">一階正面</td><td rowspan="4">○</td></tr>
<tr><td colspan="2">・原則、掃き出しとし、建具は木製蔀戸吊上げ、木製蔀戸摺上げ、または木製硝子戸引違いとする（上手に格子戸建込みまたは出格子とすることも可）</td><td>・原則、鉄製防火戸片開き、障子戸または硝子戸引き込みとする</td></tr>
<tr><td colspan="3">二階正面</td></tr>
<tr><td>・木製障子戸または木製硝子戸引違いとする
・外側は木製雨戸引通しとする
・外側に木製出格子または木製手摺を設ける</td><td>・原則、太格子付繰型虫籠窓とする
・内側は木製障子戸または木製硝子戸引込みとする
（平屋建の場合は、無窓とすることも可）</td><td>・原則、外側は鉄製防火戸片開きとする
・原則、内側は障子戸または硝子戸引込みとする</td></tr>
<tr><td rowspan="9">外壁材料</td><td colspan="3">一階正面</td><td rowspan="9">○</td></tr>
<tr><td colspan="3">外壁</td></tr>
<tr><td colspan="2">・原則、下手半間に設け、真壁造白漆喰塗とする</td><td>・大壁造白漆喰塗とする</td></tr>
<tr><td colspan="3">腰壁</td></tr>
<tr><td colspan="2">・原則、下手半間に設け、ササラ子下見板張とする</td><td>・海鼠壁または竪羽目板張とする</td></tr>
<tr><td colspan="3">二階正面</td></tr>
<tr><td colspan="3">外壁</td></tr>
<tr><td>・真壁造白漆喰塗とする
（化粧貫を設けることも可）</td><td>・大壁造白漆喰塗とする
（隅部を真壁造とすることも可）</td><td>・大壁造白漆喰塗とする</td></tr>
<tr><td colspan="3">側面</td></tr>
<tr><td colspan="2">・原則、大壁造漆喰塗腰壁付または大壁造竪羽目板張とする</td><td>―</td></tr>
<tr><td>基礎</td><td colspan="3">・原則、笠山石（安山岩）に類した自然石（玄武岩など）または花崗岩石積みとする</td><td>○</td></tr>
</table>

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-9　牟岐町出羽島

(1) 重伝建地区の概要

牟岐町出羽島の概要を**表 4-18** に示す。

表 4-18　牟岐町出羽島の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">牟岐町の南海上に浮かぶ出羽島は、鰹漁を中心とした漁業の隆盛によって繁栄した島の漁村集落である。江戸後期の本格的な移住開始を契機に、島北部の入江を利用した港の周りに集落が形成された。集落拡大の歴史が地区ごとの特徴となって反映されており、幕末から昭和前期までの伝統的な民家が高密度に残る。
牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区は、これらの伝統的建造物及び周辺の環境と一体となって、離島における伝統的漁村集落の風致をよく伝えている。</td><td>

（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 牟岐町出羽島」[9]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>漁村集落</td><td rowspan="4">島（海辺）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>平 29. 2. 23</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>38 m/s</td></tr>
</table>

（2）修景基準の許容範囲の把握

修景基準の適用イメージを**図 4-4** に、調査対象部位の修景基準における記載内容及び分類結果を次頁の**表 4-19** に示す。

①構造・小屋組

構造は、原則として木造（在来軸組み工法）とすることが求められており、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、原則としていぶし瓦の本瓦または桟瓦とすることが求められている。

③窓枠材料

窓枠材料は、原則として木製とすることが求められている。

④外壁材料

外壁は、伝統的特性を維持した形式、仕上げ、意匠とすることが求められている。

⑤基礎

基礎は、石積または石張りの仕上げを施すことが求められている。

以上の修景基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、基礎が「◎」、構造・小屋組、窓枠材料が「○」、屋根材料と外壁材料が「△」と分類された。

図 4-4　牟岐町出羽島の修景基準の適用イメージ
（牟岐町教育委員会「修理・修景・許可基準による施工方針の一例」[23] を基に作成）

表 4-19　牟岐町出羽島の修景基準における記載内容及び判断結果

調査対象部位	記載内容	分類
構造・小屋組	原則として木造（在来軸組み工法）とする。	○
屋根材料	桟瓦または本瓦とし、かつ、いぶし瓦とする。	△
窓枠材料	原則として、建具は木製とし、その位置及び形態は伝統的な形式に倣ったものとする。	○
外壁材料	伝統的特性を維持した形式、仕上げ、意匠とする。	△
基礎	石積又は石張りの仕上げを施す。	◎

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-10　丸亀市塩飽本島町笠島

(1) 重伝建地区の概要

丸亀市塩飽本島町笠島の概要を**表 4-20** に示す。

表 4-20　丸亀市塩飽本島町笠島の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">笠島地区は、本島の北東部に位置する小さな港町で、北に天然の良港が開け、三方は丘陵に囲まれている。
集落内には狭い通路が網の目のように通り、このうち集落の東寄りを南北に走る東小路と、これに直行して弓なりに通るマッチョ通りに面して本瓦葺で上階を塗屋とし虫籠窓や格子窓を設け、下階は腰格子付き雨戸構えと出格子・窓格子を組み合わせた表構えを特徴とする町屋形式の建物が立ち並び、歴史的な町並みを形成している。これらの建物には虫籠窓や持ちおくり、格子など随所に塩飽大工の工夫が見受けられる。</td><td>
（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 丸亀市塩飽本島町笠島」[10]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>港町</td><td rowspan="4">島（海辺）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>昭 60.4.13</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>34 m/s</td></tr>
</table>

（2）修景基準の許容範囲の把握

修景基準の適用イメージを次頁の**図 4-5** に、調査対象部位の修景基準における記載内容及び分類結果を次頁の**表 4-21** に示す。

①構造・小屋組

構造は、伝統的町家形式とする場合において、木造とすることが求められており、伝統的屋敷・農家形式とする場合においては、原則として木造とすることが求められている。また、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、伝統的町家形式とする場合において、瓦とすることが求められており、伝統的屋敷・農家形式とする場合においては、原則として瓦とすることが求められている

③窓枠材料

窓枠材料は、伝統的町家形式とする場合、伝統的屋敷・農家形式とする場合の全てにおいて、木製とすることが求められているが、色彩に配慮したカラーサッシを用いることが許容されている。

④外壁材料

外壁は、伝統的町家形式とする場合において、大壁造で荒壁仕上げ、または白漆喰仕上とすることが求められている。ただし、一部を焼板竪板張りとすることができるとされている。

伝統的屋敷・農家形式とする場合においては、大壁造で荒壁仕上げ、または白漆喰仕上とすることが求められているが、焼板竪板張りを用いても良いとされている。

⑤基礎

基礎は、伝統的町家形式とする場合において、石積み、またはコンクリートの場合は石張仕上げとし、色彩に配慮することとされており、コンクリートが許容されている。伝統的屋敷・農家形式とする場合においては、コンクリートの場合は、色彩に配慮することとされており、同様にコンクリートが許容されている。

以上の修景基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、窓枠材料、基礎が「◎」、構造・小屋組、屋根材料が「○」、外壁材料が「△」と分類された。

図 4-5　丸亀市塩飽本島町笠島の修景基準の適用イメージ（伝統的町家形式）
（丸亀市教育委員会「丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区保存計画のあらまし」[24] を基に作成）

表 4-21　丸亀市塩飽本島町笠島の修景基準における記載内容及び分類結果

調査対象部位	記載内容		分類
	伝統的町家形式とする場合（主道路沿い）	伝統的屋敷・農家形式とする場合	
構造・小屋組	木造瓦葺でツシ 2 階建、またはこれに類するもの。	原則として木造瓦葺 2 階建以下。	○
屋根材料	木造瓦葺でツシ 2 階建、またはこれに類するもの。	原則として木造瓦葺 2 階建以下。	○
窓枠材料	①建具は木製を基本とし、障子張りまたはスリガラス戸の引違い戸とする。 ②カラーサッシを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする。（履出しは、雨戸構えとする） ③表構えは、腰格子付雨戸構え、出格子構え、出窓格子構え、またはその組み合わせとする。	①同左 ②同左	◎
外壁材料	①大壁造で荒壁仕上げ、または白漆喰仕上とする。（ただし、一部を焼板竪板張りとすることができる）	①同左 ②焼板竪板張りを用いても良い。	△
基礎	石積み、またはコンクリートの場合は石張仕上げとし、色彩に配慮すること。	コンクリートの場合は、色彩に配慮すること。	◎

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　—：基準が設定されていないもの

4-4-11　室戸市吉良川町

(1) 重伝建地区の概要

室戸市吉良川町の概要を**表 4-22** に示す。

表 4-22　室戸市吉良川町の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">室戸市吉良川町重要伝統的建造物群保存地区は、旧土佐街道に沿った地区「浜地区」とその北側の微高地に展開する地区「丘地区」の 2 つの性格の異なる地区が見られる。
浜地区には土佐漆喰による塗屋造り、水切り瓦や煉瓦を用いた「つし 2 階」の町家が建てられ、丘地区には軒を低く抑えた平屋建てに「いしぐろ」と呼ばれる石瓶を屋敷周囲に巡らせた農村的な民家を見ることができる。</td><td>
（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 室戸市吉良川町」[11]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>在郷町</td><td rowspan="4">海辺（山麓）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>平 9.10.31</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>40 m/s</td></tr>
</table>

（2）修景基準の許容範囲の把握

修景基準の適用イメージを次頁の**図 4-6** に、調査対象部位の修景基準における記載内容及び分類結果を次頁の**表 4-23** に示す。

①構造・小屋組

構造は、原則として木造で在来工法とすることが求められており、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、日本瓦またはそれに準ずるものとすることが求められている。

③窓枠材料

窓枠材料は、原則として木製とすることが求められているが、伝統的な景観を損なわないように、用いる場所、大きさ等に特に配慮する場合、やむを得ずアルミサッシを用いることが許容されている。

④外壁材料

外壁は、原則、自然素材、若しくは伝統的素材（土佐漆喰、瓦、煉瓦、銅板等）とすることが求められている。

⑤基礎

基礎は、原則として外部から望見できる部分は自然石とする等、伝統的工法を用いることが求められている。

以上の修景基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、窓枠材料が「◎」、構造・小屋組、屋根材料、外壁材料、が「○」、屋根材料と外壁材料が「△」と分類された。

図 4-6　室戸市吉良川町の修景基準の適用イメージ
（室戸市教育委員会 社会教育課「平成 13 年度 伝統的建造物群保存対策補助金事業募集案内」を基に作成）

表 4-23　室戸市吉良川町の修景基準における記載内容及び分類結果

調査対象部位	記載内容	分類
構造・小屋組	主屋の構造は原則として、木造で在来工法による。	○
屋根材料	本葺又は桟瓦葺きを原則とする。瓦は日本瓦又はそれに準ずるものとする。	○
窓枠材料	一階＝格子構、雨戸、戸袋、下見板張、縦板張、ぶっちょう及び跳上げ戸、海鼠壁 二階＝虫籠窓、格子窓、手摺、雨戸、戸袋、妻入りの場合は窓上に水切り庇、持ち送り、格子構 以上の要素を設ける。必要に応じて、特に街路に面する部分または望見できる範囲において、原則として玄関部分は木製の格子あるいは跳ね上げ戸、店部分は木製の格子構、蔀張、2 階部分は木製の格子窓、雨戸またはそれに準ずる建具とする。やむを得ず、アルミサッシを用いる場合は、伝統的な景観を損なわないように、その用いる場所、大きさ等に特に配慮する。	◎
外壁材料	自然素材、若しくは伝統的素材（土佐漆喰、瓦、煉瓦、銅板等）を原則とする。 外壁は周囲の景観を配慮し、特に旧街道沿いは伝統的意匠と調和するように努める。 倉庫など、その他の板壁については古色仕上げとする。	○
基礎	外部から望見できる部分は自然石とする等、伝統的工法を用いることを原則とする。	○

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-12　長崎市東山手

(1) 重伝建地区の概要

長崎市東山手の概要を**表 4-24** に示す。

表 4-24　長崎市東山手の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">長崎の旧居留地で、明治初期から大正期にかけて住宅や領事館、学校建築が建設された。木造の洋風住宅は桟瓦葺で、海に向かって開放的なベランダを持つ。
地区内には石畳の坂や石垣、石溝など、居留地時代からの工作物も残り、往時を偲ばせている。</td><td>
（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 長崎市東山手・南山手」[12]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>港町</td><td rowspan="4">海辺（山麓）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>平 3.4.30</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>34 m/s</td></tr>
</table>

（2）修景基準の許容範囲の把握

修景基準の適用イメージを**図 4-7** に、調査対象部位の修景基準における記載内容及び分類結果を次頁の**表 4-25** に示す。

①構造・小屋組

構造は、伝統的洋風建築様式を踏襲した木造またはレンガ、石積み形式とすることが求められており、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、伝統的洋風建築様式に合致するものとすることが求められている。

③窓枠材料

窓枠材料は、伝統的洋風建築様式に合致するものとすることが求められている。

④外壁材料

外壁材料は、伝統的洋風建築様式に合致するものとすることが求められている。

⑤基礎

基礎については、基準が設定されていなかった。

以上の修景基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、構造・小屋組、屋根材料、窓枠材料、外壁材料が「△」、基礎が「―」と分類された。

図 4-7　長崎市東山手の修景基準の適用イメージ
（長崎市教育委員会 文化財課「長崎市伝統的建造物群保存条例及び地区指定のあらまし」を基に作成）

表 4-25　長崎市東山手の修景基準における記載内容及び分類結果

調査対象部位	記載内容	分類
構造・小屋組	構造は伝統的洋風建築様式を踏襲した木造又はレンガ、石積み形式で、地上３階以下とする。ただし地下は含まないものとする。	△
屋根材料	伝統的洋風建築様式に合致するものとする。	△
窓枠材料		△
外壁材料		△
基礎		―

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-13　長崎市南山手

(1) 重伝建地区の概要

長崎市南山手の概要を**表 4-26** に示す。

表 4-26　長崎市南山手の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">長崎港を見下ろす住宅地を主とした区域で、幕末から明治にかけての住宅、宗教建築や、港に面して建つ銀行、税関建築等が比較的良好に残る。
大浦天主堂（国宝）や旧グラバー住宅（重要文化財）があり、長崎市のシンボル的存在となっている。</td><td>
（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 長崎市東山手・南山手」[12]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>港町</td><td rowspan="4">海辺（山麓）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>平 3.4.30</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>34 m/s</td></tr>
</table>

（2）修景基準の許容範囲の把握

修景基準の適用イメージを次頁の**図 4-8** に、調査対象部位の修景基準における記載内容及び分類結果を次頁の**表 4-27** に示す。

①構造・小屋組

構造は、南山手 A 区域・南山手 B 区域ともに、伝統的洋風建築様式を踏襲した木造またはレンガ、石積み形式とすることが求められている。また、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、南山手 A 区域・南山手 B 区域ともに、伝統的洋風建築様式に合致するものとすることが求められている。

③窓枠材料

窓枠材料は、南山手 A 区域・南山手 B 区域ともに、伝統的洋風建築様式に合致するものとすることが求められている。

④外壁材料

外壁材料は、南山手 A 区域・南山手 B 区域ともに、伝統的洋風建築様式に合致するものとすることが求められている。

⑤基礎

基礎については、基準が設定されていなかった。

以上の修景基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、構造・小屋組、屋根材料、窓枠材料、外壁材料が「△」、基礎が「―」と分類された。

図 4-8　長崎市南山手の修景基準の適用イメージ（B 区域）
（長崎市教育委員会 文化財課「長崎市伝統的建造物群保存条例及び地区指定のあらまし」を基に作成）

表 4-27　長崎市南山手の修景基準における記載内容及び分類結果

調査対象部位	記載内容		分類
	南山手 A 区域 （旧香港上海銀行・小曽根周辺区域）	南山手 B 区域 （グラバー園・ドンドン坂周辺区域）	
構造・小屋組	構造は伝統的洋風建築様式を踏襲した木造又はレンガ、石積み形式で、地上 3 階以下とする。ただし地下は含まないものとする。	構造は伝統的洋風建築様式を踏襲した木造又はレンガ、石積み形式で、地上 2 階以下とする。	△
屋根材料	伝統的洋風建築様式に合致するものとする。	伝統的洋風建築様式に合致するものとする。	△
窓枠材料			△
外壁材料			△
基礎			―

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-14　平戸市大島村神浦

(1) 重伝建地区の概要

平戸市大島村神浦の概要を**表 4-28** に示す。

表 4-28　平戸市大島村神浦の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区は、江戸前期の捕鯨業を契機とし、捕鯨廃業後も水産加工業や船問屋・旅館・大工・製造
業などの商工業を基盤として発展した「離島の港町」である。
湾沿いにゆるやかに屈曲した通りに江戸中期から昭和初期の町家が連続して建ち並び、高台の寺社や山や海と一帯をなし、歴史的風致を形成している。</td><td>
（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 平戸市大島村神浦」[13]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>港町</td><td rowspan="4">島（海辺）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>平 20. 6. 9</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>34 m/s</td></tr>
</table>

（2）修景基準の許容範囲の把握

調査対象部位の修景基準における記載内容及び分類結果を次頁の**表 4-29** に示す。

①構造・小屋組

構造は、在来工法による木造とすることが求められている。また、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、南黒色または銀黒色の燻日本瓦とすることが求められている。

③窓枠材料

窓枠材料は、木製とすることが求められている。

④外壁材料

外壁は、伝統様式 A または B に従うことが求められている。伝統様式 A においては、一階正面を真壁造中塗り仕上、一階側面を真壁造荒壁仕上または大壁造縦羽目板張（望見可能な部分のみも可）、一階腰壁を大壁造縦羽目板張、二階正面を真壁造中塗り仕上、二階側面を真壁造荒壁仕上または大壁造縦羽目板張（望見可能な部分のみも可）とすることが求められている。

伝統様式 B においては、一階正面を真壁造中塗り仕上、一階側面を真壁造荒壁仕上または大壁造縦羽目板張（望見可能な部分のみも可）、一階腰壁を大壁造縦羽目板張、二階正面を真壁造中塗り仕上または大壁造縦羽目板張、二階側面を真壁造荒壁仕上または大壁造縦羽目板張（望見可能な部分のみも可）とすることが求められている。

⑤基礎

基礎については、基準が設定されていなかった。

以上の修景基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、外壁材料が「○」、構造・小屋組、屋根材料、窓枠材料が「△」、基礎が「―」と分類された。

表 4-29　平戸市大島村神浦の修景基準における記載内容及び判断結果

調査対象部位	記載内容	分類
構造・小屋組	在来工法による木造とする。	△
屋根材料	黒色又は銀黒色の燻日本瓦桟瓦葺。	△
窓枠材料	伝統様式 A 又は B に従う。	△
	伝統様式 A	
	・内側に木製硝子戸又は障子戸引違い。 ・外側に木製雨戸引通しとする。 ・独立窓形式の場合、外側に板戸引込みも可。	
	伝統様式 B	
	・内側に木製硝子戸又は障子戸引違い。 ・外側に木製雨戸引通し戸袋付。	
外壁材料	伝統様式 A 又は B に従う。	○
	伝統様式 A	
	一階正面	
	真壁造中塗り仕上	
	一階側面	
	真壁造荒壁仕上又は大壁造縦羽目板張（望見可能な部分のみも可）	
	一階腰壁	
	大壁造縦羽目板張とする。	
	二階正面	
	真壁造中塗り仕上	
	二階側面	
	真壁造荒壁仕上又は大壁造縦羽目板張（望見可能な部分のみも可）	
	伝統様式 B	
	一階正面	
	真壁造中塗り仕上	
	一階側面	
	真壁造荒壁仕上又は大壁造縦羽目板張（望見可能な部分のみも可）	
	一階腰壁	
	大壁造縦羽目板張とする。	
	二階正面	
	真壁造中塗り仕上又は大壁造縦羽目板張	
	二階側面	
	真壁造荒壁仕上又は大壁造縦羽目板張（望見可能な部分のみも可）	
基礎	—	―

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　—：基準が設定されていないもの

※　現状変更を行う位置と公道との距離、現状変更を行う位置が公道や海等に面しているか否かによって異なる基準が定められているが、ここでは最も緩い基準を対象とする。

4-4-15　雲仙市神代小路

(1) 重伝建地区の概要

雲仙市神代小路の概要を**表 4-30** に示す。

表 4-30　雲仙市神代小路の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">神代小路は、天正 15(1584)年の九州国割を経て、慶長 13(1608)年鍋島信房が初代領主になったことに始まる。城址の森と堀を兼ねた川に囲まれた武家地ならではの閉鎖的空間を有する。
江戸中期の地割をよく残し、武家屋敷建築の主屋や長屋門が屋敷囲いを構成する生垣や石垣、水路などの環境要素と相まって美しい町並景観を醸し出している。</td><td>
（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 雲仙市神代小路」[14]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>武家町</td><td rowspan="4">海辺（平地）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>平 17.7.22</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>34 m/s</td></tr>
</table>

（2）補助基準の許容範囲の把握

調査対象部位の補助基準における記載内容及び分類結果を次頁の**表 4-31** に示す。

①構造・小屋組

構造は、武家屋敷風建築において、伝統工法による木造とすることが求められており、近代和風建築においては、原則として在来軸組工法による木造（修景部位は伝統工法による）とすることが求められている。また、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、武家屋敷風建築において、茅とすることが求められており、近代和風建築においては、日本瓦とすることが求められている

③窓枠材料

窓枠材料は、武家屋敷風建築・近代和風建築ともに、木製とすることが求められている。

④外壁材料

外壁は、武家屋敷風建築において、一階の外壁を真壁造白漆喰仕上、腰壁を竪羽目板又はササラ下見板張とすることが求められている。近代和風建築においては、一階の外壁を真壁造白漆喰仕上、腰壁を竪羽目板又はササラ下見板張、二階の外壁を真壁造白漆喰仕上、腰壁を竪羽目板張とすることが求められている。

⑤基礎

基礎は、武家屋敷風建築・近代和風建築ともに、道路側正面を石敷とし、縁廻りを束石建とすることが求められている。

以上の補助基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、構造・小屋組、屋根材料、窓枠材料、外壁材料、基礎の全てが「△」と分類された。

表 4-31　雲仙市神代小路の補助基準における記載内容及び分類結果

<table>
<tr><th rowspan="2">調査対象部位</th><th colspan="2">記載内容</th><th rowspan="2">分類</th></tr>
<tr><th>武家屋敷風建築</th><th>近代和風建築</th></tr>
<tr><td>構造・小屋組</td><td>伝統工法による木造</td><td>在来軸組工法による木造
修景部位は伝統工法による</td><td>△</td></tr>
<tr><td>屋根材料</td><td>茅葺</td><td>黒又は銀黒色日本瓦桟瓦葺</td><td>△</td></tr>
<tr><td rowspan="4">窓枠材料</td><td colspan="2">1 階意匠</td><td rowspan="4">△</td></tr>
<tr><td>木製障子戸引違い
外側木製雨戸引通し</td><td>木製障子戸又は硝子戸引違い
外側木製雨戸引通し</td></tr>
<tr><td colspan="2">2 階意匠</td></tr>
<tr><td>―</td><td>木製障子戸又は硝子戸引違い
外側木製雨戸引通し</td></tr>
<tr><td>外壁材料</td><td>1 階
（外壁）
真壁造白漆喰仕上

（腰壁）
竪羽目板又はササラ下見板張</td><td>1 階
（外壁）
真壁造白漆喰仕上

（腰壁）
竪羽目板又はササラ下見板張

2 階
（外壁）
真壁造白漆喰仕上
（腰壁）
竪羽目板張</td><td>△</td></tr>
<tr><td>基礎</td><td>道路側正面石敷
縁廻り束石建</td><td>道路側正面石敷
縁廻り束石建</td><td>△</td></tr>
</table>

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-16　杵築市北台南台

(1) 重伝建地区の概要

杵築市北台南台の概要を**表 4-32** に示す。

表 4-32　杵築市北台南台の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区は、南北に分けられた台地にあり、北部は北台、南部は南台と呼ばれている。杵築藩の上層藩士の居住区で、藩政期の地割を良く残した武家町である。
近世武家住宅の主屋と門及び、その形式を受け継いだ近代の住宅を伝統的建造物として良く残し、高低差のある地形を生かして、坂を巧みに配した武家地は、石垣や石段、土塀などによって、雄大で独特な景観を形成している。</td><td>
（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 杵築市北台南台」[15]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>武家町</td><td rowspan="4">海辺（平地）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>平 29.11.28</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>32 m/s</td></tr>
</table>

（2）修景基準の許容範囲の把握

修景基準の適用イメージを次頁の**図 4-9** に、調査対象部位の修景基準における記載内容及び分類結果を次頁の**表 4-33** に示す。

①構造・小屋組

構造は、原則として木造とすることが求められており、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、茅またはいぶし瓦とすることが求められているが、茅葺型のみ金属板葺とすることが許容されている。

③窓枠材料

窓枠材料は、木製とすることが求められている。

④外壁材料

外壁は、真壁造漆喰仕上げとすることが求められている。つし 2 階建の上屋と下屋の間については、大壁造とすることが可とされている。土蔵においては、大壁造白漆喰仕上げのみとすることが求められている。また、腰板は、目板付き縦板張りや横板張り押さえ縁付きなどの伝統的な形式、意匠とし、木部の色彩は古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げとすることが求められている。

⑤基礎

基礎は、周囲の伝統的建造物に調和させた仕上げとすることが求められている。

以上の修景基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、屋根材料が「◎」、構造・小屋組と基礎が「○」、窓枠材料と外壁材料が「△」と分類された。

図 4-9　杵築市北台南台の修景基準の適用イメージ（茅葺型）
（杵築市教育委員会「杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区 保存計画ガイドブック」を基に作成）

表 4-33　杵築市北台南台の修景基準における記載内容及び分類結果

調査対象部位	記載内容	分類
構造・小屋組	原則として、木造とする。	○
屋根材料	茅葺またはいぶし瓦の桟瓦葺とし、茅葺型のみ金属板葺も可とする。下屋をめぐらす場合はいぶし瓦の桟瓦葺とする。	◎
窓枠材料	木製とする。位置、種類及び意匠は伝統的な形式に倣ったものとする。	△
外壁材料	外壁は真壁造漆喰仕上げとする。つし２階建の上屋と下屋の間は大壁造は可とする。土蔵は大壁造白漆喰仕上げのみとする。 腰板は目板付き縦板張りや横板張り押さえ縁付きなどの伝統的な形式、意匠とし、木部の色彩は古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げとする。	△
基礎	周囲の伝統的建造物に調和させた仕上げとする。	○

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-17　日向市美々津

(1) 重伝建地区の概要

日向市美々津の概要を**表 4-34** に示す。

表 4-34　日向市美々津の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">江戸時代、秋月氏の領有する高鍋藩の港町として発展した地区である。備前屋・河内屋などの屋号をもつ廻船業者が瀬戸内や大阪方面を取引先として商売し、その繁栄ぶりは美々津千軒ともうたわれた。
地区には、江戸時代末期～昭和戦前期にかけて建てられた伝統的な町屋が残り、当時の面影を伝えている。なお、美々津は神武天皇東征の伝説があり、それに関係する歴史や伝説にちなんだ伝統行事が残っている。</td><td>
（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 日向市美々津」[16]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>港町</td><td rowspan="4">海辺（山麓）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><td>選定年月日</td></tr>
<tr><td>昭 61.12.8</td></tr>
<tr><td>基準風速</td></tr>
<tr><td>34 m/s</td><td></td></tr>
</table>

（2）修景規準の許容範囲の把握

調査対象部位の修景規準における記載内容及び分類結果を**表 4-35** に示す。

①構造・小屋組

構造は、原則として木造で在来工法とすることが求められており、小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、瓦はうわ薬をかけない「いぶし瓦」とすることが求められている。

③窓枠材料

窓枠材料は、原則として木製とすることが求められているが、色彩に配慮し、表側に木製の格子等を取り付ける場合は、アルミサッシを用いることが許容されている。

④外壁材料

外壁は、原則として大壁造、白漆喰仕上げとすることが求められており、必要に応じて下見板張とするとされている。

⑤基礎

基礎については、基準が設定されていなかった。

以上の修景規準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、窓枠材料が「◎」、構造・小屋組が「○」、屋根材料と外壁材料が「△」、基礎が「―」と分類された。

表 4-35　日向市美々津の修景規準における記載内容及び判断結果

調査対象部位	記載内容	分類
構造・小屋組	主屋の構造は、木造で在来工法によることを原則とする。	○
屋根材料	本瓦葺又は桟瓦葺とする。瓦はうわ薬をかけない「いぶし瓦」とする。	△
窓枠材料	木製を原則とする。 アルミサッシを使用する場合には茶褐色などのカラーサッシとし、表側に木製の格子等を取り付ける。	◎
外壁材料	大壁造、白漆喰仕上げを原則とし、必要に応じて下見板張とする。	△
基礎	―	―

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-18　渡名喜村渡名喜島

(1) 重伝建地区の概要

渡名喜村渡名喜島の概要を**表 4-36** に示す。

表 4-36　渡名喜村渡名喜島の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">渡名喜村は、那覇市の北西 54 キロメートルに位置し、渡名喜島と入砂島で構成される。集落があるのは渡名喜島である。
渡名喜島は台風の影響を受けやすい。そのため、屋敷地を道路面より下げて、テーブル珊瑚や珊瑚石灰岩の石垣などで囲み、内石垣との間にフクギを植えて屋敷林としている。この屋敷林は防風だけではなく、防火の役割も果たしている。
屋敷地の中央部には、寄棟造赤瓦葺の主屋が置かれ、その周りに物置やフル（飼育小屋兼便所）などの附属屋が置かれる。島の平地全体が砂地であるため、道路は白砂のままで、T 字の突当りには魔除けの石敢當やチキシ（力石）が置かれ、石垣や屋敷林、赤瓦の屋根などが一体となって、地域的特色が豊かな美しい町並みを形成している。</td><td>

（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 渡名喜村渡名喜島」[17]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>島の農村集落</td><td rowspan="4">島（海辺）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>平 12.5.25</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>46 m/s</td></tr>
</table>

（2）修景基準の許容範囲の把握

調査対象部位の修景基準における記載内容及び分類結果を**表 4-37** に示す。

①構造・小屋組

構造は、木造以外の構造も可能とするが、外観は木造とするとされており、木造以外の構造が許容されている。小屋組については、記載が見られなかった。

②屋根材料

屋根材料は、琉球赤瓦葺とすることが求められているが、雨漏りを改善するために屋根を琉球赤瓦葺きの改良版とすることが許容されている。

③窓枠材料

窓枠材料は、開口部にアルミサッシュを設ける場合は木調にあうよう茶系統の色とするとされており、色彩に配慮したアルミサッシュを用いることが許容されている。

④外壁材料

外壁は、縦羽目板張りの化粧板張り等の伝統的材料・工法を用いることが求められている。

⑤基礎

基礎については、基準が設定されていなかった。

以上の修景基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、構造・小屋組と屋根材料と窓枠材料が「◎」、屋根材料が「△」、基礎が「―」と分類された。

表 4-37　渡名喜村渡名喜島の修景基準における記載内容及び分類結果

調査対象部位	記載内容	分類
構造・小屋組	木造以外の構造も可能とするが、外観は木造とする。	◎
屋根材料	伝統的建造物に準じ、屋根形態は寄棟又はカニンティ（かけ造）の 5/10 勾配を原則とし、琉球赤瓦葺とする。但し雨漏りを改善するための改良版は可能とする。	◎
窓枠材料	開口部にアルミサッシュを設ける場合は木調にあうよう茶系統の色とする。また、開口部には板雨戸を設けることを原則とし、特に出入りが可能な開口部は開け放ちが可能な造りとする。	◎
外壁材料	壁面は縦羽目板張りの化粧板張り等伝統的材料・工法を用いる。	△
基礎	―	―

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

4-4-19　竹富町竹富島

(1) 重伝建地区の概要

竹富町竹富島の概要を**表 4-38** に示す。

表 4-38　竹富町竹富島の概要

<table>
<tr><th colspan="3">地区の特徴</th></tr>
<tr><td colspan="2">竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区は、島の中央に位置する 3 つの集落からななり、白砂の道とグック（石積）、屋敷林に囲まれた屋敷に分棟形式の赤瓦屋根の民家が立ち並ぶ昔ながらの農村集落景観を残している。</td><td>
（出典：文化庁 HP「重要伝統的建造物群保存地区一覧 竹富町竹富島」[18]）</td></tr>
<tr><th>種別</th><th>地形条件</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>島の農村集落</td><td rowspan="4">島（中心）型
 </td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><th>選定年月日</th></tr>
<tr><td>昭 62.4.28</td></tr>
<tr><th>基準風速</th></tr>
<tr><td>46 m/s</td></tr>
</table>

（2）景観形成基準の許容範囲の把握

景観形成基準の適用イメージを次頁の**図 4-10** に、調査対象部位の景観形成基準における記載内容及び分類結果を次頁の**表 4-39** に示す。

①構造・小屋組

構造についての基準は、壁の項目で定められていたため③外壁材料にて述べることとする。

小屋組は、原則として伝統的木造軸組構造とすることが求められているが、トラス構造などの伝統工法以外の木造小屋組、RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造とすることが許容されている。

②屋根材料

屋根は、赤瓦本瓦葺き・白漆喰塗りとすることが求められており、屋根材料は、島瓦の古瓦または島瓦と同一規格のものを用いることが求められている。

③窓枠材料

窓枠材料については、基準が設定されていなかった。

④外壁材料

外壁は、原則として木造貫屋（ヌキヤ）造＋真壁造・竪板張りとすることが求められているが、木造貫屋（ヌキヤ）造り＋補強コンクリートブロック造＋真壁造修景・竪板張り、補強コンクリートブロック造＋真壁造修景・竪板張、RC（鉄筋コンクリート）造＋真壁造修景・竪板張りとすることが許容されている。

⑤基礎

基礎については、基準が設定されていなかった。

以上の景観形成基準の記載内容を許容範囲の記載の仕方について分類した結果、構造・小屋組と外壁材料が「◎」、屋根材料が「△」、窓枠材料と基礎が「―」と分類された。

図 4-10　竹富町竹富島の景観形成基準の適用イメージ（フーヤ規模家屋）
（竹富町教育委員会「竹富島 景観形成マニュアル」を基に作成）

表 4-39　竹富町竹富島の景観形成基準における記載内容及び分類結果

調査対象部位	記載内容	分類
構造・小屋組	原則、伝統的木造軸組構造とし、以下の構造とすることもできる。 ⑴伝統工法以外の木造小屋組（トラス構造など） ⑵RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造	◎
屋根材料	・赤瓦本瓦葺き・白漆喰塗りとする。 ・島瓦の古瓦または島瓦と同一規格のものを用いる。	△
窓枠材料	―	―
外壁材料	原則、木造貫屋（ヌキヤ）造＋真壁造・竪板張りとし、以下の仕様とすることもできる。 ⑴木造貫屋（ヌキヤ）造り＋補強コンクリートブロック造＋真壁造修景・竪板張り ⑵補強コンクリートブロック造＋真壁造修景・竪板張り ⑶RC（鉄筋コンクリート）造＋真壁造修景・竪板張り	◎
基礎	―	―

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

※　主屋を対象に分析をするため、フーヤ規模家屋を対象とする。

4-5　修景基準の許容範囲の記載の特徴の把握

4-5-1　全調査対象地区における分類結果

修景基準の記載内容における台風対策等を考慮した許容範囲の記載の仕方について 4 段階で分類した結果の一覧を**表 4-40**、**表 4-41** 及び次頁の**表 4-42** に示す。

表 4-40　許容範囲の記載の仕方による分類結果（1/3）

重伝建地区名称	小浜市 小浜西組	伊根町 伊根浦	湯浅町 湯浅	呉市 豊町 御手洗	福山市 鞆町	廿日市市 宮島町	萩市 堀内地区
修景基準 名称	修景基準	修景基準	修景基準	修景基準	修景基準	修景基準	伝統様式基準
構造・小屋組	△	△	○	○	△	△	△
屋根材料	△	△	△	○	△	○	△
窓枠材料	○	◎	△	◎	○	◎	△
外壁材料	△	△	○	△	△	△	△
基礎	―	◎	○	○	○	―	△

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

表 4-41　許容範囲の記載の仕方による分類結果（2/3）

重伝建地区名称	萩市 浜崎	牟岐町 出羽島	丸亀市 塩飽本島 町笠島	室戸市 吉良川町	長崎市 東山手	長崎市 南山手
修景基準 名称	修景基準	修景基準	修景基準	修景基準	修景基準	修景基準
構造・小屋組	△	○	○	○	△	△
屋根材料	△	△	○	○	△	△
窓枠材料	○	○	◎	◎	△	△
外壁材料	○	△	△	○	△	△
基礎	○	◎	◎	○	―	―

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

表 4-42　許容範囲の記載の仕方による分類結果（3/3）

重伝建地区名称	平戸市 大島村 神浦	雲仙市 神代小路	杵築市 北台南台	日向市 美々津	渡名喜村 渡名喜島	竹富町 竹富島
修景基準 名称	修景基準 ※1	補助基準	修景基準	修景規準	修景基準	景観形成基準 ※2
構造・小屋組	△	△	○	○	◎	◎
屋根材料	△	△	◎	△	◎	△
窓枠材料	△	△	△	◎	◎	―
外壁材料	○	△	△	△	△	◎
基礎	―	△	○	―	―	―

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

※1　現状変更を行う位置と公道との距離、現状変更を行う位置が公道や海等に面しているか否かによって異なる基準が定められているが、ここでは最も緩い基準を対象とする。
※2　主屋を対象に分析をするため、フーヤ規模家屋を対象とする。

4-5-2　修景基準の許容範囲の記載の特徴の把握

修景基準の記載内容における台風対策等を考慮した許容範囲の記載の仕方について 4 段階で分類した結果、該当した地区数を**表 4-43** に、割合を**図 4-11** に示す。次頁以降において、許容範囲に関する調査対象部位ごとの特徴について述べる。

表 4-43　各分類に該当した地区数

	◎	○	△	―
構造・小屋組	2 地区	7 地区	10 地区	0 地区
屋根材料	2 地区	4 地区	13 地区	0 地区
窓枠材料	7 地区	4 地区	7 地区	1 地区
外壁材料	1 地区	4 地区	14 地区	0 地区
基礎	3 地区	6 地区	2 地区	8 地区

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　　○：許容範囲の存在が推測されるもの
△：許容範囲を示していないもの　　―：基準が設定されていないもの

図 4-11　各分類に該当した割合

(1) 構造・小屋組

「構造・小屋組」の項目は、19 地区中 2 地区が「◎」、7 地区が「○」、10 地区が「△」、0 地区が「―」と判断された。「許容範囲を示していないもの」である「△」に該当した地区が 10 地区（約 53 %）と最も多く、その記載内容は、長崎市東山手、長崎市南山手の 2 地区を除いた全地区で、構造は木造とすることを求めたものであった。

「許容範囲を明確に示しているもの」である「◎」に該当した 2 地区（約 11 %）は、渡名喜村渡名喜島、竹富町竹富島で、いずれも台風被害が激しい沖縄県に位置する重伝建地区であった。渡名喜村渡名喜島では、外観を木造とすれば、木造以外の構造とすることが、竹富町竹富町では、トラス構造等の伝統工法以外の木造小屋組、鉄筋コンクリートスラブ構造の小屋組とすることが許容されていることが把握された。

第 2 章で、令和 2 年度に国総研等によって小屋組の望ましい緊結方法の検討が行われ、現在、周知が進められていることは述べたが、現時点で、既に望ましい小屋組の緊結方法を指定している地区は、調査対象地区においては、存在しないことが把握された。

(2) 屋根材料

「屋根材料」の項目は、19 地区中 2 地区が「◎」、4 地区が「○」、13 地区が「△」、0 地区が「―」と判断された。「許容範囲を示していないもの」である「△」に該当した地区が 13 地区（約 68 %）と最も多く、その記載内容は、屋根材料は日本瓦とすることを求めたものが多かった。

「許容範囲を明確に示しているもの」である「◎」に該当した 2 地区（約 11 %）は、杵築市北台南台、渡名喜村渡名喜島で、杵築市北台南台では、茅葺型のみ金属板葺とすることが、渡名喜村渡名喜島では、屋根を琉球赤瓦葺きの改良版とすることが許容されていることが把握された。

第 2 章で、令和元年房総半島台風の被害を受けて、令和 4 年 1 月から瓦屋根の緊結方法が強化されていることは述べたが、現時点で、既に強化された瓦屋根の緊結方法を指定している地区は、調査対象地区においては、存在しないことが把握された。

(3) 窓枠材料

「窓枠材料」の項目は、19 地区中 7 地区が「◎」、4 地区が「○」、7 地区が「△」、1 地区が「―」と判断された。台風被害を考慮したと強く推測されるものである「◎」及び台風被害を考慮していないと推測されるものである「△」に該当した地区が各 7 地区（約 37 %）と多かった。なお、台風被害を考慮していないと推測されるものである「△」に該当した地区の記載内容は、窓枠材料を木製とすることを求めたものが多かった。

「許容範囲を明確に示しているもの」である「◎」に該当した 7 地区（約 37 %）は、伊根町伊根浦、呉市豊町御手洗、廿日市市宮島町、丸亀市塩飽本島町笠島、室戸市吉良川町、日向市美々津、渡名喜村渡名喜島で、色彩に配慮した場合や、外側に木製の格子等を設置し

た場合においては、アルミサッシ及びカラーサッシ等を使用することが許容されていることが把握された。

（4）外壁材料

「外壁材料」の項目は、19 地区中 1 地区が「◎」、4 地区が「○」、14 地区が「△」、0 地区が「―」と判断された。「許容範囲を示していないもの」である「△」に該当した地区が 14 地区（約 74 %）と最も多く、その記載内容は、漆喰塗、土壁塗、板張等の伝統的な材料・工法を使用することを求めたものが多かった。

「許容範囲を明確に示しているもの」である「◎」に該当した 1 地区（約 5 %）は、竹富町竹富島で、同地区では、真壁造修景・竪板張りを行えば、壁面内部を鉄筋コンクリートとすることが許容されていることが把握された。

今日においては、「金属板」、「サイディング」等の耐久性に優れた外壁材料が存在するが、これらの外壁材料の使用を明確に認めている地区は、調査対象地区においては、存在しないことが把握された。

（5）基礎

「基礎」の項目は、19 地区中 3 地区が「◎」、6 地区が「○」、2 地区が「△」、8 地区が「―」と判断された。「基準が設定されていないもの」である「―」に該当した地区が 8 地区（約 42 %）と最も多かった。

「許容範囲を明確に示しているもの」である「◎」に該当した 3 地区（約 16 %）は、伊根町伊根浦、牟岐町出羽島、丸亀市塩飽本島町笠島で、伊根町伊根浦では、RC 布基礎または洗い出しとすることが、牟岐町出羽島では、石積みまたは石張りの仕上げを施した RC 基礎とすることが許容されていることが把握された。また、丸亀市塩飽本島町笠島では、伝統的町家形式とする場合において、石張り仕上げとし色彩に配慮したコンクリートの基礎が、伝統的屋敷・農家形式とする場合においては、色彩に配慮したコンクリートの基礎とすることが許容されていることが把握された。

4-6　小括

本章を小括すると以下のとおりである。

(1)「構造・小屋組」に関して、許容範囲の記載の仕方について分類した結果、「許容範囲を示していないもの」である「△」に該当した地区が 19 地区中 10 地区（約 53 %）と最も多かった。「許容範囲を明確に示しているもの」である「◎」に該当した 2 地区は、台風被害が激しい沖縄県に位置する渡名喜村渡名喜島、竹富町竹富島であった。なお、現時点で、既に台風対策として望ましい小屋組の緊結方法を指定している地区は、調査対象地区においては、存在しないことが把握された。

(2)「屋根材料」に関して、許容範囲の記載の仕方について分類した結果、「許容範囲を示していないもの」である「△」に該当した地区が 19 地区中 13 地区（約 68 %）と最も多かった。「許容範囲を明確に示しているもの」である「◎」に該当した 2 地区は、杵築市北台南台、渡名喜村渡名喜島であった。なお、現時点で、既に強化された瓦屋根の緊結方法を指定している地区は、調査対象地区においては、存在しないことが把握された。

(3)「窓枠材料」に関して、許容範囲の記載の仕方について分類した結果、「許容範囲を明確に示しているもの」である「◎」及び「許容範囲を示していないもの」である「△」に該当した地区が各 7 地区（約 37 %）と多かった。「許容範囲を明確に示しているもの」である「◎」に該当した 7 地区は、伊根町伊根浦、呉市豊町御手洗、廿日市市宮島町、丸亀市塩飽本島町笠島、室戸市吉良川町、日向市美々津、渡名喜村渡名喜島であった。

(4)「外壁材料」に関して、許容範囲の記載の仕方について分類した結果、「許容範囲を示していないもの」である「△」に該当した地区が 19 地区中 14 地区（約 74 %）と最も多かった。「許容範囲を明確に示しているもの」である「◎」に該当した 1 地区は、竹富町竹富島でであった。なお、「金属板」、「サイディング」等の耐久性に優れた外壁材料の使用を明確に認めている地区は、調査対象地区においては、存在しないことが把握された。

(5)「基礎」に関して、許容範囲の記載の仕方について分類した結果、「基準が設定されていないもの」である「―」に該当した地区が 19 地区中 8 地区（約 42 %）と最も多かった。「許容範囲を明確に示しているもの」である「◎」に該当した 3 地区は、伊根町伊根浦、牟岐町出羽島、丸亀市塩飽本島町笠島であった。

(6) 調査対象部位ごとに見ると、「構造・小屋組」では、「△」に該当するものが 10 地区（約 53 %）と最も多かった。「屋根材料」では、「△」に該当するものが 13 地区（約 68 %）と最も多かった。「窓枠材料」では、「◎」、「△」に該当するものが各 7 地区（約 37 %）と多かった。「外壁材料」では、「△」に該当するものが 14 地区（約 74 %）と最も多かった。「基

礎」では、「―」に該当するものが 8 地区（約 42 %）と最も多かった。「

（7）修景基準において、「許容範囲を明確に示しているもの」である「◎」と判断されたものは、「構造・小屋組」で 2 地区（約 11 %）、「屋根材料」で 2 地区（約 11 %）、「窓枠材料」で 7 地区（約 37 %）、「外壁材料」で 1 地区（約 5 %）、「基礎」で 3 地区（約 16 %）という結果となり、全調査対象部位において「◎」に該当する修景基準が確認された。また、5 つの調査対象部位においては、「窓枠材料」で「◎」に分類されるものが最も多かった。

（8）以上、修景基準を対象とし、台風対策等を考慮し許容されている現代的な材料・工法等及びそれらの記載の特徴について把握を行った。第 5 章では、「許容範囲を明確に示しているもの」である「◎」に分類された修景基準を設定している地方公共団体を対象として、調査・分析を進めることとする。

【参考文献】

1）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 小浜市小浜西組、2018.2、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_029.pdf＞、（参照 2021-12-29）

2）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 伊根町伊根浦、2020.5、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_059.pdf＞、（参照 2021-12-29）

3）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 湯浅町湯浅、2020.5、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_070.pdf＞、（参照 2021-12-29）

4）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 呉市豊町御手洗、2020.7、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_079.pdf＞、（参照 2021-12-29）

5）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 福山市鞆町 2020.5、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_081.pdf＞、（参照 2021-12-29）

6）廿日市市建設部都市計画課：伝統的建造物群保存地区 廿日市市宮島町、2019.6、入手先＜http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/uploaded/attachment/52721.pdf＞、（参照 2021-12-29）

7）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 萩市堀内地区、2020.5、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_082.pdf＞、（参照 2021-12-29）

8）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 萩市浜崎、2020.5、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_084.pdf＞、（参照 2021-12-29）

9）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 牟岐町出羽島、2020.5、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_089.pdf＞、（参照 2021-12-29）

10）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 丸亀市塩飽本島町笠島、2020.5、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_090.pdf＞、（参照 2021-12-30）

11）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 室戸市吉良川町、2020.5、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_093.pdf＞、（参照 2021-12-30）

12）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 長崎市東山手・南山手、2020.5、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_104.pdf＞、（参照 2021-12-30）
13）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 平戸市大島村神浦、2020.6、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_106.pdf＞、（参照 2021-12-30）
14）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 雲仙市神代小路、2020.6、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_107.pdf＞、（参照 2021-12-30）
15）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 杵築市北台南台、2020.5、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_109.pdf＞、（参照 2021-12-30）
16）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 日向市美々津、2020.4、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_111.pdf＞、（参照 2021-12-30）
17）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 渡名喜村渡名喜島、2020.7、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_116.pdf＞、（参照 2021-12-30）
18）文化庁：重要伝統的建造物群保存地区一覧 竹富町竹富島、2020.5、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_117.pdf＞、（参照 2021-12-30）
19）国土交通省国土技術政策総合研究所，国立研究開発法人建築研究所：2021 年改訂版 瓦屋根 標準設計・施工ガイドライン，2021
20）小浜市教育委員会：重伝建補助金利用希望者へのご案内，2021
21）伊根町教育委員会：伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区 保存のあらまし
22）廿日市市建設部都市計画課：伝統的建造物群保存地区 廿日市市宮島町、2019.6、入手先＜http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/uploaded/attachment/52721.pdf＞、（参照 2022-01-02）
23）牟岐町教育委員会：修理・修景・許可基準による施工方針の一例、2017.4、入手先＜https://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/docs/2017030900048/file_contents/ichrei.pdf＞、（参照 2022-01-02）
24）丸亀市教育委員会：丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区保存計画のあらまし
25）室戸市教育委員会 社会教育課：平成 13 年度 伝統的建造物群保存対策補助金事業 募集案内，2001
26）長崎市教育委員会 文化財課：長崎市伝統的建造物群保存条例及び地区指定のあらまし

27）杵築市教育委員会：杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区 保存計画ガイドブック，2018
28）竹富町教育委員会：竹富島 景観形成マニュアル，2021

第 5 章
重要伝統的建造物群保存地区における台風対策等を考慮した景観保全の現状

5-1　調査の目的 ･･･ 153
5-2　調査の方法 ･･･ 153
5-3　調査の対象 ･･･ 153
5-4　重伝建地区担当者に対するアンケート調査 ･････････････････････････････ 155
5-5　重伝建地区担当者に対するヒアリング調査 ･････････････････････････････ 184
5-6　小括 ･･･ 198

第 5 章　重要伝統的建造物群保存地区における台風対策等を考慮した景観保全の現状

本章では、前章の分析において、「許容範囲を明確に示しているもの」に分類された修景基準を設定する地方公共団体を対象とし、アンケート調査及びヒアリング調査を行うことを通して、重伝建地区における台風被害を考慮した景観保全の現状について把握を行う。

5-1　調査の目的

調査の目的は、前述の地方公共団体の重伝建地区担当者を対象とし、アンケート調査及びヒアリング調査を実施することを通して、台風対策等を考慮し許容されている現代的な材料・工法等及びそれらの修景手法、重伝建地区における近年の台風被害の有無、台風被害を踏まえた今後の対応について把握することである。

5-2　調査の方法

調査の方法は、以下に示すとおりである。

(1) アンケート調査の実施

台風対策等を考慮し許容されている現代的な材料・工法等及びそれらの修景手法、重伝建地区における近年の台風被害の有無、台風被害を踏まえた今後の対応についての質問を設けたアンケートを作成し、対象となる地方公共団体の重伝建地区担当者に回答してもらう。

(2) ヒアリング調査を行う。

(1) のアンケートを回収後、回答において確認すべき事項があった担当者に対して、追加でヒアリング調査を行う。

5-3　調査の対象

調査の対象は、前章の分析において、「許容範囲を明確に示しているもの」に分類された修景基準を設定する地方公共団体の重伝建地区担当者である。

なお、アンケート調査及びヒアリング調査の対象を次頁の**表 5-1** に示す。

表 5-1　アンケート調査及びヒアリング調査の対象者一覧

番号	都道府県	重伝建地区名称	担当者氏名	所属	アンケート調査	ヒアリング調査
62	京都	伊根町伊根浦	A 氏	伊根町教育委員会 社会教育文化財保護係	○	○
86	広島	呉市豊町御手洗	B 氏	呉市文化スポーツ部 文化振興課	○	○
89	広島	廿日市市宮島町	C 氏	廿日市市建設部 都市計画課	○	―
97	徳島	牟岐町出羽島	D 氏	牟岐町教育委員会	○	○
98	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	E 氏	丸亀市教育部 文化財保存活用課	○	○
101	高知	室戸市吉良川町	F 氏	室戸市教育委員会 事務局生涯学習課	○	○
117	大分	杵築市北台南台	G 氏	杵築市教育委員会 文化・スポーツ振興課	○	―
119	宮崎	日向市美々津	H 氏	日向市教育委員会 教育総務課	○	○
125	沖縄	渡名喜村渡名喜島	I 氏	渡名喜村教育委員会	○	○
126	沖縄	竹富町竹富島	J 氏	竹富町教育委員会 社会文化課	○	○

【凡例】　○：実施あり　―：実施なし

5-4　重伝建地区担当者に対するアンケート調査

5-4-1　アンケート調査の概要

重伝建地区における台風対策等を考慮した景観保全の現状について把握するために、10 団体の地方公共団体の重伝建地区担当者に対してアンケート調査を行った。調査を行うにあたり、Microsoft Excel にてアンケートシートを作成し、作成したアンケートシート（Excel ファイル）を本調査の対象者に電子メールにて送信し、同ファイルに回答を入力後、返信していただいた。

アンケートに記載した質問の内容は、①重伝建地区における近年の台風被害の有無、②台風対策等を考慮し明確に許容範囲を示している修景基準を設定した理由及び同基準の運用状況、③台風の激甚化に対する今後の対応、④台風被害を考慮したと推測される修景基準に基づく修景事例の有無についてである。なお、アンケートシートに記載した質問の一覧を次頁の**表 5-2** に示す。

アンケート調査を実施した期間は、2021 年 12 月 3 日から 2021 年 12 月 28 日までである。なお、アンケートの回答に対する補足調査が必要な場合は、2021 年 12 月 9 日から 2022 年 1 月 12 日にかけて電話にてヒアリング調査を行った。また、例外的に伊根町については、一部の質問をアンケート調査実施前の 2021 年 11 月 26 日に電話にて確認を行った。

表 5-2　アンケートシートに記載した質問一覧

アンケートシートに記載した質問一覧
質問Ⅰ　「重伝建地区における台風被害」についてお聞きします。
問 1　近年の台風被害によって重伝建地区に被害は出ていますか。
問 2　伝統的建造物に特定された建築物（修理基準が適用される建築物）についてお聞きします。
（1）伝統的建造物（建築物に限る）に台風被害は出ていますか。
（2）どの部位に台風被害が出ていますか。
問 3　現代的建築物（修景基準が適用される建築物）についてお聞きします。
（1）現代的建築物に台風被害は出ていますか。
（2）どの部位に台風被害が出ていますか。
質問Ⅱ　「重伝建地区の修景基準」についてお聞きします。※
問 1　修景基準の「　　」の項目についてお聞きします。
（1）「伝統的建造物群保存地区保存計画」を拝見すると、「　　」が許容されています。これは台風被害を考慮し、安全性等を確保するために「　　」を許容しているのですか。
（2）（1）で「はい」を選択された場合で、「　　」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は「　　」を許容する理由を教えてください。
（3）現在の修景基準を基に実施に「　　」が造られた（設置された）ことはありますか。
（4）「　　」が造られた（設置された）時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。
（5）「　　」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。
質問Ⅲ　「台風の激甚化に対する今後の対応」についてお聞きします。
問 1　伝統的建造物に特定された建築物に適用される修理基準についてお聞きします。
（1）近年の台風の激甚化に対して、修理基準を見直す予定はありますか。
（2）（1）で「変更を検討している」を選択された場合は修理基準のどのような点の変更を検討しているか教えてください。
問 2　現代的建造物に適用される修景基準についてお聞きします。
（1）近年の台風の激甚化に対して、修景基準を見直す予定はありますか。
（2）（1）で「変更を検討している」を選択された場合は修景基準のどのような点の変更を検討しているか教えてください。
質問Ⅳ　「修景基準に適合させるための修景事例」についてお聞きします。※
問 1　「　　」に修景基準に適合する「　　」を造った（設置した）良い事例があれば教えてください。

※　前章の分析において「許容範囲を明確に示しているもの」に分類された修景基準に関する質問であり、各地区によって括弧内に入る言葉が異なるため括弧内は未記入としている。

5-4-2　アンケート調査の結果

アンケートの回収率は、100 %（10 団体/10 団体）であった。なお、回答していただいたアンケートシートについては、**資料編**の**資料 60** から**資料 80** に示す。

5-4-2-1　重伝建地区における台風被害について

（1）重伝建地区における近年の台風被害の有無について

重伝建地区における近年の台風被害の有無についての問いに対する回答の割合を**図 5-1** に、各回答を行った地方公共団体の一覧を**表 5-3** に示す。「被害あり」と回答した地方公共団体が 30 %（3 団体/10 団体）で、「被害なし」と回答した地方公共団体が 70 %（7 団体/10 団体）であった。このことから、本アンケート調査で対象とした地方公共団体が管轄する重伝建地区においては、近年の台風によって被害が出ていない地区の方が多いことが把握された。

図 5-1　重伝建地区における近年の台風被害の有無についての問いに対する回答の割合

表 5-3　各回答を行った地方公共団体一覧

回答	地方公共団体
被害あり	牟岐町、丸亀市、日向市
被害なし	伊根町、呉市、廿日市市、室戸市、杵築市、渡名喜村、竹富町

(2) 被害が確認された建築物について

重伝建地区において、近年、台風被害が生じていると回答した各地方公共団体における被害が確認された建築物を**表 5-4** に示す。被害が確認された建築物についての問いに対して、牟岐町、丸亀市は、伝統的建造物に特定された建築物のみに被害が生じており、現代的建築物には被害が生じていないという回答であった。また、日向市は、伝統的建造物に特定された建築物、現代的建築物ともに被害が生じているという回答であった。このことから、本アンケート調査で対象とした地方公共団体が管轄する重伝建地区のうち、近年、台風被害が生じている重伝建地区においては、伝統的建造物に特定された建築物のみに被害が生じている地区及び伝統的建造物に特定された建築物・現代的建築物ともに被害が生じている地区が存在することが把握された。

表 5-4　被害が確認された建築物

地方公共団体	伝統的建造物 （建築物に限る）	現代的建築物
牟岐町	○	―
丸亀市	○	―
日向市	○	○

【凡例】　○：被害あり　―：被害なし

(3) 被害が生じた部位について

被害が生じた建築物の部位についての問いに対する牟岐町、丸亀市、日向市の回答を**表 5-5** に示す。牟岐町においては、伝統的建造物に特定された建築物で、「屋根ふき材」において、瓦のズレ・崩落等、雨漏りが、「小屋組」において、小屋組の崩壊が、「外壁」において、外壁仕上げ材の剥離、土壁の劣化が、「その他」において、雨樋の落下が生じているとのことであった。丸亀市においては、伝統的建造物に特定された建築物で、「屋根ふき材」において、瓦の飛散が、「外壁」において、漆喰の剥離が生じているとのことであった。また、日向市においては、伝統的建造物に特定された建築物、現代的建築物ともに「外壁」において、漆喰壁の崩落が生じているとのことであった。

表 5-5　被害が生じた建築物の部位

	牟岐町	丸亀市	日向市	
	伝統的建造物 （建築物に限る）	伝統的建造物 （建築物に限る）	伝統的建造物 （建築物に限る）	現代的建築物
屋根葺き材	瓦のズレ・崩落等、雨漏り	瓦の飛散	―	―
小屋組	小屋組崩壊	―	―	―
外壁	外壁仕上げ材の剥離、土壁劣化	漆喰の剥離	漆喰壁の崩落	漆喰壁の崩落
開口部・建具	―	―	―	―
その他	雨樋の落下	―	―	―

【凡例】　―：被害なし

5-4-2-2　台風対策等を考慮し明確に許容範囲を示している修景基準

台風対策等を考慮し明確に許容範囲を示している修景基準についての問いに対する回答を地方公共団体ごとに以下に示す。なお、未回答の問いに対する回答を確認する場合や、回答に対する追加の確認事項が生じた場合については、後日、地方公共団体に対してヒアリング調査を実施し確認を行ったが、便宜上、ヒアリング調査の結果についてもここで述べることとする。

（1）伊根町（伊根町伊根浦）

伊根町の回答について整理した結果を、次頁の**表 5-6** に示す。

①窓枠材料

窓枠材料として「カラーサッシ」を使用することが許容しているが、許容する理由は、台風対策を考慮したためではないとのことであった。許容する理由としては、建具の塩害を防止するため、室内への雨の吹き込みを防止するため、高度成長期に「木製建具」から「アルミサッシ（カラーサッシ）」へと置き換わった中、再び「木製建具」を使用するよう定めるのは、制度的にも難しいためといった理由が挙げられていた。

実際に「カラーサッシ」が設置されたことがあり、周囲の町並みと調和させるために色調を茶系統とし、網戸は、夏季以外は取り外すよう指導を行っているとの回答があった。なお、「カラーサッシ」を許容することで生じた問題としては、アルミサッシを施工した者と木製建具を施工したくないのにした者との間でいがみ合いが生じていることが挙げられていた。

②基礎

基礎を「鉄筋コンクリート造」とすることを許容しているが、許容する理由は、台風対策を考慮したためではないとのことであった。許容する理由としては、伝統的建造物に無筋のコンクリート布基礎が既に使用されていることに加え、耐震性を鑑みた結果、コンクリート布基礎と見た目が変わらない現代的な鉄筋入りの「鉄筋コンクリート」の基礎を許容しているといった回答であった。

実際に「鉄筋コンクリート」の基礎が施工されたことがあり、周囲の町並みと調和させるために基礎部への木板張り降ろしの指導を行ったとの回答があった。なお、「鉄筋コンクリート」の基礎を許容することで生じた問題は、特にないとの回答であった。

表 5-6　明確に許容範囲を示した修景基準についての問いに対する回答（伊根町）

地方公共団体		伊根町	
調査対象部位		窓枠材料	基礎
望ましい材料・工法等		木製建具	布石敷き
許容される材料・工法等		カラーサッシ	鉄筋コンクリート
許容する理由	台風対策の考慮	ー	ー
	その他	伊根町が高潮と高波等に見舞われる地域であり、塩害を防ぐため。また、「木製建具」だと雨が室内に入ってきてしまうため。また、高度成長期に建具は「木製建具」から気密性、耐久性の高い「アルミサッシ」に置き換わっており、時代に逆行するように再び「木製建具」を使用するよう修景基準で定めるのは、制度的にも難しいため。以上の理由から、消極的理由で「アルミサッシ」を許容している。※	前提として、伊根浦における特定伝統的建造物の建築年代は、昭和 30 年頃までに建築された建造物である。無筋のコンクリート布基礎が一般住宅に普及するのは大正末期から昭和初期と言われており、伊根においては漁業施設や学校建築などにコンクリート布基礎が先駆けて施工され、斜面に建つ土蔵の基礎や主屋に普及していったものと思われる。 伝統的建造物に無筋のコンクリート布基礎が既に使用されていることに加え、耐震性を鑑みた結果、コンクリート布基礎と見た目が変わらない現代的な鉄筋入りの「RC 基礎」を許容している。 かつての震災を受けて 1981 年以降は、一般住宅に「RC 基礎」が強く推奨されるようになった。住民にとっては、このような時代背景の中、これから新築するのに「RC 基礎」が使えないのは不安であり、基準で認められていなかったから「RC 基礎」が使えず、地震等で被害を受けた場合誰が責任を取るのかという問題にも発展してしまう。これらのことを考慮した結果、基準を設定する際、鉄筋入りの「RC 基礎」を許容する方向で進められた。※
施工・設置等の有無		○	○
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		色調を茶系統とし、網戸は、夏季以外は取り外している。	表面の洗い出し仕上げあるいは基礎部への木板張り降ろしを行う。
許容することで生じた問題		アルミサッシを施工した者と木製建具を施工したくないのにした者との間でいがみ合いが生じている。	特になし。

【凡例】　○：該当あり　ー：該当なし

※　ヒアリング調査の際に確認された内容も含めている。

（2）呉市（呉市豊町御手洗）

呉市の回答について整理した結果を、**表 5-7** に示す。

①窓枠材料

窓枠材料として「カラーサッシ」を使用することを許容しているが、許容する理由は、台風対策を考慮したためであるとのことであった。ただし、平成 12 年度以降は、外部建具を「カラーサッシ」とすることは修景基準から除外し、許可基準で許容しているとのことであった。

平成 11 年以前には、実際に「カラーサッシ」が設置されたことがあり、周囲の町並みと調和させるために外側に格子あるいは木製ガラス戸あるいは板戸の設置を行ったとの回答があった。なお、「カラーサッシ」を許容することで生じた問題も特にないとの回答であった。

表 5-7　明確に許容範囲を示した修景基準についての問いに対する回答（呉市）

地方公共団体		呉市
調査対象部位		窓枠材料
望ましい材料・工法等		木製建具
許容される材料・工法等		カラーサッシ
許容する理由	台風対策の考慮	○
	その他	―
施工・設置等の有無		○
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		外側に格子あるいは木製ガラス戸あるいは板戸を設置する。※
許容することで生じた問題		特になし。

【凡例】　○：該当あり　―：該当なし

※　ヒアリング調査の際に確認された内容も含めている。

(3) 廿日市市（廿日市市宮島町）

廿日市市の回答について整理した結果を、**表 5-8** に示す。

①窓枠材料

窓枠材料として「木製以外の建具」を使用することが許容しているが、許容する理由は、台対策を考慮したためではないとのことであった。許容する理由としては、伝統的な格子の設置によりその内側の建具が視認しにくくなるため、木製以外の建具であっても町並み景観への影響は少ないと考えたためといった理由が挙げられていた。

伝建地区に選定されてから年数が経っていないため、実際に「木製以外の建具」が設置されたことはなく、「木製以外の建具」を許容することで生じた問題も特にないとの回答であった。

表 5-8　明確に許容範囲を示した修景基準についての問いに対する回答（廿日市市）

地方公共団体		廿日市市
調査対象部位		窓枠材料
望ましい材料・工法等		木製建具
許容される材料・工法等		木製以外の建具
許容する理由	台風対策の考慮	ー
	その他	伝統的な格子の設置によりその内側の建具が視認しにくくなるため、木製以外の建具であっても町並み景観への影響は少ないと考えたため。
施工・設置等の有無		ー
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		外側に伝統的な格子を設置する。
許容することで生じた問題		特になし。

【凡例】　○：該当あり　ー：該当なし

（4）牟岐町（牟岐町出羽島）

牟岐町の回答について整理した結果を、**表 5-9** に示す。

①基礎

基礎を「鉄筋コンクリート」とすることを許容しているが、許容する理由は、台風対策を考慮したためであるとのことであった。

実際に「鉄筋コンクリート」で基礎が造られたことはないが、「鉄筋コンクリート」で基礎を造る場合、周囲の町並みと調和させるために表面を洗い出し仕上げとすることを求めるとの回答があった。なお、「鉄筋コンクリート」の基礎を許容することで生じた問題も特にないとの回答であった。

表 5-9　明確に許容範囲を示した修景基準についての問いに対する回答（牟岐町）

地方公共団体		牟岐町
調査対象部位		基礎
望ましい材料・工法等		記載なし
許容される材料・工法等		鉄筋コンクリート
許容する理由	台風対策の考慮	○※
	その他	地震、台風等の災害対策を考慮したため。※
施工・設置等の有無		―
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		表面を洗い出し仕上げとする。
許容することで生じた問題		特になし。

【凡例】　○：該当あり　―：該当なし

※　ヒアリング調査の際に確認された内容も含めている。

（5）丸亀市（丸亀市塩飽本島町笠島）

丸亀市の回答について整理した結果を、**表 5-10** に示す。

①窓枠材料

窓枠材料として「カラーサッシ」を使用することを許容しているが、許容する理由は、台風対策、住民の居住性の確保や耐久性、経済性を考慮したためであるとのことであった。

実際に「カラーサッシ」が設置されたことがあり、周囲の町並みと調和させるために色は茶褐色とし、出格子を設けたとの回答があった。なお、「カラーサッシ」を許容することで生じた問題は、特にないとの回答であった。

②基礎

基礎を「鉄筋コンクリート」とすることを許容しているが、許容する理由は、台風対策、住宅の耐久性、経済性を考慮したためとのことであった。

実際に「鉄筋コンクリート」の基礎が造られたことはあるが、周囲の町並みと調和させるために行ったことは特にないとの回答であった。なお、「鉄筋コンクリート」を許容することで生じた問題は、特にないとの回答であった。

表 5-10　明確に許容範囲を示した修景基準についての問いに対する回答（丸亀市）

地方公共団体		丸亀市	
調査対象部位		窓枠材料	基礎
望ましい材料・工法等		木製建具	石積み
許容される材料・工法等		カラーサッシ	鉄筋コンクリート
許容する理由	台風対策の考慮	○※	○※
	その他	住民の居住性の確保や耐久性、経済性を考慮したため。	住宅の耐久性、経済性を考慮したため。
施工・設置等の有無		○	○
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		色は茶褐色とし、出格子を設けた。	特になし。
許容することで生じた問題		特になし。	特になし。

【凡例】　○：該当あり　ー：該当なし

※　ヒアリング調査の際に確認された内容も含めている。

（6）室戸市（室戸市吉良川町）

室戸市の回答について整理した結果を、**表 5-11** に示す。

①窓枠材料

窓枠材料として「アルミサッシ」を使用することを許容しているが、許容する理由は、台風対策を考慮したためであるとのことであった。実際に「アルミサッシ」が設置されたことがあり、周囲の町並みと調和させるために「アルミサッシ」の用いる場所、大きさ等に配慮したとの回答があった。なお、「アルミサッシ」を許容することで生じた問題は、特にないとの回答であった。

表 5-11　明確に許容範囲を示した修景基準についての問いに対する回答（室戸市）

地方公共団体		室戸市
調査対象部位		窓枠材料
望ましい材料・工法等		木製建具
許容される材料・工法等		アルミサッシ
許容する理由	台風対策の考慮	○
	その他	―
施工・設置等の有無		○※
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		アルミサッシを用いる場合は、伝統的な景観を損なわないよう、用いる場所、大きさ等に配慮している。
許容することで生じた問題		特になし。

【凡例】　○：該当あり　―：該当なし

※　ヒアリング調査の際に確認された内容も含めている。

（7）杵築市（杵築市北台南台）

杵築市の回答について整理した結果を、**表 5-12** に示す。

①屋根材料

茅葺型のみ屋根材料として「金属板」とすることを許容しているが、許容する理由は、台風対策を考慮したためであるとのことであった。ただし、厳密には、台風被害を前提にしたわけではなく、台風も含めた自然的要因への安全性を考慮しており、特に近年では、台風被害よりも大雨による建造物への被害が多いと感じているとの回答があった。

実際に「金属板」で屋根が葺かれたことはないが、「金属板」で屋根を葺く際は、周囲の町並みと調和させるために歴史的風致と調和させる色彩とするとされている。なお、「金属板」で屋根を葺くことを許容することで生じた問題も特にないとの回答であった。

表 5-12　明確に許容範囲を示した修景基準についての問いに対する回答（杵築市）

地方公共団体		杵築市
調査対象部位		屋根材料
望ましい材料・工法等		茅
許容される材料・工法等		金属板（茅葺型のみ）
許容する理由	台風対策の考慮	○
	その他	厳密には、台風被害を前提にしているわけではなく、台風も含めた自然的要因への安全性を考慮している。特に近年では、台風被害よりも大雨による建造物への被害が多いと感じている。
施工・設置等の有無		―
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		歴史的風致と調和する色彩とする。
許容することで生じた問題		特になし。

【凡例】　○：該当あり　―：該当なし

(8) 日向市（日向市美々津）

日向市の回答について整理した結果を、**表 5-13** に示す。

①窓枠材料

窓枠材料として「アルミサッシ」を使用することを許容しているが、許容する理由は、台風対策を考慮したためではないとのことであった。許容する理由としては、「木製建具」では気密性が低く室内に隙間風が入ったり、また雨天時には雨が染み込んだり等住民生活に支障が生じることから、アルミサッシの使用について住民からの要望が多かったためとのことであった。

実際に「アルミサッシ」が設置されたことがあり、周囲の町並みと調和させるために茶褐色などのカラーサッシとし、表側に木製の格子等を取り付けることで歴史的景観を損なわないようにしているとの回答があった。なお、「アルミサッシ」を許容することで生じた問題としては、木製格子窓からアルミサッシの水切りが 1 ㎝程度出てしまっている事例があるとのことであった。

表 5-13　明確に許容範囲を示した修景基準についての問いに対する回答（日向市）

地方公共団体		日向市
調査対象部位		窓枠材料
望ましい材料・工法等		木製建具
許容される材料・工法等		アルミサッシ
許容する理由	台風対策の考慮	ー
	その他	木製建具では気密性が低いため室内に隙間風が入り、また雨天時には雨が染み込むなど住民生活に支障が生じることから、アルミサッシの使用について住民からの要望が多かったため。
施工・設置等の有無		○
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		色を茶褐色とし、外側に木製の格子等を設置することで歴史的景観を損なわないようにする。
許容することで生じた問題		木製格子窓からアルミサッシの水切りが 1 ㎝程度出てしまっている事例がある。

【凡例】　○：該当あり　ー：該当なし

※　ヒアリング調査の際に確認された内容も含めている。

（9）渡名喜村（渡名喜村渡名喜島）

渡名喜村の回答について整理した結果を、次頁の**表 5-14** に示す。

①構造

構造を「木造以外の構造（外観は木造）」とすることを許容しているが、。前提として、鉄筋コンクリート造が許容されるのは、避難所等の防災目的で使用される公共的な建物に限られるとのことで、許容する理由としては、台風対策に加え、こうした建物は、建物の規模が大きくなる上、防災といった特別な目的があるので、鉄筋コンクリート造を許容しているとのことであった。

実際に「木造以外の構造（外観は木造）」すなわち鉄筋コンクリート造で建物が建てられたことがあり、周囲の町並みと調和させるために屋根を琉球赤瓦で葺き外壁を竪板張りとする等、極力外観上は保存物件に近い状態にしたとの回答があった。なお、「木造以外の構造（外観は木造）」を許容することで生じた問題としては、今のところ問題は生じていないが、今後、村民から木造以外の構造で建物を建てたいという要望が出た際に、将来的に木造住宅に建て替えていきたいという村の方針をどのように理解してもらえばよいのか、また、理解してもらうことができるのかといった点が今後の課題であるとの回答であった。

②屋根材料

屋根材料として「琉球赤瓦葺きの改良版」を使用することを許容しているが、許容する理由は、台風対策を考慮したためではないとのことであった。許容する理由としては、古くなった琉球赤瓦を新しい琉球赤瓦に葺き替えた際に、昔の瓦よりも焼きが弱かったため、雨漏りが発生したことがあり、これを受けて、屋根を葺きかえる際に、琉球赤瓦とは異なる日本瓦等の瓦を使用した住宅が何件かあり、既に琉球赤瓦の改良版の瓦が使用されていたので、許容せざるを得なかったと思われるとの回答であった。

そうした経緯で琉球赤瓦の改良版の瓦が使用されたので、実際に「琉球赤瓦葺きの改良版」の日本瓦等で屋根が葺かれたことがあるが、周囲の町並みと調和させるために行われたことは特にないとの回答であった。なお、「琉球赤瓦葺きの改良版」を許容することで生じた問題としては、修景基準に記載された改良版の瓦がどういった瓦を指すのか詳しく定められていないため、伝統的な工法を残していくことが重伝建地区の趣旨であるにもかかわらず、日本瓦等の伝統的でない材料が使用されてしまっていることが挙げられていた。

③窓枠材料

窓枠材料として「アルミサッシ」を使用することを許容しているが、許容する理由は、台風対策を考慮したためではないとのことであった。許容する理由としては、今日の生活習慣を考えるとガラス戸がないと不便であり、今日の生活習慣に応じてガラス戸すなわち、アルミサッシの使用を許容しているとのことであった。

実際に「アルミサッシ」が設置されたことがあり、周囲の町並みと調和させるためにアル

ミサッシの色を古色にしているとの回答があった。なお、「アルミサッシ」を許容することで生じた問題は、特にないとの回答であった。

表 5-14　明確に許容範囲を示した修景基準についての問いに対する回答（渡名喜村）

地方公共団体		渡名喜村		
調査対象部位		構造	屋根材料	窓枠材料
望ましい材料・工法等		木造貫木屋造	琉球赤瓦	記載なし※1
許容される材料・工法等		木造以外の構造（外観は木造）	琉球赤瓦葺きの改良版	アルミサッシ
許容する理由	台風対策の考慮	○	―	―
	その他	前提として、鉄筋コンクリート造が許容されるのは、避難所等の防災目的で使用される公共的な建物に限られる。こうした建物は、建物の規模が大きくなる上、防災といった特別な目的があるため、鉄筋コンクリート造が許容されている。※2	既に琉球赤瓦の改良版の瓦が使用されていたので、許容せざるを得なかったと思われる。琉球赤瓦の改良版がどういったものを指すのか十分周知されていなかったことが考えられるが、古くなった琉球赤瓦を新しい琉球赤瓦に葺き替えた際に、昔の瓦よりも焼きが弱かったため、雨漏りが発生したことがある。そのため、屋根を葺きかえる際に、琉球赤瓦とは異なる瓦を使用した住宅が何件かあるようである。※2	今日の生活習慣を考えると、ガラス戸がないと不便である。そのため、今日の生活習慣に応じてガラス戸すなわち、アルミサッシの使用を許容している。 また、アルミサッシを許容しすることで、外側に網戸を設置することができ、防虫対策（虫が入ってこないようにできる。）をすることができるため。※2
施工・設置等の有無		○	○	○
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		屋根を琉球赤瓦で葺き、外壁を竪板張りとする。	特になし。	色を古色とする。
許容することで生じた問題		今のところ問題はない。ただし、今後、村民から木造以外の構造で建物を建てたいという要望が出た際に、将来的に木造住宅に建て替えていきたいという村の方針をどのように理解してもらえばよいのか、また、理解してもらうことができるのかが今後の課題である。 伝建地区の選定以前には、台風対策には、鉄筋コンクリート造が相応しいとのことで、木造から鉄筋コンクリート造への建て替えが進んだ時期もあった。しかし、伝建地区の選定以降、村は、木造以外の構造で建物を建てることを推奨していない。今後、木造に建物を建て替えていくという村の方針を村民に周知し理解を得ることが今後の課題である。※2	基準を設定した際に、赤瓦葺きの改良版とはどういったものを指すのか、細かい基準が定められたわけではない。そのため、改良版がどういった瓦を指すのかは詳しくは分からない。こうした中、伝統的な工法を残していくことが重伝建地区の趣旨であるにもかかわらず、伝統的でない材料が使用されていることが問題である。※2	特になし。

【凡例】　○：該当あり　―：該当なし

※1　本来、伝統的建造物には建具が設けられていないため。
※2　ヒアリング調査の際に確認された内容も含めている。

（10）竹富町（竹富町竹富島）

竹富町の回答について整理した結果を**表 5-15** に示す。

①小屋組

小屋組を「鉄筋コンクリートスラブ構造」とすることを許容しているが、許容する理由は、台風対策を考慮したためであるとのことであった

実際に「鉄筋コンクリートスラブ構造」で小屋組が造られたことはないが、「鉄筋コンクリートスラブ構造」で小屋組を作る際は、周囲の町並みと調和させるために傾斜スラブとし、漆喰赤瓦葺きとするとのことであった。なお、「鉄筋コンクリートスラブ構造」を許容することで生じた問題としては、「鉄筋コンクリートスラブ構造」とする際、琉球赤瓦を載せることを条件とし補助金が出るが、工事費が年々上がっている中、実際に実現可能なのか不明であるといった点が挙げられていた。

②外壁材料

外壁材料を「鉄筋コンクリート」とすることを許容しているが、許容する理由は、台風対策を考慮したためであるとのことであった。

実際に「鉄筋コンクリート」で壁が造られたことはないが、外壁材料を「鉄筋コンクリート」とする際は、周囲の町並みと調和させるために表面を竪板張りとするとのことであった。なお、「鉄筋コンクリート」を許容することで生じた問題としては、昔ながらの家作り技法が上手く継承できていけるかが不安材料であるといった点が挙げられていた。

表 5-15　明確に許容範囲を示した修景基準についての問いに対する回答（竹富町）

地方公共団体		竹富町	
調査対象部位		小屋組	外壁材料
望ましい材料・工法等		伝統的木造軸組構造（和小屋）	真壁造・竪板張り
許容される材料・工法等		鉄筋コンクリートスラブ構造	鉄筋コンクリート造
許容する理由	台風被害の考慮	○	○
	その他	―	―
施工・設置等の有無		―	―
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		傾斜スラブとし、漆喰赤瓦葺きとする。	表面を竪板張りとする。
許容することで生じた問題		鉄筋コンクリートスラブ構造とする際、条件とし赤瓦を載せることで補助金が出るが、工事費が年々上がっているので、実際に実現可能なのか不明である。	昔ながらの家作り技法が上手く継承できていけるかが不安材料である。

【凡例】　○：該当あり　―：該当なし

5-4-2-3　各調査対象部位において許容されていることが確認された現代的な材料・工法等

（1）構造・小屋組

構造・小屋組において許容されていることが確認された現代的な材料・工法等について整理した結果を、次頁の**表 5-16** に示す。

①構造

渡名喜村は、「木造以外の構造（外観は木造）」を許容しているが、これは台風対策等を考慮したものであった。しかしながらこの基準は、主屋を木造以外の構造で造ることを想定したものではなく、避難所等の防災目的で使用される公共的な建物に限り、建物の規模が大きくなること、防災といった特別な目的があることを考慮し、鉄筋コンクリート造を許容していることが把握された。

「木造以外の構造（外観は木造）」を許容することで生じた問題として、村としては、住宅を木造で造ることを推奨していないが、現行の修景基準では、「木造以外の構造も可能とするが、外観は木造とする」と記載されているため、住民から木造以外の構造で建物を建てたいとの要望が出た際に、方針をどのように理解してもらえばよいのか、また、理解してもらうことができるのかといった点が挙げられていた。

②小屋組

竹富町は、台風対策等を考慮し、小屋組を「鉄筋コンクリートスラブ構造」とすることを許容していることが把握された。「RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造」を許容することで生じた問題としては、鉄筋コンクリートスラブ構造とする際、条件として、琉球赤瓦を載せることで、補助金が出るが、工事費が年々上がっているので、実際に実現可能なのか不明であるといった点が挙げられていた。

表 5-16　構造・小屋組において許容されている現代的な材料・工法等

調査対象部位		構造・小屋組	
		構造	小屋組
地方公共団体		渡名喜村	竹富町
許容される材料・工法等		鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリートスラブ構造
許容する理由	台風対策の考慮	○	○
	その他	前提として、「鉄筋コンクリート造」が許容されるのは、避難所等の防災目的で使用される公共的な建物に限られる。こうした建物は、建物の規模が大きくなる上、防災といった特別な目的があるため、「鉄筋コンクリート造」が許容されている。※	―
施工・設置等の有無		○	―
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		屋根を琉球赤瓦で葺き、外壁を竪板張りとする。	傾斜スラブとし、漆喰赤瓦葺きとする。
許容することで生じた問題		住民から木造以外の構造で建物を建てたいという要望が出た際に、木造以外の構造を推奨していないという方針をどのように理解してもらえばよいのか、また、理解してもらうことができるのかが今後の課題である。※	RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造とする際、条件として、赤瓦を載せることで、補助金が出るが、工事費が年々上がっているので、実際に実現なのか不明である。

【凡例】　○：該当あり　―：該当なし

※　ヒアリング調査の際に確認された内容も含めている。

(2) 屋根材料

屋根材料において許容されていることが確認された現代的な材料・工法等について整理した結果を、**表 5-17** に示す。

杵築市は、台風対策等を考慮し、茅葺型の民家のみ屋根材料を「金属板」とすることを許容していることが把握された。また、許容することで生じた問題としては、特にないとのことであった。

渡名喜村は、「琉球赤瓦葺きの改良版である日本瓦等」を許容しているが、これは台風対策等を考慮したものではなかった。許容する理由は、以下のとおり消極的な理由である。古くなった琉球赤瓦を葺き替えた際に、伝統的な琉球赤瓦を使用したが、瓦の製造技術の低下していたことで雨漏りが発生してしまった。そうした中で、琉球赤瓦とは異なる日本瓦等の瓦を使用し屋根を葺いた住宅が何件かあった。そのため、基準を設定する際に既に日本瓦等の琉球赤瓦でない瓦が使用されており、琉球赤瓦の改良版を認めるしかなかったというものである。「琉球赤瓦葺きの改良版」を許容することで生じた問題としては、琉球赤瓦葺きの改良版がどういったものを指すのか、細かい基準が定められておらず、そうした中、伝統的な工法を残していくことが重伝建地区の趣旨であるにもかかわらず、伝統的でない材料が使用されていることが問題であることが挙げられていた。

表 5-17　屋根材料において許容されている現代的な材料・工法等

調査対象部位		屋根材料	
地方公共団体		杵築市	渡名喜村
許容される材料・工法等		金属板（茅葺型のみ）	琉球赤瓦葺きの改良版
許容する理由	台風被害の考慮	○	―
	その他	厳密には、台風被害を前提にしているわけではなく、台風も含めた自然的要因への安全性を考慮している。特に近年では、台風被害よりも大雨による建造物への被害が多いと感じている。	基準を設定する際に、既に琉球赤瓦の改良版の瓦（日本瓦等）が使用されていたので、許容せざるを得なかったため。※
施工・設置等の有無		―	○
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		歴史的風致と調和する色彩とする。	特になし。
許容することで生じた問題		特になし。	基準を設定した際に、琉球赤瓦葺きの改良版とはどういったものを指すのか、細かい基準が定められたわけではない。こうした中、伝統的な工法を残していくことが重伝建地区の趣旨であるにもかかわらず、伝統的でない材料が使用されていることが問題である。※

【凡例】　○：該当あり　―：該当なし

※　ヒアリング調査の際に確認された内容も含めている。

(3) 窓枠材料

窓枠材料において許容されていることが確認された現代的な材料・工法等について整理した結果を、**表 5-18**、次頁の**表 5-19** に示す。

台風対策等を考慮し、室戸市は「アルミサッシ」を許容していることが、呉市は「カラーサッシ」を許容していることが把握された。また、丸亀市は「カラーサッシ」を平成 12 年まで修景基準で許容していたことが把握された。また、許容することで生じた問題としては、前述の 3 団体の地方公共団体全てで特にないとのことであった。

前述の地方公共団体の他にも、伊根町が「カラーサッシ」、廿日市市が「木製以外の建具」、日向市が「アルミサッシ」、渡名喜村が「アルミサッシ」を許容しているが、いずれも主として台風対策を考慮したものではないことが確認された。これらの自治体がアルミサッシ及びカラーサッシを許容する主な理由としては、住民の居住性や経済性を考慮したためといった点が挙げられていた。また、伊根町は、高潮や高波等に見舞われる地域であり、塩害防止のためといった点を挙げていた。

表 5-18　窓枠材料において許容されている現代的な材料・工法等（1/2）

対象対象部位		窓枠材料			
地方公共団体		伊根町	呉市	廿日市市	丸亀市
許容される材料・工法等		カラーサッシ	カラーサッシ	木製以外の建具	カラーサッシ
許容する理由	台風対策の考慮	ー	ー	○	○
	その他	伊根町が高潮と高波等に見舞われる地域であり、塩害を防ぐため。また、「木製建具」だと台風時に限らず雨が室内に入ってきてしまうため。また、高度成長期に建具は「木製建具」から気密性、耐久性の高い「アルミサッシ」に置き換わっているため。以上の理由から「アルミサッシ」を許容している。※	ー	伝統的な格子の設置によりその内側の建具が視認しにくくなるため、木製以外の建具であっても町並み景観への影響は少ないと考えたため。	住民の居住性の確保や耐久性、経済性を考慮したため。
施工・設置等の有無		○	ー	ー	○
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		色調を茶系統とし、網戸は、夏季以外は取り外している。	外側に格子あるいは木製ガラス戸あるいは板戸を設置する。※	外側に伝統的な格子を設置する。	色は茶褐色とし、出格子を設けた。
許容することで生じた問題		アルミサッシを施工した者と木製建具を施工したくないのにした者との間でいがみ合いが生じている。	特になし。	特になし。	特になし。

【凡例】　○：該当あり　ー：該当なし

※　ヒアリング調査の際に確認された内容も含めている。

表 5-19　窓枠材料において許容されている現代的な材料・工法等（2/2）

調査対象部位		窓枠材料		
地方公共団体		室戸市	日向市	渡名喜村
許容される材料・工法等		アルミサッシ	アルミサッシ	アルミサッシ
許容する理由	台風対策の考慮	○	―	―
	その他	―	木製建具では気密性が低いため室内に隙間風が入り、また雨天時には雨が染み込むなど住民生活に支障が生じることから、アルミサッシの使用について住民からの要望が多かったため。	今日の生活習慣を考えると、ガラス戸がないと不便である。そのため、今日の生活習慣に応じてガラス戸すなわち、アルミサッシの使用を許容している。※
施工・設置等の有無		○	○	○
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		アルミサッシを用いる場合は、伝統的な景観を損なわないよう、用いる場所、大きさ等に配慮している。	色を茶褐色とし、外側に木製の格子等を設置することで歴史的景観を損なわないようにする。	色を古色とする。
許容することで生じた問題		特になし。	木製格子窓からアルミサッシの水切りが 1 ㎝程度出てしまっている事例がある。	特に無し。

【凡例】　○：該当あり　―：該当なし

※　ヒアリング調査の際に確認された内容も含めている。

（4）外壁材料

外壁材料において許容されていることが確認された現代的な材料・工法等について整理した結果を**表 5-20** に示す。

竹富町は、台風対策等を考慮し、外壁材料を「鉄筋コンクリート」とすることを許容していることが把握された。外壁材料を「鉄筋コンクリート」とすることを許容することで生じた問題として、昔ながらの家作り技法が上手く継承できていけるかが不安であるといったことが挙げられていた。

表 5-20　外壁材料において許容されている現代的な材料・工法等

調査対象部位		外壁材料
地方公共団体		竹富町
許容される材料・工法等		鉄筋コンクリート
許容する理由	台風対策の考慮	○
	その他	―
施工・設置等の有無		―
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		表面を竪板張りとする。
許容することで生じた問題		昔ながらの家作り技法が上手く継承できていけるかが不安材料である。

【凡例】　○：該当あり　―：該当なし

(5) 基礎

基礎において許容されていることが確認された現代的な材料・工法等について整理した結果を次頁の**表 5-21** に示す。

牟岐町及び丸亀市は、台風対策等を考慮し、「鉄筋コンクリート」の基礎を許容していることが把握された。また、牟岐町、丸亀市ともに許容することで生じた問題としては、特にないとのことであった。

伊根町は、「鉄筋コンクリート」を許容しているが、許容する理由は、台風対策等を考慮したためではないことが確認された。伊根町は、伝統的建造物に無筋のコンクリート布基礎が既に使用されていることに加え、耐震性を鑑みた結果、コンクリート布基礎と見た目が変わらない現代的な鉄筋入りの「鉄筋コンクリート」の基礎を許容していることが確認された。

表 5-21　基礎において許容されている現代的な材料・工法等

調査対象部位		基礎		
地方公共団体		伊根町	牟岐町	丸亀市
許容される材料・工法等		鉄筋コンクリート	石積または石張りの仕上げ	コンクリートの基礎
許容する理由	台風対策の考慮	―	○	○
	その他	伝統的建造物に無筋のコンクリート布基礎が既に使用されていることに加え、耐震性を鑑みた結果、コンクリート布基礎と見た目が変わらない現代的な鉄筋入りの「RC 基礎」を許容している。※	地震、台風等の災害対策を考慮したため。※	住宅の耐久性、経済性を考慮したため。
施工・設置等の有無		○	―	○
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		表面の洗い出し仕上げあるいは基礎部への木板張り降ろしを行う。	表面を洗い出し仕上げとする。	特になし。
許容することで生じた問題		特になし。	特になし。	特になし。

【凡例】　○：該当あり　―：該当なし

※　ヒアリング調査の際に確認された内容も含めている。

5-4-2-4　台風の激甚化に対する今後の対応について

（1）修理基準について

①見直す予定について

修理基準を見直す予定についての問いに対する回答の割合を**図 5-2** に、各回答を行った地方公共団体の一覧を**表 5-22** に示す。「変更を検討している」と回答した地方公共団体はなく、「どちらともいえない」と回答した地方公共団体が 20 %（2 団体/10 団体）で、「変更を検討していない」と回答した地方公共団体が 80 %（8 団体/10 団体）であった。このことから、本アンケート調査で対象とした地方公共団体が管轄する重伝建地区においては、近年の台風の激甚化に対して修理基準を見直す予定の無い地区が多いことが把握された。

図 5-2　修理基準を見直す予定についての問いに対する回答の割合

表 5-22　各回答を行った地方公共団体一覧

回答	地方公共団体
変更を検討している	―
どちらともいえない	日向市、竹富町
変更を検討していない	伊根町、呉市、廿日市市、牟岐町、丸亀市、室戸市、杵築市、渡名喜村

【凡例】　―：該当なし

②各回答を行った理由

修理基準を見直す予定についての問いに対する回答を行った理由を次頁の**表 5-23** に示す。

「変更を検討しているとも検討していないともどちらともいえない」と回答した地方公共団体は、そのように回答した理由として、現時点で修理基準の見直しを検討していないがいずれは見直しが必要になると思われるため、近年、台風被害が生じていないため、現時点では具体的な見直しは検討していないが、見直し自体を全く検討していないわけではないためといった点が挙げられていた。

「変更を検討していない」と回答した地方公共団体は、そのように回答した理由として、見直す必要性が現時点では薄いため、近年台風被害が生じていないため、近年台風被害が生じてはいるもののそれほど大きな被害でないため、台風対策として行うことが認められた瓦の釘留め等を十分に行っているため、防風林等伝統的な台風対策が行われているため等といった点が挙げられていた。

以上から、文化庁は、伝統的な工法では行われることのない瓦の釘留め等を台風対策として行うことを認めていることが明らかとなり、そうした対策は、基準風速が比較的大きい牟岐町（38 m/s）で行われていることが把握された。また、同様に基準風速が比較的大きい室戸市（40 m/s）、渡名喜村（46 m/s）では伝統的な台風対策が今日においても継承されていることが把握された。室戸市では、いしぐろと呼ばれる石塀が伝統的建造物（工作物）に、渡名喜村では、フクギと呼ばれる屋敷林が環境物件に特定されており、伝統的建造物群保存地区制度によって、伝統的建造物（建築物）と一体となって保存が図られており、これらが今日においても台風対策として機能していることが把握された。このように瓦の釘留め等が文化庁によって認められていること、伝統的な台風対策が行われていることから、修理基準を見直す必要がないと判断する地方公共団体が多いと考えられる。また、伝統的建造物においては、台風被害を受けたとしても補助金を用いて修理を行うことができるため、住民からも修理基準の見直しについての要望が出されないことが考えられ、このことも修理基準を見直す必要がないと判断される理由の一つであると考えられる。

修理基準を見直す予定についての問いに対する回答を行った理由とは直接関りがないものの、杵築市から、現状固定されていない瓦などを固定して安全性を確保するための検討は随時行い、対応していくという回答があった。このように、重伝建地区の伝統的建造物においても、屋根の台風対策として瓦の固定を行うことの重要性が指摘されていることから、鳥羽市海女集落の景観形成を行う上でも、台風対策として現状固定されていない瓦については緊結等を積極的に行っていくべきだと考えられる。

表 5-23　回答を行った理由（修理基準）

回答	地方公共団体	理由
変更を検討している	―	―
どちらともいえない	日向市	現時点で台風の激甚化に対して修理基準を見直すことは考えていないが、台風が激甚化していることを踏まえるといずれは見直しが必要になると思われるため。※
	竹富町	ここ 2、3 年は大型台風がほとんど来襲しておらず、被害が生じていないため、現時点では具体的な見直しを検討していない。ただし、見直しを全く検討していないわけでもないため。※
変更を検討していない	伊根町	見直す必要性が現時点では薄いため。
	呉市	平成 16 年以降は台風による被害を受けておらず、台風対策としては、現行の修理基準の内容で十分であるため。※
	廿日市市	伝建指定して間もないから。
	牟岐町	修理基準には、記載されていないが、台風対策として瓦の釘留め等を行うことが認められており、こうした対策を十分に行っているので基準を見直す必要はない。※
	丸亀市	台風による被害は生じてはいるものの、それほど大きな被害でなく、修理基準を変更するほど被害が問題になっていないため。※
	室戸市	伝統的な台風対策が行われていることに加え、現時点で、台風による被害が生じておらず、修理基準を変更する必要性を感じないため。※
	杵築市	屋根に限ってならば、土塀・石垣越しに見える屋根の景観は武家地にとってとても重要な要素の一つであるため、見直しは慎重に検討する必要があるため。ただし、現状固定されていない瓦などを固定して安全性を確保するための検討は随時行い、対応していく。
	渡名喜村	防風林が存在するので、伝統的構法でも台風に耐えることができると考えているため。以前より、防風林は成長し、高さも高くなっているので、安全だと思われる。※

【凡例】　―：該当なし
※　ヒアリング調査の際に確認された内容も含めている。

（2）修景基準について

①見直す予定について

修景基準を見直す予定についての問いに対する回答の割合を**図 5-3** に、各回答を行った地方公共団体の一覧を**表 5-24** に示す。「変更を検討している」と回答した地方公共団体はなく、「どちらともいえない」と回答した地方公共団体が 20 %（2 団体/10 団体）で、「変更を検討していない」と回答した地方公共団体が 80 %（8 団体/10 団体）であった。このことから、本アンケート調査で対象とした地方公共団体が管轄する重伝建地区においては、近年の台風の激甚化に対して修理基準を見直す予定の無い地区が多いことが把握された。

図 5-3　修景基準を見直す予定についての問いに対する回答の割合

表 5-24　各回答を行った地方公共団体一覧

回答	地方公共団体
変更を検討している	―
どちらともいえない	日向市、竹富町
変更を検討していない	伊根町、呉市、廿日市市、牟岐町、丸亀市、室戸市、杵築市、渡名喜村

【凡例】　―：該当なし

②各回答を行った理由

修景基準を見直す予定についての問いに対する回答を行った理由を次頁の**表 5-25** に示す。

「変更を検討しているとも検討していないともどちらともいえない」と回答した地方公共団体は、そのように回答した理由として、現時点で修景基準の見直しを検討していないがいずれは住民からそうした要望も出てくると思われるため、近年、台風被害が生じていないため、現時点では具体的な見直しは検討していないが、見直し自体を全く検討していないわけではないためといった点が挙げられていた。

「変更を検討していない」と回答した地方公共団体は、そのように回答した理由として、見直す必要性が現時点では薄いため、近年台風被害が生じていないため、修景基準は国から補助金を貰える基準であり、台風に強い材料・工法等を認めると補助金が貰えなくなるため等といった点が挙げられていた。変更を検討していない理由で多く挙げられているのが、近年台風被害が生じていないためといった理由であった。このように修景基準の対象となる現代的建築物にそもそも台風被害が生じていない地方公共団体が多いため、修景基準を見直す必要がないと判断する地方公共団体が多いと考えられる。また、現代的建造物においては、台風被害を受けたとしても修景基準に基づいた修景を行う場合は、補助金を用いることができるため、修景基準で台風に弱い材料・工法等の使用が求められていたとしても住民から修景基準の見直しについての要望が出されないことが考えられ、このことも修景基準を見直す必要がないと判断される理由の一つであると考えられる。

修景基準を見直す予定についての問いに対する回答を行った理由とは直接関りがないものの、杵築市から、景観を損なわず、安全性を確保するための工法の導入は随時検討し、対応していくという回答があった。このように、重伝建地区の現代的建造物においても、景観を損なわない台風対策を行うことの重要性が指摘されていることから、鳥羽市海女集落の景観形成を行う上でも、景観を損なわない台風対策を積極的に行っていくべきだと考えられる。

表 5-25　回答を行った理由（修景基準）

回答	地方公共団体	理由
変更を検討している	―	―
どちらともいえない	日向市	現時点で、台風対策に特化して変更することは考えていない。しかし、いずれは住民からそうした要望も出てくるのではないかと思う。そのため、はっきりとどちらとも言うことができないため。※
	竹富町	ここ 2、3 年は大型台風がほとんど来襲しておらず、被害が生じていないため、現時点では具体的な見直しを検討していない。ただし、見直しを全く検討していないわけでもないため。※
変更を検討していない	伊根町	見直す必要性が現時点では薄いため。
	呉市	現代的建築物に台風被害が生じておらず、変更の必要性を感じないため。※
	廿日市市	伝建指定して間もないから。
	牟岐町	修景基準は、前提として、町並みとの調和のために国から補助金を貰うことのできる基準である。台風に強い材料・工法等を認めてしまうと補助金が貰えなくなるため。※
	丸亀市	台風による被害が生じていないため、変更する必要性を感じないため。※
	室戸市	重伝建地区の担当になって約 2 年間になる。その間に台風の被害が生じておらず、変更する必要性を感じないため。※
	杵築市	屋根に限ってならば、土塀・石垣越しに見える屋根の景観は武家地にとってとても重要な要素の一つであるため、見直しは慎重に検討する必要があるため。ただし、景観を損なわず、安全性を確保するための工法の導入は随時検討し、対応していく。
	渡名喜村	台風によって、現代的建築物に被害が出ていないので、変更する必要はないと考えている。※

【凡例】　―：該当なし

※　ヒアリング調査の際に確認された内容も含めている。

5-4-2-5　修景基準に適合させるための修景事例について

台風被害を考慮したと推測される修景基準に基づいて行われた修景事例について把握することを目的とし、アンケートにおいて、良い修景事例が存在する場合、その事例の内容について記載してもらう欄を設けたが、いずれの地方公共団体からも回答がなかったため、把握できた修景事例はなかった。

5-5　重伝建地区担当者に対するヒアリング調査

ヒアリング調査の結果を地方公共団体ごとに示す。なお、調査結果を示す順番は、調査を実施した日時の順である。

5-5-1　伊根町に対するヒアリング調査

5-5-1-1　ヒアリング調査の概要

（1）1 回目のヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 11 月 26 日　13:10～13:20

ヒアリング場所：三重大学総合研究棟Ⅱ

ヒアリング相手：伊根町教育委員会　A 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

（2）2 回目のヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 12 月 17 日　14:20～14:40

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：伊根町教育委員会　A 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

5-5-1-2　ヒアリング調査の結果

伊根町に対してヒアリング調査を行い明らかとなったことについて以下に示す。なお、ヒアリング調査の際に行った全ての質問及び質問に対する回答については、**資料編**の P.67 から P.69 に示す。

（1）修景基準の「基礎」の項目について

①「RC 基礎」を許容する経緯について

・「RC 基礎」と見た目の変わらない無筋のコンクリート布基礎が既に伝統的建造物に使用されていたこと、1981 年以降、一般住宅に「RC 基礎」を用いることが強く推奨されるようになったことを踏まえて、「RC 基礎」を許容する方向で進められた。

②「RC 基礎」の修景事例について

・「RC 布基礎」が造られた事例はおそらく主屋のものである。

・アンケート調査で「木板の張り降ろしの指導を行った」との回答があったが、実際は、施主に聞き入れてもらうことはできず、木板の張り降ろしは行われていない。

・おそらく、「洗い出し」の仕上げで基礎が造られたことがないため、「洗い出し」の仕上げがどのようなものか分からない。

（2）修景基準の「建具」の項目について

①「アルミサッシ」を希望する状況について

・おそらく伊根浦だけでなく、全国的に「アルミサッシ」を希望する重伝建地区は多いと思われる。

②「アルミサッシ」の修景事例について

・気密性を持たせるために、二重に建具を設置（外側に「木製建具」、内側に「アルミサッシ」）した事例がある。

（3）許可基準の「屋根材料」の項目について

・許可基準では、屋根材料として「金属板」を使用することを許容している。

（4）許可基準の「外壁」の項目について

・主屋については、目立たない箇所においても「金属板」を使用することは許容されていないが、車庫、倉庫等であれば、許容されることがある。ただし、波型の「金属板」やポリカ等は許容されていない。

5-5-2　牟岐町に対するヒアリング調査

5-5-2-1　ヒアリング調査の概要

（1）1 回目のヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 12 月 9 日　13:50～14:20

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：牟岐町教育委員会　D 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

（2）2 回目のヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 12 月 16 日　14:10～14:20

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：牟岐町教育委員会　D 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

（3）3 回目のヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2022 年 1 月 21 日　13:30～14:00

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：牟岐町教育委員会　D 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

5-5-2-2　ヒアリング調査の結果

牟岐町に対してヒアリング調査を行い明らかとなったことについて以下に示す。なお、ヒアリング調査の際に行った全ての質問及び質問に対する回答については、**資料編**の P.70 から P.75 に示す。

（1）「RC 基礎」の修景事例について

・RC 布基礎の石張り仕上げで基礎が造られたことはない。

・新築する際に「RC 基礎」で基礎を造った場合、現状の修景基準に適応した仕上げの施工の実施は困難である。そのため、「RC 基礎」で基礎を造った場合は、洗い出し仕上げのような「許可基準」を適用させることになると思われる。

（2）許可基準の「屋根材料」の項目について

・屋根材料として、瓦と調和するような色の「金属板」を使用することを許容している。た

だし、形状が瓦と異なるため、金属板で屋根が葺かれると町並みに与える影響は大きい。

（3）許可基準の「外壁」の項目について

・板張り、木目サイディング、角波トタンの 3 つを基本的に許容し、他の材料については、状況に応じて許容するか判断している。

・サイディングは台風対策になると思われる。

・波トタンより角波トタンの方が町並みに調和させることができるため、波トタンを許容せず、角波トタンを許容している。

（4）許可基準の「構造」の項目について

・防災施設のみ自然災害の際に安全性を確保できるよう RC 造を許容している。

（5）台風対策として行われている瓦の釘留めについて

①釘留めを行う箇所について

・最も風の影響を受ける軒先等といった隅に位置している瓦のみ釘留めを行っている。

②釘留めの仕方について

・瓦の釘留めはガイドライン等を参考に行っているわけではなく、地元の状況を良く知る大工や瓦屋に留め方等は任せている。なお、細かな指示はしていないが、可能な限り目立たない留め方で釘留めを行うよう指示をしている。

（6）地震対策として行われている耐震補強について

・耐震補強は所有者に経済的な負担が生じるので、文化庁による「伝統的建造物群の耐震対策の手引」に示された望ましい耐震補強と経済的な負担のバランスを取り、可能な範囲で耐震対策を行っている。

（7）文化庁の考え方について

①自然災害に対する文化庁の考え方について

・文化庁は、あくまでも地震等の自然対策を十分に行った上で、町並みの保全を行うという考え方を示している。

・文化庁は、地震、津波、台風、火災等のあらゆる災害対策に注力しており、地域によって発生しやすい災害が異なるので、発生しやすい災害を考慮し、その対策に力を入れる重要性を指摘している。なお、文化庁は、重伝建地区の選定を受ける際に「防災計画」と呼ばれる災害対策に関する計画を作るよう指導を行っている。

②文化庁が認めている対策について

・伝統的建造物は、伝統工法で建てられており、耐震性等に問題があるため、柱の補強等、

耐震性を向上させるための対策を行うことを文化庁は認めている。

（8）台風対策に対する牟岐町の考え方について

・最低限守るべき基準である許可基準で幅を持たせることで台風対策を行っている。

（9）台風の激甚化に対する今後の対応について

①修理基準の見直しについて

・伝統的建造物に対して、台風対策としての瓦の釘留め、地震対策としての柱の耐震補強等を行うことを文化庁が認めているので、修理基準を見直す必要はない。これは、他の重伝建地区でも同様だと思われる。

・修理基準は、伝統的建造物の復原のための修理を原則として、国から高額の補助金を貰うことができる基準であるため、変更することは困難であると思われる。

②許可基準の見直しについて

・修理基準及び修景基準を変更することは困難なので、今後、台風対策として基準を変更することを考えている。

③考えられる今後の台風・地震対策について

・現在、修理基準の対象となる建物のみに行っている瓦の釘留め、耐震補強等の対策は、修景基準及び許可基準の対象となる現代的建築物においても同様に行っていく必要があると思われる。

（10）防災瓦の使用について

・土を材料とし、焼いて作られた瓦であれば、許可基準では許容される可能性が高い。また、修景基準でも許容される可能性がある。

（11）内部資料について

・HP 等で公開されていない「内規」と呼ばれる内部資料が存在する。「内規」において、修理基準等には記載されていない細かい内容が定められている。

（12）これまでに実施された修景事業について

・セメント瓦葺きの屋根を桟瓦葺きの屋根に変更した事例、トタン張りの外壁を竪板目板打ち張りに変更した事例の 2 つの事例のみ行われたことがある。

5-5-3　丸亀市に対するヒアリング調査

5-5-3-1　ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 12 月 27 日　14:30～14:40

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：丸亀市教育委員会教育部文化財保存活用課　E 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

5-5-3-2　ヒアリングの調査の結果

丸亀市に対してヒアリング調査を行い明らかとなったことについて以下に示す。なお、ヒアリング調査の際に行った全ての質問及び質問に対する回答については、**資料編**の P.76 から P.77 に示す。

(1)「カラーサッシ」を許容する理由について

・幅広く捉えると、「カラーサッシ」を許容する理由に台風被害の考慮も含まれる。主として、台風被害を考慮したわけではないが、結果的に台風対策にもなっていると思われる。

(2) 修景基準の「基礎」の項目について

①「コンクリートの基礎」を許容した背景について

・伝統的建造物（建築物）にコンクリートの基礎が使用されているから、見た目が変わらない鉄筋入りの RC 基礎を修景基準で許容しているわけではない。

・コンクリートの基礎を許容する理由としては、今日、コンクリートの基礎が使用されるのは一般であることが最も大きな理由であるが、幅広く捉えると、台風被害の考慮も理由に含まれる。主として、台風被害を考慮したわけではないが、結果的に台風対策にもなっていると思われる。

②修景基準を基に施工された「コンクリートの基礎」について

・鉄筋が中に入っているか不明ではあるが、今日、鉄筋入りの基礎が使用されるのが一般的なので、おそらく鉄筋入りの「RC 基礎」だと思われる。

(3) 防災瓦の使用について

・防災瓦を使用した事例はないが、使用するものにもよると思われるが、防災目的で防災瓦を使用するなら、おそらく許可基準だけでなく、修景基準でも使用することが認められると思われる。

5-5-4　渡名喜村に対するヒアリング調査

5-5-4-1　ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 12 月 27 日　15:30～16:10

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：渡名喜村教育委員会　Ｉ 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

5-5-4-2　ヒアリング調査の結果

渡名喜村に対してヒアリング調査を行い明らかとなったことについて以下に示す。なお、ヒアリング調査の際に行った全ての質問及び質問に対する回答については、**資料編**の P.78 から P.83 に示す。

（1）修景基準の「構造」の項目について

①「鉄筋コンクリート造」で建てられた建物の修景事例について

・避難所として使用される公共的な建物は鉄筋コンクリート造で建てられたが、鉄筋コンクリート造が採用された理由の一つとして、敷地が防風林（フクギ）に囲まれておらず、台風対策が必要であったことが挙げられる。

②防災目的で使用される建物以外で「鉄筋コンクリート造」で建てられた建物について

・村の方針としては、避難所等の防災目的で使用される公共的な建物のみ木造以外の構造を許容しているが、実際には、鉄筋コンクリート造で建てられた建物が例外的に 5 件ほど存歳する。

・前述した建物は、公共的な用途で使用される建物で、公的な機関が建てたものであるが、十分に審査や審議が行われなかったために、鉄筋コンクリート造で建てられてしまった。

③防災目的で使用される建物以外で「鉄筋コンクリート造」で建てられた背景について

・②のように、本来、許容されることのない鉄筋コンクリート造で建物が建てられた背景には、修景基準の構造に関する記載内容が曖昧であり、十分に確立されたものとなっていないためである。

（2）「構造」に関する村民の要望について

・伝統的な工法で建てられた民家は、現在の生活や文化に対応できないことがあるため、アンケート調査等を実施したわけではないが、鉄筋コンクリート造で建物を建てたいとという声もあると思われる。

（3）琉球赤瓦葺きの改良版について

・琉球赤瓦葺きの改良版とは、日本瓦等の雨漏りがしにくく、台風で飛びにくい瓦のことを指すと思われる。ただし、改良版の瓦が使用された住宅は 1～3 件程度と少数である。

・重伝建地区の中には、台風対策のためにビスで留めることが可能な瓦を使用している住宅もある。

（4）屋根に関する伝統技術の衰退と対応策について

・重伝建地区の趣旨は、昔の工法・技術を後世に継承していくことであるが、近年、瓦の製造技術、民家の建設技術が低下している。そのため、伝統的な材料・工法で屋根を葺いたところ、雨漏りが発生してしまい、伝統的な工法・技術が既に継承されていないことが明らかとなった。

・当初、伝統的な工法において使用されていないことを理由に、ルーフィングの使用は許可されていなかったが、雨漏りが発生したことを受け、重伝建地区内の建物にルーフィングの使用が許可されることとなった。

5-5-5　日向市に対するヒアリング調査

5-5-5-1　ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 12 月 28 日　10:30～10:40

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：日向市教育委員会教育総務課　H 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

5-5-5-2　ヒアリング調査の結果

日向市に対してヒアリング調査を行い明らかとなったことについて以下に示す。なお、ヒアリング調査の際に行った全ての質問及び質問に対する回答については、**資料編**の P.84 から P.85 に示す。

（1）伝統的建造物の瓦屋根の台風対策について

・伝統的建造物において、瓦の釘留め等といった台風対策は行っていない。

（2）防災瓦の使用について

・今のところ、防災瓦を使用した事例はない。住民から防災瓦の使用についての要望が出た際に、使用を認めるか検討することになると思われる。

5-5-6　竹富町に対するヒアリング調査

5-5-6-1　ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 12 月 28 日　14:30～14:50

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：竹富町教育委員会　J 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

5-5-6-2　ヒアリング調査の結果

竹富町に対してヒアリング調査を行い明らかとなったことについて以下に示す。なお、ヒアリング調査の際に行った全ての質問及び質問に対する回答については、**資料編**の P.86 から P.88 に示す。

（1）景観形成基準で許容される「構造」について

・小屋組を RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造とすることを、壁を RC（鉄筋コンクリート）造＋真壁造修景・竪板張りとすることを許容している。すなわち、景観形成基準において、鉄筋コンクリート造で建物が建てられることを許容している。

（2）景観形成基準で「鉄筋コンクリート造」を許容した背景について

・沖縄県では、過去に台風で甚大な被害が生じたことがあることや、景観形成基準を検討する際に自然災害が激甚化しつつあったことを踏まえて、台風対策として相応しい鉄筋コンクリート造を許容するという方向で進められた。

（3）重伝建地区内に建てられた「鉄筋コンクリート造」の建物について

①景観形成基準に基づいて建てられた「鉄筋コンクリート造」の住宅について

・重伝建地区内に景観形成基準に基づいて鉄筋コンクリート造で建てられた住宅が存在する。

②「鉄筋コンクリート造」で建てられた伝統的建造物について

・鉄筋コンクリート造で建てられた住宅で、伝統的建造物に特定された住宅が存在する。ただし、鉄筋コンクリートの壁の外側に板を張り付けているため、外観上、際立って目立つわけではない。

（４）防災瓦の使用について

・基本的には、景観形成基準においては、基本的に伝統的な琉球瓦の使用を求めており、量産型の瓦の使用を許容していない。防災瓦がどのようなものであるかは分からないが、量産型の瓦であれば景観形成基準においても使用することはできないと思われる。

・今までに防災瓦が使用された事例はないと思われる。

5-5-7　室戸市に対するヒアリング調査

5-5-7-1　ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 1 月 12 日　11:00～11:10

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：室戸市教育委員会 生涯学習課 F 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

5-5-7-2　ヒアリング調査の結果

室戸市に対してヒアリング調査を行い明らかとなったことについて以下に示す。なお、ヒアリング調査の際に行った全ての質問及び質問に対する回答については、**資料編**の P.89 から P.90 に示す。

（1）瓦屋根の台風対策について

①伝統的な瓦屋根の台風対策について

・吉良川町は、台風が頻繁に来襲する地域であるため、修理基準の対象となる建物だけでなく修景基準の対象となる建物においても伝統的な瓦屋根の台風対策が行われている。使用される瓦に右瓦と左瓦があり、風が強く吹く方向に合わせて瓦を使い分けることで、台風の際に瓦が飛ばないようにしている。

②現代的な瓦屋根の台風対策について

・瓦の釘留め等が行われているかに関しては、把握していない。

（2）防災瓦の使用について

・現在は、修景基準に基づいた瓦を使用してもらっており、防災瓦を使用することができるかは分からない。防災瓦を修景基準で認めるかについては、審議会に諮ってからの判断となる。

・今のところ、住民から防災瓦を使用したいといった要望は出ていない。

5-5-8　呉市に対するヒアリング調査

5-5-8-1　ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 1 月 12 日　11:20～11:40

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：呉市文化スポーツ部 文化振興課　B 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

5-5-8-2　ヒアリング調査の結果

呉市に対してヒアリング調査を行い明らかとなったことについて以下に示す。なお、ヒアリング調査の際に行った全ての質問及び質問に対する回答については、**資料編**の P.91 から P.93 に示す。

（1）修景基準の「表構えの要素（建具）」の項目について

①許容する建具の段階的な制限について

・過去に大型の台風を経験し、住民が木製建具を使用することに抵抗感があったため、段階的な景観形成が実施された。当初は、ブロンズ色のアルミサッシを許容する方針で進められたが、段階的にアルミサッシの使用が制限され、平成 12 年以降から建具をアルミサッシとすることを許容していない。

②「建具」の修景事例について

・文化庁等から提案があったアルミサッシの外側に、アルミサッシを隠すために木製建具（ガラス戸）を設置するといった方法で修景を行った事例が存在する。この方法は、災害に対する居住者の安全性が確保と景観への配慮を同時に行うことが可能な折衷案である。

（2）台風の激甚化に対する今後の対応について

・異常潮位が深刻になり、床下床上浸水の被害が生じるようであれば、建物の高さを上げるために修景基準の基礎の項目を変更することが考えられるが、基礎を高くすることは容易でないため、こうした基準の変更を実際に実現可能かは不明である。

（3）瓦屋根の台風対策について

・重伝建地区内の伝統的建造物（市及び県の指定文化財）の屋根の修理の際に、銅線の緊結箇所を以前よりも増やすことで瓦が飛ばないように対策を行っている。

（4）防災瓦の使用について

・修景基準では菊間瓦の使用を求めているため、現時点では許容していない。住民から防災瓦を使用したいといった要望が出た際に審議委員、文化庁等と相談しながら使用を認める

か検討することになると思われる。

5-6　小括

本章を小括すると以下のとおりである。

（1）重伝建地区における近年の台風被害の有無について

①重伝建地区において、近年台風被害が生じていない地区が多いことが把握された。

②伝統的建造物（建築物に限る）に被害が確認された地区は 3 地区、現代的建築物に被害が確認された地区は 1 地区であった。

（2）重伝建地区で行われている台風等の自然災害の対策について

①文化庁は、伝統的建造物に特定された建物においても、瓦の釘留め等や耐震補強等を行うことを認めており、そうした対策は修理基準等には記載されていないものの実際には実施されていることが把握された。

②牟岐町は、許可基準で許容する工法・材料等の範囲を広くすることで台風対策を行っていることが把握された。第 3 章の分析によって、許可基準は基本方針基準に分類される割合が高かったことから、他の重伝建地区においても許可基準の許容範囲を広くすることで、台風対策を行っているのだと推測される。

（3）台風対策を考慮し許容される現代的な工法・材料等について

①構造・小屋組

渡名喜村は、避難所等の防災目的の公共施設を建設する場合に限り修景基準において構造を「鉄筋コンクリート造」とすることを許容している。また、竹富町は、修景基準において、構造を「鉄筋コンクリート造」とすること及び小屋組を「鉄筋コンクリートスラブ構造」とすることを許容している。

②屋根材料

杵築市は、茅葺型の民家のみ修景基準において「金属板」の使用を許容している。また、渡名喜村、竹富町は、修景基準だけでなく修理基準において伝統的工法では本来使用されない「ルーフィング」の使用を許容している。

③窓枠材料

呉市は、平成 12 年まで修景基準において「カラーサッシ」の使用を許容していたが、現在は許可基準で「カラーサッシ」の使用を許容している。また、丸亀市は、修景基準において「カラーサッシ」の使用を、室戸市は、修景基準において「アルミサッシ」の使用を許容している。

④外壁材料

竹富町は、修景基準において外壁を「鉄筋コンクリート」とすることを許容している。また、牟岐町は、許可基準において外壁を「木目のサイディング」とすることを許容している。

⑤基礎

牟岐町及び丸亀市は、修景基準において基礎を「鉄筋コンクリート」とすることを許容している。

（5）台風の激甚化に対する今後の対応について

①台風の激甚化に対して、修理基準、修景基準ともに変更を検討していない自治体が多いことが把握された。主な理由としては、修理基準、修景基準ともに見直す必要性が現時点では薄いため、近年台風被害が生じていないためといった理由が挙げられていた。

②文化庁は、あくまでも自然災害への対策を十分に行った上で、景観保全・形成を行うといった方針であることが把握された。

③杵築市からは、「台風対策として瓦の固定や景観を損なわず安全性を確保することの可能な工法の導入については随時検討し対応していく」といった回答が、牟岐町からは、「現在は伝統的建造物のみに実施している瓦の緊結は現代的建築物でも行うべき」、「台風対策として許可基準の見直しを検討している」といった回答が得られたことから、台風対策を重要だと考え台風対策に注力している地方公共団体が存在することが把握された。

（6）防災瓦の使用について

①6 団体の地方公共団体（呉市、牟岐町、丸亀市、室戸市、日向市、竹富町）に防災瓦の使用を許容したことがあるか尋ねたが、許容したことがある自治体は確認されなかった。

②呉市、室戸市、日向市からは、防災瓦を許容するかについては、住民から要望が出た際に審議会等で検討することになるといった回答が得られた。

【参考文献】

1）室戸市教育委員会：室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区保存計画
2）渡名喜村教育委員会：渡名喜村渡名喜島歴史的景観保存計画書及び関連資料，2000

第 6 章
鳥羽市海女集落の景観形成に向けた提案

6-1　鳥羽市海女集落の現状と景観形成を行う上での課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 201
6-2　鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成に向けた提案 ・・・・・・ 211
6-3　研究の総括 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第 6 章　鳥羽市海女集落の景観形成に向けた提案

本章では、鳥羽市海女集落の現状と課題について整理したのち、前章までの調査・分析を基に鳥羽市海女集落の台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針の提案を行う。

6-1　鳥羽市海女集落の現状と景観形成を行う上での課題

浅野・大井研究室によって 2018 年度から行われている景観調査の結果[1) 2) 3)] を基に、鳥羽市海女集落 7 地区における 5 つの調査対象部位（①構造・小屋組、②屋根材料、③窓枠材料、④外壁材料、⑤基礎）における現状と景観形成を行う上での課題を整理する。

6-1-1　構造・小屋組

前述の景観調査では、「小屋組」は調査項目に含まれていないため、ここでは、「構造」についてのみ述べることとする。

（1）現状

構造に関する鳥羽市海女集落の現状を次頁の**図 6-1** に示す。

「木造」が約 71.2 %（2473 件）、「RC 造」が約 22.6 %（783 件）、「S 造」が約 5.6 %（196 件）、「その他」が約 0.5 %（17 件）、「不明」が 0.1 %（2 件）という現状である。「木造」が約 71.2 %と高い割合を占めているものの、「木造」以外の現代的な構造が約 28.7 %確認されている。

（2）景観形成を行う上での課題

構造に関する景観形成を行う上での課題は以下のとおりである。第一に約 28.7 %存在することが確認されている木造以外の構造で建てられた建築物をいかに周囲の町並みと調和させていくかである。第二に将来的に「RC 造」を始めとした現代的な構造をどの程度制限していくかが課題である。「木造」の例を次頁の**写真 6-1** に「RC 造」の例を次頁の**写真 6-2** に、「S 造」の例を次頁の**写真 6-3** に示す。

図 6-1　構造に関する鳥羽市海女集落の現状

写真 6-1　「木造」の例

写真 6-2　「RC 造」の例

写真 6-3　「S 造」の例

6-1-2　屋根材料

（1）現状

屋根材料に関する鳥羽市海女集落の現状を**図 6-2** に示す。

「和瓦」が約 36.6 ％（1271 件）、「スレート」が約 26.1 ％（907 件）、「RC」が約 19.9 ％（692 件）、「金属板」が約 11.7 ％（405 件）、「瓦（その他）」が 3.0 ％（105 件）、「その他」が約 1.2 ％（43 件）、「不明」が約 1.4 ％（48 件）という現状である。伝統的な「和瓦」が約 36.6 %確認されているが、「和瓦」以外の現代的な屋根材料であるものが約 62.0 %確認されている。

（2）景観形成を行う上での課題

屋根材料に関する景観形成を行う上での課題は、現代的な屋根材料が約 62.0 ％と高い割合を占めていることである。これらの現代的な屋根材料は、伝統的な「和瓦」の形状と異なる形状であるため、町並みへ悪影響を及ぼしていることが推測される。屋根並みは景観を構成する重要な要素であるため、将来的に「和瓦」以外の屋根材料をどの程度制限していくかが課題である。「和瓦」の例を次頁の**写真 6-4** に、「スレート」の例を次頁の**写真 6-5** に、「RC」の例を次頁の**写真 6-6** に、「金属板」の例を次頁の**写真 6-7** に、「瓦（その他）」の例を次頁の**写真 6-8** に示す。

※　瓦（その他）とは、金属製の瓦や洋瓦など和瓦以外の瓦を指している。

図 6-2　屋根材料に関する鳥羽市海女集落の現状

写真 6-4　「和瓦」の例

写真 6-5　「スレート」の例

写真 6-6　「RC」の例

写真 6-7　「金属板」の例

写真 6-8　「瓦（その他）」の例

6-1-3　窓枠材料

（1）現状

窓枠材料に関する鳥羽市海女集落の現状を**図 6-3** に示す。

「金属系」が約 74.0 ％（2568 件）、「木製」が約 12.0 ％（418 件）、「その他」が約 0.1 ％（2 件）、「不明」が約 13.9 ％（481 件）という現状である。伝統的な「木製」が約 12.0 %確認されている一方、現代的な窓枠材料である「金属系」が約 74.0 ％と高い割合を占めている。

（2）景観形成を行う上での課題

窓枠材料に関する景観形成を行う上での課題は以下のとおりである。第一に約 74.1 ％と高い割合を占めている「金属系」を始めとした現代的な窓枠材料をいかに周囲の町並みと調和させるかである。第二に将来的に「金属系」を始めとした現代的な窓枠材料をどの程度制限していくかが課題である。「木製」の例を次頁の**写真 6-9** に、「金属製」の例を次頁の**写真 6-10** に示す。

図 6-3　窓枠材料に関する鳥羽市海女集落の現状

写真 6-9　「木製」の例

写真 6-10　「金属製」の例

6-1-4　外壁材料

（1）現状

外壁材料に関する鳥羽市海女集落の現状を**図 6-4** に示す。

「サイディング」が約 36.1 %（1252 件）、「金属板」が約 17.9 %（622 件）、「木材」が約 16.2 %（564 件）、「RC 塗装有り」が約 14.5 %（504 件）、「RC 塗装無し」が約 5.1 %（176 件）、「スレート」が約 3.0 %（105 件）、「パネル」が約 2.7 %（95 件）、「モルタル」が約 2.1 %（73 件）、「タイル」が約 0.9 %（30 件）、「その他」が約 1.4%（48 件）、「不明」が約 0.1%（2 件）という現状である。伝統的な「木材」が約 16.2 %確認されている一方、「木材」以外の現代的な外壁材料が約 83.7 %と高い割合を占めている。

（2）景観形成を行う上での課題

外壁材料に関する景観形成を行う上での課題は以下のとおりである。第一に約 83.7 %と高い割合を占めている「サイディング」を始めとした現代的な外壁材料をいかに周囲の町並みと調和させるかである。第二に将来的に「サイディング」を始めとした現代的な外壁材料をどの程度制限していくかが課題である。「木材」の例を次頁の**写真 6-11** に、「サイディング」の例を次頁の**写真 6-12** に、「金属板」の例を次頁の**写真 6-13** に、「RC 塗装有り」の例を次頁の**写真 6-14** に、「RC 塗装無し」の例を次頁の**写真 6-15** に、「スレート」の例を次頁の**写真 6-16** に示す。

図 6-4　外壁材料に関する鳥羽市海女集落の現状

写真 6-11　「木材」の例

写真 6-12　「サイディング」の例

写真 6-13　「金属板」の例

写真 6-14　「RC 塗装有り」の例

写真 6-15　「RC 塗装無し」の例

写真 6-16　「スレート」の例

6-1-5　基礎

（1）現状

基礎に関する鳥羽市海女集落の現状を**図 6-5** に示す。

「RC」が約 89.1 %（3094 件）、「石場建て」が約 5.4 %（186 件）、「その他」が約 1.2 %（43 件）、「不明」が約 4.3 %（148 件）という現状である。伝統的な「石場建て」が約 5.4 %確認されている一方、現代的な基礎である「RC」が約 89.1 %と高い割合を占めている。

（2）景観形成を行う上での課題

基礎に関する景観形成を行う上での課題は、約 90.3 %と極めて高い割合を占めている「RC」を始めとした現代的な基礎をいかに周囲の町並みと調和させるかである。「石場建て」の例を次頁の**写真 6-17** に、「RC」の例を次頁の**写真 6-18** に示す。

図 6-5　基礎に関する鳥羽市海女集落の現状

写真 6-17　「石場建て」の例

写真 6-18　「RC」の例

6-2　鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成に向けた提案

本節では、本研究の調査・分析の結果を基に鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針の提案を行う。なお、提案の対象となる建築物の部位は本研究の調査対象部位と同様の①構造・小屋組、②屋根材料、③窓枠材料、④外壁材料、⑤基礎の 5 つである。

6-2-1　台風対策等を考慮した景観形成の方針の検討

前章までの調査・分析から、台風等の自然災害への対策を十分に行った上で景観形成を行う重要性が示唆された。したがって、鳥羽市海女集落の景観形成の方針を「歴史的建築物との調和と台風等の自然災害への対策を両立した持続可能な景観形成」とする。

6-2-2　景観形成基準（案）の考え方の検討

段階的な景観形成を行うために現代的建築物を対象とした景観形成基準（案）として「基本基準：全ての建築物の景観に適用する基本的な内容に関する基準」、「修景基準：歴史的建築物及び現代的建築物の景観を保全・形成するための基準で、補助金交付の対象を規定する基準」を設定する。なお、景観計画においては、文化財に指定されていないような歴史的建築物と既に建て替えられた現代的建築物の両者を対象とし、修理基準に近づけていくために中間レベルの修景基準を設けているのが一般的であるが、本研究では、修景基準の中で現代的建築物を対象としたところのみ取り扱うこととする。景観形成基準（案）の考え方を**図 6-6** に示す。

図 6-6　景観形成基準（案）の考え方

6-2-3　鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針の提案

6-2-3-1　提案の方法

鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針の提案を以下の方法で行う。

①第 4 章、第 5 章において、台風対策等を考慮し許容されていることが確認された現代的な材料・工法等について整理する。

②第 4 章、第 5 章において、確認された現代的な材料・工法等の修景手法について整理する。なお、ここでは現代的な材料・工法等を許容する主な理由が台風対策でないものについても含めることとする。

③①と②と前節の内容（鳥羽市海女集落の現状と景観形成を行う上での課題）を基に鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）において台風対策等を考慮し許容する現代的な材料・工法等及びそれらの修景手法について検討を行う。

6-2-3-2　台風対策等を考慮し許容されていることが確認された現代的な材料・工法等

（1）構造・小屋組

台風対策等を考慮し許容されていることが確認された構造・小屋組を**表 6-1** と**表 6-2** に示す。

①構造

渡名喜村渡名喜島では、修景基準において避難所等の防災目的で使用される場合のみ「鉄筋コンクリート造」が許容されている。また、竹富町竹富島では修景基準において「鉄筋コンクリート造」が許容されている。

表 6-1　台風対策等を考慮し許容されていることが確認された構造

重伝建地区名称	基準	伝統的な構造	許容される構造
渡名喜村渡名喜島	修景基準	木造貫木屋造	鉄筋コンクリート造※
竹富町竹富島	修景基準	木造貫屋造	鉄筋コンクリート造

※　避難所等の防災目的で使用される公共的な建物のみ許容されている。

②小屋組

竹富町竹富島では、修景基準において「鉄筋コンクリートスラブ構造」が許容されている。

表 6-2　台風対策等を考慮し許容されていることが確認された小屋組

重伝建地区名称	基準	伝統的な小屋組	許容される小屋組
竹富町竹富島	修景基準	伝統的木造軸組構造（和小屋）	鉄筋コンクリートスラブ構造

(2) 屋根材料

台風対策等を考慮し許容されていることが確認された屋根材料を**表 6-3** に示す。杵築市北台南台では、修景基準において茅葺型の主屋のみ「金属板」の使用が許容されている。また、牟岐町出羽島、渡名喜村渡名喜島及び竹富町竹富島では、修景基準及び修理基準において屋根下葺き材として「ルーフィング」の使用が許容されている。また、牟岐町出羽島では、許可基準において、屋根材料として「金属板」の使用が許容されている。なお、渡名喜村渡名喜島では、修景基準において屋根を「琉球赤瓦葺きの改良版」とすることが許容されているが、ヒアリング調査によって消極的な理由で認めざるを得なかったということが明らかとなっているため、ここでは取り上げないこととする。

表 6-3　台風対策等を考慮し許容されていることが確認された屋根材料

重伝建地区名称	基準	伝統的な屋根材料	許容される屋根材料
杵築市北台南台	修景基準	茅	金属板※1
牟岐町出羽島	修景基準※2	土	ルーフィング
渡名喜村渡名喜島	修景基準※2	土	ルーフィング
竹富町竹富島	修景基準※2	土	ルーフィング
牟岐町出羽島	許可基準	和瓦	金属板

※1　茅葺型の主屋のみ許容されている。
※2　修景基準だけでなく、伝統的建造物を対象とした修理基準においても許容されている。

(3) 窓枠材料

台風対策等を考慮し許容されていることが確認された窓枠材料を**表 6-4** に示す。丸亀市塩飽本島町笠島では、修景基準において「カラーサッシ」の使用が許容されている。また、室戸市吉良川町では、修景基準において「アルミサッシの使用が許容されている。また、呉市豊町御手洗では、許可基準において「カラーサッシ」の使用が許容されている。なお、同地区では、当初、修景基準で「カラーサッシ」の使用を許容していたが、平成 12 年以降は、許可基準で「カラーサッシ」を許容することとされている。

表 6-4　台風対策等を考慮し許容されていることが確認された窓枠材料

重伝建地区名称	基準	伝統的な窓枠材料	許容される窓枠材料
丸亀市塩飽本島町笠島	修景基準	木製建具	カラーサッシ
室戸市吉良川町	修景基準	木製建具	アルミサッシ
呉市豊町御手洗	許可基準	木製建具	カラーサッシ※

※　平成 12 年度以降、「カラーサッシ」は、許可基準で許容することとされている。

(4) 外壁材料

台風対策等を考慮し許容されていることが確認された外壁材料を**表 6-5** に示す。竹富町竹富島では、修景基準において「鉄筋コンクリート」が許容されている。

表 6-5　台風対策等を考慮し許容されていることが確認された外壁材料

重伝建地区名称	基準	伝統的な外壁材料	許容される外壁材料
竹富町竹富島	修景基準	真壁造・竪板張り	鉄筋コンクリート

(5) 基礎

台風対策等を考慮し許容されていることが確認された基礎を**表 6-6** に示す。牟岐町出羽島及び丸亀市塩飽本島町笠島では、修景基準において「鉄筋コンクリート」が許容されている。

表 6-6　台風対策等を考慮し許容されていることが確認された基礎

重伝建地区名称	基準	伝統的な基礎	許容される基礎
牟岐町出羽島	修景基準	石積み	鉄筋コンクリート
丸亀市塩飽本島町笠島	修景基準	石積み	鉄筋コンクリート

6-2-3-3　現代的な材料・工法等の修景手法

（1）構造・小屋組

①構造

現代的な構造の修景手法として確認されたものを**表 6-7** に示す。渡名喜村渡名喜島及び竹富町竹富島における構造を「鉄筋コンクリート」とした際の修景手法は、「屋根を琉球赤瓦で葺き、外壁を竪板張りとする」というものである。

表 6-7　現代的な構造を採用した際の修景手法

重伝建地区名称	基準	伝統的な構造	許容される構造	修景手法
渡名喜村渡名喜島	修景基準	木造貫木屋造	鉄筋コンクリート造※	屋根を琉球赤瓦で葺き、外壁を竪板張りとする。
竹富町竹富島	修景基準	木造貫屋造	鉄筋コンクリート造	屋根を琉球赤瓦で葺き、外壁を竪板張りとする。

※　避難所等の防災目的で使用される公共的な建物のみ許容されている。

②小屋組

現代的な小屋組の修景手法として確認されたものを**表 6-8** に示す。竹富町竹富島における小屋組を「鉄筋コンクリートスラブ構造」とした際の修景手法は、「傾斜スラブとし、漆喰赤瓦葺きとする」というものである。

表 6-8　現代的な小屋組を採用した際の修景手法

重伝建地区名称	基準	伝統的な小屋組	許容される小屋組	修景手法
竹富町竹富島	修景基準	伝統的木造軸組構造（和小屋）	鉄筋コンクリートスラブ構造	傾斜スラブとし、漆喰赤瓦葺きとする。

（2）屋根材料

現代的な屋根材料の修景手法として確認されたものを**表 6-9** に示す。杵築市北台南台における茅葺型の主屋の屋根材料を「金属板」とした際の修景手法は、「歴史的風致と調和する色彩とする」というものである。また、竹富町竹富島における屋根下葺き材を「ルーフィング」とした際の修景手法は、「望見可能な軒下等は土葺き工法とする」というものである。また、牟岐町出羽島における屋根材料を「金属板」とした際の修景手法は、「和瓦と調和するような色彩とする」というものである。

表 6-9　現代的な屋根材料を採用した際の修景手法

重伝建地区名称	基準	伝統的な屋根材料	許容される屋根材料	修景手法
杵築市北台南台	修景基準	茅	金属板※1	歴史的風致と調和する色彩とする。
牟岐町出羽島	修景基準※2	土	ルーフィング	
渡名喜村渡名喜島	修景基準※2	土	ルーフィング	
竹富町竹富島	修景基準※2	土	ルーフィング	望見可能な軒下等は土葺き工法とする。
牟岐町出羽島	許可基準	和瓦	金属板	和瓦と調和するような色彩とする。

※1　茅葺型の主屋のみ許容されている。
※2　修景基準だけでなく、伝統的建造物を対象とした修理基準においても許容されている。

(3) 窓枠材料

現代的な窓枠材料の修景手法として確認されたものを**表 6-10** に示す。伊根町伊根浦、丸亀市塩飽本島町笠島及び呉市豊町御手洗は、窓枠を「カラーサッシ」とすることを許容している。伊根町伊根浦の修景手法は、「色調を茶系統とし、網戸は、夏季以外は取り外している」というものである。また、丸亀市塩飽本島町笠島の修景手法は、「色を茶褐色とし、外側に出格子を設置する」というものである。また、呉市豊町御手洗の修景手法は、「外側に格子あるいは木製ガラス戸あるいは板戸を設置する」というものである。

室戸市吉良川町、日向市美々津及び渡名喜村渡名喜島は、窓枠を「アルミサッシ」とすることを許容している。室戸市吉良川町の修景手法は、「用いる場所、大きさ等に配慮する」というものである。また、日向市美々津の修景手法は、「色を茶褐色とし、外側に木製の格子等を設置する」というものである。また、渡名喜村渡名喜島の修景手法は、「色を古色にする」というものである。

廿日市市宮島町は、窓枠を「木製以外の建具」とすることを許容しており、修景手法は、「外側に伝統的な格子を設置する」というものである。

表 6-10　現代的な窓枠材料を採用した際の修景手法

重伝建地区名称	基準	伝統的な窓枠材料	許容される窓枠材料	修景手法
伊根町伊根浦	修景基準	木製建具	カラーサッシ	色調を茶系統とし、網戸は、夏季以外は取り外している。
廿日市市宮島町	修景基準	木製建具	木製以外の建具	外側に伝統的な格子を設置する。
丸亀市塩飽本島町笠島	修景基準	木製建具	カラーサッシ	色を茶褐色とし、外側に出格子を設置する。
室戸市吉良川町	修景基準	木製建具	アルミサッシ	用いる場所、大きさ等に配慮する。
日向市美々津	修景基準	木製建具	アルミサッシ	色を茶褐色とし、外側に木製の格子等を設置する。
渡名喜村渡名喜島	修景基準	記載なし※1	アルミサッシ	色を古色とする。
呉市豊町御手洗	許可基準※2	木製建具	カラーサッシ	外側に格子あるいは木製ガラス戸あるいは板戸を設置する。

※1　本来、伝統的建造物には建具が設けられていないため。
※2　平成 12 年度以降、「カラーサッシ」は、許可基準で許容することとされている。

（4）外壁材料

現代的な外壁材料の修景手法として確認されたものを**表 6-11** に示す。竹富町竹富島における外壁材料を「鉄筋コンクリート」とした際の修景手法は、「真壁造修景・竪板張りを行う」というものである。また、牟岐町伊根浦における屋根材料を「金属板」とした際の修景手法は、「木目調のものを推奨している」というものである。

表 6-11　現代的な外壁材料を採用した際の修景手法

重伝建地区名称	基準	伝統的な外壁材料	許容される外壁材料	修景手法
竹富町竹富島	修景基準	真壁造・竪板張り	鉄筋コンクリート	真壁造修景・竪板張りを行う。
牟岐町出羽島	許可基準	板張り	サイディング	木目調のものを推奨している。

（5）基礎

現代的な基礎の修景手法として確認されたものを**表 6-12** に示す。伊根町伊根浦、牟岐町出羽島及び丸亀市塩飽本島町笠島は、基礎を「鉄筋コンクリート」とすることを許容している。伊根町伊根浦の修景手法は、「表面の洗い出し仕上げあるいは基礎部への木板の張り降ろしを行う」というものである。また、牟岐町出羽島の修景手法は、「表面の洗い出し仕上げを行う」というものである。

表 6-12　現代的な基礎を採用した際の修景手法

重伝建地区名称	基準	伝統的な基礎	許容される基礎	修景手法
伊根町伊根浦	修景基準	布石敷き	鉄筋コンクリート	表面の洗い出し仕上げあるいは基礎部への木板の張り降ろしを行う。
牟岐町出羽島	修景基準	石積み	鉄筋コンクリート	表面の洗い出し仕上げを行う。
丸亀市塩飽本島町笠島	修景基準	石積み	鉄筋コンクリート	特になし

6-2-3-4　鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）において許容する現代的な材料・工法等及びそれらの修景手法

（1）構造・小屋組

①構造

鳥羽市海女集落は、過去に伊勢湾台風によって大きな被害を受けていることから、住民は台風に対して危機感を持っていることが推測される。実際に、伊勢湾台風による被害をきっかけとし鉄筋コンクリート造への建て替えが進み、現在、約 22.6 %の鉄筋コンクリート造の建築物が確認されている。これらのことを考慮し、景観形成基準（案）において、台風対策等を考慮し「鉄筋コンクリート造」を許容することとする。

以上から、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）の修景基準において、外壁に板張りを行い修景することを条件に「鉄筋コンクリート造」を許容することとする。また、基本基準においては、前述の修景なしの「鉄筋コンクリート造」を許容することとする。

②小屋組

竹富町竹富島では、修景基準において台風対策等を考慮し小屋組を「鉄筋コンクリートスラブ構造」とすることを許容しているが、主屋の小屋組を「鉄筋コンクリートスラブ構造」は、沖縄県独自のものであると考えられるため、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）においては、「鉄筋コンクリートスラブ構造」の小屋組を許容しないこととする。

（2）屋根材料

杵築市北台南台では、修景基準において茅葺型の主屋のみ「金属板」を許容しているが、鳥羽市海女集落には茅葺型の主屋は現存していないため、この事例は、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）において屋根材料として「金属板」を許容する根拠にはならないと考えられる。また、牟岐町出羽島は、許可基準において屋根材料として「金属板」を許容しているが、鳥羽市海女集落は重伝建地区と異なり現代的建築物が高い割合を占めていること、ヒアリング調査から「金属板」を許容すると周囲の屋根並みへ悪影響を与えてしまうことが明らかとなっていることから、鳥羽市海女集落において「金属板」を許容すると景観破壊につながる恐れがある。そのため、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）においては、屋根材料として「金属板」を許容しないこととする。

台風対策に優れた「金属板」を許容しない代わりに許容する屋根材料として次頁の**写真 6-19** から**写真 6-21** に示した「防災瓦」が挙げられる。「防災瓦」とは、粘土を原料とし焼いて作られる瓦で台風や地震に強い屋根材料である。形状は、伝統的な波形の形状の J 形をはじめとし、S 形、M 形等の様々なものが存在する。このように「防災瓦」は、粘土を原料とし焼いて作られる瓦であり、伝統的な波形のものも存在するため、仮に鳥羽市海女集落において「J 形の防災瓦」の使用を許容したとしても、周囲の町並みへの影響が少ないことが考えられる。また、鳥羽市海女集落における屋根材料の課題として、伝統的な屋根材料である

和瓦の波形異なる形状の屋根材料が高い割合を占めていることであり、この課題も伝統的な和瓦と同様の形状のものが存在する「J 形の防災瓦」が普及することで改善されていくことが推測される。これらのことから、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）において、屋根材料として「J 形の防災瓦」を許容することとする。

屋根下葺き材に関して、牟岐町出羽島、渡名喜村渡名喜島及び竹富町竹富島では、修景基準だけでなく修理基準においても「ルーフィング」の使用が許容されている。持続可能な景観形成を行うためには、鳥羽市海女集落においても台風来襲時を含めた雨漏り対策は必須であると考えられるため、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）において、屋根下葺き材として「ルーフィング」の使用を許容することとする。

以上から、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）の基本基準において、「J 形の防災瓦」及び「ルーフィング」の使用を許容することとする。

写真 6-19　J 形の防災瓦①
（出典：株式会社鶴弥 HP）

写真 6-20　J 形の防災瓦②
（出典：株式会社鶴弥 HP）

写真 6-21　防災瓦の施工事例
（出典：株式会社鶴弥 HP）

（3）窓枠材料

鳥羽市海女集落において既に「金属系」の窓枠材料が大幅に普及していることに加え、「アルミサッシ」を許容することは、台風対策・塩害対策及び住民の居住性・経済性の確保につながるため、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）において、「アルミサッシ」を許容することとする。

以上から、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）の修景基準において、外側に「木製ガラス戸」あるいは「板戸」を設け修景することを条件とし、「アルミサッシ」の使用を許容することとする。なお、修景手法としては他にも外側に「木製格子」を設けるものも確認されたが、鳥羽市海女集落の伝統的な様式では、「木製格子」を設置しないため、ここでは、「木製格子」を設ける修景手法は採用しないこととする。また、基本基準においては、「アルミサッシ」の使用を許容することとする。

（4）外壁材料

台風対策及び鳥羽市海女集落において使用されている外壁材料のうち、「鉄筋コンクリート」が約 19.6 %を占めていることを考慮し、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）において、外壁材料を「鉄筋コンクリート」とすることを許容することとする。また、牟岐町へのヒアリング調査から「サイディング」が台風対策となることが明らかとなったこと及び鳥羽

市海女集落において使用されている外壁材料のうち、「サイディング」が約 36.1 %を占めていることを考慮し、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）において、外壁材料を「サイディング」とすることを許容することとする。また、同様に牟岐町へのヒアリング調査から、集落が離島に位置していたため住民自身による施工が容易な「トタン」が普及していた背景を考慮し、町並みと調和させやすい「角波トタン」を許容していることが明らかとなったが、鳥羽市海女集落においても、離島部では、「トタン」を含めた「金属板」の割合が本土側に比べ比較的高くなっていることから、鳥羽市海女集落の離島部においても、同様の背景で「トタン」が普及していることが考えられる。加えて、鳥羽市海女集落全体の外壁材料においても約 17.9 %が「トタン」を含めた「金属板」となっており、既に「トタン」が普及していることが考えられ、住民自身で施工が容易な「角波トタン」の許容は、持続可能な景観形成につながると考えられる。これらのことから、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）において、「角波トタン」を許容することとする。

以上から、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）の修景基準において、外壁に板張りを行い修景することを条件に外壁材料を「鉄筋コンクリート」とすることを許容することとする。また、許可基準において、外壁材料を「サイディング」及び「角波トタン」とすることを許容することとする。

（5）基礎

第 3 章で述べたように、建築基準法において基礎は一般的に「鉄筋コンクリート」とすることが求められている。また、鳥羽市海女集落では、既に「鉄筋コンクリート」の基礎が極めて高い割合を占めている。これらのことから、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）においては、「鉄筋コンクリート」の基礎を許容することとする。

以上から、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）の修景基準において、表面の洗い出し仕上げあるいは基礎部への木板の張り降ろしを行うことを条件に「鉄筋コンクリート」の基礎を許容することとする。また、基本基準において、「鉄筋コンクリート」の基礎を許容することとする。

6-2-3-5　鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針の提案

最後に、鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針の提案を行う。同提案の内容についてまとめたものを次々頁以降の**図 6-7**、**図 6-8** に示す。

（1）構造・小屋組

構造に関して、伝統的な様式は「木造」であるため、景観形成基準（案）の修景基準においては、原則、伝統的な様式である「木造」とすることを求める。なお、台風対策等を考慮し「鉄筋コンクリート造」とすることを許容するが、許容する条件として外壁に板張りを行い修景することを求める。景観形成基準（案）の基本基準においては、板張りを行わない「鉄筋コンクリート造」を許容することとする。

（2）屋根材料

屋根材料に関して、伝統的な様式は「和瓦」であるため、景観形成基準（案）の修景基準においては、原則、伝統的な様式である「和瓦」の使用を求める。瓦屋根の緊結方法が令和 4 年 1 月 1 日から強化されたことは、第 2 章で述べたが、令和 4 年以降に新築し瓦屋根とする場合は、建築基準法における告示基準（昭和 46 年建設省告示第 109 号）に基づいた緊結を行うことが求められており、瓦屋根の大規模修繕（全葺き替え）を行う場合は、同基準に基づいた緊結を行うことが望ましいとされている。これを受けて鳥羽市海女集落では、台風対策等を考慮し、新築で屋根を和瓦で葺く場合はもちろんのこと、屋根材料を和瓦に葺き替えるための大規模修繕（全葺き替え）を行う場合についても改正告示基準に基づいた瓦の緊結を行うこととする。景観形成基準（案）の基本基準においては、「J 形の防災瓦」及び「ルーフィング」の使用を許容することとする。

（3）窓枠材料

窓枠材料に関して、伝統的な様式は「木製」であるため、景観形成基準（案）の修景基準において、道路に面する窓枠は、原則、伝統的な様式である「木製」とすることを求める。なお、台風対策等を考慮し「金属系（アルミサッシ）」の使用を許容するが、許容する条件として金属系の窓枠材料の外側に木製ガラス戸あるいは板戸を設置し修景することを求める。景観形成基準（案）の基本基準においては、外側に木製ガラス戸あるいは板戸を設けない「アルミサッシ」を許容することとする。

（4）外壁材料

外壁材料に関して、伝統的な様式は「板張り」であるため、景観形成基準（案）の修景基準において、道路に面する外壁は、原則、伝統的な様式である「板張り」とすることを求める。なお、台風対策等を考慮し「鉄筋コンクリート」とすることを許容するが、許容する条

件として外壁に板張りを行い修景することを求める。景観形成基準（案）の基本基準においては、前述の修景なしの「鉄筋コンクリート」、「サイディング」及び「角波トタン」を許容することとする。

（5）基礎

基礎に関して、伝統的な様式は「石場建て」であるが、今日においては、建築基準法によって一般的に基礎を「鉄筋コンクリート」とすることが求められている。そのため、本提案においては、基礎を「石場建て」とすることを求めないこととする。

景観形成基準（案）の修景基準において、台風対策等を考慮し「鉄筋コンクリート」とすることを許容するが、許容する条件として基礎の表面の洗い出し仕上げあるいは基礎部への木板の張り降ろしを行い修景することを求める。景観形成基準（案）の基本基準においては、「鉄筋コンクリート」を許容することとする。

対象部位	鳥羽市海女集落の現状と課題	伝統的な材料・工法等	修景基準	基本基準
①構造・小屋組 	・木造が約 71.2 % ・木造以外が約 28.7 % ▼ ・木造以外の構造の建物をいかに周囲の町並みと調和させるか	木造 	原則　・木造 許容する材料・工法等 ・鉄筋コンクリート造 （外壁を板張りとする）	許容する材料・工法等 ・鉄筋コンクリート造
②屋根材料 	・和瓦が約 36.6 % ・和瓦以外が約 62.0 % ▼ ・周囲の町並みとの調和のために和瓦以外の屋根材料をどの程度制限するか	和瓦 	原則 ・和瓦 （告示基準（昭和 46 年建設省告示第 109 号）に基づいた緊結を行う）	許容する材料・工法等 ・鉄筋コンクリート ・J 形の防災瓦 ・ルーフィング
③窓枠材料 	・木製が約 12.0 % ・木製以外が約 74.1 % ▼ ・木製以外の窓枠材料をいかに周囲の町並みと調和させるか	木製 	原則　・木製（道路に面する窓枠） 許容する材料・工法等 ・アルミサッシ （外側に木製ガラス戸あるいは板戸を設ける）	許容する材料・工法等 ・アルミサッシ
④外壁材料 	・木材が約 16.2 % ・木材以外が約 83.7 % ▼ ・周囲の町並みとの調和のために木材以外の外壁材料をどの程度制限するか	板張り 	原則　・板張り（道路に面する外壁） 許容する材料・工法等 ・鉄筋コンクリート （表面を板張りとする）	許容する材料・工法等 ・サイディング ・角波トタン
⑤基礎 	・石場建てが約 5.4 % ・石場建て以外が約 90.3 % ▼ ・石場建て以外の基礎をいかに周囲の町並みと調和させるか	石場建て 	許容する材料・工法等 ・鉄筋コンクリート （表面の洗い出し仕上げあるいは基礎部への木板の張り降ろしを行う）	許容する材料・工法等 ・鉄筋コンクリート

図 6-7　鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針①

①構造・小屋組

修景基準
・「木造」とする。ただし、外壁を板張りとする場合、「鉄筋コンクリート造」を可とする。

基本基準
・「鉄筋コンクリート造」を可とする。

②屋根材料

修景基準
・「和瓦」とし、建築基準法の告示基準（昭和 46 年建設省告示第 109 号）に基づいた緊結を行う。

基本基準
・「J 形の防災瓦」を可とする。
・屋根下葺き材として「ルーフィング」の使用を可とする。

③窓枠材料

修景基準
・道路に面する窓枠は、「木製」とする。ただし、外側に木製ガラス戸あるいは板戸を設ける場合は、「金属系（アルミサッシ）」を可とする。

基本基準
・「アルミサッシ」を可とする。

④外壁材料

修景基準
・道路に面する外壁は、「板張り」とする。ただし、表面を板張りとする場合、「鉄筋コンクリート」を可とする。

基本基準
・「鉄筋コンクリート」、「サイディング」及び「角波トタン」を可とする。

⑤基礎

修景基準
・「鉄筋コンクリート」を可とする。ただし、表面の洗い出し仕上げあるいは基礎部への木板の張り降ろしを行う。

基本基準
・「鉄筋コンクリート」を可とする。

図 6-8　鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針②

6-3　研究の総括

本研究では、以下の（1）、(2)、(3）について明らかにしたのち、(4）について提案を行った。

（1）修理基準、修景基準及び許可基準における各基準の記載内容の特徴

台風常襲圏に位置する重伝建地区の保存計画に記載された 3 つの基準（修理基準、修景基準、許可基準）を基本方針基準及び詳細技術基準に分類することを通して、基準の記載内容の特徴について明らかにした。

（2）修景基準において台風対策等を考慮し許容されている現代的な材料・工法等及びそれらの修景手法

台風常襲圏に位置する重伝建地区の修景基準を対象とし、台風対策等を考慮し許容されている現代的な材料・工法等の記載の仕方による分類を行ったのち、地方公共団体の重伝建地区担当者へのアンケート調査及びヒアリング調査を行うことを通して、台風対策等を考慮した許容範囲の記載の特徴、台風対策等を考慮し許容されている現代的な材料・工法等及びそれらの修景手法について明らかにした。

（3）重伝建地区の台風被害を踏まえた地方公共団体による今後の対応

台風常襲圏に位置する重伝建地区を管轄する地方公共団体の重伝建地区担当者を対象とし、アンケート調査及びヒアリング調査を行うことを通して、重伝建地区の近年の台風被害の有無、台風被害を踏まえた修理基準及び修景基準の見直しの予定、現在実施している台風対策及び今後実施することを検討している台風対策について明らかにした。

（4）鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針の提案

台風対策等を考慮し許容されていることが確認された現代的な材料・工法等、現代的な材料・工法等を用いた際に採用される修景手法及び鳥羽市海女集落の現状と景観形成を行う上での課題について整理し、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）において台風対策等を考慮し許容する可能性がある現代的な材料・工法等及びそれらの修景手法について検討を行い、鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針の提案を行った。

6-4　今後の展望

今後は、以下の 2 点について調査・分析を継続することが望まれる。

（1）研究対象の拡大

本研究では、台風常襲圏に位置する重伝建地区のみを調査対象とし調査・分析を行った。今後は、将来的に鳥羽市海女集落が目指している景観計画における重点地区、重要文化的景観選定地区を調査対象とし、それらの地区において台風対策等を考慮し許容されている現代的な材料・工法等及びそれらの修景手法について調査・分析を行うことが望まれる。

（2）鳥羽市海女集落における地区ごとの台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の詳細方針の検討

本研究では、鳥羽市海女集落 7 地区の全地区に共通する台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針の提案を行った。鳥羽市海女集落 7 地区では、地区ごとに用いられる材料・工法等の割合に違いがみられるため、本研究で提案を行った基本方針を地区ごとの特性に合わせて微修正を行い、地区ごとの台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の詳細方針を検討することが望まれる。

【参考文献】

1) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅰ編：石鏡地区・国崎地区 -鳥羽市景観計画における重点地区指定に向けて-，2018
2) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅱ編：相差地区・答志地区・菅島地区 -鳥羽市景観計画における重点地区指定に向けて-，2019
3) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅲ編：和具地区・神島地区 -鳥羽市景観計画における重点地区指定に向けて-，2020
4) 株式会社鶴弥．“＜鶴弥の防災瓦なら地震も台風も怖くない＞”．https://www.try110.com/bousai_kawara/，（参照 2022-01-24）
5) 沖縄県：亜熱帯型省エネ住宅ガイドライン－快適な沖縄の住まいのために－、2015.3、入手先＜https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/shido/shido/shouene/documents/syouenegaidorainndai2syou.pdf＞、（参照 2022-02-04）

謝辞

【謝辞】

本研究を進めるにあたっては、多くの方々のご指導、ご協力を賜りました。

三重大学大学院工学研究科建築学専攻教授　浅野聡先生、三重大学大学院工学研究科建築学専攻助教　大井隆弘先生には、本研究を進めるにあたって、大変貴重なご意見とご指導を賜りました。厚く御礼申し上げます。

資料提供、アンケート調査及びヒアリング調査にご協力いただきました伊根町教育委員会、呉市文化スポーツ部文化振興課、廿日市市建設部都市計画課、牟岐町教育委員会、丸亀市教育部文化財保存活用課、室戸市教育委員会事務局生涯学習課、杵築市教育委員会文化・スポーツ振興課、日向市教育委員会教育総務課、渡名喜村教育委員会、竹富町教育委員会社会文化課の重要伝統的建造物群保存地区のご担当者の皆様に記して感謝の意を申し上げます。

浅野研究室の同期である金光香保子氏、西梨々子氏、西川はるな氏には、研究を進める上で貴重なアドバイスを頂きました。また、同期の何事にも意欲的に取り組む姿勢からは、大学院生活を送る上で刺激を受けました。皆様に心から感謝いたします。

その他、多くの方々のご協力によって、この修士論文を完成させることができました。改めてここに感謝を申し上げます。

そして最後に、これまでの私の大学院生活を応援し、支えてくれた家族及び友人に心から感謝いたします。

資料編

資料提供の依頼文 ・・・

資料１　資料提供の依頼文

〇〇市 〇〇課 〇〇様

「台風常襲圏における集落の景観保全に関する研究」
に関する資料提供のお願い（依頼）

令和３年 10 月 21 日
三重大学大学院工学研究科建築学専攻
博士前期課程２年　藤原基義
助教　大井隆弘
教授　浅野聡

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

三重大学工学研究科建築学専攻浅野研究室では、重要伝統的建造物群保存地区に関する研究を行っており、その中でも台風が頻繁に来襲する地域における重要伝統的建造物群保存地区の修理基準・修景基準・許可基準等の取り扱いに着目しています。

つきましては、貴〇に存在する「重伝建地区名〇〇」に関する下記の３点の資料を研究に使用させていただきたいため、資料をご提供していただけると幸いです。

・重要伝統的建造物群保存地区の修理基準・修景基準・許可基準等が記載された保存活用計画
・修理基準・修景基準・許可基準等を住民の方向けに分かりやすく解説したガイドラインや手引き等
・修理・修景に対する補助金の補助対象・限度額等が分かる補助金交付要綱等

資料の送付方法に関しまして、電子データが存在する場合は、電子メールにて以下のメールアドレス(420m412@m.mie-u.ac.jp)まで送付していただけると幸いです。紙媒体の資料のみ存在する場合は、下記の送付先までヤマト運輸にて着払いで郵送していただけると幸いです。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

謹白

令和３年 10 月

■担当者連絡先
三重大学大学院工学研究科建築学専攻　浅野研究室
博士前期課程２年　藤原基義
TEL：090-7029-7928(携帯)
Mail：420m412@m.mie-u.ac.jp

資料２　修理基準（小浜市小浜西組）

区分		修理基準内容
建築物	位置・規模	建築当初の形式、その後の改造を明らかにして、伝統的形式を尊重しつつ、前述の家屋の外観を維持するための修理を行う。 また、伝統的形式にそぐわない改造・修理が加えられたものは、復元を基本とした修理を行う。
	構造・階数	同上
	屋根	同上
	庇	同上
	外壁	同上
	開口部	同上
	意匠・形態・材料・色彩・その他	同上
	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした目隠しをし、外観上目立たないようにする。

資料３　修景基準（小浜市小浜西組）

区分		修景基準内容
建築物	敷地割	現状維持を原則とする。
	位置・構造	原則として伝統的な位置を踏襲し、主体構造は木造とする。
	階数・高さ	建造物の階数は 2 階以下で、原則として高さを現在のまま（軒高 18 尺以内）とし、周囲の町並みと調和させるものとする。ただし、3 階建て以上の場合は、道路から見えない高さおよび位置とする。
	屋根	原則として平入りとする。 屋根は日本瓦葺きとし、色合いはいぶしとする。
	外壁	漆喰塗、土塗壁、板貼など和風の仕上げとする。
	庇	日本瓦葺き、または板葺き、もしくは銅板葺きとする。
	雨樋	伝統的景観に調和したものとする。
	軒裏・軒先	軒裏は垂木の表わしとする。化粧軒裏の場合は、鼻隠しを打たない。
	開口部	1 階の開口部（戸口を除く）は、原則として木質構えとする。格子・出格子、むしこ窓がある場合は、これを踏襲する。
	色彩	伝統的建築様式に合致、または準ずるものとする。
	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした目隠しをし、外観上目立たないようにする。

資料４　許可基準（小浜市小浜西組）

区分		許可基準内容
建築物	敷地割	現状維持を原則とする。
	位置、規模	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	構造、階数	構造は、原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的様式と調和を図る。 階数は原則として 2 階以下とする。ただし、3 階建ての場合は、道路から見えない位置とする。
	屋根	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	庇・軒	同上
	外壁	同上
	開口部	同上
	意匠、形態、材料、色彩、その他	同上

資料５　修理基準（伊根町伊根浦）

		伝統的建造物
建物配置	地盤・基礎高	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	平面配置	
接道（湾）関係		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
構造		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
階数		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
屋根	形式	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	軒形式	
	勾配	
	材料	
	軒	
	樋	
下屋・庇	材料	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	庇軒	
	勾配	
	軒先高さ	
一階意匠	外壁（道路、湾側）	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	外壁（側面）	
	開口部（道路、湾側）	
	接水	
	建具	
	出入口	
	戸袋	
	腰壁	
	基礎	
二階意匠	外壁	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	開口部	
	建具	

資料６　修景基準（伊根町伊根浦）

基準項目			主屋 伝統的建造物以外の建造物	舟屋 伝統的建造物以外の建造物
構造	建物配置		・原則として、現状の地盤高さを維持すること	・原則として、現状の地盤高さを維持すること
構造	接道（湾）関係		・平入り	・妻入り（接道、接湾）
構造	構造		・伝統的建造物の特性を維持する木構造とする	・伝統的建造物の特性を維持する木構造とする
構造	階数		・おおよそ二階建てまでの階高とする	・原則として二階建て以下とする
構造	屋根	形式	・原則、切妻造りとする。	・切妻造りとする
構造	屋根	勾配	・周囲の伝統家屋に合わせる（4/10～5/10）	・周囲の伝統舟屋に合わせる（4/10～5/10）
構造	屋根	材料	・いぶし瓦若しくは釉薬瓦（黒色もしくは銀黒色）の 日本瓦桟瓦葺き	・いぶし瓦若しくは釉薬瓦（黒色もしくは銀黒色）の 日本瓦桟瓦葺き
構造	下屋・庇	材料	・いぶし瓦若しくは釉薬瓦（黒色もしくは銀黒色）の 日本瓦桟瓦葺き	・いぶし瓦若しくは釉薬瓦（黒色もしくは銀黒色）の 日本瓦桟瓦葺き
構造	下屋・庇	勾配	・周囲の伝統家屋に合わせる（2/10～5/10）	・周囲の伝統舟屋に合わせる（2/10～5/10）
構造	下屋・庇	軒先高さ	・周囲の伝統家屋の高さと著しく異ならないこと	・周囲の伝統舟屋の高さと著しく異ならないこと
構造		樋	・茶褐色仕上げとして、銅製も可とする	・茶褐色仕上げとして、銅製も可とする
建築物	一階意匠	外壁 （道路、湾側）	・大壁造白漆喰または中塗仕上、板張り、またはこれらに類するもの	・板張りとする
建築物	一階意匠	外壁（側面）	・板張り、またはこれらに類するもの	・板張りとする
建築物	一階意匠	開口部 （道路、湾側）	・原則、居室部は掃出し、縁を設ける	・原則全面開口 ・開口部には、庇を設けることもできる（海側）
建築物	一階意匠	接水（海側）	―	・原則全面接水とし、土間は海側に傾斜し、汀線が建屋内部に入り込むこと
建築物	一階意匠	建具	・建具は、木製を基本とする ・表構えは、エンガキ＋木製ガラス戸、または木製格子はめ込み＋木製ガラス戸、または腰付木製ガラス戸とする ・カラーサッシュを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする	・木製ガラス戸引違い ・カラーサッシュを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする
建築物	一階意匠	出入口	・木製を基本とする ・カラーサッシュを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする	・木製ガラス戸または板戸引違い ・カラーサッシュを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする（道路側）
建築物	一階意匠	戸袋	・竪・横羽目板または下見板張り ・カラーサッシュを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする	―
建築物	一階意匠	腰壁	・下見板張り、または竪板張り、または洗い出し（但し海鼠壁は不可）	―
建築物	一階意匠	基礎	・原則として、道路側布石敷とする ・もしくはRC布基礎又は洗い出しとする	・石積＋土台 ・RC布基礎
建築物	二階意匠	外壁	・大壁造白漆喰または中塗仕上、板張りとする	・板張りとする
建築物	二階意匠	開口部	・単窓、もしくは連窓（腰高窓または掃出し）	・腰高窓または掃出し
建築物	二階意匠	建具	・建具は、木製を基本とする ・カラーサッシュを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする	・木製ガラス戸引違い、カラーサッシュを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする
建築物		戸袋	・竪・横羽目板または下見板張り ・カラーサッシュを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする	・竪・横羽目板または下見板張り ・カラーサッシュを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする
建築物	その他	外部土間	・たたき、石敷、またはこれらに類するもの	―
建築物	外観意匠		・床下通気口 ・建具は、木製を基本とする	・ベランダ可（意匠は、周囲と調和のとれるものとする。色彩は、茶褐色またはこれに類するものとする。）

資料７　許可基準（伊根町伊根浦）

			主屋	舟屋
敷地	建物配置	地盤・基礎高	・周囲の家屋と同じ高さ、地盤高を考慮して建てること	・周囲の舟屋と同じ高さ、地盤高を考慮して建てること
		平面配置	・町並み壁面線を考慮して建てる	・町並み壁面線を考慮して建てる ・湾沿いの壁面線を考慮して建てる
建築物	接道（湾）関係		・平入り	・妻入り（接道、接湾）
	構造		・木構造とする	・木構造とする
	階数		・おおよそ二階建てまでの階高とする	・原則として二階建以下とする
	屋根	形式	・原則、切妻造りとする	・切妻造りとする（海に面する）
		勾配	・周囲の伝統家屋に合わせる	・周囲の伝統舟屋に合わせる
		材料	・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする
		軒	・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする
		樋	・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする
	下屋・庇	材料	・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする
		勾配	・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする
		軒先高さ	・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする
	外壁（道路、湾側）		・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする
	開口及び接水		―	・歴史的風致と調和したものとする
	一階意匠		・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする
	二階意匠		・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする
	外壁		・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする
	建具		・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする
	基礎		・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする
	その他 RC 建築物など		・外観の意匠、色彩は周囲と調和のとれるものとする	

資料 8　修理基準（湯浅町湯浅）

建築物	位置			履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する。
	高さ			
	構造			
	外部意匠	屋根・庇	形式	
			勾配	
			材料	
			軒	
			樋	
		外壁		
		開口部		
		基礎		
		色彩		

資料 9　修景基準（湯浅町湯浅）

種別				主屋	付属屋
建築物	位置			原則、敷地の履歴を考慮した配置とし、履歴が不明な場合は、歴史的風致と調和したものとする。 道路に面する建築物は、町並み壁面線に従い、周囲の伝統的建造物との調和を図る。 空地部分の道路境界側には、町並み壁面線に則した塀等を設ける。	同左
	高さ			２階建以下とする。 軒高は周辺の伝統的建造物と調和させる。	同左
	構造			原則、木造とする。	同左
	外部意匠	屋根・庇	形式	屋根は切妻とする。 １階と２階の分節には建築物本体と調和した庇を設ける。	屋根は切妻とする。
			棟向き	原則、平入とする。	原則、平入とする。 ただし、土蔵はこの限りでない。
			勾配	周辺の伝統的建造物と調和させる。	同左
			材料	粘土瓦（いぶし銀、又は黒色つや消し）を使用する。 原則、本瓦葺とする。	同左
			軒	伝統的な町並みとして調和のとれたものとする。	同左
			樋	銅製又はこれに類するものとする。	同左
		外壁		原則、板張り及び漆喰仕上げとし、伝統的な町並みに調和したものとする。	同左
		開口部		位置、形態及び仕上げは、建築物全体の外観と調和したものとし、建具は木製とする。	同左
		基礎		周囲の伝統的建造物と調和させる。	同左
		色彩		原則、材質を生かした色彩とし、伝統的な町並みに調和したものとする。	同左

資料 10　許可基準（湯浅町湯浅）

建築物	位置			伝統的な町並みとしての一体性と連続性を著しく損なわないものとする。
	高さ			原則、２階建以下とする。 軒高は周辺の伝統的建造物と調和させる。
	構造			原則、木造とする。ただし、用途等によりやむをえず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和を図る。
	外部意匠	屋根・庇	形式	原則、屋根は切妻平入とする。
			勾配	周辺の伝統的建造物と調和させる。
			材料	歴史的風致と調和したものとする。
			軒	伝統的な町並みとして調和のとれたものとする。
			樋	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
		外壁		歴史的風致を著しく損なわないものとする。
		開口部		位置、形態及び仕上げは、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
		基礎		歴史的風致を著しく損なわないものとする。
		色彩		歴史的風致を著しく損なわないものとする。
		建築設備		歴史的風致を著しく損なわないものとする。

資料 11　修景基準（呉市豊町御手洗）

	主屋等（主屋の修景基準を示すが、他の建物等の修景についても準用する。）
構造	主屋の構造は、木造で在来工法によることを原則とする。
位置	主屋の位置は、その敷地内において昭和初期までに建てられていた建物の位置を原則とする。
屋根	本瓦葺又は桟瓦葺を原則とする。瓦は灰色（N-4.0）の日本瓦、いぶし瓦またはそれに準ずるものとする。 屋根は勾配屋根とし、その勾配は 4.5～6 寸を標準とする。
階数	周囲の景観を配慮した上で、平屋建、厨子二階建、二階建のいずれかとする。
棟高	棟高は 9 メートルを越えないものとする。
雨樋等	雨樋の色は屋根又は木部の色に準ずるものとする。
外壁	無彩色（N-4.0 より明るい色）あるいは淡黄色の漆喰、海鼠壁またはこれに類するものとし、特に二階部分の街路側は伝統的な意匠と調和するようにつとめる。 洋風建築に習った建物については、伝統的建造物に特定されている洋風建築や周囲の建築と調和するような色彩とする。倉庫等、その他の板壁については古色仕上げにする。
表構えの要素	一階＝格子構、雨戸、戸袋、下見板張、縦板張、跳上げ戸、大戸 二階＝虫籠窓、格子窓、手摺、雨戸、戸袋、妻入りの場合は窓上に水切庇以上の要素の設置がふさわしい場合は、努めて設けるものとする。 特に、建具については、街路に面する部分または望見できる範囲において、原則として玄関部分は木製の格子戸あるいは跳上げ戸、店部分は木製の格子構、蔀張、2 階部分は木製の格子窓、雨戸またはそれに準ずるものとする。アルミサッシを使用する場合には茶褐色（5.0YR2.5/2）などのカラーサッシとし、木製の格子等の内側に取り付ける。
基礎	外部から望見できる部分は、自然石とする。

資料 12　修理基準（福山市鞆町）

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>修理基準内容</th></tr>
<tr><td rowspan="14">建築物</td><td colspan="2">敷地割り</td><td rowspan="13">建築物の履歴を調査の上、原則として現状維持または復原修理とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">位置
規模</td></tr>
<tr><td colspan="2">構造</td></tr>
<tr><td colspan="2">階数
高さ</td></tr>
<tr><td rowspan="6">屋根</td><td>形式</td></tr>
<tr><td>勾配</td></tr>
<tr><td>材料</td></tr>
<tr><td>色彩</td></tr>
<tr><td>軒</td></tr>
<tr><td>樋</td></tr>
<tr><td colspan="2">外壁</td></tr>
<tr><td colspan="2">開口</td></tr>
<tr><td colspan="2">色彩</td></tr>
<tr><td colspan="2">基礎</td></tr>
<tr><td colspan="2">設備機器等</td><td>原則として、設備機器等は通常望見できない場所に設置する。ただし、やむを得ない場合は、周囲の伝統的建造物と調和する仕上げ・着色等を施すか、木製木格子で覆う等により外観上目立たないようにする。</td></tr>
</table>

資料 13　修景基準（福山市鞆町）

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>修景基準内容</th></tr>
<tr><td rowspan="14">建築物</td><td colspan="2">敷地割り</td><td>現状の維持を原則とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">位置
規模</td><td>通りに面する建築物は、通り側の壁面を伝統的町並みの壁面線に揃えて周辺の伝統的建造物との調和を図る。
空地部分の道路境界側には、伝統的町並みの壁面線に則した塀等を設ける。
2 階壁面を 1 階壁面よりも下げる場合には、半間までとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">構造</td><td>在来木造構法とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">階数
高さ</td><td>外観 2 階建て以下とする。
軒高は周辺の伝統的建造物との調和を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">屋根</td><td>形式</td><td>切妻平入とする。ただし、角地は入母屋造とする。</td></tr>
<tr><td>勾配</td><td>周辺の伝統的建造物との調和を図る。</td></tr>
<tr><td>材料</td><td>本瓦又は桟瓦とし、桟瓦の場合には鎬のある古形のものとする。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>いぶし銀とする。</td></tr>
<tr><td>軒</td><td>軒高及び軒の出は、周辺の伝統的建造物と揃える。</td></tr>
<tr><td>樋</td><td>銅製又はこれに類するものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">外壁</td><td>原則、白又は灰漆喰仕上げとする。板張りを施す場合には、縦板張り等とし、周辺の伝統的建造物との調和を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">開口</td><td>建具は木製を原則とし、その位置及び形態は伝統的な形式にならったものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">色彩</td><td>周囲の伝統的建造物と調和したものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">基礎</td><td>周囲の伝統的建造物と調和したものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">設備機器等</td><td>原則として通りから見えないような配置・形状とする。ただし、やむを得ない場合は、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。</td></tr>
</table>

資料 14　許可基準（福山市鞆町）

区分			許可基準内容
建築物	敷地割り		現状の維持を原則とする。
	位置 規模		伝統的町並みとしての一体性と連続性を著しく損なわないものとする。
	構造		原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みとの調和を図る。
	階数 高さ		原則、2 階建て以下とする。 軒高は周辺の伝統的建造物との調和を図る。
	屋根	形式	原則として切妻平入とする。ただし、角地は入母屋造とする。
		勾配	原則として周辺の伝統的建造物との調和を図る。
		材料	原則として本瓦又は桟瓦とする。
		色彩	いぶし銀又はそれに類するものとする。
		軒	原則として周辺の伝統的建造物との調和を図る。
		樋	原則として周辺の伝統的建造物との調和を図る。
	外壁		歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	開口		位置及び形態、仕上げは、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	色彩		歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	基礎		歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	設備機器等		原則として通りから見えないような配置・形状とする。ただし，やむを得ない場合は、歴史的風致を著しく損なわないものとする。

資料 15　修理基準（廿日市市宮島町）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th>修理基準</th></tr>
<tr><th>町家・社寺・その他</th></tr>
<tr><td rowspan="9">建築物</td><td>敷地割</td><td rowspan="8">伝統的建造物の資料や痕跡、類例等に基づき、その外観（これと密接な関係がある構造体を含む。）の伝統的な特性の維持又は復原が図られているものとする。</td></tr>
<tr><td>位置</td></tr>
<tr><td>高さ</td></tr>
<tr><td>構造</td></tr>
<tr><td>屋根</td></tr>
<tr><td>庇</td></tr>
<tr><td>外壁</td></tr>
<tr><td>建具</td></tr>
<tr><td>設備機器</td><td>設備機器等は通りから見えない配置とする。やむを得ず通りに面して設ける場合は、周囲の伝統的建造物と調和するよう色彩
や囲い等で工夫する。</td></tr>
</table>

資料 16　修景基準（廿日市市宮島町）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">修景基準</th></tr>
<tr><th>町家</th><th>社寺・その他</th></tr>
<tr><td rowspan="9">建築物</td><td>敷地割</td><td>現状維持とする。</td><td>同左</td></tr>
<tr><td>位置</td><td>道路に面する外壁の位置を周囲の伝統的建造物である町家に
揃える。ただし、土地の履歴による場合は、この限りでない。
また、町並みの連続性を損なわない隣棟間隔とする。</td><td>土地の履歴を考慮した位置を原則とする。</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>地上２階建てまでとし、最高高さ１０ｍ以下とする。</td><td>地上２階建てまでとし、最高高さ１０ｍ以下とする。</td></tr>
<tr><td>構造</td><td>木造軸組工法とする。
主たる道路に面して玄関を置き、平入りを原則とする。</td><td>木造軸組工法とする。</td></tr>
<tr><td>屋根</td><td>切妻造とし、角地にあっては切妻造又は入母屋造とする。
葺材は原則としていぶし銀の桟瓦とし、勾配は周囲の伝統的
建造物である町家と揃える。
軒は周囲の伝統的建造物である町家と揃え、軒裏の意匠は歴
史的風致を損なわないものとする。</td><td rowspan="2">同種の伝統的建造物の形式・葺材・勾配・色彩に倣い、歴史的風致と調和したものとする。
外部意匠は、周囲の伝統的建造物と調和を図る。</td></tr>
<tr><td>庇</td><td>主たる通りに面する各階の間には、庇を設ける。
板葺を原則とする。
勾配や軒は、周囲の伝統的建造物である町家に合わせる。</td></tr>
<tr><td>外壁</td><td>伝統的建造物である町家に準じた意匠・色彩とする。</td><td rowspan="2">同種の伝統的建造物に準じた意匠・色彩・建具とする。</td></tr>
<tr><td>建具</td><td>主たる通りに面する建具は、木製とする。ただし、建具外部に
伝統的格子を設置する場合は、この限りでない。
玄関戸は、引き戸又は大戸とする。</td></tr>
<tr><td>設備機器</td><td colspan="2">設備機器等は通りから見えない配置とする。やむを得ず通りに面して設ける場合は、周囲の伝統的建造物と調和するよう色彩や囲い等で工夫する。</td></tr>
</table>

資料 17　許可基準（廿日市市宮島町）

		許可基準	
		町家	社寺・その他
建築物	敷地割	現状維持を原則とする。	保存地区の歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	位置	道路に面する外壁の位置を周囲の伝統的建造物である町家に揃える。ただし、土地の履歴による場合は、この限りでない。 また、町並みの連続性を損なわない隣棟間隔とする。	土地の履歴を考慮した位置を原則とする。
	高さ	地上３階建てまでとし、町並みの連続性を損なわない高さとする。	土地の履歴を考慮し、歴史的風致を損なわない高さとする。
	構造	歴史的風致を損なわないものとする。 主たる道路に面して玄関を置き、平入りを原則とする。	歴史的風致を損なわないものとする。
	屋根	切妻造とし、角地にあっては切妻造又は入母屋造とする。 葺材はいぶし銀の桟瓦又は金属板とし、勾配は周囲の伝統的建造物である町家と揃える。 軒は周囲の伝統的建造物である町家と揃え、軒裏の意匠は歴史的風致を損なわないものとする。	土地の履歴及び伝統的建造物の建築様式を考慮し、歴史的風致を損なわないものとする。
	庇	主たる通りに面する各階の間には、庇を設ける。 板葺を基本とし、いぶし銀の桟瓦葺、金属板葺も可能とする。 勾配や軒は、周囲の伝統的建造物である町家に合わせる。	伝統的建造物の建築様式を考慮し、歴史的風致を損なわないよう、必要に応じて設置する。
	外壁	伝統的建造物である町家の特質を踏まえ、歴史的風致を損なわない意匠とする。	伝統的建造物の建築様式を考慮し、歴史的風致を損なわない意匠及び色彩とする。
	建具	主たる通りに面する建具は、原則、木製とする。	同左
	設備機器	設備機器等は、通りから見えない配置を原則とする。通りに面して設ける場合は、歴史的風致を損なわないものとする。	

資料 18　修理基準（萩市堀内地区）

修理基準
ア　主として正面・側面・屋根等の伝統的な外観を維持するための修理を基本とする。
イ　伝統的様式にそぐわない改造・修理が加えられている部分については、当該建造物の履歴調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。
ウ　上記の部分のうち、旧状が不明な場合には、伝統様式に依らない改造・修理が加えられている部分を撤去した上で、現状を維持するための修理を基本とする。ただし、周囲の状況等を勘案して復元的な修理を行う場合には、下記に示す伝統的建造物以外の建築物等の修景にあたって適用される伝統様式基準に従う。
エ　伝統的建造物のうち、内部を公開するものについては、当該部分の履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。

資料 19　伝統様式（補助）基準（萩市堀内地区）

項目			伝統様式			
			公道（旧道）から後退して現状を変更する場合の基準	公道（旧道）との境界に沿って現状を変更する場合の基準		
			主屋（近代期）型	武家長屋（藩政期）型	番屋（幕末期）型	畑長屋型（近代期）
建築物	敷地構成	配置	・敷地の履歴を考慮した配置とする	・敷地の履歴を考慮した配置とする		
		出入口	・原則として、伝統的な腕木門を設ける	・伝統的な腕木門を設け出入口を設けることができる	・原則として、脇に伝統的な腕木門を設ける	
		隣地境界	・原則として、生垣又は板塀とする	・原則として、生垣又は板塀とする	・原則として、生垣又は板塀とする	・原則として、生垣とする
		公道境界	・公道沿いに基礎石積が存している場合、履歴を考慮の上、然るべき建造物を復原する又はこの内側に生垣を設置する ・基礎石積が存しない場合は、原則として生垣を設置する	・公道沿いに基礎石積が存している場合、履歴を考慮の上、然るべき建造物を復原する ・基礎石積が存しない場合は、土塀とする	・公道沿いに基礎石積が存している場合、履歴を考慮の上、然るべき建造物を復原する ・基礎石積が存しない場合は、土塀とする	・公道沿いに基礎石積が存している場合、履歴を考慮の上、然るべき建造物を復原する又はこの内側に生垣を設置する ・基礎石積が存しない場合は、原則として生垣を設置する
	構造		・伝統工法又は在来工法による木造とする	・伝統工法による木造とする		・伝統工法又は在来工法による木造とする
	規模	階高	・原則、平屋建てとする	・平屋建てとする		
		軒高	・周囲の同種別の伝統的建造物の軒高を越えない	・周囲の同種別の伝統的建造物の軒高を越えない	・周囲の同種別の伝統的建造物の軒高を越えない	・周囲の同種別の伝統的建造物の軒高を越えない
	色彩		・材質を活かした色彩とする	・材質を活かした色彩とする	・材質を活かした色彩とする	・材質を活かした色彩とする
	屋根	形式	・入母屋造又は寄棟造とする	・入母屋造又は寄棟造、切妻造とする	・寄棟造とする	・寄棟造又は切妻造とする
		材料	・黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦桟瓦葺とする	・黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦桟瓦葺とする	・黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦桟瓦葺とする	・黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦桟瓦葺とする
		大棟	・熨斗積（下より肌熨斗 1 枚、割熨斗 2 枚、雁振瓦）とする	・組棟（下より肌斗瓦 1 枚、割熨斗 1 枚、青海波積瓦 2 通り、割熨斗 2 枚、雁振瓦）とする	・熨斗積（下より肌熨斗 1 枚、割熨斗 2 枚、雁振瓦）とする	・熨斗積（下より肌熨斗 1 枚、割熨斗 2 枚、雁振瓦）とする
		勾配	・4～5 寸勾配とする	・4～6 寸勾配とする	・4 寸勾配とする	・4～5 寸勾配とする
		下屋・庇	・公道側に下屋を設けない。公道側に濡縁を配した場合には、庇は主屋根と連続して同じ勾配で設け化粧軒裏とし、丸軒桁を細身の角捨柱で支え、端部に袖壁を設ける。	・公道側に下屋を設けない		
		軒	・化粧軒裏（垂木、野地露し、せがい造りも可）とする	・化粧軒裏（垂木、野地露し、せがい造りも可）とする	・化粧軒裏（垂木、野地露し）とする	
		樋	・銅製とする	・原則、設けない		・銅製とする
	外壁	基本形式	・真壁白漆喰仕上げ	・真壁白漆喰仕上げ	・竪板張り	
		腰壁	・竪羽目板張り又はササラ子下見板張りとする	・ササラ子下見板張りとする	―	
	開口部	玄関・出入口	・玄関は式台構えを原則とする ・出入口は板戸引、硝子戸引き違い	・敷地側に設ける ・木製板戸引き違い又は引き込みとする	・敷地側に設ける ・木製板戸引き違い又は引き込みとする	・公道と反対側に設ける ・敷地側に設ける ・木製板戸引き違い又は引き込みとする
		その他開口部	・木製舞良戸、障子戸、硝子戸引き込み又は引き違い ・外側に木製雨戸引き通し又は硝子戸引き違いも可	・腰貫、内法貫間に窓枠を建て込み、太身の竪格子窓あるいは連子窓（内側に障子を建て込むこと） ・出格子窓（切り子又は細身の竪格子）も可とする ・濡縁は、厚板の切目録とする	・木製舞良戸、障子戸引き込み又は引き違い ・外側に木製雨戸引き通し又は引き違いも可	・木製舞良扉、障子戸、硝子戸引き込み又は引き違い ・外側に木製雨戸引き通し又は硝子戸引き違いも可
	基礎		・束石に床束を立て、それ以外は笠山石竿石の基礎とする	・藩政期の笠山石、花崗岩による石垣が現存する場合はそれを利用し、現存しない場合は、敷地の状況を考慮して復元する	・江戸期の笠山石、花崗岩による石垣が現存する場合はそれを利用し、現存しない場合は、敷地の状況を考慮して復元する	・江戸期の笠山石、花崗岩による石垣が現存する場合はそれを利用し、現存しない場合は、敷地の状況を考慮して復元する

資料 20　基本形式（許可）基準（萩市堀内地区）

<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th>基準</th><th>公道（旧道）との境界から 10 メートル以内の敷地において現状を変更する場合の基準</th><th>公道（旧道）との境界に沿って現状を変更する場合の基準</th></tr>
<tr><td rowspan="15">建築物</td><td colspan="2">建物配置</td><td>・原則、敷地の履歴を考慮した建物配置とする</td><td>・主屋一階の壁面は道路境界線より一間（2m）以上離す
（公道（旧道）に南面する場合は二間（約 4m）以上離す ）</td><td>・原則、敷地の履歴を考慮した配置とする</td></tr>
<tr><td colspan="2">構造</td><td>・歴史的風致と調和したものとする</td><td colspan="2">・原則、伝統工法又は在来工法による軸組木造とする</td></tr>
<tr><td colspan="2">規模</td><td colspan="2">・原則、町並み誘導線*を越えない範囲（道路基準面より 1.5 メートル上がった点から約 17 度の角度の範囲内）とする
（敷地の構成等によりやむを得ず町並み誘導線を越えて建てる場合は、町並み許容線*を越えない範囲（道路基準面より 1.5 メートル上がった点から約 27 度の角度の範囲内）とする）
（二階建てとする場合は、原則として、公道側を含む二方向以上に梁間半間（約 1m）以上の下屋を設ける）</td><td>・敷地奥行き 2 間までは平屋建て形式とする
（奥行き 2 間を超える範囲については左記の基準に従う ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">色彩</td><td colspan="2">・歴史的風致と調和したものとする</td><td>・伝統様式基準に従う</td></tr>
<tr><td rowspan="6">屋根</td><td>形式</td><td colspan="2">・原則、主屋根は、寄棟造又は入母屋造**（降棟は設けない）とする
・原則、大棟は公道（旧道）と平行とする
・軒瓦は熨斗積みとし、棟隅に鯱、鴟尾、鳥衾等を用いない</td><td>・主屋根は、寄棟造、入母屋造**（降棟は設けない）又は切妻造とする</td></tr>
<tr><td>主屋根勾配</td><td colspan="2">・4.5 寸～5.5 寸とし、地区内の伝統的建造物と揃える</td><td>・伝統様式基準に従う</td></tr>
<tr><td>下屋屋根勾配</td><td colspan="2">・主屋根より 1 寸又は 1.5 寸緩く葺く</td><td>・伝統様式基準に従う</td></tr>
<tr><td>材料</td><td colspan="2">・原則、銀黒色の粘土瓦桟瓦葺きとする（下屋屋根については、金属葺とすることもできる）</td><td>・伝統様式基準に従う</td></tr>
<tr><td>軒</td><td colspan="2">・原則、地区内の伝統的建造物と調和したものとする</td><td>・伝統様式基準に従う</td></tr>
<tr><td>樋</td><td colspan="2">・歴史的風致と調和したものとする</td><td>・伝統様式基準に従う</td></tr>
<tr><td colspan="2">開口部（玄関・窓）</td><td colspan="2">・歴史的風致と調和したものとする</td><td>・伝統様式基準に従う</td></tr>
<tr><td colspan="2">外壁</td><td>・歴史的風致と調和したものとする</td><td colspan="2">・原則、⑴真壁造漆喰塗仕上げ又は中塗り仕上げ＋竪板張り腰壁同等、⑵大壁造り竪板張り同等とする</td></tr>
<tr><td colspan="2">基礎</td><td colspan="2">・歴史的風致と調和したものとする</td><td>・伝統様式基準に従う</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築設備・バルコニー</td><td colspan="3">・原則、公道から望見できない位置に設置する</td></tr>
</table>

＊　町並み誘導線及び町並み許容線とは、公道（旧道）との境界より敷地と反対側に 3 メートル後退した位置において、道路の基準面より高さ 1.5 メートル上がった点からの水平距離において、それぞれ 0.3（17°）、0.55（27°）を乗じて得た数値（この数値が、それぞれ 6 メートル、10 メートルを越えないこと）がなす線を言う。

**　妻面の下端を一間（約 2 メートル）程度とする。

資料 21　修理基準（萩市浜崎）

修理基準
ア　主として正面・側面・屋根等の伝統的な外観を維持するための修理を基本とする。
イ　伝統的様式にそぐわない改造・修理が加えられている部分については、当該建造物の履歴調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。
ウ　上記の部分のうち、旧状が不明な場合には下記に示す伝統的建造物以外の建築物等の修景にあたって適用される修景基準に従う。
エ　伝統的建造物のうち、内部を公開するものについては、当該部分の履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。

資料 22　修景基準（萩市浜崎）

項目			修景内容	二階外壁を大壁塗屋造とした場合	土蔵形式とした場合
建築物	配置		・原則、敷地の履歴を考慮した配置とする ・原則、地盤・基礎高は周囲の伝統的建造物と揃える ・主屋は町並み壁面線に沿った配置とする ・敷地間口一杯に配置する（敷地間口が広い場合はこの限りでない） ・出入口は通りに面して設ける ・建物が建たない道路境界には付属屋・塀・門を建てる		
	構造		・在来工法による木造とする（修景部位は伝統工法とする）		
			・一階正面に下屋庇または付庇を間口一杯に設ける		・原則、開口部に付庇を設ける
	規模		・原則、屋根高さを周囲の伝統的建造物と調和させる		・原則、梁間 2.5 間以下とする
	階数		・原則、正面外観は本二階建以下とする	・原則、正面外観は中二階建とする	・原則、二階建とする
	色彩		・木部は材質を生かした弁柄仕上げまたは生地仕上げとする（古色仕上げも可）		
	屋根	形式	・切妻造・平入とする（角地に建つ主屋は入母屋造・平入も可） （梁間 2.5 間を越えない付属屋は切妻造・妻入も可）		
		勾配	・4.5～5.5 寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える		
		材料	・黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦桟瓦葺とする		
		軒	・建物本体と調和した軒の出を設ける		
			・野地板・垂木露しのせがい造とする		・軒裏を白漆喰塗込めとする
		樋	・銅製またはこれに類するものとする		
	庇	形式	・建物本体と調和した下屋庇または付庇とする（庇柱または主屋柱筋に人見梁を設けることも可）		・建物本体と調和した付庇とする ・原則、出入口庇は木製持送りで支持する
		高さ	・周囲の伝統的建造物と揃える		
		勾配	・3.5～4 寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える		
		軒	・化粧野地板・垂木露しとする		
		材料	・原則、黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦桟瓦葺とする		
		樋	・銅製又はこれに類するものとする		
	一階正面意匠		・原則、通りに面した正面は開口部とし、周囲の伝統的建造物に従って下手と上手の区別を設ける		・開口部は必要最小限とする
		出入口	・原則、下手に設け、木製大戸吊上げ、木製大戸摺上げとする（木製硝子戸引違いとすることも可）（木製板戸および障子戸または硝子戸引込みとし、ササラ子下見板張り戸袋を設けることも可）		・原則、土戸引込みおよび格子戸引込みとする ・原則、笠山石または花崗岩の石段を設ける
		開口部	・原則、掃き出しとし、建具は木製蔀戸吊上げ、木製蔀戸摺上げ、または木製硝子戸引違いとする （上手に格子戸建込みまたは出格子とすることも可）		・原則、鉄製防火戸片開き、障子戸または硝子戸引き込みとする
		外壁	・原則、下手半間に設け、真壁造白漆喰塗とする		・大壁造白漆喰塗とする
		腰壁	・原則、下手半間に設け、ササラ子下見板張とする		・海鼠壁または竪羽目板張とする
	二階正面意匠		・原則、通りに面した正面両脇間は壁とし、開口部は中央間に設ける		・開口部は必要最小限とする
		開口部	・木製障子戸または木製硝子戸引違いとする ・外側は木製雨戸引通しとする ・外側に木製出格子または木製手摺を設ける	・原則、太格子付繰型虫籠窓とする ・内側は木製障子戸または木製硝子戸引込みとする （平屋建の場合は、無窓とすることも可）	・原則、外側は鉄製防火戸片開きとする ・原則、内側は障子戸または硝子戸引込みとする
		外壁	・真壁造白漆喰塗とする （化粧貫を設けることも可）	・大壁造白漆喰塗とする （隅部を真壁造とすることも可）	・大壁造白漆喰塗とする
		持送り・袖卯建	・正面両端に繰型絵様付持送りを設ける	・原則、正面両端に袖卯建を設ける	―
		戸袋	・ササラ子下見板張または鉢巻形式とする	―	―
	側面		・原則、大壁造漆喰塗腰壁付または大壁造竪羽目板張とする		―
	基礎		・原則、笠山石（安山岩）に類した自然石（玄武岩など）または花崗岩石積みとする		
	犬走り		・原則、たたきとし、出入口付近に笠山石（安山岩）に類した自然石（玄武岩など）敷きとする		
	建築設備		・許可基準に従うものとする		

*1　町並み壁面線とは、周囲の伝統的建造物の主屋二階がつくりだす壁面線をいう。（平屋建の場合は主屋一階がつくりだす壁面線をいう。）

資料 23　許可基準（萩市浜崎）

<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th>許可内容</th><th>公道（旧道）に面した敷地に建てる場合</th></tr>
<tr><td rowspan="20">建築物</td><td colspan="2">建物配置</td><td>・原則、敷地の履歴を考慮した建物配置とする
・原則、地盤・基礎高は周囲の伝統的建造物と揃える</td><td>・主屋は町並み壁面線*1 に沿った配置とする
・主屋は敷地間口一杯に配置する（敷地間口が広い場合はこの限りでない）
・主屋の出入口は通りに面して設ける
・建物が建たない道路境界には付属屋・塀・門を建てる</td></tr>
<tr><td colspan="2">構造</td><td>・歴史的風致と調和したものとする</td><td>・原則、一階正面に下屋庇または付庇を間口一杯に設ける</td></tr>
<tr><td colspan="2">規模</td><td>・原則、屋根高を周囲の伝統的建造物と調和させる</td><td>・正面を二階建て以下とする</td></tr>
<tr><td colspan="2">色彩</td><td colspan="2">・歴史的風致と調和したものとする</td></tr>
<tr><td rowspan="5">屋根</td><td>形式</td><td>・切妻造、入母屋造または寄棟造とする</td><td>・切妻造・平入とする（角地に建つ主屋は入母屋造・平入も可）
（梁間 2.5 間を超えない付属屋は切妻造・妻入も可）</td></tr>
<tr><td>勾配</td><td colspan="2">・4.5 寸～5.5 寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える</td></tr>
<tr><td>材料</td><td colspan="2">・原則、黒色または銀黒色の粘土瓦桟瓦葺とする</td></tr>
<tr><td>軒</td><td colspan="2">・原則、軒の出を有し、歴史的風致と調和したものとする</td></tr>
<tr><td>樋</td><td colspan="2">・歴史的風致と調和したものとする</td></tr>
<tr><td rowspan="6">庇</td><td>形式</td><td>―</td><td>・建物本体と調和したものとする</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>―</td><td>・周囲の伝統的建造物と揃える</td></tr>
<tr><td>勾配</td><td>―</td><td>・3.5～4 寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える</td></tr>
<tr><td>材料</td><td>―</td><td>・原則、黒色または銀黒色の粘土瓦桟瓦葺とする</td></tr>
<tr><td>軒</td><td>―</td><td rowspan="2">・歴史的風致と調和したものとする</td></tr>
<tr><td>樋</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">一階意匠</td><td>―</td><td rowspan="5">歴史的風致と調和したものとする*2</td></tr>
<tr><td colspan="2">二階意匠</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">側壁</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">基礎</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">犬走り</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築設備</td><td colspan="2">・原則、公道から望見できない位置に設置する</td></tr>
</table>

*1　町並み壁面線とは、周囲の伝統的建造物の主屋二階がつくりだす壁面線をいう。（平屋建の場合は主屋一階がつくりだす壁面線をいう。）

*2　建築基準法に基づく「延焼のおそれのある部分」については、板張りの屋内側に土壁等の防火被覆が設けられた構造とする必要がある。

資料 24　修理基準（牟岐町出羽島）

建築物	位置	敷地高	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復する。
		位置	同上
	規模	階数	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復する。
		軒高	同上
	形状	構造	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復する。
		屋根	同上
	意匠	表構え	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復する。
		外壁及び軒裏	同上
	色彩	色彩	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復する。
	住宅設備機器及び配管・配線類		原則として、公道等から望見できる位置（もしくは、通常望見できる位置）に設置しない。やむを得ず設置する場合は、格子等の囲いを設けるか、色彩を伝統的建築物と調和させるなど、歴史的風致を損なわない措置を施す。

資料 25　修景基準（牟岐町出羽島）

建築物	位置	敷地高		周囲の伝統的建造物の敷地高さと合わせること。
		位置		敷地の履歴を考慮し、町並みの一体性と連続性を損なわないものとする。
	規模	階数		２階建以下とする。付属屋は原則として平屋建とし、やむを得ない場合は、主屋の棟高を越えない高さとする。
		軒高		周囲の伝統的建造物と調和した高さとする。
	形状	構造		原則として木造（在来軸組み工法）とする。
		屋根	形状	原則として切妻造・平入とする。
			勾配	周囲の伝統的建造物に合わせる。
			材料	桟瓦または本瓦とし、かつ、いぶし瓦とする。
	意匠	表構え	基礎	石積又は石張りの仕上げを施す。
			庇	１階と２階の間には伝統的な形式に倣った庇を設ける。
			建具	原則として、建具は木製とし、その位置及び形態は伝統的な形式に倣ったものとする。
		外壁及び軒裏		伝統的特性を維持した形式、仕上げ、意匠とする。
	色彩	色彩		伝統的建造物の特性を維持したものとし、歴史的風致との調和を図る。
	住宅設備機器及び配管・配線類			原則として、公道等から望見できる位置（もしくは、通常望見できる位置）に設置しない。やむを得ず設置する場合は、格子等の囲いを設けるか、色彩を伝統的建築物と調和させるなど、歴史的風致を損なわない措置を施す。

資料 26　許可基準（牟岐町出羽島）

建築物	位置	敷地高		周囲の伝統的建造物の敷地高さと合わせること。
		位置		伝統的町並みの一体性と連続性を損なわないものとする。
	規模	階数		２階建以下とする。
		軒高		周囲の伝統的建造物と調和した高さとする。
	形状	構造		木造を原則とする。
		屋根	形状	原則として切妻造・平入とする。
			勾配	周囲の伝統的建造物に合わせる。
			材料	原則として和瓦葺とする。もしくは、周囲の伝統的建造物との調和を図る。
	意匠	表構え	基礎	歴史的風致を損なわないものとする。
			庇	１階と２階の間には庇を設ける。庇の出、幅、高さは周囲の伝統的建造物との調和を図る。
			建具	歴史的風致を損なわないものとする。
		外壁及び軒裏		歴史的風致を損なわないものとする。
	色彩	色彩		歴史的風致を損なわない色彩とする。
	住宅設備機器及び配管・配線類			原則として、公道等から望見できる位置（もしくは、通常望見できる位置）に設置しない。やむを得ず設置する場合は、格子等の囲いを設けるか、色彩を伝統的建築物と調和させるなど、歴史的風致を損なわない措置を施す。

資料 27　修理基準（丸亀市塩飽本島町笠島）

対象となる物件			伝統的建造物
種別	基準項目		修理基準
建築物 ・主屋 ・付属屋 ・その他	位置・規模 構造・階数		①主として外観（建物についてはその四周及び屋根等）を現状維持する。 　また過去に行われた伝統的型式にそぐわない改造・修理等については、復元・修理する。ただし、やむを得ず建物に増築・改築する場合には、屋根を含めた外部意匠（建具等を含む）について、伝統的建造物の様式に準じて実施するものとし、周囲の町並みと調和のとれたものとする。
	その他附属屋		①当該伝統的建造物と調和したものとする。 （建具等は、木造を基本とすること。）
	外部意匠	屋根	①主として外観を旧状に復元・修理する。 （ただし、復元・修理が困難な箇所については、次ページの修景基準を適用し、表構えについても、修景基準を適用する。）
		軒	
		庇	
		外壁	
		開口部	
		色彩	
		基礎	
		樋	①修景基準を適用する。（施工は認めるが、補助対象外とする）
		外部土間	①主として外観を旧状に復元・修理する。
	門		①主として外観を旧状に復元・修理する。
	塀		①主として外観を旧状に復元・修理する。

資料 28　修景基準（丸亀市塩飽本島町笠島）

対象となる物件			伝統的町家形式とする場合（主道路沿い）	伝統的屋敷・農家形式とする場合
基準項目			修景基準	修景基準
補助条件	位置・規模		①建物の主要な壁面線を維持して建てること。 （ただし、附属屋についてはこの限りでない）	①同左 ②建物が面しない壁面線には、門・塀等を設けること。
	構造・階数		①木造瓦葺でツシ 2 階建、またはこれに類するもの。 ②入口は、原則として平入りとする。 ③虫籠窓、または格子窓（ツシ 2 階建の場合）を付けること。	①原則として木造瓦葺 2 階建以下。 ②入口は平入り、または妻入りとする。
	屋根		①入母屋造り、または切妻造りとすること。 ②勾配は、周囲の伝統的建造物に合致させること。	①同左 ②同左
	軒		①両側の伝統的建造物と調和する軒の出とする。	①同左
補助対象（主屋・附属屋・工作物）	建築部外部意匠	屋根 （軒先）	①黒色無釉の本瓦、または桟瓦葺きとすること。 ②軒裏は白漆喰塗込、化粧竪板張り、または垂木野地板露しとする。（古色塗りは補助対象）	①同左 ②同左
		外壁	①大壁造で荒壁仕上げ、または白漆喰仕上とする。 （ただし、一部を焼板竪板張りとすることができる）	①同左 ②焼板竪板張りを用いても良い。
		戸袋	①外壁に準じるものとする。	①同左
		開口部 （建具）	①建具は木製を基本とし、障子張りまたはスリガラス戸の引違い戸とする。 ②カラーサッシを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする。（履出しは、雨戸構えとする） ③表構えは、腰格子付雨戸構え、出格子構え、出窓格子構え、またはその組み合わせとする。	①同左 ②同左
		色彩	①木部は焼板仕上げ、またはこれに類するもの。	①同左
		基礎	①石積み、またはコンクリートの場合は石張仕上げとし、色彩に配慮すること。	①コンクリートの場合は、色彩に配慮すること。
	その他	外部土間	①たたき、石敷、またはこれらに類するもの。	①同左
		建築設備	①道路等から見えないよう設置すること。	①門・玄関から見えないようにすること。
		工作物	①伝統的町並みの景観と調和のとれた修景をする。	①同左
	環境物件	門	―	①棟門、長屋門、またはこれに類すること。
		塀	①荒壁仕上げ、または白漆喰仕上げの瓦葺土塀、屋根付板塀、生垣、またはこれらに類するもの。	①同左

資料 29　許可基準（丸亀市塩飽本島町笠島）

<table>
<tr><th colspan="3">対象となる物件</th><th>伝統的建造物以外の建物及び工作物等</th></tr>
<tr><th>種別</th><th colspan="2">基準項目</th><th>許可基準</th></tr>
<tr><td rowspan="11">建築物
・主屋
・附属屋
・その他</td><td colspan="2">位置・規模</td><td>①建物の主要な壁面線を維持して建てること。（ただし、附属屋については、この限りでない）
②建物が面しない壁面線には、門・塀等を設けること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">構造・階数</td><td>①原則として、木造和風建築で 2 階建以下とする。
②和風建築を基本に、伝統的町並みの景観を損なわないよう配慮すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">外部意匠</td><td>屋根</td><td>①原則として、二方向以上の傾斜屋根とし、黒色の本瓦または桟瓦葺とする。
②勾配及び材料については、伝統的町並みの景観を損なわないよう配慮すること。</td></tr>
<tr><td>軒</td><td>①原則として、建物本体と調和する軒の出を有すること。</td></tr>
<tr><td>外壁</td><td rowspan="7">①原則として、伝統的町並みの景観を損なわないよう配慮すること。特に、材料及び仕上方法については配慮すること。
②建具等については、茶褐色系のカラーサッシを用いるのは差し支えないが、道路等に面している部分には、和風の引違い戸や格子等を設けるなど配慮すること。</td></tr>
<tr><td>表構え</td></tr>
<tr><td>色彩</td></tr>
<tr><td>基礎</td></tr>
<tr><td>建具</td></tr>
<tr><td>樋</td></tr>
<tr><td>外部土間</td></tr>
<tr><td colspan="2">門・塀等</td><td>①原則として、伝統的町並みの景観を損なわないよう配慮すること。</td></tr>
</table>

資料 30　修景基準（室戸市吉良川町）

構造	主屋の構造は原則として、木造で在来工法による。
位置	主屋の位置は、その敷地内において昭和前期までに建てられていた建物の位置を原則とする。
屋根	本葺又は桟瓦葺きを原則とする。瓦は日本瓦又はそれに準ずるものとする。 屋根は切妻屋根を原則とし、その勾配は５寸を基準とする。
階数	平屋建、つし二階建、二階建を原則とし周囲の景観を配慮したものとする。
棟高・軒高	棟高は９ｍを越えないものとするとともに、旧街道側の周囲の軒の並びを配慮する。
雨樋・水切	銅製を原則とする
外壁	自然素材、若しくは伝統的素材（土佐漆喰、瓦、煉瓦、銅板等）を原則とする。外壁は周囲の景観を配慮し、特に旧街道沿いは伝統的意匠と調和するように努める。 倉庫など、その他の板壁については古色仕上げとする。
表構えの要素	一階＝格子構、雨戸、戸袋、下見板張、縦板張、ぶっちょう及び跳上げ戸、海鼠壁 二階＝虫籠窓、格子窓、手摺、雨戸、戸袋、妻入りの場合は窓上に水切り庇、持ち送り、格子構 以上の要素を設ける。必要に応じて、特に街路に面する部分または望見できる範囲において、原則として玄関部分は木製の格子あるいは跳ね上げ戸、店部分は木製の格子構、蔀張、２階部分は木製の格子窓、雨戸またはそれに準ずる建具とする。やむを得ず、アルミサッシを用いる場合は、伝統的な景観を損なわないように、その用いる場所、大きさ等に特に配慮する。
基礎	外部から望見できる部分は自然石とする等、伝統的工法を用いることを原則とする。

資料 31　修理基準（長崎市東山手）

<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th>修理基準</th></tr>
<tr><td rowspan="8">建築物・工作物</td><td>位置</td><td>外壁の位置</td><td rowspan="8">伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため原則として現状維持又は復元修理とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">規模</td><td>建築物の高さ</td></tr>
<tr><td>建築物の構造・階数</td></tr>
<tr><td>工作物の高さ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">意匠（形態・材料・色彩）</td><td>一般原則</td></tr>
<tr><td>屋根・軒</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築設備などの位置及び形態</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車場及び車庫の位置・意匠</td></tr>
</table>

資料 32　修景基準（長崎市東山手）

<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th>修景基準</th></tr>
<tr><td rowspan="8">建築物・工作物</td><td>位置</td><td>外壁の位置</td><td>街路沿いの建築物の壁面の位置は、周囲の建築物の壁面の位置と調和するようにするものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">規模</td><td>建築物の高さ</td><td>13m以下とする。</td></tr>
<tr><td>建築物の構造・階数</td><td>構造は伝統的洋風建築様式を踏襲した木造又はレンガ、石積み形式で、地上３階以下とする。ただし地下は含まないものとする。</td></tr>
<tr><td>工作物の高さ</td><td>13m以下とする。
ただし、①へい等の高さは２m以下　②建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが７m以下とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">意匠（形態・材料・色彩）</td><td>一般原則</td><td rowspan="2">伝統的洋風建築様式に合致するものとする。（工作物についても同様とする）</td></tr>
<tr><td>屋根・軒</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築設備などの位置及び形態</td><td>洋風の伝統的意匠のもののほかは原則として露出しないものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車場及び車庫の位置・意匠</td><td>街路に面した駐車場及び車庫は、周囲の景観と調和のとれたものとする。</td></tr>
</table>

資料 33　許可基準（長崎市東山手）

<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th>許可基準</th></tr>
<tr><td rowspan="8">建築物・工作物</td><td>位置</td><td>外壁の位置</td><td>街路沿いの建築物の壁面の位置は、周囲の建築物の壁面の位置と調和するようにするものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">規模</td><td>建築物の高さ</td><td>13m以下とする。
ただし、①エレベーター機械室、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分水平投影面積が当該建築面積の８分の１以内の場合においては、その部分の高さの 5 mまでは当該建築物の高さに参入しないものとする。
②建築物の屋上に設置される高架水槽及び冷却塔は、建築物本体からの高さが 7 m以下とする。</td></tr>
<tr><td>建築物の構造・階数</td><td>地上３階以下とする。</td></tr>
<tr><td>工作物の高さ</td><td>１３m以下とする。
ただし、①へい等の高さは２m以下　②建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが７m以下とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">意匠（形態・材料・色彩）</td><td>一般原則</td><td>歴史的な風致を著しく損なわないものとする。</td></tr>
<tr><td>屋根・軒</td><td>屋根は、原則として二方向以上の傾斜屋根で、軒の形態も歴史的風致を損なわないものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築設備などの位置及び形態</td><td>歴史的な風致を著しく損なわないものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車場及び車庫の位置・意匠</td><td>街路に面した駐車場及び車庫は、周囲の景観と調和のとれたものとする。</td></tr>
</table>

資料 34　修理基準（長崎市南山手）

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">項目</th><th colspan="2">修理基準</th></tr>
<tr><th>南山手 A 区域（旧香港上海銀行・小曽根周辺区域）</th><th>南山手 B 区域（グラバー園・ドンドン坂周辺区域）</th></tr>
<tr><td rowspan="8">建築物・工作物</td><td>位置</td><td>外壁の位置</td><td colspan="2" rowspan="8">伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため原則として現状維持又は復元修理とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">規模</td><td>建築物の高さ</td></tr>
<tr><td>建築物の構造・階数</td></tr>
<tr><td>工作物の高さ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">意匠（形態・材料・色彩）</td><td>一般原則</td></tr>
<tr><td>屋根・軒</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築設備などの位置及び形態</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車場及び車庫の位置・意匠</td></tr>
</table>

資料 35　修景基準（長崎市南山手）

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">項目</th><th colspan="2">修景基準</th></tr>
<tr><th>南山手 A 区域（旧香港上海銀行・小曽根周辺区域）</th><th>南山手 B 区域（グラバー園・ドンドン坂周辺区域）</th></tr>
<tr><td rowspan="7">建築物・工作物</td><td>位置</td><td>外壁の位置</td><td>街路沿いの建築物の壁面の位置は、周囲の建築物の壁面の位置と調和するようにするものとする。</td><td>街路沿いの建築物の壁面の位置は、周囲の建築物の壁面の位置と調和するようにするものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">規模</td><td>建築物の高さ</td><td>13m以下とする。</td><td>10m以下とする。</td></tr>
<tr><td>建築物の構造・階数</td><td>構造は伝統的洋風建築様式を踏襲した木造又はレンガ、石積み形式で、地上 3 階以下とする。ただし地下は含まないものとする。</td><td>構造は伝統的洋風建築様式を踏襲した木造又はレンガ、石積み形式で、地上 2 階以下とする。</td></tr>
<tr><td>工作物の高さ</td><td>13m以下とする。
ただし、①へい等の高さは 2 m以下　②建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが 7 m以下とする。</td><td>10m以下とする。
ただし、①へい等の高さは 2 m以下　②建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが 3 m以下とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">意匠（形態・材料・色彩）</td><td>一般原則</td><td rowspan="2">伝統的洋風建築様式に合致するものとする。（工作物についても同様とする）</td><td rowspan="2">伝統的洋風建築様式に合致するものとする。（工作物についても同様とする）</td></tr>
<tr><td>屋根・軒</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築設備などの位置及び形態</td><td>洋風の伝統的意匠のもののほかは原則として露出しないものとする。</td><td>洋風の伝統的意匠のもののほかは原則として露出しないものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車場及び車庫の位置・意匠</td><td>街路に面した駐車場及び車庫は、周囲の景観と調和のとれたものとする。</td><td>街路に面した駐車場及び車庫は、周囲の景観と調和のとれたものとする。</td></tr>
</table>

資料 36　許可基準（長崎市南山手）

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">項目</th><th colspan="2">許可基準</th></tr>
<tr><th>南山手 A 区域（旧香港上海銀行・小曽根周辺区域）</th><th>南山手 B 区域（グラバー園・ドンドン坂周辺区域）</th></tr>
<tr><td rowspan="8">建築物・工作物</td><td>位置</td><td>外壁の位置</td><td>街路沿いの建築物の壁面の位置は、周囲の建築物の壁面の位置と調和するようにするものとする。</td><td>街路沿いの建築物の壁面の位置は、周囲の建築物の壁面の位置と調和するようにするものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">規模</td><td>建築物の高さ</td><td>13m以下とする。
ただし、①エレベーター機械室、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分水平投影面積が当該建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さの 5 mまでは当該建築物の高さに参入しないものとする。
②建築物の屋上に設置される高架水槽及び冷却塔は、建築物本体からの高さが 7 m以下とする。</td><td>10m以下とする。
軒の高さは歴史的風致を著しく損なわないものとする。</td></tr>
<tr><td>建築物の構造・階数</td><td>地上 3 階以下とする。</td><td>地上 2 階以下とする。</td></tr>
<tr><td>工作物の高さ</td><td>13m以下とする。
ただし、①へい等の高さは 2 m以下　②建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが 7 m以下とする。</td><td>10m以下とする。
ただし、①へい等の高さは 2 m以下　②建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが 3 m以下とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">意匠（形態・材料・色彩）</td><td>一般原則</td><td>歴史的な風致を著しく損なわないものとする。</td><td>歴史的な風致を著しく損なわないものとする。</td></tr>
<tr><td>屋根・軒</td><td>屋根は、原則として二方向以上の傾斜屋根で、軒の形態も歴史的風致を損なわないものとする。</td><td>屋根は、原則として二方向以上の傾斜屋根で、軒の形態も歴史的風致を損なわないものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築設備などの位置及び形態</td><td>歴史的な風致を著しく損なわないものとする。</td><td>歴史的な風致を著しく損なわないものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車場及び車庫の位置・意匠</td><td>街路に面した駐車場及び車庫は、周囲の景観と調和のとれたものとする。</td><td>街路に面した駐車場及び車庫は、周囲の景観と調和のとれたものとする。</td></tr>
</table>

資料 37　修理基準（平戸市大島村神浦）

基準			修理基準＊1,2,3
項目	対象		保存物件の場合（伝統的建造物）
建築物	敷地		・履歴を調査の上、然るべき旧状に復原する
		地盤高	
		基礎高	
	配置		・同上
		壁面線	
		道路境界	
		正面	
	構造		・履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する ・必要な場合は、適切に構造補強を行う
		階数	
		規模	
	色彩		・同上
	屋根		・履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する ・既存の部材をできる限り保存活用する
		形式	
		梁間	
		勾配	
		軒	
		材料	
	正面庇		・同上
		勾配	
		高さ	
		材料	
	立面意匠		・同上
		正面	
		側面	
	基礎		・同上
	犬走		

＊1…復原修理が困難な箇所については、類例調査を行った上、修景基準を準用する。
＊2…建物内部の保存修理をする場合は履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。
＊3…建物内部の保存修理に際しては、既存の部材をできる限り保存活用する。

資料 38　修景基準（平戸市大島村神浦）

基準			修景基準※1,2,3		
項目	対象		表通りに面して建築物を建てる場合	海又は川に面して建築物を建てる場合	その他の場合
建築物	敷地		・周囲の伝統的建造物と高さを揃える	・同左	・同左
		地盤高	・周囲の伝統的建造物の高さに合わせる	・同左	・同左
		基礎高	・周囲の伝統的建造物の高さに合わせる	・同左	・同左
	配置		・敷地の履歴を調査の上、建築物を配置する	・同左	・同左
		壁面線	・履歴が不明な場合、町並み壁面線※3に沿った配置とする	・履歴が不明な場合、旧海岸線又は河岸線に沿った配置とする	—
		道路境界	・歴史的経緯を考慮した配置とする	・同左	・同左
		正面	・表通りに正面を向けた配置とする	・海又は川に正面を向けた配置とする	—
	構造		・在来工法による木造とする ・伝統様式A（別表）に従う造作意匠は伝統工法による	・同左	・同左
		階数	・原則、外観を二階建とする	・同左	・二階建以下とする
		規模	・軒高を周囲の伝統的建造物と調和させる	・同左	・同左
	色彩		・原則、材質を生かした色彩とする	・同左	・同左
	屋根		・伝統様式A（別表）に従う	・伝統様式B（別表）に従う	・伝統様式A又はB（別表）に従う
		形式	・伝統様式A（別表）に従う	・伝統様式B（別表）に従う	・伝統様式A又はB（別表）に従う
		梁間	・周囲の伝統的建造物と調和させる	・同左	・同左
		勾配	・伝統様式A（別表）に従う	・伝統様式B（別表）に従う	・伝統様式A又はB（別表）に従う
		軒	・周囲の伝統的建造物と調和した軒の出、軒高とする	・同左	・同左
		材料	・伝統様式A（別表）に従う	・伝統様式B（別表）に従う	・伝統様式A又はB（別表）に従う
	正面庇		・建築本体と調和した間口一杯の付庇とし、伝統様式A（別表）に従う	・建築本体と調和した間口一杯の付庇とし、伝統様式B（別表）に従う	・建築本体と調和した庇とし、伝統様式A又はB（別表）に従う
		勾配	・瓦葺きの上屋屋根より1寸または1寸5分程緩く葺く	・同左	・同左
		高さ	・周囲の伝統的建造物と調和させる	・同左	・同左
		材料	・伝統様式A（別表）に従う	・伝統様式B（別表）に従う	・伝統様式A又はB（別表）に従う
	立面意匠		・伝統様式A（別表）に従う ・付属屋は伝統様式B（別表）に従う	・伝統様式B（別表）に従う	・伝統様式A又はB（別表）に従う
		正面	・開口部を主体とした構成とする	・同左	—
		側面	・壁面を主体とした構成とする	・同左	—
	基礎		・伝統様式A（別表）に従う	・伝統様式B（別表）に従う	—
	犬走		・伝統様式A（別表）に従う	・伝統様式B（別表）に従う	—

※1…この基準により難い場合は、平戸市伝統的建造物群保存審議会の建議を経た上で、平戸市又は平戸市教育委員会が許可する。
※2…修景に係る補助は原則、建築物と工作物に対して交付する。
※3…「町並み壁面線」とは周囲の伝統的建造物の主屋一階及び二階が連なって造り出す壁面線をいう。

資料 39　許可基準（平戸市大島村神浦）

項目	対象		表通り又は海・川に面して建築物を建てる場合	その他の場合
建築物	敷地		・原則、敷地の履歴を考慮した高さとする	・同左
		地盤高	・原則、周囲の伝統的建造物の高さに合わせる	・同左
		基礎高	・原則、周囲の伝統的建造物の高さに合わせる	・歴史的風致を損なわないものとする
	配置		・原則、敷地の履歴を考慮した配置とする	・同左
		壁面線	・履歴が不明な場合、町並み壁面線 ※1 又は旧海岸線・河岸線に沿った配置とする	・歴史的風致を損なわないものとする
		道路境界	・周囲の伝統的建造物と調和したものとする	—
		正面	・原則、表通りに正面を向けた配置とする ・原則、海又は川に正面を向けた配置とする	—
	構造		・原則、在来工法による木造とする （用途上、やむを得ない場合はこの限りでない）	・歴史的風致を損なわないものとする
		階数	・原則、外観を二階建以下とする	・原則、外観を二階建以下とする
		規模	・軒高を周囲の伝統的建物と調和させる	・歴史的風致を損なわないものとする
	色彩		・原則、周囲の伝統的建造物と調和したものとする	・歴史的風致を損なわないものとする
	屋根		・平入りとする	・歴史的風致を損なわないものとする
		形式	・原則、切妻造とする	・原則、切妻造又は入母屋造又は寄棟造とする
		梁間	・周囲の伝統的建造物と調和したものとする	・同左
		勾配	・周囲の伝統的建造物と調和したものとする	・同左
		軒	・周囲の伝統的建造物と調和した軒の出、軒高とする	・歴史的風致を損なわないものとする
		材料	・原則、周囲の伝統的建造物と調和したものとする	・歴史的風致を損なわないものとする
	庇		・原則、一階正面間口一杯に付庇を設ける （用途上やむを得ない場合又は平屋建の場合はこの限りでない） ・建築本体と調和した付庇とする	—
		勾配	・周囲の伝統的建物と調和したものとする	—
		高さ	・周囲の伝統的建造物と調和したものとする	—
		材料	・周囲の伝統的建造物と調和したものとする	—
	立面意匠		・原則、周囲の伝統的建造物と調和したものとする	—
		正面	・原則、開口部を主体とした構成とする	—
		側面	・原則、壁面を主体とした構成とする	—
	基礎		・原則、周囲の伝統的建造物と調和したものとする	—
	犬走		・原則、周囲の伝統的建造物と調和したものとする	—

※1…「町並み壁面線」とは周囲の伝統的建造物の主屋一階及び二階が連なって造り出す壁面線をいう。

資料 40　伝統様式（平戸市大島村神浦）

様式名		伝統様式 A*2	伝統様式 B*2
該当建築例		表通り沿いに建つ主屋	海又は川沿いに建つ付属屋
屋根	棟向	・平入り	・同左
	形式	・切妻造	・同左
	勾配	・4 寸～6 寸 5 分勾配	・同左
	屋根材	・黒色又は銀黒色の燻日本瓦桟瓦葺	・同左
	樋	・濃褐色（つや消し）のもの	・同左
二階立面意匠	正面外壁	・真壁造中塗り仕上	・同左
	側面外壁	・真壁造荒壁仕上又は大壁造縦羽目板張 ・望見可能な部分のみも可	・同左
	開口部形式	・連窓形式戸袋付又は独立窓形式 ・連窓形式の場合、手摺を付すことも可	・連窓形式戸袋付 ・手摺を付すことも可
	開口部建具	・内側に木製硝子戸又は障子戸引違い ・外側に木製雨戸引通しとする ・独立窓形式の場合、外側に板戸引込みも可	・内側に木製硝子戸又は障子戸引違い ・外側に木製雨戸引通し戸袋付
	戸袋	・縦羽目板張	・縦羽目板張
	軒廻	・化粧垂木及び野地板露し	・同左
正面庇	屋根材	・黒色又は銀黒色の燻日本瓦桟瓦葺	・同左
	形式	・付庇形式とし、主屋柱筋に絵様付持送り又は絵様付方杖を付す ・釣庇形式とすることも可	・同左
	勾配	・上屋屋根より緩く葺く	・同左
	軒廻	・化粧垂木及び野地板露し	・同左
	樋	・濃褐色（つや消し）	・同左
一階立面意匠	正面外壁	・真壁造中塗り仕上	・真壁造中塗り仕上又は大壁造縦羽目板張
	側面外壁	・真壁造荒壁仕上又は大壁造縦羽目板張 ・望見可能な部分のみも可	・同左
	腰壁	・大壁造縦羽目板張とする	・同左
	出入口	・木製摺上げ大戸又は木製板戸引込み又は木製硝子戸引違い ・硝子戸引違いの場合、外側に木製雨戸引通し戸袋付も可 ・脇に胴縁付板壁を設けることも可	・木製板戸引込み又は木製硝子戸引違い ・硝子戸引違いの場合、外側に木製雨戸引通し戸袋付も可
	床上開口部	・木製摺上戸又は木製硝子戸引違い ・間口が大きい場合、外側上手に木製枠付出格子も可	・内側に障子戸引違又は硝子戸引違い ・外側に木製雨戸引通し戸袋付
	戸袋	・縦羽目板張	・同左
	基礎	・布石敷又はこれに類するもの	・同左
	犬走り	・石敷又はこれに類するもの	・同左

＊1…本別表は、今後の修理の進展によって得られた知見に従って追加・修正を行うこともある。
＊2…寺社境内や高台上など、上記伝統様式に依り難い場合は、これに類する伝統的建造物の伝統様式に合致させるものとする。

資料 41　補助基準（雲仙市神代小路）

			補助基準：歴史的風致を回復、形成させるための基準			
敷地	敷地の形状、境界		敷地の旧状を考慮した敷地境界及び敷地地盤面とする。 旧状が不明な場合は、敷地境界に塀、垣を巡らし、出入り口に桝形を設ける。			
敷地	建築物、工作物の位置、種別		敷地の旧状を尊重し、建築物及び工作物の位置、方向、種別を定める。 旧状が不明な場合は、主屋・附属屋については北側又は東側を下手とし、南側又は西側を上手として主屋・付属屋・庭園等を配置する。上記の場合、主屋及び付属屋の壁面は道路・隣地境界線から後退させ、主屋の周囲に庭園等の外部空間を設ける。 原則、長屋門又は門倉を建てることができるのは、履歴が明らかな場合に限る。			
建築物	構造		主屋		付属屋	
			武家屋敷風建築	近代和風建築	長屋門・門倉	釜屋・その他
			伝統工法による木造	在来軸組工法による木造 修景部位は伝統工法による	伝統工法による木造	在来軸組工法による木造 修景部位は伝統工法による
	階数		平屋建	中 2 階建以下	平屋建	平屋建
	規模（軒高）		周囲の伝統的建造物に従う	周囲の伝統的建造物に従う	周囲の伝統的建造物に従う	周囲の伝統的建造物に従う
	規模（梁間）		梁間 2 間又は 2 間半	梁間 2 間半以下	梁間 2 間以下	梁間 2 間以下
	色彩		材質を生かした色彩とする	同左	同左	同左
	屋根	形式	平入寄棟造 下屋を巡らす	寄棟造又は入母屋造 下屋を巡らす	入母屋造又は切妻造 茅葺の場合は寄棟造	寄棟造又は切妻造
		勾配	地区内の伝統的建造物の主屋に従う	同左	同左	同左
		材料	茅葺	黒又は銀黒色日本瓦桟瓦葺	黒又は銀黒色日本瓦桟瓦葺又は茅葺	黒又は銀黒色日本瓦桟瓦葺
		上屋軒	茅葺降し せがい造も可	垂木及び野地板露し せがい造も可	垂木及び野地板露し又は茅葺降し、長屋門はせがい造も可	垂木及び野地板露し
		上屋庇	黒又は銀黒色日本瓦桟瓦葺	黒又は銀黒色日本瓦桟瓦葺	―	黒又は銀黒色日本瓦桟瓦葺
		下屋庇	垂木及び野地板露し	垂木及び野地板露し	―	―
		樋	付ける場合は伝統的工法による	同左	同左	同左
	1 階意匠	外壁	真壁造白漆喰仕上	同左	同左	同左
		腰壁	竪羽目板又はササラ下見板張	同左	同左	竪羽目板張
		開口部	居室部は掃出しとし、濡縁又は内縁を設け、戸袋を設け、出入口脇に格子窓を設ける	居室部は掃出しとし、内縁を設け、戸袋を設ける	腰高の出格子窓とする 敷地内は戸袋付の窓も可 出入口は敷地内に設ける	腰高の無双窓又は戸袋付の窓とする
		建具	木製障子戸引違い 外側木製雨戸引通し	木製障子戸又は硝子戸引違い 外側木製雨戸引通し	木製障子又は硝子戸引違い	木製障子又は硝子戸引違い
		玄関・出入口	玄関は式台構えとする 木製舞良戸及び障子戸引込み 出入口は大戸引込み	玄関は式台構えを基本とする 木製舞良戸及び障子又は硝子戸引込み又は引違い 外側に木製雨戸引通し又は硝子戸引違いも可 出入口は大戸引込み又は硝子戸引違い	木製板戸引違い又は引込み 門扉は木製板戸両開き	木製板戸引違い又は引込み
		戸袋	竪羽目板又はササラ子下見板張	同左	―	竪羽目板張
		基礎	道路側正面石敷 縁廻り束石建	道路側正面石敷 縁廻り束石建	布石敷又は石敷	布石敷又は石敷
		外構	たたき、石敷、砂利敷又はこれらに類するもの	同左	同左	同左
	2 階意匠	外壁	―	真壁造白漆喰仕上	―	―
		腰壁	―	竪羽目板張	―	―
		開口部	―	腰高窓又は掃出しとし、戸袋を設ける	―	―
		建具	―	木製障子戸又は硝子戸引違い 外側木製雨戸引通し	―	―
		戸袋	―	竪羽目板又はササラ子下見板張	―	―

資料 42　許可基準（雲仙市神代小路）

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th colspan="3">許可基準：歴史的風致と調和させるための基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">敷地</td><td colspan="2">敷地の形状、境界</td><td colspan="3">原則、敷地の履歴を考慮した敷地境界及び敷地地盤面とする。
履歴が不明な場合は、敷地境界に塀、垣を巡らし、原則、出入り口に桝形を設ける。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物、工作物の位置、種別</td><td colspan="3">原則、敷地の履歴を考慮した位置、方向、種別とする。
履歴を考慮できない場合は、原則、北側又は東側を下手とし、南側又は西側を上手として主屋・付属屋・庭園等を配置する。
上記の場合、壁面は道路・隣地境界線から後退させ、主屋の周囲に庭園等の外部空間を設ける。上記の場合、付属屋も道路・隣地境界線から後退させ、公道に接して建てる場合は補助基準に従う。</td></tr>
<tr><td rowspan="14">建築物</td><td colspan="2"></td><td>主屋</td><td>付属屋</td><td>公道に接する場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">構造</td><td>在来軸組工法による木造を基本とする。
（用途上やむをえない場合はこの限りではない）</td><td>同左</td><td>補助基準に従う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">階数</td><td>平屋建又は部分 2 階建とする。</td><td>平屋建とする。</td><td>補助基準に従う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">棟高・軒高</td><td>周囲の伝統的建造物と調和したものとする。</td><td>同左</td><td>補助基準に従う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">規模</td><td>周囲の伝統的建造物と調和したものとする。</td><td>同左</td><td>補助基準に従う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">色彩</td><td>歴史的風致を損なわないものとする。</td><td>同左</td><td>補助基準に従う。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">屋根</td><td>形式</td><td>寄棟又は入母屋造とし、下屋を巡らす。</td><td>寄棟造又は切妻造とする。</td><td>補助基準に従う。</td></tr>
<tr><td>勾配</td><td>地区内の伝統的建造物の主屋に従う。</td><td>同左</td><td>補助基準に従う。</td></tr>
<tr><td>材料</td><td>黒又は銀黒色日本瓦桟瓦葺</td><td>同左</td><td>補助基準に従う。</td></tr>
<tr><td>軒</td><td>軒の出を有し、歴史的風致を損なわないものとする。</td><td>同左</td><td>補助基準に従う。</td></tr>
<tr><td>樋</td><td>歴史的風致を損なわないものとする。</td><td>同左</td><td>補助基準に従う。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">外壁・開口部</td><td>一階</td><td>歴史的風致を損なわないものとする。</td><td>同左</td><td>補助基準に従う。</td></tr>
<tr><td>二階</td><td>周囲の伝統的建造物と調和したものとする。</td><td>―</td><td>補助基準に従う。</td></tr>
</table>

資料 43　修理基準（杵築市北台南台）

<table>
<tr><th colspan="4">修理基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">敷地</td><td colspan="2">屋敷構え</td><td rowspan="10">原則として、履歴を調査のうえ、現状維持または然るべき旧状に復する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">配置計画</td></tr>
<tr><td rowspan="8">建築物</td><td rowspan="3">規模</td><td>階数</td></tr>
<tr><td>最高の高さ</td></tr>
<tr><td>軒高</td></tr>
<tr><td rowspan="2">形状</td><td>構造</td></tr>
<tr><td>屋根</td></tr>
<tr><td rowspan="3">外観意匠</td><td>表構え</td></tr>
<tr><td>外壁及び軒裏</td></tr>
<tr><td>色彩</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅設備機器等</td><td>原則として、公道等から見える位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子等の囲いを設けて歴史的風致を損なわない措置を施す。</td></tr>
</table>

資料 44　修景基準（杵築市北台南台）

<table>
<tr><th colspan="8">修景基準</th></tr>
<tr><td colspan="3">基本的な考え</td><td colspan="5">北台、南台の伝統的建造物群の特性を維持したもので、伝統的町並み景観の形成に寄与するものであること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">敷地</td><td colspan="2">屋敷構え</td><td colspan="5">可能な限り、現状の屋敷構えを維持して間口を細分化せず、敷地の履歴または近隣との調和を考えて、土塀、石垣、生垣等により敷地を囲繞する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">配置計画</td><td colspan="5">履歴を調査のうえ、周囲の伝統的建造物と調和した位置とする。
また主屋の壁面線は、原則として公道から（３ｍ以上）後退させる。</td></tr>
<tr><td rowspan="13">建築物</td><td colspan="2" rowspan="2">種別</td><td rowspan="2">主屋</td><td colspan="3">付属屋</td></tr>
<tr><td>離れ</td><td>長屋門、
四脚門</td><td>土蔵等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">規模</td><td>階数</td><td>２階建以下とする。
ただし、平屋建が望ましい。</td><td>同左。</td><td>平屋建とする。</td><td>２階建以下とする。</td></tr>
<tr><td>最高の高さ</td><td>９ｍ以下とし、周囲の伝統的建造物に配慮した高さとする。</td><td>同左。</td><td>５ｍ以下とし、周囲の伝統的建造物を越えないこととする。</td><td>６．５ｍ以下とし、周囲の伝統的建造物を越えないこととする。</td></tr>
<tr><td>軒高</td><td>周囲の伝統的建造物と調和した高さとする。
【平屋建】４ｍ以下とする。
【つし２階建】５ｍ以下とする。
【本２階建】２階軒高を６ｍ以下とする。</td><td>同左。</td><td>４ｍ以下とし、周囲の伝統的建造物と調和した高さとする。</td><td>５ｍ以下とし、周囲の伝統的建造物に配慮した高さとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">形状</td><td colspan="2">構造</td><td colspan="3">原則として、木造とする。</td><td>原則として、木造大壁造りとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">屋根</td><td>形式</td><td>寄棟造、入母屋造、切妻造のいずれかとする。ただし、平屋建の場合は、寄棟造平入が望ましい。</td><td>寄棟造、入母屋造、切妻造のいずれかとする。</td><td>寄棟造、入母屋造、または切妻造のいずれかで、平入とする。</td><td>切妻造とする。</td></tr>
<tr><td>勾配</td><td colspan="3">原則として、茅葺（茅葺型金属板葺を含む）は６．５／１０～１０．０／１０勾配とし、瓦葺は４．０／１０～６．０／１０勾配とする。</td><td>４．０／１０～７．０／１０勾配とする。</td></tr>
<tr><td>材料</td><td colspan="2">茅葺またはいぶし瓦の桟瓦葺とし、茅葺型のみ金属板葺も可とする。下屋をめぐらす場合はいぶし瓦の桟瓦葺とする。</td><td colspan="2">いぶし瓦の桟瓦葺とする。下屋をめぐらす場合はいぶし瓦の桟瓦葺とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">庇</td><td colspan="3">原則として、腕木庇とし、いぶし瓦の桟瓦葺または銅板葺とする。</td><td>瓦庇とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">外観意匠</td><td colspan="2">基礎</td><td colspan="5">周囲の伝統的建造物に調和させた仕上げとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建具</td><td colspan="5">木製とする。位置、種類及び意匠は伝統的な形式に倣ったものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">外壁及び軒裏</td><td colspan="5">外壁は真壁造漆喰仕上げとする。つし２階建の上屋と下屋の間は大壁造は可とする。土蔵は大壁造白漆喰仕上げのみとする。
腰板は目板付き縦板張りや横板張り押さえ縁付きなどの伝統的な形式、意匠とし、木部の色彩は古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げとする。
軒裏は垂木及び野地板あらわしや小舞付きの化粧野地とする。土蔵は白漆喰仕上げとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">色彩</td><td colspan="5">周囲の伝統的建造物の特性を維持したものとし、歴史的風致との調和を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅設備機器等</td><td colspan="5">原則として、公道等から見える位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子等の囲いを設けて歴史的風致を損なわない措置を施す。</td></tr>
</table>

資料 45　許可基準（杵築市北台南台）

<table>
<tr><th colspan="5">許可基準</th></tr>
<tr><td colspan="3">基本的な考え</td><td>北台、南台の歴史的風致と調和するものとすること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">敷地</td><td colspan="2">屋敷構え</td><td>原則として、履歴を調査のうえ、旧状を考慮した屋敷構えとする。
旧状が不明な場合は、可能な限り、現状の屋敷構えを維持し、間口を細分化せず、原則石垣の上に土塀、生垣等により敷地を囲繞する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">配置計画</td><td>周囲の伝統的建造物と調和した位置とする。 また主屋の壁面線は、原則として道路境界から（３m以上）後退させる。</td></tr>
<tr><td rowspan="15"></td><td rowspan="3">規模</td><td>階数</td><td>２階建以下とする。</td></tr>
<tr><td>最高の高さ</td><td>１０m以下とし、周囲の伝統的建造物に配慮した高さとする。</td></tr>
<tr><td>軒高</td><td>周囲の伝統的建造物と調和した高さとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">形状</td><td>構造</td><td>原則として、木造とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">屋根</td><td>形式</td><td>２方向以上の勾配屋根とする。</td></tr>
<tr><td>勾配</td><td>歴史的風致を損なわないものとする。</td></tr>
<tr><td>材料</td><td>原則として、いぶし瓦の桟瓦葺とする。</td></tr>
<tr><td>庇</td><td>庇を設ける場合、伝統的建造物との調和を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">外観意匠</td><td>基礎</td><td>周囲の伝統的建造物と調和したものとする。</td></tr>
<tr><td>建具</td><td>歴史的風致を損なわないものとする。</td></tr>
<tr><td>外壁及び軒裏</td><td>歴史的風致を損なわないものとする。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>歴史的風致を損なわないものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅設備機器等</td><td>原則として、公道等から見える位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、植栽や目隠し等の囲いを設けて歴史的風致を損なわない措置を施す。</td></tr>
</table>

資料 46　修景規準（日向市美々津）

区分		修景規準内容
建築物	構造	主屋の構造は、木造で在来工法によることを原則とする。
	位置	主屋の位置は道路に直接面し、隣家と前面の壁面の壁面線をそろえる。
	屋根	本瓦葺又は桟瓦葺とする。瓦はうわ薬をかけない「いぶし瓦」とする。 屋根は勾配屋根とし、その勾配は 5 寸～6 寸を標準とする。
	階数	平家建、厨子二階建、二階建のいずれかとする。
	軒高、棟高	軒高は 3.2 メートル～4.8 メートルとして周囲の伝統的建造物との調和を考慮する。 棟高は妻入で 5.4 メートル～6.8 メートル、平入で 5.6 メートル～7.55 メートルを規準とする。
	正面庇	軒先の高さを隣家とそろえる。
	軒裏等	大壁造では軒裏を白漆喰仕上げとする。庇軒裏は垂木をみせる。 雨樋は銅製、鉄板製とする。
	外壁	大壁造、白漆喰仕上げを原則とし、必要に応じて下見板張とする。
	表構えの要素	一階＝大戸構、格子構、雨戸、戸袋、バンコ（床几）、土戸、下見板張 二階＝虫籠窓、格子窓、手摺、雨戸、戸袋、妻入りの場合は窓上に水切庇
	建具	木製を原則とする。 アルミサッシを使用する場合には茶褐色などのカラーサッシとし、表側に木製の格子等を取り付ける。
	看板	看板は、保存地区の特性を考慮して、調和のとれたものとする。

資料 47　修理基準（渡名喜村渡名喜島）

区分		修理基準（伝統的建造物）
建築物	配置 規模	従前の主屋・付属舎の家屋配置及び建築規模を遵守する。
	敷地高	従前の道路より低い敷地高を維持する。
	構造	従前の構造形式を遵守し、保存を図る。
	屋根 軒回り	従前の屋根形態、勾配、軒の出、軒高を遵守し、保存を図る。
	壁面 開口部	従前の壁面、開口部の形式を遵守する。

資料 48　修景基準（渡名喜村渡名喜島）

区分		伝統的建造物以外の建造物（修景物件）
建築物	配置	伝統的な家屋配置に準ずる。 ○ゆとりある前庭の保全 ○分棟形式の保全
	規模	主屋については、従前の規模での修復整備を原則とし、必要な増改築等に際しては島の伝統的家屋の最大規模を超えない範囲の規模で行うものとする。 ○主屋　平均：5 間×3 間半程度　最大：6 間半×4 間半 付属舎の修復にあたっては、主屋の規模を超えないことを原則とし、棟の向きは主屋と直交する。 ○付属舎　概ね　1 間半×3 間半
	敷地高	道路より低い敷地高の場合はこれを維持する。また道路面と同じ敷地高の場合には低い敷地への復旧を図る。なお、スロープや手すりなどの補助的な日常生活上の利便装置を設けることは可能とする。
	構造	木造以外の構造も可能とするが、外観は木造とする。
	階高及び 階数等	主屋・付属舎ともに階高は伝統的建造物に準ずる。また階数は 2 階以下とし、かつ全体高さは福木の高さを超えないものとする。
	屋根	伝統的建造物に準じ、屋根形態は寄棟又はカニンティ（かけ造）の 5/10 勾配を原則とし、琉球赤瓦葺とする。 但し雨漏りを改善するための改良版は可能とする。
	軒回り	伝統的建造物に準じて修景を行う。 ○軒高　　雨端柱：1900～2500 ㎜程度　母屋柱：2400～2900 ㎜程度 ○軒の出　雨端柱：　350～600 ㎜　　母屋柱：1900～2500 ㎜ ○軒裏　　野地竹又は野地板、軒天井 ○タルキ　原則として皮なし丸材の扇タルキ ○雨端柱　原則としてチャーギの根付
	壁面 開口部	壁面は縦羽目板張りの化粧板張り等伝統的材料・工法を用いる。 開口部にアルミサッシュを設ける場合は木調にあうよう茶系統の色とする。 また、開口部には板雨戸を設けることを原則とし、特に出入りが可能な開口部は開け放ちが可能な造りとする。

資料 49　修理基準（竹富町竹富島）

修理基準
ア　正面および他の 3 面・屋根・軒裏等の伝統的な外観を維持するための修理を基本とする。
イ　伝統的様式にそぐわない改造・修理が加えられている部分については、当該建造物の履歴調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。
ウ　上記の部分のうち、旧状が不明な場合には、伝統様式に依らない改造・修理が加えられている部分を撤去した上で、現状を維持するための修理を基本とする。ただし、周囲の状況等を勘案して復元的な修理を行う場合には、下記に示す伝統的建造物以外の建築物等の　修景にあたって適用される景観形成基準に従う。
エ　伝統的建造物の修理は、伝統工法によることを原則とする。ただし、居住性を著しく損　なう台風被害や雨漏り等を防ぐための壁面内部コンクリートおよびアスファルトルーフィング等の使用については、審議会で検討の上、やむ無しと判断されるものについては、正面および他の 3 面・屋根・軒裏等の伝統的な外観を維持する範囲において許容する。
オ　伝統的建造物のうち、内部を公開するものについては、当該部分の履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。

資料 50　フーヤ規模家屋の景観形成基準（竹富町竹富島）

基準項目			伝統様式	景観形成基準
基礎等	敷地地盤		前面道路より 10～15cm 高い	●可能な限り前面道路とともにオリジナルの高さに復旧する
	建物基礎		敷地地盤より縁石分（10～15cm 程度）高い	●履歴を調査し、可能な限りオリジナルの高さに設定するとともに、不必要な嵩上げを行わない
	床高		基礎石上面より 50cm 強の高さ	●復元を目指す場合は伝統様式にあわせる ●それ以外の場合は、特に誘導しない
壁面後退（道路境界線～壁面）	南側（正面）		8～9m	●8m 以上とする
	東側が接道する場合		3m 程度	●2m 以上とする（できる限り 3m を確保する）
	東側が屋敷の場合		3m 程度	●1m 以上とする（できる限り 3m を確保する）
	西・北側が接道する場合		1m 以上	●1m 以上とする
隣棟間隔（壁面～壁面）	西側トーラとの間隔		3～4.5m 程度	●3m 以上とする
	北側副屋との間隔		2～3m 程度	●2m 以上とする
建物高さ（屋根高さ）			6.1m（最高の屋根高さの与那国家）以下	●6.1m 以下（伝統家屋の最高を超えない）とする
壁			壁体構造：木造貫屋（ヌキヤ）造 真壁造・竪板張り	●原則、木造貫屋（ヌキヤ）造＋真壁造・竪板張りとし、以下の仕様とすることもできる ⑴木造貫屋（ヌキヤ）造り＋補強コンクリートブロック造＋真壁造修景・竪板張り ⑵補強コンクリートブロック造＋真壁造修景・竪板張り ⑶RC（鉄筋コンクリート）造＋真壁造修景・竪板張り
寄棟・赤瓦葺き	屋根	小屋組	伝統的木造軸組構造（和小屋）	●原則、伝統的木造軸組構造とし、以下の構造とすることもできる ⑴伝統工法以外の木造小屋組（トラス構造など） ⑵RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造
		屋根勾配	4.5～6 寸（四方同一勾配）	●伝統様式に従う
		屋根葺	赤瓦・白漆喰塗り	●赤瓦本瓦葺き・白漆喰塗りとする ●島瓦の古瓦または島瓦と同一規格のものを用いる ●軒先は漆喰仕上げとし花瓦は用いない
	正面軒（南側）	軒先仕様	丸垂木、野地竹露（あらわし）、鼻隠しなし	●木造小屋組の場合は伝統様式（丸垂木、野地竹）に従う ●RC スラブで軒を造る場合は、原則、スラブ断面を露出させない修景を施す ●鼻隠しを設けない
		軒高さ	2～2.3m	●原則、伝統様式に従い、2.5m 以下とする
		雨端深さ	○雨端柱がある場合：90～100cm ○雨端柱が無い場合：60～70cm	●伝統様式に従う ●北側の軒には雨端柱を設けない
	東西北軒	軒先意匠	丸垂木、野地竹露（あらわし）、鼻隠しなし	●木造小屋組の場合は伝統様式（丸垂木、野地竹）に従う ●RC スラブの場合は、原則、スラブ断面を露出させない修景を施す ●鼻隠しを設けない
		軒高さ	2～2.5m	●原則、伝統様式に従い、2.5m 以下とする
		雨端深さ	○雨端柱がある場合：90～100cm ○雨端柱が無い場合：50～70cm	●雨端柱は伝統様式（雨端柱、菊目石）に従う ●北側の軒には雨端柱は設けない
寄棟・茅葺き	屋根	小屋組・構造	伝統的木造軸組構造（和小屋）	●原則、伝統的木造軸組構造とし、以下の構造とすることもできる ⑴伝統工法以外の木造小屋組（トラス構造など） ⑵RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造
		屋根勾配	6.5～8 寸	●伝統様式に従う
	軒	高さ	1.6m 程度	●原則、伝統様式（1.6～2.0m を推奨）に従い、2.3m を超えない
		深さ	○雨端柱がある場合：100～120cm ○他 3 方：60cm 程度	●雨端柱を設置する場合：90cm 以上とする ●天端柱を設置しない場合：50cm 程度とする

※　下線は補助対象である。

資料 51　トーラ規模家屋の景観形成基準（竹富町竹富島）

基準項目			伝統様式	景観形成基準
基礎等	敷地地盤		前面道路より 10～15cm 高い	●可能な限り前面道路とともにオリジナルの高さに復旧する
	建物基礎		敷地地盤より縁石分（10～15cm 程度）高い	●履歴を調査し、可能な限りオリジナルの高さに設定するとともに、不必要な嵩上げを行わない
	床高		基本的には土間とする	●復元を目指す場合は伝統様式にあわせる ●それ以外の場合は、特に誘導しない
壁面後退（道路境界線～壁面）	西・北側接道		1m 以上	●1m 以上
隣棟間隔（壁面～壁面）	東側フーヤとの間隔		3～4.5m 程度	●3m 以上
建物高さ			3.9m 以下	●原則、伝統様式に従い、5m 以下（茅葺 8 寸勾配で 4×3 間平面を想定）
壁			○木造貫屋（ヌキヤ）造＋真壁造・竪板張り ○あわ石切石積み（大壁）	●原則「木造貫屋（ヌキヤ）造＋真壁造・竪板張り」または「あわ石切石積み」とし、以下の構造とすることもできる ⑴木造貫屋（ヌキヤ）造り＋補強コンクリートブロック造＋真壁造修景・竪板張り ⑵補強コンクリートブロック造＋真壁造修景・竪板張り ⑶RC（鉄筋コンクリート）造＋真壁造修景・竪板張り
寄棟・赤瓦葺き	屋根	小屋組の構造	伝統的木造軸組構造（和小屋）	●原則、伝統的木造軸組構造（移築を含む）とし、以下の構造とすることもできる ⑴在来工法以外の木造小屋組（トラス構造など） ⑵RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造
		屋根勾配	5.5～6 寸（四方同一勾配）	●5～6 寸（必ず四方同一勾配とし、フーヤの勾配に揃えるのが望ましい）
		屋根葺	赤瓦・白漆喰塗り	●赤瓦本瓦葺き・白漆喰塗り ●島瓦の古瓦または島瓦と同一規格のもの ●軒先は漆喰仕上げとし花瓦は用いない
	軒	軒先意匠	丸垂木、野地竹露（あらわし）、鼻隠しなし	●木造小屋組の場合は伝統様式（丸垂木、野地竹）に従う ●RC スラブの場合は、原則、スラブ断面を露出させない修景を施す ●鼻隠しを設けない
		軒高さ	2～2.3m	●原則、伝統様式（2～2.3m を推奨）に従い、2.5m を超えない
		軒深さ	○雨端柱がある場合：90～100cm ○雨端柱が無い場合：60～70cm	●雨端柱（雨端柱、菊目柱）を設置する場合：90～100cm ●雨端柱を設置しない場合：50～70cm
寄棟・茅葺き	屋根	小屋組・構造	伝統的木造軸組構造（和小屋）	●伝統的木造軸組構造とし、以下の構造とすることもできる ⑴在来工法以外の木造小屋組（トラス構造など） ⑵RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造
		屋根勾配	6.5～8 寸	●6～8 寸
	軒	高さ	1.6m 程度	●原則、伝統様式（1.6～1.8m を推奨）に従い、2.3m を超えない
		深さ	○雨端柱がある場合：100～120cm ○他 3 方：60cm 程度	●雨端柱（雨端柱、菊目石）を設置する場合：90～120cm ●雨端柱を設置しない場合：50cm 程度

※　下線は補助対象である。

資料 52　倉庫等附属屋の許可基準（竹富町竹富島）

基準項目			伝統様式	許可基準
壁面後退（道路境界線～壁面）	西・北側接道		なし	●1m 以上
隣棟間隔（壁面～壁面）	フーヤ、トーラとの間隔		なし	●2m 以上
建物高さ			なし	●2.5m 以下（4 寸勾配屋根で梁間 1 間、軒高さ 2m の断面を想定）
構造			なし	●木造または RC 造（補強コンクリートブロック造含む）＋竪板張り修景
				●既製品（プレファブリック）の物置やコンテナなどの工業製品は認めない
寄棟・赤瓦葺き	屋根	小屋組構造	なし	●原則、切妻とし木造の小屋組とする
		屋根勾配	なし	●4 寸以下
		屋根葺	なし	●原則、平金属板（木製型枠による。波板トタンは不可）
	軒	軒先意匠	なし	●とくに指定しない
		軒高さ	なし	●2m（トーラ規模家屋の最低高さ）以下
		軒深さ	なし	●30cm 以下

資料 53　建築基準法施行令 第 38 条

建築基準法施行令 第 38 条

第 38 条　建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

2　建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

3　建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ 13 m 又は延べ面積 3,000 ㎡を超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積 1 ㎡につき 100 kN を超えるものにあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

4　前 2 項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

5　打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。

6　建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平屋建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

資料 54　国土交通省告示第 1098 号（平成 30 年 9 月 12 日）(1/3)

〔平成 12 年 5 月 23 日建設省告示第 1347 号〕

建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件

最終改正　平成 30 年 9 月 12 日国土交通省告示第 1098 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 38 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を次のように定める。

第 1　建築基準法施行令（以下「令」という。）第 38 条第 3 項に規定する建築物の基礎の構造は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度（改良された地盤にあっては、改良後の許容応力度とする、以下同じ。）が 20 kN/㎡未満の場合にあっては基礎ぐいを用いた構造と、20 kN/㎡以上 30 kN/㎡未満の場合にあっては基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎と、30 kN/㎡以上の場合にあっては基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎としなければならない。

一　次のイ又はロに掲げる建築物に用いる基礎である場合

イ　木造の建築物のうち、茶室、あずまやその他これらに類するもの

ロ　延べ面積が 10 ㎡以内の物置、納屋その他これらに類するもの

二　地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が 70 kN/㎡以上の場合であって、木造建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分のうち、令第 42 条第 1 項ただし書の規定により土台を設けないものに用いる基礎である場合

三　門、塀その他これらに類するものの基礎である場合

四　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 2 項、第 5 項又は第 6 項に規定する仮設建築物（同法第 6 条第 1 項第二号及び第三号に掲げる建築物を除く。）に用いる基礎である場合

2　建築物の基礎を基礎ぐいを用いた構造とする場合にあっては、次に定めるところによらなければならない。

一　基礎ぐいは、構造耐力上安全に基礎ぐいの上部を支えるよう配置すること。

二　木造の建築物若しくは木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分（平屋建ての建築物で延べ面積が 50 ㎡以下のものを除く。）の土台の下又は組積造の壁若しくは補強コンクリートブロック造の耐力壁の下にあっては、一体の鉄筋コンクリート造（2 以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。以下同じ。）の基礎ばりを設けること。

三　基礎ぐいの構造は、次に定めるところによるか、又はこれらと同等以上の支持力を有するものとすること。

イ　場所打ちコンクリートぐいとする場合にあっては、次に定める構造とすること。

(1) 主筋として異形鉄筋を 6 本以上用い、かつ、帯筋と緊結したもの

(2) 主筋の断面積の合計のくい断面積に対する割合を 0.4 %以上としたもの

資料 55　国土交通省告示第 1098 号（平成 30 年 9 月 12 日）(2/3)

ロ　高強度プレストレストコンクリートぐいとする場合にあっては、日本工業規格 A5337（プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートくい）-1995 に適合するものとすること。

ハ　遠心力鉄筋コンクリートぐいとする場合にあっては、日本工業規格 A5310（遠心力鉄筋コンクリートくい）-1995 に適合するものとすること。

ニ　鋼管ぐいとする場合にあっては、くいの肉厚は 6 mm 以上とし、かつ、くいの直径の 1/100 以上とすること。

3　建築物の基礎をべた基礎とする場合にあっては、次に定めるところによらなければならない。

一　一体の鉄筋コンクリート造とすること。ただし、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が 70 kN/㎡以上であって、かつ、密実な砂質地盤その他著しい不同沈下等の生ずるおそれのない地盤にあり、基礎に損傷を生ずるおそれのない場合にあっては、無筋コンクリート造とすることができる。

二　木造の建築物若しくは木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の土台の下又は組積造の壁若しくは補強コンクリートブロック造の耐力壁の下にあっては、連続した立上り部分を設けるものとすること。

三　立上り部分の高さは地上部分で 30 cm 以上と、立上り部分の厚さは 12 cm 以上と、基礎の底盤の厚さは 12 cm 以上とすること。

四　根入れの深さは、基礎の底部を雨水等の影響を受けるおそれのない密実で良好な地盤に達したものとした場合を除き、12 cm 以上とし、かつ、凍結深度よりも深いものとすることその他凍上を防止するための有効な措置を講ずること。

五　鉄筋コンクリート造とする場合には、次に掲げる基準に適合したものであること。

イ　立上り部分の主筋として径 12 mm 以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ 1 本以上配置し、かつ、補強筋と緊結したものとすること。

ロ　立上り部分の補強筋として径 9 mm 以上の鉄筋を 30 cm 以下の間隔で縦に配置したものとすること。

ハ　底盤の補強筋として径 9 mm 以上の鉄筋を縦横に 30 cm 以下の間隔で配置したものとすること。

ニ　換気口を設ける場合は、その周辺に径 9 mm 以上の補強筋を配置すること。

4　建築物の基礎を布基礎とする場合にあっては、次に定めるところによらなければならない。

一　前項各号（第五号ハを除く。）の規定によること。ただし、根入れの深さにあっては 24 cm 以上と、底盤の厚さにあっては 15 cm 以上としなければならない。

二　底盤の幅は、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度及び建築物の種類に応じて、次の表に定める数値以上の数値とすること。ただし、基礎ぐいを用いた構造とする場合

資料 56　国土交通省告示第 1098 号（平成 30 年 9 月 12 日）(3/3)

にあっては、この限りでない。

底盤の幅（単位　cm） 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　kN/㎡）	建築物の種類		
	木造又は鉄骨造その他これに類する重量の小さな建築物		その他の建築物
	平屋建て	2 階建て	
30 以上 50 未満の場合	30	45	60
50 以上 70 未満の場合	24	36	45
70 以上の場合	18	24	30

三　鉄筋コンクリート造とする場合にあって、前号の規定による底盤の幅が 24　cm を超えるものとした場合には、底盤に補強筋として径 9 mm 以上の鉄筋を 30 cm 以下の間隔で配置し、底盤の両端部に配置した径 9 mm 以上の鉄筋と緊結すること。

第 2　令第 38 条第 4 項に規定する建築物の基礎の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一　建築物、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて、土圧、水圧その他の荷重及び外力を採用し、令第 82 条第一号から第三号までに定める構造計算を行うこと。

二　前号の構造計算を行うに当たり、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめること。

資料57　建築基準法施行令 第42条

建築基準法施行令 第 42 条

第 42 条　構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

一　当該柱を基礎に緊結した場合

二　平屋建ての建築物（地盤が軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内にあるものを除く。次項において同じ。）で足固めを使用した場合

三　当該柱と基礎とをだぼ継ぎその他の国土交通大臣が定める構造方法により接合し、かつ、当該柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことが国土交通大臣が定める方法によつて確かめられた場合

2　土台は、基礎に緊結しなければならない。ただし、平屋建ての建築物で延べ面積が 50 ㎡以内のものについては、この限りでない。

資料 58　アンケート調査及び資料提供の依頼文

〇〇市教育委員会 御中

「台風常襲圏における重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状」
に関するアンケート調査のご協力のお願い（依頼）

令和 3 年 12 月 3 日
三重大学大学院工学研究科建築学専攻
博士前期課程 2 年　藤原基義
助教　大井隆弘
教授　浅野聡

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

三重大学工学研究科建築学専攻浅野研究室では、以前より重要伝統的建造物群保存地区に関する研究を行っています。一昨年に発生した令和元年房総半島台風によって住宅の屋根瓦等に大きな被害が発生したことから、建築基準法の告示基準が改正され屋根瓦の緊結方法が強化されるなど、近年、住宅の強風対策が進められています。このような背景から、今年度は、台風が頻繁に来襲する地域における重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状について調査研究を進めています。現在、歴史的建築物を対象とした修理基準、現代的建築物を対象とした修景基準について調査研究を進めていますが、その中でも特に現代的建築物を対象とした修景基準の許容範囲について着目しています。

つきましてはご多忙のところ恐縮ですが、アンケート調査へのご回答及び資料提供にご協力頂ければ幸いです。回答につきましては、添付のアンケートファイルに直接ご入力頂き、令和 3 年 12 月 24 日(金)までにメール(420m412@m.mie-u.ac.jp)にて返信して頂ければ幸いです。また、添付の「入手希望資料について」に記載させていただいた資料につきましても、調査研究を進める上で参考とさせていただきたいと思いますので、ご提供の程、併せてお願い致します。提供方法につきましては、添付の「入手希望資料について」に記載させていただいています。なお、回答していただいた内容及び提供していただいた資料は、研究目的以外では使用致しません。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

謹白

令和 3 年 12 月

■担当者連絡先
三重大学大学院工学研究科建築学専攻　浅野研究室
博士前期課程 2 年　藤原基義
TEL：090-7029-7928(携帯)
Mail：420m412@m.mie-u.ac.jp

資料 59　入手希望資料について

■入手希望資料について

私たちは、現代的建築物を対象とした修景基準の許容範囲について着目しています。その為、修景事業の具体的な内容について把握させていただきたいと考えています。

つきましては、以下の資料について該当するものがございましたら提供していただけると幸いです。

1. 修景事業の事例集

なお、修景事業の事例集の他にも修景事業の具体的な内容について把握することができる資料（写真、図面等）がございましたらそちらについても提供していただけると幸いです。

■資料の提供方法について

1. 寄贈していただける場合

①電子データの場合

電子メールにて以下のメールアドレス（420m412@m.mie-u.ac.jp）まで送信していただけると幸いです。

②紙媒体の場合

下に示した送付先までヤマト運輸にて着払いで郵送していただけると幸いです。

2. 販売していただける場合

お振込先を教えてください。入金確認後、下に示した送付先までヤマト運輸にて着払いで郵送していただけると幸いです。

【送付先】

〒514-8507　三重県津市栗真町屋町 1577

三重大学大学院工学研究科建築学専攻　浅野研究室（藤原）宛

資料 60　アンケート調査の回答（伊根町）（1/2）

「台風常襲圏における重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状」に関するアンケート調査

●本アンケートは、台風が頻繁に襲来する地域に位置する重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状について把握するためのものです。回答していただいた内容は、研究目的以外では使用致しません。
●ご多忙のところ大変恐縮ですが、令和3年12月24日（金）までにご回答の上、420m412@m.mie-u.ac.jp（担当：藤原）宛てにメールにて返信していただけると幸いです。

■ご担当者様の連絡先等

地方公共団体名	伊根町			
ご担当者様の所属・氏名	所属	教育委員会	氏名	
ご連絡先（電話番号・電子メールアドレス）	電話番号			
	電子メールアドレス			

質問Ⅰ　「伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区における台風被害」についてお聞きします。

問1	近年の台風によって伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区に被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→問2へ ☑ いいえ　→質問Ⅱへ
問2	伝統的群造物に特定された群築物（修理基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1) **伝統的建造物（建築物に限る）**に台風被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（2）へ ☐ いいえ　→問3へ
	(2) どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	
	被害が確認された部位	被害の内容
	屋根葺き材	
	小屋組	
	外壁	
	開口部・建具	
	その他（　）	
問3	現代的建築物（修景基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1) **現代的建築物**に台風被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（2）へ ☐ いいえ　→質問Ⅱへ
	(2) どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	
	被害が確認された部位	被害の内容
	屋根葺き材	
	小屋組	
	外壁	
	開口部・建具	
	その他（　）	

質問Ⅱ　「伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区の修景基準」についてお聞きします。

問1 （右のシートに続きます。）	修景基準の「建具」の項目についてお聞きします。	
	(1)「伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地保存計画」を拝見すると、**「カラーサッシュ」が許容されています。**これは台風被害を考慮し、安全性等を確保するために**「カラーサッシュ」**を許容しているのですか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい ☑ いいえ
	(2)「はい」を選択された場合で「カラーサッシュ」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は「カラーサッシュ」を許容する理由を教えてください。	
	(3) 現在の修景基準を基に実際に「カラーサッシュ」が設置されたことはありますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい　→（4）へ ☐ いいえ　→（5）へ

アンケートは右にもう1シートあります。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力いただけると幸いです。

1/2

資料 61　アンケート調査の回答（伊根町）（2/2）

問1（続き）	（4）「カラーサッシュ」が設置された時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。
	色調を茶系統とする。網戸を夏季以外は取り外すように指導。
	（5）「カラーサッシュ」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。
	サッシュを施工した者と木製建具を施工（したくないのに）した者との間でいがみ合いが生じる。
問2	修景基準の「基礎」の項目についてお聞きします。
	（1）「伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地保存計画」を拝見すると、「RC布基礎及び洗い出し」が許容されています。これは台風被害を考慮し、安全性等を確保するために「RC布基礎及び洗い出し」を許容しているのですか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）　☐ はい　☑ いいえ
	（2）「はい」を選択された場合で「RC布基礎及び洗い出し」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は「RC布基礎及び洗い出し」を許容する理由を教えてください。
	先日、メールにて返答を頂きましたので、この欄について回答して頂かなくて構いません。
	（3）現在の修景基準を基に実際に「RC布基礎及び洗い出し」で基礎が造られたことはありますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）　☑ はい　→（4）へ　☐ いいえ　→（5）へ
	（4）「RC布基礎及び洗い出し」で基礎が造られた時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。
	基礎部への木板張り降ろしの指導。
	（5）「RC布基礎及び洗い出し」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。
	特になし。

質問Ⅲ　「台風の激甚化に対する今後の対応」についてお聞きします。

問1	伝統的建造物に特定された建築物に適用される修理基準についてお聞きします。	
	（1）近年の台風の激甚化に対して、修理基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→（2）へ ☐ どちらともいえない　→問2へ ☑ 変更を検討していない　→問2へ	見直す必要性が現時点では薄いため。
	（2）修理基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）	
問2	現代的建築物に適用される修景基準についてお聞きします。	
	（1）近年の台風の激甚化に対して、修景基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→（2）へ ☐ どちらともいえない　→質問Ⅳへ ☑ 変更を検討していない →質問Ⅳへ	見直す必要性が現時点では薄いため。
	（2）修景基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）	

質問Ⅳ　「修景基準に適合させるための修景事例」についてお聞きします。

問1	「建具」に修景基準に適合する「カラーサッシュ」を設置した良い事例があれば教えてください。
	所有者の満足度は高い。
問2	「基礎」を修景基準に適合する「RC布基礎及び洗い出し」で造った良い事例があれば教えてください。
	耐震性の向上が見られる。

アンケートは以上となります。お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。
入手希望資料につきましてもご提供いただけると幸いです。どうぞ宜しくお願い致します。

2/2

資料 62　アンケート調査の回答（呉市）（1/2）

「台風常襲圏における重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状」に関するアンケート調査

●本アンケートは、台風が頻繁に襲来する地域に位置する重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状について把握するためのものです。回答していただいた内容は、研究目的以外では使用致しません。
●ご多忙のところ大変恐縮ですが、令和3年12月24日（金）までにご回答の上、420m412@m.mie-u.ac.jp（担当：藤原）宛てにメールにて返信していただけると幸いです。

■ご担当者様の連絡先等

地方公共団体名	呉市			
ご担当者様の所属・氏名	所属	文化スポーツ部文化振興課	氏名	
ご連絡先（電話番号・電子メールアドレス）	電話番号			
	電子メールアドレス			

質問Ⅰ　「呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区における台風被害」についてお聞きします。

問1	近年の台風によって呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区に被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→問2へ ☑ いいえ　→質問Ⅱへ
問2	伝統的建造物に特定された建築物（修理基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1) **伝統的建造物（建築物に限る）**に台風被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（2）へ ☐ いいえ　→問3へ
	（2）どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	
	被害が確認された部位	被害の内容
	屋根葺き材	
	小屋組	
	外壁	
	開口部・建具	
	その他（　）	
問3	現代的建築物（修景基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1) **現代的建築物**に台風被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（2）へ ☐ いいえ　→質問Ⅱへ
	（2）どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	
	被害が確認された部位	被害の内容
	屋根葺き材	
	小屋組	
	外壁	
	開口部・建具	
	その他（　）	

質問Ⅱ　「呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区の修景基準」についてお聞きします。

問1 （右のシートに続きます。）	修景基準の「表構えの要素（建具）」の項目についてお聞きします。	
	（1）「豊町御手洗伝統的建造物群保存地区保存計画」を拝見すると、**「カラーサッシ」が許容されています。**これは台風被害を考慮し、安全性等を確保するために**「カラーサッシ」**を許容しているのですか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい ☐ いいえ
	（2）「はい」を選択された場合で「カラーサッシ」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は「カラーサッシ」を許容する理由を教えてください。	
	（3）現在の修景基準を基に実際に「カラーサッシ」が設置されたことはありますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（4）へ ☑ いいえ　→（5）へ

アンケートは右にもう1シートあります。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力いただけると幸いです。

1/2

資料 63　アンケート調査の回答（呉市）（2/2）

問1（続き）	(4)「カラーサッシ」が設置された時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。
	(5)「カラーサッシ」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。

質問Ⅲ　「台風の激甚化に対する今後の対応」についてお聞きします。

問1	伝統的建造物に特定された建築物に適用される修理基準についてお聞きします。	
	(1) 近年の台風の激甚化に対して、修理基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→（2）へ ☐ どちらともいえない　→問2へ ☑ 変更を検討していない　→問2へ	
	(2) 修理基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）	
問2	現代的建築物に適用される修景基準についてお聞きします。	
	(1) 近年の台風の激甚化に対して、修景基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→（2）へ ☐ どちらともいえない　→質問Ⅳへ ☑ 変更を検討していない→質問Ⅳへ	
	(2) 修景基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）	

質問Ⅳ　「修景基準に適合させるための修景事例」についてお聞きします。

問1	「**表構えの要素（建具）**」に修景基準に適合する「**カラーサッシ**」を設置した良い事例があれば教えてください。
	特にありません。

アンケートは以上となります。お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。
入手希望資料につきましてもご提供いただけると幸いです。どうぞ宜しくお願い致します。

2/2

資料 64　アンケート調査の回答（廿日市市）（1/2）

「台風常襲圏における重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状」に関するアンケート調査

●本アンケートは、台風が頻繁に襲来する地域に位置する重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状について把握するためのものです。回答していただいた内容は、研究目的以外では使用致しません。
●ご多忙のところ大変恐縮ですが、令和3年12月24日（金）までにご回答の上、420m412@m.mie-u.ac.jp（担当：藤原）宛てにメールにて返信していただけると幸いです。

■ご担当者様の連絡先等

地方公共団体名	廿日市市			
ご担当者様の所属・氏名	所属	建設部都市計画課	氏名	
ご連絡先（電話番号・電子メールアドレス）	電話番号			
	電子メールアドレス			

質問Ⅰ　「廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区における台風被害」についてお聞きします。

問1	近年の台風によって廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区に被害は出ていますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい →問2へ ☑ いいえ →質問Ⅱへ
問2	伝統的建造物に特定された建築物（修理基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1) **伝統的建造物（建築物に限る）**に台風被害は出ていますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい →（2）へ ☑ いいえ →問3へ
	(2) どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	

被害が確認された部位	被害の内容
屋根葺き材	
小屋組	
外壁	
開口部・建具	
その他（　）	

問3	現代的建築物（修景基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1) **現代的建築物**に台風被害は出ていますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい →（2）へ ☑ いいえ →質問Ⅱへ
	(2) どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	

被害が確認された部位	被害の内容
屋根葺き材	
小屋組	
外壁	
開口部・建具	
その他（　）	

質問Ⅱ　「廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区の修景基準」についてお聞きします。

問1 （右のシートに続きます。）	修景基準の「建具」の項目についてお聞きします。	
	(1)「廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画」を拝見すると、「主たる通りに面する建具は、木製とする。**ただし、建具外部に伝統的格子を設置する場合は、この限りでない。**」とされています。これは**台風被害を考慮し、安全性等を確保するために**「**木製以外の建具**」を許容しているのですか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい ☑ いいえ
	(2)「はい」を選択された場合で「木製以外の建具」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は「木製以外の建具」を許容する理由を教えてください。	
	伝統的な格子の設置によりその内側の建具が視認しにくくなるため、木製以外の建具であっても町並み景観への影響は少ないと考えたため	
	(3) 現在の修景基準を基に実際に「木製以外の建具」が設置されたことはありますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい →（4）へ ☑ いいえ →（5）へ

アンケートは右にもう1シートあります。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力いただけると幸いです。

1/2

資料 65　アンケート調査の回答（廿日市市）(2/2)

問1（続き）	(4)「木製以外の建具」が設置された時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。
	廿日市市宮島町伝建地区はまだ伝建地区の指定してから年数が少ないことからまだ修景基準での改修実績はありません。
	(5)「木製以外の建具」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。

質問Ⅲ　「台風の激甚化に対する今後の対応」についてお聞きします。

問1	伝統的建造物に特定された建築物に適用される修理基準についてお聞きします。	
	(1) 近年の台風の激甚化に対して、修理基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→ (2) へ ☐ どちらともいえない　→問2へ ☑ 変更を検討していない　→問2へ	伝建指定して間もないから
	(2) 修理基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）	
問2	現代的建築物に適用される修景基準についてお聞きします。	
	(1) 近年の台風の激甚化に対して、修景基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→ (2) へ ☐ どちらともいえない　→質問Ⅳへ ☑ 変更を検討していない→質問Ⅳへ	伝建指定して間もないから
	(2) 修景基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）	

質問Ⅳ　「修景基準に適合させるための修景事例」についてお聞きします。

問1	「建具」に修景基準に適合する「木製以外の建具」を設置した良い事例があれば教えてください。
	修景基準の実績がまだありません。

アンケートは以上となります。お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。
入手希望資料につきましてもご提供いただけると幸いです。どうぞ宜しくお願い致します。

2/2

資料 66　アンケート調査の回答（牟岐町）（1/2）

「台風常襲圏における重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状」に関するアンケート調査

●本アンケートは、台風が頻繁に襲来する地域に位置する重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状について把握するためのものです。回答していただいた内容は、研究目的以外では使用致しません。
●ご多忙のところ大変恐縮ですが、令和3年12月24日（金）までにご回答の上、420m412@m.mie-u.ac.jp（担当：藤原）宛てにメールにて返信していただけると幸いです。

■ご担当者様の連絡先等

地方公共団体名	牟岐町			
ご担当者様の所属・氏名	所属	牟岐町教育委員会	氏名	
ご連絡先（電話番号・電子メールアドレス）	電話番号			
	電子メールアドレス			

質問Ⅰ　「牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区における台風被害」についてお聞きします。

問1	近年の台風によって牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区に被害は出ていますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい →問2へ ☐ いいえ →質問Ⅱへ
問2	伝統的建造物に特定された建築物（修理基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1)伝統的建造物（建築物に限る）に台風被害は出ていますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい →（2）へ ☐ いいえ →問3へ
	(2) どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	

被害が確認された部位	被害の内容
屋根葺き材	瓦のズレ・崩落等、雨漏り
小屋組	小屋組崩壊
外壁	外壁仕上げ材の剥離、土壁劣化
開口部・建具	
その他（　）	雨樋の落下

問3	現代的建築物（修景基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1)現代的建築物に台風被害は出ていますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい →（2）へ ☑ いいえ →質問Ⅱへ
	(2) どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	

被害が確認された部位	被害の内容
屋根葺き材	
小屋組	
外壁	
開口部・建具	
その他（　）	

質問Ⅱ　「牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区の修景基準」についてお聞きします。

問1 （右のシートに続きます。）	修景基準の「表構え（基礎）」の項目についてお聞きします。	
	(1)「牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区保存計画」を拝見すると、「石積又は石張りの仕上げを施す。」とされています。これは台風被害を考慮し、安全性等を確保するために「RC基礎の石張り仕上げ」を許容しているのですか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい ☑ いいえ
	(2)「はい」を選択された場合で「RC基礎の石張り仕上げ」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は「RC基礎の石張り仕上げ」を許容する理由を教えてください。	
	(3) 現在の修景基準を基に実際に「RC基礎の石張り仕上げ」で基礎が造られたことはありますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい →（4）へ ☐ いいえ →（5）へ

アンケートは右にもう1シートあります。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力いただけると幸いです。

1/2

資料 67　アンケート調査の回答（牟岐町）(2/2)

問1（続き）	(4)「RC基礎の石張り仕上げ」で基礎が造られた時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。
	(5)「RC基礎の石張り仕上げ」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。

質問Ⅲ　「台風の激甚化に対する今後の対応」についてお聞きします。

問1	伝統的建造物に特定された建築物に適用される修理基準についてお聞きします。	
	(1) 近年の台風の激甚化に対して、修理基準を見直す予定はありますか。 (下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。)	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→ (2) へ ☐ どちらともいえない　→問2へ ☑ 変更を検討していない　→問2へ	
	(2) 修理基準のどのような点の変更を検討されていますか。(下欄に記入してください。)	
問2	現代的建築物に適用される修景基準についてお聞きします。	
	(1) 近年の台風の激甚化に対して、修景基準を見直す予定はありますか。 (下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。)	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→ (2) へ ☐ どちらともいえない　→質問Ⅳへ ☑ 変更を検討していない→質問Ⅳへ	
	(2) 修景基準のどのような点の変更を検討されていますか。(下欄に記入してください。)	

質問Ⅳ　「修景基準に適合させるための修景事例」についてお聞きします。

問1	「基礎」を修景基準に適合する「RC基礎の石張り仕上げ」で造った良い事例があれば教えてください。

アンケートは以上となります。お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。
入手希望資料につきましてもご提供いただけると幸いです。どうぞ宜しくお願い致します。

2/2

資料 68　アンケート調査の回答（丸亀市）（1/2）

「台風常襲圏における重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状」に関するアンケート調査

●本アンケートは、台風が頻繁に襲来する地域に位置する重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状について把握するためのものです。回答していただいた内容は、研究目的以外では使用致しません。
●ご多忙のところ大変恐縮ですが、令和3年12月24日（金）までにご回答の上、420m412@m.mie-u.ac.jp（担当：藤原）宛てにメールにて返信していただけると幸いです。

■ご担当者様の連絡先等

地方公共団体名	丸亀市			
ご担当者様の所属・氏名	所属	教育部文化財保存活用課	氏名	
ご連絡先（電話番号・電子メールアドレス）	電話番号			
	電子メールアドレス			

質問Ⅰ　「丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区における台風被害」についてお聞きします。

問1	近年の台風によって丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区に被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい　→問2へ ☐ いいえ　→質問Ⅱへ
問2	伝統的建造物に特定された建築物（修理基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1)伝統的建造物（建築物に限る）に台風被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい　→（2）へ ☐ いいえ　→問3へ
	(2) どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	
	被害が確認された部位	被害の内容
	屋根葺き材	瓦の飛散
	小屋組	
	外壁	漆喰の剥落
	開口部・建具	
	その他（　）	
問3	現代的建築物（修景基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1)現代的建築物に台風被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（2）へ ☑ いいえ　→質問Ⅱへ
	(2) どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	
	被害が確認された部位	被害の内容
	屋根葺き材	
	小屋組	
	外壁	
	開口部・建具	
	その他（　）	

質問Ⅱ　「丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区の修景基準」についてお聞きします。

問1 （右のシートに続きます。）	修景基準の「開口部（建具）」の項目についてお聞きします。	
	(1)「丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区のあらまし」を拝見すると、「カラーサッシ」が許容されています。これは台風被害を考慮し、安全性等を確保するために「カラーサッシ」を許容しているのですか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい ☑ いいえ
	(2)「はい」を選択された場合で「カラーサッシ」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は「カラーサッシ」を許容する理由を教えてください。	
	住民の居住性の確保や耐久性、経済性を考慮	
	(3) 現在の修景基準を基に実際に「カラーサッシ」が設置されたことはありますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい　→（4）へ ☐ いいえ　→（5）へ

アンケートは右にもう1シートあります。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力いただけると幸いです。

1/2

資料 69　アンケート調査の回答（丸亀市）（2/2）

問1（続き）	（4）「カラーサッシ」が設置された時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。 色は茶褐色とし、出格子を設けている。 （5）「カラーサッシ」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。 特にありません
問2	修景基準の「基礎」の項目についてお聞きします。 （1）「丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区のあらまし」を拝見すると、**「コンクリートの基礎」が許容されています。**これは台風被害を考慮し、安全性等を確保するために**「コンクリートの基礎」**を許容しているのですか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）　☐ はい　☐ いいえ （2）「はい」を選択された場合で「コンクリートの基礎」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は「コンクリートの基礎」を許容する理由を教えてください。 住居の耐久性、経済性を考慮 （3）現在の修景基準を基に実際に「コンクリートの基礎」が造られたことはありますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）　☑ はい　→（4）へ　☐ いいえ　→（5）へ （4）「コンクリートの基礎」が造られた時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。 特にありません。 （5）「コンクリートの基礎」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。 特にありません。

質問Ⅲ　「台風の激甚化に対する今後の対応」についてお聞きします。

問1	伝統的建造物に特定された建築物に適用される修理基準についてお聞きします。 （1）近年の台風の激甚化に対して、修理基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。） 選択肢：☐ 変更を検討している　→（2）へ／☐ どちらともいえない　→問2へ／☑ 変更を検討していない　→問2へ 理由 （2）修理基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）
問2	現代的建築物に適用される修景基準についてお聞きします。 （1）近年の台風の激甚化に対して、修景基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。） 選択肢：☐ 変更を検討している　→（2）へ／☐ どちらともいえない　→質問Ⅳへ／☑ 変更を検討していない→質問Ⅳへ 理由 （2）修景基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）

質問Ⅳ　「修景基準に適合させるための修景事例」についてお聞きします。

問1	「開口部（建具）」に修景基準に適合する「カラーサッシ」を設置した良い事例があれば教えてください。
問2	「基礎」を修景基準に適合する「コンクリート」で造った良い事例があれば教えてください。

アンケートは以上となります。お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。
入手希望資料につきましてもご提供いただけると幸いです。どうぞ宜しくお願い致します。

2/2

資料 70　アンケート調査の回答（室戸市）（1/2）

「台風常襲圏における重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状」に関するアンケート調査

●本アンケートは、台風が頻繁に襲来する地域に位置する重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状について把握するためのものです。回答していただいた内容は、研究目的以外では使用致しません。
●ご多忙のところ大変恐縮ですが、令和3年12月24日（金）までにご回答の上、420m412@m.mie-u.ac.jp（担当：藤原）宛てにメールにて返信していただけると幸いです。

■ご担当者様の連絡先等

地方公共団体名	室戸市			
ご担当者様の所属・氏名	所属	生涯学習課	氏名	
ご連絡先（電話番号・電子メールアドレス）	電話番号			
	電子メールアドレス			

質問Ⅰ　「室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区における台風被害」についてお聞きします。

問1	近年の台風によって室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区に被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→問2へ ☑ いいえ　→質問Ⅱへ
問2	伝統的建造物に特定された建築物（修理基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1) **伝統的建造物（建築物に限る）**に台風被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（2）へ ☑ いいえ　→問3へ
	（2）どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	
	被害が確認された部位	被害の内容
	屋根葺き材	
	小屋組	
	外壁	
	開口部・建具	
	その他（　）	
問3	現代的建築物（修景基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1) **現代的建築物**に台風被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（2）へ ☑ いいえ　→質問Ⅱへ
	（2）どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	
	被害が確認された部位	被害の内容
	屋根葺き材	
	小屋組	
	外壁	
	開口部・建具	
	その他（　）	

質問Ⅱ　「室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区の修景基準」についてお聞きします。

問1 （右のシートに続きます。）	修景基準の「表構えの要素」の項目についてお聞きします。	
	（1）「室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区保存計画」を拝見すると、「**アルミサッシ**」が許容されています。これは台風被害を考慮し、安全性等を確保するために「**アルミサッシ**」を許容しているのですか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい ☐ いいえ
	（2）「はい」を選択された場合で「アルミサッシ」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は「アルミサッシ」を許容する理由を教えてください。	
	（3）現在の修景基準を基に実際に「アルミサッシ」が設置されたことはありますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（4）へ ☐ いいえ　→（5）へ

アンケートは右にもう1シートあります。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力いただけると幸いです。

1/2

資料 71　アンケート調査の回答（室戸市）(2/2)

問1（続き）	(4) 「アルミサッシ」が設置された時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。
	やむを得ず、アルミサッシを用いる場合は、伝統的な景観を損なわないように、場所、大きさ等に配慮する。
	(5) 「アルミサッシ」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。

質問Ⅲ　「台風の激甚化に対する今後の対応」についてお聞きします。

問1	伝統的建造物に特定された建築物に適用される修理基準についてお聞きします。	
	(1) 近年の台風の激甚化に対して、修理基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→ (2) へ ☐ どちらともいえない　→問2へ ☑ 変更を検討していない　→問2へ	
	(2) 修理基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）	
問2	現代的建築物に適用される修景基準についてお聞きします。	
	(1) 近年の台風の激甚化に対して、修景基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→ (2) へ ☐ どちらともいえない　→質問Ⅳへ ☑ 変更を検討していない→質問Ⅳへ	
	(2) 修景基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）	

質問Ⅳ　「修景基準に適合させるための修景事例」についてお聞きします。

問1	「**表構えの要素**」に修景基準に適合する「**アルミサッシ**」を設置した良い事例があれば教えてください。

アンケートは以上となります。お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。
入手希望資料につきましてもご提供いただけると幸いです。どうぞ宜しくお願い致します。

2/2

資料 72　アンケート調査の回答（杵築市）（1/2）

「台風常襲圏における重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状」に関するアンケート調査

●本アンケートは、台風が頻繁に襲来する地域に位置する重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状について把握するためのものです。回答していただいた内容は、研究目的以外では使用致しません。
●ご多忙のところ大変恐縮ですが、令和3年12月24日（金）までにご回答の上、420m412@m.mie-u.ac.jp（担当：藤原）宛てにメールにて返信していただけると幸いです。

■ご担当者様の連絡先等

地方公共団体名	杵築市			
ご担当者様の所属・氏名	所属	文化・スポーツ振興課	氏名	
ご連絡先（電話番号・電子メールアドレス）	電話番号			
	電子メールアドレス			

質問Ⅰ　「杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区における台風被害」についてお聞きします。

問1	近年の台風によって杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区に被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→問2へ ☑ いいえ　→質問Ⅱへ
問2	伝統的建造物に特定された建築物（修理基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1) **伝統的建造物（建築物に限る）**に台風被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（2）へ ☐ いいえ　→問3へ
	（2）どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	
	被害が確認された部位	被害の内容
	屋根葺き材	
	小屋組	
	外壁	
	開口部・建具	
	その他（　）	
問3	現代的建築物（修景基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1) **現代的建築物**に台風被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（2）へ ☐ いいえ　→質問Ⅱへ
	（2）どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	
	被害が確認された部位	被害の内容
	屋根葺き材	
	小屋組	
	外壁	
	開口部・建具	
	その他（　）	

質問Ⅱ　「杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区の修景基準」についてお聞きします。

問1 （右のシートに続きます。）	修景基準の「屋根（材料）」の項目についてお聞きします。	
	（1）「杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区保存計画」を拝見すると、「茅葺またはいぶし瓦の桟瓦葺とし、茅葺型のみ金属板葺も可とする。」とされています。これは台風被害を考慮し、安全性等を確保するために「金属板葺」を許容しているのですか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい ☐ いいえ
	（2）「はい」を選択された場合で「金属板葺」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は「金属板葺」を許容する理由を教えてください。	
	厳密には、台風被害を前提にしているわけではなく、台風も含めた自然的要因への安全性を考慮しています。特に近年では台風被害よりも大雨による建造物への被害が多いと感じています。	
	（3）現在の修景基準を基に実際に「金属板葺」で屋根が葺かれたことはありますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（4）へ ☑ いいえ　→（5）へ

アンケートは右にもう1シートあります。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力いただけると幸いです。

1/2

資料 73　アンケート調査の回答（杵築市）（2/2）

問1（続き）	(4)「金属板葺」で屋根が葺かれた時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。
	(5)「金属板葺」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。

質問Ⅲ　「台風の激甚化に対する今後の対応」についてお聞きします。

問1	伝統的建造物に特定された建築物に適用される修理基準についてお聞きします。	
	(1) 近年の台風の激甚化に対して、修理基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→（2）へ ☐ どちらともいえない　→問2へ ☑ 変更を検討していない　→問2へ	屋根に限ってならば、土塀・石垣越しに見える屋根の景観は武家地にとってとても重要な要素の一つであるため、見直しは慎重に検討する必要があるため。ただし、現状固定されていない瓦などを固定して安全性を確保するための検討は随時行い、対応していく。
	(2) 修理基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）	
問2	現代的建築物に適用される修景基準についてお聞きします。	
	(1) 近年の台風の激甚化に対して、修景基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→（2）へ ☐ どちらともいえない　→質問Ⅳへ ☑ 変更を検討していない→質問Ⅳへ	屋根に限ってならば、土塀・石垣越しに見える屋根の景観は武家地にとってとても重要な要素の一つであるため、見直しは慎重に検討する必要があるため。ただし、景観をそこなわず、安全性を確保するための工法の導入は随時検討し、対応していく。
	(2) 修景基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）	

質問Ⅳ　「修景基準に適合させるための修景事例」についてお聞きします。

問1	「屋根」を修景基準に適合する「金属板葺」で葺いた良い事例があれば教えてください。
	特になし。

アンケートは以上となります。お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。
入手希望資料につきましてもご提供いただけると幸いです。どうぞ宜しくお願い致します。

2/2

資料 74　アンケート調査の回答（日向市）（1/2）

「台風常襲圏における重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状」に関するアンケート調査

●本アンケートは、台風が頻繁に襲来する地域に位置する重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状について把握するためのものです。回答していただいた内容は、研究目的以外では使用致しません。
●ご多忙のところ大変恐縮ですが、令和3年12月24日（金）までにご回答の上、420m412@m.mie-u.ac.jp（担当：藤原）宛てにメールにて返信していただけると幸いです。

■ご担当者様の連絡先等

地方公共団体名	日向市			
ご担当者様の所属・氏名	所属	教育総務課	氏名	
ご連絡先（電話番号・電子メールアドレス）	電話番号			
	電子メールアドレス			

質問Ⅰ　「日向市美々津伝統的建造物群保存地区における台風被害」についてお聞きします。

問1	近年の台風によって日向市美々津伝統的建造物群保存地区に被害は出ていますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい　→問2へ ☐ いいえ　→質問Ⅱへ
問2	伝統的建造物に特定された建築物（修理基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1)伝統的建造物（建築物に限る）に台風被害は出ていますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい　→（2）へ ☐ いいえ　→問3へ
	（2）どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	

被害が確認された部位	被害の内容
屋根葺き材	
小屋組	
外壁	漆喰壁の崩落
開口部・建具	
その他（　）	

問3	現代的建築物（修景基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1)現代的建築物に台風被害は出ていますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい　→（2）へ ☐ いいえ　→質問Ⅱへ
	（2）どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	

被害が確認された部位	被害の内容
屋根葺き材	
小屋組	
外壁	漆喰壁の崩落
開口部・建具	
その他（　）	

質問Ⅱ　「日向市美々津伝統的建造物群保存地区の修景基準」についてお聞きします。

問1 （右のシートに続きます。）	修景基準の「建具」の項目についてお聞きします。	
	（1）「日向市美々津伝統的建造物群保存地区保存計画（別表4）」を拝見すると、「アルミサッシ」が許容されています。これは台風被害を考慮し、安全性等を確保するために「アルミサッシ」を許容しているのですか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい ☑ いいえ
	（2）「はい」を選択された場合で「アルミサッシ」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は「アルミサッシ」を許容する理由を教えてください。	
	木製建具では気密性が低いため室内に隙間風が入り、また雨天時には雨が染み込むなど住民生活に支障が生じることから、アルミサッシの使用について住民からの要望が多かったため。	
	（3）現在の修景基準を基に実際に「アルミサッシ」が設置されたことはありますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい　→（4）へ ☐ いいえ　→（5）へ

アンケートは右にもう1シートあります。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力いただけると幸いです。

1/2

資料 75　アンケート調査の回答（日向市）(2/2)

問1（続き）	(4) 「アルミサッシ」が設置された時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。
	茶褐色などのカラーサッシとし、表側に木製の格子等を取り付けることで歴史的景観を損なわないようにしている。
	(5) 「アルミサッシ」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。
	木製格子窓からアルミサッシの水切りが１センチ程度出てしまっている事例がある。

質問Ⅲ　「台風の激甚化に対する今後の対応」についてお聞きします。

問1	伝統的建造物に特定された建築物に適用される修理基準についてお聞きします。	
	(1) 近年の台風の激甚化に対して、修理基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→（2）へ ☑ どちらともいえない　→問2へ ☐ 変更を検討していない　→問2へ	
	(2) 修理基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）	
問2	現代的建築物に適用される修景基準についてお聞きします。	
	(1) 近年の台風の激甚化に対して、修景基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→（2）へ ☑ どちらともいえない　→質問Ⅳへ ☐ 変更を検討していない→質問Ⅳへ	
	(2) 修景基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）	

質問Ⅳ　「修景基準に適合させるための修景事例」についてお聞きします。

問1	「建具」に修景基準に適合する「アルミサッシ」を設置した良い事例があれば教えてください。
	アルミサッシを設置する場合は表側に木製建具や格子で隠すようにしており、伝建地区内では概ね修景規準に沿って事業が進められている。

アンケートは以上となります。お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。
入手希望資料につきましてもご提供いただけると幸いです。どうぞ宜しくお願い致します。

2/2

資料 76　アンケート調査の回答（渡名喜村）（1/3）

「台風常襲圏における重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状」に関するアンケート調査

●本アンケートは、台風が頻繁に襲来する地域に位置する重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状について把握するためのものです。回答していただいた内容は、研究目的以外では使用致しません。
●ご多忙のところ大変恐縮ですが、令和3年1月7日（金）までにご回答の上、420m412@m.mie-u.ac.jp（担当：藤原）宛てにメールにて返信していただけると幸いです。

■ご担当者様の連絡先等

地方公共団体名	渡名喜村			
ご担当者様の所属・氏名	所属	教育委員会	氏名	
ご連絡先（電話番号・電子メールアドレス）	電話番号			
	電子メールアドレス			

質問Ⅰ　「渡名喜村渡名喜島伝統的建造物群保存地区における台風被害」についてお聞きします。

問1	近年の台風によって渡名喜村渡名喜島伝統的建造物群保存地区に被害は出ていますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→問2へ ☑ いいえ　→質問Ⅱへ
問2	伝統的建造物に特定された建築物（修理基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1) **伝統的建造物（建築物に限る）**に台風被害は出ていますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（2）へ ☐ いいえ　→問3へ
	（2）どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	
	被害が確認された部位	被害の内容
	屋根葺き材	
	小屋組	
	外壁	
	開口部・建具	
	その他（　）	
問3	現代的建築物（修景基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1) **現代的建築物**に台風被害は出ていますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（2）へ ☐ いいえ　→質問Ⅱへ
	（2）どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	
	被害が確認された部位	被害の内容
	屋根葺き材	
	小屋組	
	外壁	
	開口部・建具	
	その他（　）	

質問Ⅱ　「渡名喜村渡名喜島伝統的建造物群保存地区の修景基準」についてお聞きします。

問1（右のシートに続きます。）	修景基準の「構造」の項目についてお聞きします。	
	（1）「渡名喜村渡名喜島伝統的建造物群保存地区保存計画（付表　修景基準の詳細）」を拝見すると、「木造以外の構造も可能とするが、外観は木造とする。」とされています。これは台風被害を考慮し、安全性等を確保するために「木造以外の構造（外観は木造）」を許容しているのですか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい ☑ いいえ
	（2）「はい」を選択された場合で「木造以外の構造（外観は木造）」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は「木造以外の構造（外観は木造）」を許容する理由を教えてください。	
	公共的名建物で災害避難場所としての活用を兼ねる建物	
	（3）現在の修景基準を基に実際に「木造以外の構造（外観は木造）」で建築物が建てられたことはありますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい　→（4）へ ☐ いいえ　→（5）へ

アンケートは右にもう2シートあります。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力いただけると幸いです。

1/3

資料 77　アンケート調査の回答（渡名喜村）（2/3）

問1（続き）	（4）「木造以外の構造（外観は木造）」の建築物が建てられた時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。	
	屋根に赤瓦の載せ外壁に板を張り付けるなど極力外観上は保存物件に近い状態にする。	
	（5）「木造以外の構造（外観は木造）」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。	
	本村の建物の中に赤瓦の屋根で内部は木造建築であるが、外壁をブロック積みにしていル建物がある。それを保存物件として取り扱うのか課題になっている。	
問2	修景基準の「屋根」の項目についてお聞きします。	
	（1）「渡名喜村渡名喜島伝統的建造物群保存地区保存計画（付表　修景基準の詳細）」を拝見すると、**「琉球赤瓦葺の改良版」が許容されています。**これは**台風被害を考慮し、安全性等を確保するために**「**琉球赤瓦葺の改良版**」を許容しているのですか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい ☑ いいえ
	（2）「はい」を選択された場合で「琉球赤瓦葺の改良版」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は「琉球赤瓦葺の改良版」を許容する理由を教えてください。	
	保存物件の指定において木造づくりを基軸としている。指定する時点において琉球赤瓦の改良版の家屋においても指定した経緯がある。現時点では木造造りという基軸を満たしてることが許容されている状況にある。将来的にどうしていくのか今後の課題である。	
	（3）現在の修景基準を基に実際に「琉球赤瓦葺の改良版」で屋根が葺かれたことはありますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい　→（4）へ ☐ いいえ　→（5）へ
	（4）「琉球赤瓦葺の改良版」で屋根を葺いた時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。	
	配慮していない。	
	（5）「琉球赤瓦葺の改良版」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。	
問3	修景基準の「壁面　開口部」の項目についてお聞きします。	
	（1）「渡名喜村渡名喜島伝統的建造物群保存地区保存計画（付表　修景基準の詳細）」を拝見すると、**「アルミサッシュ」が許容されています。**これは**台風被害を考慮し、安全性等を確保するために**「**アルミサッシュ**」を許容しているのですか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい ☑ いいえ
	（2）「はい」を選択された場合で「アルミサッシュ」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は「アルミサッシュ」を許容する理由を教えてください。	
	アルミサッシを許容するのは、現在の生活習慣に応じたものである。	
	（3）現在の修景基準を基に実際に「アルミサッシュ」が設置されたことはありますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい　→（4）へ ☐ いいえ　→（5）へ
	（4）「アルミサッシュ」が設置された時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。	
	アルミサッシの色を古色にする。	
	（5）「アルミサッシュ」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。	
	特に無い	

質問Ⅲ　「台風の激甚化に対する今後の対応」についてお聞きします。

問1	**伝統的建造物に特定された建築物**に適用される**修理基準**についてお聞きします。	
	（1）近年の台風の激甚化に対して、**修理基準**を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→（2）へ ☐ どちらともいえない　→問2へ ☑ 変更を検討していない　→問2へ	
	（2）**修理基準**のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）	

アンケートは右にもう1シートあります。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力いただけると幸いです。

2/3

資料 78　アンケート調査の回答（渡名喜村）（3/3）

問2	現代的建築物に適用される修景基準についてお聞きします。	
	（1）近年の台風の激甚化に対して、修景基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）	
	選択肢	理由
	☐ 変更を検討している　→（2）へ ☐ どちらともいえない　→質問Ⅳへ ☑ 変更を検討していない→質問Ⅳへ	
	（2）修景基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）	

質問Ⅳ　「修景基準に適合させるための修景事例」についてお聞きします。

問1	「構造」を修景基準に適合する「木造以外の構造（外観は木造）」で建てた良い事例があれば教えてください。
問2	「屋根」を修景基準に適合する「琉球赤瓦葺の改良版」で葺いた良い事例があれば教えてください。
問3	「開口部」を修景基準に適合する「アルミサッシュ」で葺いた良い事例があれば教えてください。
	アルミサッシにしたことにより蚊などの侵入を防ぐことができる。そのため、窓を開くことができ風を入れることができる。

アンケートは以上となります。お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。
入手希望資料につきましてもご提供いただけると幸いです。どうぞ宜しくお願い致します。

3/3

資料 79　アンケート調査の回答（竹富町）（1/2）

「台風常襲圏における重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状」に関するアンケート調査

●本アンケートは、台風が頻繁に襲来する地域に位置する重要伝統的建造物群保存地区の景観保全の現状について把握するためのものです。回答していただいた内容は、研究目的以外では使用致しません。
●ご多忙のところ大変恐縮ですが、令和3年12月24日（金）までにご回答の上、420m412@m.mie-u.ac.jp（担当：藤原）宛てにメールにて返信していただけると幸いです。

■ご担当者様の連絡先等

地方公共団体名	竹富町			
ご担当者様の所属・氏名	所属	教育委員会社会文化課	氏名	
ご連絡先（電話番号・電子メールアドレス）	電話番号			
	電子メールアドレス			

質問Ⅰ　「竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区における台風被害」についてお聞きします。

問1	近年の台風によって竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区に被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→問2へ ☑ いいえ　→質問Ⅱへ
問2	伝統的建造物に特定された建築物（修理基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1) **伝統的建造物（建築物に限る）**に台風被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（2）へ ☐ いいえ　→問3へ
	（2）どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	
	被害が確認された部位	被害の内容
	屋根葺き材	
	小屋組	
	外壁	
	開口部・建具	
	その他（　）	
問3	現代的建築物（景観形成基準が適用される建築物）についてお聞きします。	
	(1) **現代的建築物**に台風被害は出ていますか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（2）へ ☐ いいえ　→質問Ⅱへ
	（2）どの部位に台風被害が出ていますか。（被害が確認された部位について、被害の内容を右欄にお書きください。）	
	被害が確認された部位	被害の内容
	屋根葺き材	
	小屋組	
	外壁	
	開口部・建具	
	その他（　）	

質問Ⅱ　「竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区の景観形成基準」についてお聞きします。

問1 （右のシートに続きます。）	景観形成基準の**「小屋組」**の項目についてお聞きします。	
	（1）「竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区保存活用計画」を拝見すると、**「RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造」が許容されています。**これは**台風被害を考慮し、安全性等を確保するために「RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造」**を許容しているのですか。 （右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☑ はい ☐ いいえ
	（2）「はい」を選択された場合で「RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は「RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造」を許容する理由を教えてください。	
	（3）現在の景観形成基準を基に実際に「RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造」の小屋組が造られたことはありますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。）	☐ はい　→（4）へ ☑ いいえ　→（5）へ

アンケートは右にもう1シートあります。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力いただけると幸いです。

1/2

資料 80　アンケート調査の回答（竹富町）（2/2）

問1（続き）	（4）「RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造」の小屋組が造られた時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。
	（5）「RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。
	条件として、赤瓦を乗せることで、補助金も出るのですが工事費が年々上がっていますので、なかなか難しい状況であります。
問2	景観形成基準の「壁」の項目についてお聞きします。
	（1）「竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区保存活用計画」を拝見すると、「RC（鉄筋コンクリート）造＋真壁造・竪板張り」が許容されています。これは台風被害を考慮し、安全性等を確保するために壁面内部の「RC（鉄筋コンクリート）造」を許容しているのですか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。） ☑ はい ☐ いいえ
	（2）「はい」を選択された場合で壁面内部の「RC（鉄筋コンクリート）造」を許容する理由が他にもあれば教えてください。「いいえ」を選択された場合は壁面内部の「RC（鉄筋コンクリート）造」を許容する理由を教えてください。
	（3）現在の景観形成基準を基に実際に「RC（鉄筋コンクリート）造＋真壁造・竪板張り」の壁が造られたことはありますか。（右の「はい」もしくは「いいえ」をクリックしてください。） ☐ はい　→（4）へ ☑ いいえ　→（5）へ
	（4）「RC（鉄筋コンクリート）造＋真壁造・竪板張り」の壁が造られた時、周囲の町並みと調和させるためにどのような点を配慮しましたか。
	（5）「RC（鉄筋コンクリート）造＋真壁造・竪板張り」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。
	昔ながらの家作り技法が上手く継承できていけるかが不安材料である。

質問Ⅲ　「台風の激甚化に対する今後の対応」についてお聞きします。

問1	伝統的建造物に特定された建築物に適用される修理基準についてお聞きします。
	（1）近年の台風の激甚化に対して、修理基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）
	選択肢：☐ 変更を検討している　→（2）へ ☑ どちらともいえない　→問2へ ☐ 変更を検討していない　→問2へ 理由：
	（2）修理基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）
問2	現代的建築物に適用される景観形成基準についてお聞きします。
	（1）近年の台風の激甚化に対して、景観形成基準を見直す予定はありますか。 （下の選択肢をクリックし、その選択肢を選択された理由を右欄にお書きください。）
	選択肢：☐ 変更を検討している　→（2）へ ☑ どちらともいえない　→質問Ⅳへ ☐ 変更を検討していない→質問Ⅳへ 理由：
	（2）景観形成基準のどのような点の変更を検討されていますか。（下欄に記入してください。）

質問Ⅳ　「景観形成基準に適合させるための修景事例」についてお聞きします。

問1	「小屋組」を景観形成基準に適合する「RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造」で造った良い事例があれば教えてください。
問2	「壁」を景観形成基準に適合する「RC（鉄筋コンクリート）造＋真壁造・竪板張り」で造った良い事例があれば教えてください。

アンケートは以上となります。お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。
入手希望資料につきましてもご提供いただけると幸いです。どうぞ宜しくお願い致します。

2/2

伊根町に対するヒアリング調査

1 回目のヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 11 月 26 日　13:10～13:20

ヒアリング場所：三重大学総合研究棟Ⅱ

ヒアリング相手：伊根町教育委員会　A 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

1 回目のヒアリングの調査結果

ヒアリングの調査結果をまとめると以下のとおりである。なお、回答は後日（2021 年 11 月 30 日）にメールにて頂いた。

（1）修景基準の「基礎」の項目について

質問：修景基準において「RC 基礎」を許容している理由について教えてください。

回答：前提として、伊根浦における特定伝統的建造物の建築年代は、昭和 30 年頃までに建築された建造物である。コンクリート布基礎（鉄筋は入っていない）が一般住宅に普及するのは大正末期から昭和初期と言われており、伊根においては漁業施設や学校建築などにコンクリート布基礎が先駆けて施工され、斜面に建つ土蔵の基礎や主屋に普及していったものと思われる。

年代的、文化的な考え方については上記のとおりで、耐震性を鑑み、RC 基礎を認めているところである。

2 回目のヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 12 月 17 日　14:20～14:40

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：伊根町教育委員会　A 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

2 回目のヒアリングの調査結果

ヒアリングの調査結果をまとめると以下のとおりである。

（1）修景基準の「基礎」の項目について

質問：修景基準で「RC 基礎」を許容している理由は、伊根浦では、特定伝統的建造物にコンクリート布基礎（鉄筋は入っていない）が使用されていて、コンクリート布基礎が、伝統的建造物の特徴として認められていることに加えて、耐震性を鑑みた結果、外観上コンクリート布基礎と変わらない現代的な鉄筋入りの「RC 基礎」を修景基準で許容しているということでよろしいですか。

回答：そのとおりである。かつての震災を受けて1981年以降は、一般住宅に「RC基礎」が強く推奨されるようになった。住民にとっては、このような時代背景の中、これから新築するのに「RC基礎」が使えないのは不安であり、基準で認められていなかったから「RC基礎」が使えず、地震等で被害を受けた場合、誰が責任を取るのかという問題にも発展してしまう。

これらのことを考慮した結果、基準を設定する際、鉄筋が入っていても外からは見えないということで、「RC基礎」を許容する方向で進められた。

質問：伝統的建造物に特定された建物には、鉄筋の入っていないコンクリート布基礎が使われていて、外観上、現代的な鉄筋入りのコンクリートの基礎も変わらないので、耐震性も鑑みた結果、修景基準では「RC基礎」を許容しているということでよろしいですか。
回答：そのとおりである。

質問：RC 布基礎又は洗い出しで基礎が造られたことがありますかというという問いに「はい」と回答して頂いたのですが、これは主屋か舟屋のどちらの事例になりますか。
回答：これから「基礎」の修景基準を使うとなると、新築になる。新築で「舟屋」は一件しか建てられておらず、それではなかったはずなので、おそらく主屋の事例になる。

質問：木板の基礎部への張り降ろしの指導をされたという事例は、洗い出しの仕上げをしていないRC布基礎ということでよろしいですか。
回答：そのとおりである。ただし、本事例は、木板の張り降ろしの指導のみ行ったというもので、実際には聞き入れてもらえず、施工されなかったものになる。

質問：こちらとしては、「洗い出し」の仕上げとは「RCの基礎を造って、表面だけを洗い出しの仕上げにして綺麗に見せたもの」を想像しているが、そういうものでよろしいでしょうか。
回答：事例として、「洗い出し」の基礎がすぐに思いつかないので、おそらく「洗い出し」で基礎が造られたことはない。そのため、どのようなものか分からない。

（2）修景基準の「建具」の項目について

質問：「カラーサッシ」を許容する理由が台風被害を考慮したものではないとのことでしたが、「カラーサッシ」を許容する理由について教えてください。（アンケート質問Ⅱ問1（2）に該当）
回答：台風被害のみを考慮したわけではないので、アンケートでは「いいえ」と回答した。

伊根町が高潮と高波等に見舞われる地域であることに加えて、木製建具だと台風時に限らず雨が室内に入ってきてしまう。また、高度成長期に建具は「木製建具」から気密性の高い「アルミサッシ」に置き換わっている。こうした背景、経過があるので、時代に逆行する

ように再び「木製建具」を使用するよう修景基準で定めるのは、制度的にも難しい。
　おそらく伊根浦だけでなく、全国的に「アルミサッシ」を希望する重伝建地区は多いと思われる。前述のとおり、消極的理由で「アルミサッシ」を認めざるを得ないという所である。

質問：伊根浦は、海が近く塩分を含んだ潮風が来るので、そういった点でも「木製建具」は厳しいのでしょうか。
回答：耐用年数としても、「木製建具」はすぐに痛んでしまう。また、塩害も受ける。
　気密性を持たせるために表側だけは、「木製」にしてもらい、内側に「アルミサッシ」を施工し、二重に建具を設置するという方法も可とした例がある。

(3)「伊根浦伝建修理・修景事業施工の手引き」の修理修景事業関連（特記仕様書）の「屋根工事」の項目について

質問：「金属板葺き」という項目があるのですが、修景基準では「金属板葺き」を許容されていないと思うのですが、この項目はどうして設けられているのでしょうか。
回答：特記仕様書は、許可基準も含めたものとなっているためである。特記仕様書の前のページが許可基準の運用上の考え方となっているので、特記仕様書は、基本的に許可基準の運用幅を示したものである。許可基準はざっくりとした内容で記載されており、屋根材料としては「金属板」を可としている。
　許可基準では、「周囲の伝統家屋に合わせる」、「歴史的風致と調和したものとする」というように方針のみ記載されているので、これを落とし込む必要があった。こうした経緯で、この特記仕様書が作られた。なお、特記仕様書は、許可基準だけでなく、修景基準においても使える項目があり、包括的な内容が記載されている。

質問：「屋根」の許可基準であれば、「金属板」を許容することがあるとのことでしたが、「外壁」の許可基準であれば、道路に面しない部分等、目立たない箇所において「金属板」の外壁が許容されることはあるのでしょうか。
回答：「伊根浦伝建修理・修景事業施工の手引き」の許可基準の運用上の注意点、考え方等（建造物）等というページに「外壁」についての考え方が記載されている。主屋については、真壁の黄漆喰の中塗仕上げが求められており、目立たない箇所でも「金属板」は許容されていない。なお、車庫、倉庫等であれば、木板を基本にされているが、「金属板」が許容されることもある。ただし、おそらく波の「金属板」は許容されておらず、ポリカ等は許容されていない。

牟岐町に対するヒアリング調査

1 回目のヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 12 月 9 日　13:50～14:20

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：牟岐町教育委員会　D 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

1 回目のヒアリングの調査結果

ヒアリングの調査結果をまとめると以下のとおりである。

（1）修景基準の「基礎」の項目について

質問：「RC 基礎の石張り仕上げ」を許容する理由が台風被害を考慮したものではないとのことでしたが、「RC 基礎の石張り仕上げ」を許容する理由について教えてください。（アンケート質問Ⅱ問 1（2）に該当）

回答：修景基準で「RC 基礎」は認められていないはずである。基本的には、石で積む昔ながらの基礎のみ認めている。修景基準は、国から補助金を貰うものなので、当然、鉄筋が入っていないような昔ながらの石積みの基礎だと思っていたが、もしかすると、鉄筋を入入りの基礎の外側だけ石を積んであるように見せるという「石張り仕上げ」が許容されているのかもしれない。ただし、最近重伝建地区の担当になったので、詳しいことは分からない。

質問：「RC 基礎の石張り仕上げ」とは、「RC 基礎の周りに石を張ることで綺麗に見せる」というものを想像していたが、そういうものでよろしいでしょうか。

回答：細かい内容については修景基準に記載されていないため、詳しいことは分からない。ただ、昔のように石を並べた基礎は時代に即していないので、もしかすると修景基準では、そういった基礎を許容しており、「石張り仕上げ」とは、基礎の周りに石を張って、石を積んでいるように見せる仕上げなのかもしれない。

質問：実際に「RC 基礎の石張り仕上げ」で基礎が造られたことはありますか。（アンケート質問Ⅱ問 1（3）に該当）

回答：「RC 基礎の石張り仕上げ」で基礎が造られたことはない。なお、修景事業では、新たに建物を新築したという案件はなく、セメント瓦葺きの屋根を桟瓦葺きの屋根に変更した事例、トタン張りの外壁を竪板目板打ち張りに変更した事例の 2 つしかない。このように、既存の建物の外観を歴史的な町並みに調和させるように修繕させた事例のみ存在する。

質問：「RC 基礎の石張り仕上げ」を許容することによって生じている問題があれば教えてください。（アンケート質問Ⅱ問 1（5）に該当）
回答：補助を出す文化庁の方も、あくまでも地震対策等をしっかりと行った上で、町並みの保全を行うという考えである。そのため、石を積んだように見える「RC 基礎の石張り仕上げ」は、基準として問題はなく、むしろ良い基準だと思う。あくまで修景基準は、町並みの景観に合わせるという方針なので、外観に違和感を生じていなければ問題はないと思う。また、補助金（税金）を使っているので、昔の工法で建てたのはいいものの直ぐに倒壊してしまうようでは困る。
　それこそ、「基礎」だけの話ではない。伝統的な工法だけでは、耐震性等に問題があるので、重伝建地区では、柱の補強等、耐震性を向上させる策が行われていて、そうした補強を文化庁も認めている。そのため、「RC 基礎の石張り仕上げ」のように、外観に現れない内部を今の時代に合った現代的な「RC 基礎」で造ることは、問題はないと思う。

（2）台風の激甚化に対する今後の対応について
質問：近年の台風の激甚化に対して、修理基準の変更を検討していないと回答していただきましたが、その理由を教えてください。（アンケート質問Ⅲ問 1（1）に該当）
回答：修理基準は、昔の姿に戻す復原が原則である。ただし、実際には昔の状態に復原した上で、昔は行われていなかった柱の耐震補強や瓦の釘留め等が行われている。
　修理基準では、昔の姿に戻すという書き方がされているが、実際には、前述の通り台風対策や地震対策を行うことが認められており、こうした対策を十分に行っているのであえて基準を見直す必要はない。これは、他の重伝建地区でも同様だと思われる。また、伝統的建造物の復原のための修理を前提として、国から高額の補助金を貰うことができるので、昔の姿に戻すという基準は、変更することができないと思う。

質問：瓦の釘留めは、ガイドライン等を参考に行っているのでしょうか。
回答：ガイドライン等を参考に行っているわけではない。大工や、瓦屋も牟岐町には台風が頻繁に来襲することを知っているので、留め方等は任せている。瓦の釘留めをする際、細かな指示はしていないが、釘を打ったことが、あまり目立たないような留め方で瓦の釘留めを行うよう指示をしている。
　釘留めを行う箇所については、全ての瓦を留めるのではなく、軒先等の隅で最も風の影響を受ける箇所のみ、釘留めを行っている。

質問：近年の台風の激甚化に対して、修景基準の変更を検討していないと回答していただきましたが、その理由を教えてください。（アンケート質問Ⅲ問 2（1）に該当）
回答：前提として、修景基準は、国から補助金を貰うことのできる基準である。例として、出羽島では屋根材料を瓦に制限しているが、仮に鉄板等の風の影響を受けにくい屋根

材料を修景基準で許容してしまったら、補助金は貰えないと思う。国の方はあくまでも、町並みとの調和のためにあえて費用のかかる瓦葺きを選んでくれる所有者や施主を対象とし、補助を行っている。これらのことから、例え、台風が頻繁に来襲する地域だとしても基準を変更することは難しく、今までで一度も変更されたことはない。ただし、教育委員会が定める「内規」で、より基準を詳しく設定したりするようなことは検討中である。

また、重伝建地区には、修理基準、修景基準に加えてもう一つ許可基準という補助金を貰えない基準もある。出羽島の町並みに違和感がない建物なら現状変更を許可するというもので、費用は施主の全額自己負担である。出羽島では、許可基準で幅を持たせてあり、例えば「台風が良く来るのに瓦は厳しい」という施主には、色合いを奇抜な色ではなく、瓦の色に調和するような色とすることを条件に鉄板等の屋根を許容することがある。ただし、瓦と形状が異なるので、金属板で屋根が葺かれると町並みに与える影響は大きい。

今後は、許可基準を見直すことで、台風に備えてもらうということを検討していっても良いのではないかと思う。現行の基準は、厳しめに設定されているが、出羽島には台風が頻繁に来襲するので、新築、改築して、直ぐに壊れてしまっては、施主としても町としても困るので、その点は検討課題である。

質問：修理基準・修景基準は変更せずに、許可基準で幅を持たせて、台風に備えるということでよろしいでしょうか。
回答：町としては許可基準の変更を検討している。ただし、文化庁がどう言うかは分からない。やはり、修景基準は税金から補助金を出してもらうので、台風が頻繁に来襲する県だからといって、基準を緩くすることはできないという事情がある。

また、台風等に備えるために伝統的建造物に行っている瓦の釘留め、耐震補強等の対策は、現代的建築物でにおいても同様に行っていく必要があると思う。

質問：修理基準・修景基準は、補助金の関係があるので、緩くすることはできないが、許可基準は変更する可能性があるとのことでよろしいでしょうか。
回答：そのとおりで、変更するとしたら許可基準になる。ただ、これはあくまでも私の意見なので、実施に変えようとすると、審議会に諮ったり、了解を得たりする必要がある。

2 回目のヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。
ヒアリング日時：2021 年 12 月 16 日　14:10～14:20
ヒアリング場所：自宅
ヒアリング相手：牟岐町教育委員会　D 氏
ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

2 回目のヒアリングの調査結果

ヒアリングの調査結果をまとめると以下のとおりである。なお、(2) の回答については、後日（2021 年 12 月 28 日）にメールにて頂いた。

（1）重伝建地区の災害対策について

質問：前回のヒアリングの際に、文化庁は、地震対策等に力を入れていると教えていただきましたが、文化庁は主に地震対策に力を入れているのでしょうか。それとも台風等の他の災害対策についても力を入れているのでしょうか。

回答：決して、地震対策のみに力を入れているわけではなく、あらゆる災害対策に力を入れている。重伝建地区には古い建物が多く、そうした建物は建築基準法を満たしていないものも多い。また、重伝建地区の建物の多くが木造で構造的にも弱い。そのため、文化庁は、地震、津波、台風、火災等のあらゆる災害を想定し、その対策に力を入れており、重伝建の選定を受ける際に、「防災計画」と言われる重伝建の災害対策に関する計画をセットで立てるように指導がある。ただし、牟岐町ではまだ策定されていない。

質問：特に地震対策だけを意識しているわけではないとのことでよろしいでしょうか。

回答：そのとおりである。地震だけでなく台風など幅広い災害対策を意識している。

各地区によって地震の発生頻度が高い所や、台風が頻繁に来襲する所等の地域の特性が異なるので、それぞれの地域の特性に応じたマイナスの要素をいかに補うのかというところに力が入れられている。

質問：地震対策は、文化庁の「伝統的建造物群の耐震対策の手引」を基に行われているのでしょうか。

回答：「伝統的建造物群の耐震対策の手引」はあくまでもマニュアルで、大まかな方針が示されたものである。そのため、全てをこの資料通りに行っているわけではない。耐震補強は、所有者の経済的な負担があるので、望ましい耐震補強と経済的な負担のバランスを取りながらできる範囲の中で耐震対策を行っている。

（2）修景基準の「基礎」の項目について

質問：修景基準の基礎の項目に記載されている「石積又は石張りの仕上げを施す。」の「石積又は石張りの仕上げ」とはどういうものなのでしょうか。

回答：これまでに事例はないが、新築する際においてRCで基礎を造った場合、現状の「修景基準」に適用した仕上げの施工は難しいと思われる。その為、RCで基礎を造った場合は、洗い出し仕上げのような「許可基準」を適用させることになると思う。

質問：私どもとしては「石積又は石張りの仕上げを施す」の「石積又は石張りの仕上げ」とは、RC の基礎の表面に石を張って綺麗に見せる仕上げを想定しています。そのため、RC の

基礎を許容されていると解釈しているのですが、RC の基礎を許容する理由について教えてください。なお、私どもとしては、台風、地震等の災害対策を考慮し、RC の基礎を許容されているのだと考えています。（アンケート質問Ⅱ問 1（2）に該当）
回答：推察のとおりである。

3 回目のヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。
ヒアリング日時：2022 年 1 月 21 日　13:30～14:00
ヒアリング場所：自宅
ヒアリング相手：牟岐町教育委員会　D 氏
ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

3 回目のヒアリングの調査結果

ヒアリングの調査結果をまとめると以下のとおりである。

（1）防災瓦の使用について

質問：許可基準では、屋根材料として金属板を認めることがあるが、瓦の形状と異なるため町並みへの影響は大きいとのことでしたが、近年、見た目は昔ながらの瓦の形をしていて、台風や地震に強い防災瓦と呼ばれる瓦があるのですが、そういった瓦の使用は許可基準では認められますか。
回答：伝統的建造物は土葺き工法で屋根が葺かれているが、事業で屋根を修理する場合は、全て土を除き、ルーフィングを敷いた上に瓦を載せる工法で屋根を葺き直し、風の影響を受けやすい端だけに釘留めを行っている。ただし、これは防災瓦を使用しているわけではない。

防災瓦が土を材料とし焼いて作られる瓦なのであれば、許可基準では許容されると思われる。また、補助がある修景基準でも許容される可能性がある。なお、今までに防災瓦が使用された事例はない。

質問：防災瓦の使用を許可基準で許容することについてどのように思われますか。
回答：実際には、実物を見ないと分からないが、土を材料とし、焼いて作られる瓦なのであれば、使用を認めて良いと思われる。

（2）許可基準「外壁」の項目について

質問：HP で公開されている「修理・修景・許可基準による施工方針の一例」を拝見すると許可される建材として板張り、木目サイディング、角波トタンの 3 つが挙げられているのですが、他に許容されているものはありますか。
回答：基本的にはこの3つで、他は状況に応じて許容するか判断することとなっている。そのため、許容する材料について、細かく設定していない。重伝建地区に選定される以前に既

に使用されていた材料の中から、コンクリート打ち放しのように明らかに不調和なものを除いて、許可基準で許容する外壁材料が決めらえたと思う。

質問：木目サイディング、角波トタンを許容する理由に台風対策も含まれますか。
回答：サイディングは台風対策になると思う。ただし、角波トタンは台風対策を考慮したためではないと思われる。出羽島は離島なので、住民たちでできることは何でもするという文化がある。そうした中、安価でメンテナンスも住民の手で行うことが可能な角波トタンが既に普及していたため、許容しているのだと思われる。ただ、角波トタンは鉄であるので、やはり潮風には弱いと思われる。

質問：角波トタンを使用する場合は、周囲の町並みと調和させるためにどういった点を配慮するのでしょうか。
回答：木目の色のものを使用してもらっている。昔は、出羽島においては、波トタンが多用されていたが、波トタンは凹凸があり、目立つ色をしていることに加え、明らかに金属だと分かるような見た目をしているため、重伝建地区選定後に波トタンを張りかえる際は、角波トタンの木目の色をしたものを使用するよう求めている。

質問：波トタンよりも角波トタンの方が、町並みと調査させることができるので、角波トタンを許容しているとのことでよろしいでしょうか。
回答：そのとおりである。波トタンでは、木目の色である茶色がないが、角波トタンであれば木目の色である茶色があるため、角波トタンを許容している。

（3）許可基準「構造」の項目について
質問：防災施設をRC造とすることを許容されていますが、これは台風や地震といった自然災害の際の安全性を確保するためにRC造を許容されているのでしょうか。
回答：当然、防災施設であれば、津波で流されたり、台風で飛ばされたりしないような建物でないといけないため、自然災害の際に安全性を確保できるようRC造を許容しているのだと思われる。

丸亀市に対するヒアリング調査

ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 12 月 27 日　14:30～14:40

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：丸亀市教育委員会教育部文化財保存活用課　E 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

ヒアリングの調査結果

ヒアリングの調査結果をまとめると以下のとおりである。

（1）修景基準の「開口部（建具）」の項目について

質問：カラーサッシを許容する理由について、台風被害を考慮したものではないと回答していただいたのですが、これは、主な理由が台風被害の考慮ではないので、そのように回答していただいたということでよろしいでしょうか。

回答：そのとおりである。台風被害の考慮が主な理由ではないので、そのように回答した。幅広く捉えると、カラーサッシを許容する理由に台風被害の考慮も含まれる。前述のとおり、主として台風被害を考慮したわけではないが、結果的に台風対策にもなっていると思う。

（2）修景基準の「基礎」の項目について

質問：コンクリートの基礎を許容されている理由は、台風被害を考慮したためですかという問いで、チェックボックスの不具合で回答が消えてしまっていましたので、この問いの回答を教えていただいてもよろしいでしょうか。（アンケート質問Ⅱ問 2（1）に該当）

回答：「いいえ」と回答した。カラーサッシの質問と同様に、主として台風被害を考慮したわけではないので、そのように回答した。

質問：修景基準に記載されているコンクリートの基礎とは、鉄筋が入った基礎でしょうか。

回答：外観上、コンクリートの基礎があることを把握している。中に鉄筋が入っているかは不明だが、今日において、一般的に基礎には鉄筋が入っているので、おそらく鉄筋が入ったものである。

質問：伝統的建造物に特定された建築物にコンクリートの基礎が既に使用されているから、修景基準では、見た目が変わらない鉄筋入りのコンクリートの基礎を許容しているということでよろしいでしょうか。

回答：伝統的建造物には、コンクリートの基礎は使用されていないので、そういった考え

に基づいて、修景基準でコンクリートの基礎を許容しているわけではない。今日、コンクリートの基礎が使用されるのは一般的であることが最も大きな理由で、それに加えて、経済性、耐震性を考慮した結果、コンクリートを許容している。

（3）台風の激甚化に対する今後の対応について

質問：近年の台風の激甚化に対して、修理基準の変更を検討していないと回答していただきましたが、その理由を教えてください。（アンケート質問Ⅲ問１（1）に該当）

回答：台風によって被害が生じてはいるが、それほど大きな被害が生じているわけではなく、修理基準を変更するほど被害が問題にはなっていない。そのため、修理基準を変える必要はないと考えている。

質問：修理基準は、現状維持もしくは復原が基本なので、基準を変更することは難しいといった理由もありますか。

回答：変更することが全くできないわけではないと思われるので、そのような理由はない。前述のとおり、台風被害に対して変更するほどの必要性を感じていないというのが理由である。

質問：近年の台風の激甚化に対して、修景基準の変更を検討していないと回答していただきましたが、その理由を教えてください。（アンケート質問Ⅲ問２（1）に該当）

回答：現代的建築物には、被害が生じていないため、変更する必要性を感じないため。

（4）防災瓦の使用について

質問：近年、見た目は昔ながらの瓦の形をしていて、台風や地震に強い防災瓦と呼ばれる瓦があるのですが、そういった瓦の使用は修景基準では認められないと思うのですが、許可基準なら認められますか。

回答：おそらく、許可基準だけでなく修景基準においても使用が認められると思う。防災目的としてそういった瓦を使用するなら、認められると思う。ただし、使用するものにもよると思われる。なお、防災瓦で屋根を葺いた事例はない。

質問：見た目が重要なので、見た目上、問題がなければ使用しても良いという考え方でしょか。

回答：そのとおりである。台風や地震の対策といった防災目的で使用するものなのであれば、おそらく使用が認められると思う。

渡名喜村に対するヒアリング調査

ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 12 月 27 日　15:30〜16:10

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：渡名喜村教育委員会　Ｉ 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

ヒアリングの調査結果

ヒアリングの調査結果をまとめると以下のとおりである。

（1）修景基準の「構造」の項目について

質問：修景基準では、木造以外の構造も可能とするが、外観は木造とすると記載されていますが、これは、台風が頻繁に来襲するので、住宅を鉄筋コンクリート造で造れるようにこういった基準にしているのでしょうか。

回答：鉄筋コンクリートの住宅を許容しているわけではない。渡名喜島では、敷地内の地盤の高さは道路の高さよりも１ｍから 1.5 ｍほど掘り下げられている。そして、敷地の周りは石垣やブロック塀（昔は全て石垣）に囲まれており、さらに住宅は、フクギという防風に強い防風林に取り囲まれている。そのため、木造でもほとんどの台風には耐えることができる。したがって、渡名喜村としては、住宅を鉄筋コンクリート造に建て替えていくという考えは、全くない。

渡名喜村は台風の通り道に位置しているので、台風の被害は甚大である。過去に台風被害を受けたことから伝建地区に選定される前に、既に木造以外の構造に建て替えられた住宅もかなり存在する。その中には、軸としては木造だが、周辺の壁をコンクリートブロックで造った基本的には木造だが、補強されたものもある。保存物件に選定するための基準としては、木造であることが条件なので将来的には、コンクリートブロックで補強された住宅も、建て替える際にはコンクリートブロック無しの木造に造り替えていく方向で進めている。集落内でフクギに囲まれている住宅は、基本的には前述した考えで進めていきたいと思う。

ただし、例外的に鉄筋コンクリート造の建物が許容されることもある。防災目的の避難所等の公共の建物を建てる場合である。こうした建物は、建物の規模が大きくなる上、防災といった特別な目的があるので、鉄筋コンクリート造が許容されている。なお、外観は、伝統的建造物に似せるように造ることが求められる。

質問：外観を伝統的建造物に似せるということは、鉄筋コンクリートの壁の外側に板を張るということでしょうか。

回答：そのとおりである。なお、板を張って修景した建物の多くは、集落の中心ではな

く、外側に位置している。これらの建物を建てる際、敷地はフクギに囲まれていない敷地だった。防風林に囲まれていない敷地に建物を建てる際は、台風対策が必要であった。こうしたことから、鉄筋コンクリート造でないと台風に耐えることができないと判断され、そういったものに関しては、修景物件として、保存物件に似せて鉄筋コンクリート造で造られている。

質問：確認ですが、修景基準の構造において木造以外の構造も可能とするが、外観は木造とすると記載されているのは、鉄筋コンクリート造で住宅を造ることを許容しているわけではないとのことでよろしいでしょうか。
回答：そのとおりである。鉄筋コンクリート造で住宅を造ることを許容しているわけではない。

質問：避難所として使用される建物が鉄筋コンクリート造で造られたとのことでしたが、それは、重伝建地区内にあるのでしょうか。
回答：重伝建地区内にある。ただし、実際は、鉄筋コンクリート造で造られた建物はその避難所だけではなく、例外的にいくつか存在する。

整理すると、重伝建地区においては、基本的には木造の建物しか許容しないが、例外的に、避難所のような公共の建物は、鉄筋コンクリート造を許容している。なお、避難所は避難という目的があるので二階建てで造られているが、今後、重伝建地区内に二階建ての建物は、造らない方針である。

前述の通り、避難所のような公共の建物のみ鉄筋コンクリート造を許容しているが、実際には、十分に審査や審議が行われなかったために、鉄筋コンクリート造で造られた建物も 5 件ほど存在する。ただし、それらは公共的な用途で使用される建物で、個人が建てたものではない。このように、修景物件の構造に関しては、曖昧な点が存在し、未だ十分に確立されていない部分がある。そのため、現在のような基準が設定されている。

質問：修景基準を基に、実際に木造以外の建物が建てられたことがあるとのことでよろしいでしょうか。
回答：木造以外の建物が建てられたことは事実である。ただし、推奨はしていない。

質問：整理すると、木造以外の構造が認められるのは公共的な用途で使用される建物のみとのことでよろしいでしょうか。
回答：今のところ、木造以外の構造で建てられたものは、公的な機関が建てたもの等の公共的な用途で使用される建物のみである。

質問：修景基準の構造では、木造以外の構造を認めるという内容の記載がされています

が、それによって生じている問題があれば、教えてください。
回答：今のところ問題はない。ただし、今後、村民から木造以外の構造で建物を建てたいという要望が出た際に、前述した村の方針をどのように理解してもらえばよいのか、また、理解してもらうことができるのかが今後の課題となっている。
　伝建地区の選定以前には、台風対策には、鉄筋コンクリート造が相応しいとのことで、木造から鉄筋コンクリート造への建て替えが進んだ時期もあった。しかし、伝建地区の選定以降、村は、木造以外の構造で建物を建てることを推奨していない。今後、木造に建物を建て替えていくという村の方針を村民に周知し理解を得ることが今後の課題である。

質問：村民の意見として、鉄筋コンクリート造で建物を造りたいという声あるのでしょうか。
回答：実際にアンケート調査等で調査を行ったわけではないが、そのような意見は存在すると思う。伝統的な工法で建てられた木造住宅は、現在の生活や文化に対応できないということもある。その一つの例として、建具にアルミサッシを使用することを許容している。

（2）修景基準の「屋根」の項目について
質問：琉球赤瓦葺きの改良版が許容されているのですが、その理由を教えてください。
（アンケート質問Ⅱ問２（2）に該当）
回答：既に琉球赤瓦の改良版の瓦が使用されていたので、許容せざるを得なかったと思われる。琉球赤瓦の改良版がどういったものを指すのか十分周知されていなかったことが考えられるが、古くなった琉球赤瓦を新しい琉球赤瓦に葺き替えた際に、昔の瓦よりも焼きが弱かったため、雨漏りが発生したことがある。そのため、屋根を葺きかえる際に、琉球赤瓦とは異なる瓦を使用した住宅が何件かあるようである。

質問：琉球赤瓦葺きの改良版というのは、瓦の改良版とのことでよろしいでしょうか。
回答：琉球赤瓦でなく、日本瓦等を使っているところもある。こういった瓦が改良版だと思われる。中には、台風対策のために、ビスで留めることが可能な瓦を使用している住宅もある。

質問：ビス留めが可能な台風に強い瓦は修景基準で認められているのでしょうか。
回答：この件に関しては、詳しく分からない。前提として、重伝建地区の趣旨は、昔の工法・技術を後世に継承していくことである。伝統的な琉球赤瓦葺きの屋根を継承していくためには、赤瓦を焼く技術を継承していく必要がある。しかし、近年、昔に比べ瓦の焼きが弱くなっており、住宅を建てる技術力も低下している。前述の通り、昔の工法を残すことが重伝建地区の趣旨であるため、当初の方針としては、昔の工法で屋根を葺いてもらう

という考えだった。

その方針に基づき、古くなった瓦を葺きかえる際に琉球赤瓦で屋根を葺いたが、琉球赤瓦を上手く使用することができず、雨漏りが発生してしまったという事例が何件も発生した。伝統的な工法で屋根が葺かれているのであれば、雨漏りはしないはずであるが、雨漏りが発生してしまったとのことで、昔の技術が既に継承されていないことが明らかとなった。加えて、雨漏りが発生すると生活に大きな支障をきたしてしまう。

こうした背景から、当初は、伝統的な工法に使用されてないという理由で、ルーフィングの仕様を認めていなかったが、雨漏りを防ぐためにルーフィングの使用を認めることとなった。おそらく、こうした流れの中、屋根を葺きかえる際に琉球赤瓦ではない日本瓦等の瓦を使用した住宅もあるのかもしれない。ただし、当時、重伝建地区の担当ではなかったため、詳しいことは分からない。

質問：琉球赤瓦葺きの改良版というのは、雨漏りがしにくいものや、台風で飛びににくいものとのことでよろしいでしょうか。
回答：そのとおりである。雨漏りしにくいもの、台風で飛びにくいものの両方がある。ただし、そういった瓦が使用された住宅は、1～3 件程度で多くは存在しない。

質問：琉球赤瓦葺きの改良版を許容していることで、何か問題は生じていますか。
回答：伝統的な工法を残していくことが重伝建地区の趣旨である中、伝統的でない材料が使用されていることが問題である。今後、日本瓦等の伝統的でない材料が使用されている屋根を葺きかえる際は、伝統的な琉球赤瓦を使用するような方針を打ち出していきたいと考えている。

質問：確認ですが、実際に、日本瓦等の琉球赤瓦の改良版で、屋根が葺かれたことがあるとのことでよろしいでしょうか。
回答：前述したように何件かは日本瓦等で屋根が葺かれている。

質問：琉球赤瓦葺きの改良版で屋根を葺いた際、周囲の町並みと調和させるために配慮したことはないと回答していただきましたが、これは、見た目では琉球赤瓦と変わらないため、配慮は必要なかったということでしょうか。
回答：瓦の色やツヤが異なるため、改良版と本来の琉球赤瓦の見た目は異なる。また、屋根の葺き方に関しても、違いがあり、琉球赤瓦を葺く際は漆喰で留めるが、日本瓦を葺く際は漆喰で留めない。詳しくは分からないが、見た目が全く異なる日本瓦等が使用されてしまった背景には、重伝建地区を活かしたまちづくりという村の方向性が、村民に十分に周知されていなかったことがあるのだと思われる。

質問：こちらとしては、琉球赤瓦の改良版というのは、あまり見た目が変わらないものを想像していましたが、全く見た目が異なるものとのことでよろしいでしょうか。
回答：見た目は違うと思われる。改良版がどういったものを指すのかは、私自身も詳しくは分からない。基準を設定した際に、赤瓦葺きの改良版とはどういったものを指すのか、細かい基準が定められたわけではない。そのため、改良版がどういった瓦を指すのかは詳しくは分からない。

質問：赤瓦葺きの改良版とはどういったものを指すのか示されていなかったために、日本瓦等の琉球赤瓦と全く異なる瓦が使用されてしまったとのことでしょうか。
回答：日本瓦等が使用された背景にはそういう理由もあると思われる。

（3）修景基準の「壁面 開口部」の項目について
質問：建具をアルミサッシとすることを許容されていますが、これは台風被害を考慮したわけではなく、今日、アルミサッシが使用されるのは一般的なので、アルミサッシの使用を許容しているとのことでよろしいでしょうか。（アンケート質問Ⅱ問３（2）に該当）
回答：渡名喜村の伝統的な住宅には本来、ガラス戸はなく存在するのは雨戸だけであった。台風対策としては、雨戸のみで十分で、必ずしもアルミサッシにする必要はない。しかし、今日の生活習慣を考えると、ガラス戸がないと不便である。そのため、現在の生活習慣に応じてガラス戸すなわち、アルミサッシの使用を許容している。
　アルミサッシを許容した利点として、外側に網戸を設置することができるので、虫が入ってこないようにすること（防虫対策）ができることが挙げられる。そうしたことも影響し、アルミサッシが普及したのだと思われる。

質問：修景基準に基づいて、実際にアルミサッシが設置されたことはありますか。
回答：既にほとんどの住宅でアルミサッシが使用されている。正確に掌握しているわけではないが、アルミサッシを使用していない住宅は１、２件ぐらいで、木製建具のガラス戸を使用している住宅は、１件ぐらいで、他の住宅ではほとんどアルミサッシが使用されていると思われる。

（4）台風の激甚化に対する今後の対応について
質問：近年の台風の激甚化に対して、修理基準の変更を検討していないと回答していただきましたが、その理由を教えてください。（アンケート質問Ⅲ問１（1）に該当）
回答：防風林が存在するので、木造でも台風に耐えることができると考えているため。以前より、防風林は成長し、高さも高くなっているので、安全だと思われる。

質問：近年の台風の激甚化に対して、修景基準の変更を検討していないと回答していただ

きましたが、その理由を教えてください。（アンケート質問Ⅲ問２（1）に該当）
回答：台風によって、現代的建築物に被害が出ていないので、修景基準を変更する必要はないと考えている。

日向市に対するヒアリング調査

ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 12 月 28 日　10:30～10:40

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：日向市教育委員会教育総務課　H 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

ヒアリングの調査結果

ヒアリングの調査結果をまとめると以下のとおりである。

（1）台風の激甚化に対する今後の対応について

質問：近年の台風の激甚化に対して、修理基準の変更を検討しているとも変更を検討していないともどちらともいえないと回答していただきましたが、その理由を教えてください。（アンケート質問Ⅲ問 1（1）に該当）

回答：いずれは見直す必要があると思っているため、どちらともいえないと回答した。

質問：修理基準は、現状維持もしくは復原が基本なので、基準を変更することは難しいといった理由もありますか。

回答：そのような理由もある。前述のとおり、現時点で台風の激甚化に対して修理基準を見直すことは考えていない。ただ、台風が激甚化していることを踏まえるといずれは見直す必要があると思う。

質問：近年の台風の激甚化に対して、修景基準の変更を検討しているとも変更を検討していないともどちらともいえないと回答していただきましたが、その理由を教えてください。（アンケート質問Ⅲ問 2（1）に該当）

回答：現時点で、台風対策に特化して修景基準を変更するということは考えていない。ただし、いずれは施主からそういった要望も出てくるのではないかと思う。そのため、はっきりとどちらとも言うことができないので「どちらともいえない」と回答した。

（2）防災瓦の使用について

質問：近年、見た目は昔ながらの瓦の形をしていて、台風や地震に強い防災瓦と呼ばれる瓦があるのですが、そういった瓦の使用は修景基準で認められますか。

回答：防災瓦の使用については修景基準には記載されていない。防災瓦の使用について検討したことがないため、修景基準で使用が認められるかは分からない。防災瓦の使用については、施主から屋根に防災瓦を使用したいという要望が出た際に検討することになる。

質問：今までに防災瓦が使われたことはないとのことでよろしいでしょうか。

回答：今のところ、防災瓦で屋根を葺いた事例はない。施主から防災瓦の使用について要望があり、見た目も修景基準で定められたいぶし瓦とさほど変わらない防災瓦の使用について協議の申し入れがあれば、その際に検討することになると思う。

（3）伝統的建造物の瓦屋根の台風対策について

質問：修理基準の対象となる伝統的建造物において、瓦が台風で飛ばされないように釘で留める等の台風対策は行われていますか。

回答：そのような対策は行っていない。

竹富町に対するヒアリング調査

ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 12 月 28 日　14:30～14:50

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：竹富町教育委員会　J 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

ヒアリングの調査結果

ヒアリングの調査結果をまとめると以下のとおりである。

（1）景観形成基準で許容されている構造について

質問：小屋組では、RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造が、壁では、鉄筋コンクリート造＋真壁造修景・竪板張りが許容されていますが、これは、鉄筋コンクリート造で建物が建てられることを許容しているということでしょうか。

回答：そのとおりである。

質問：鉄筋コンクリート造が許容されているのは、台風に備えるために住宅を鉄筋コンクリート造で造りたいという住民の声が大きかったためでしょうか。

回答：基準を設定した当時のことは詳しく分からない。ただし、過去に沖縄県では、大型台風で甚大な被害が発生していたことや、自然災害が激甚化しつつあったという背景を踏まえて、台風対策としては、鉄筋コンクリート造が最も相応しいということで、鉄筋コンクリート造を許容する方向で進められたのだと思われる。そのため。鉄筋コンクリート造が許容されるようになったのは、大型台風による被害が発生して以降だと思われる。

（2）台風の激甚化に対する今後の対応について

質問：近年の台風の激甚化に対して、修理基準の変更を検討しているとも変更を検討していないともどちらともいえないと回答していただきましたが、その理由を教えてください。（アンケート質問Ⅲ問 1（1）に該当）

回答：この件に関しては、少し難しい所がある。ここ 2、3 年は大型台風がほとんど来襲していない。こうした中、仮に修理基準の見直しに関して、話し合いを行うこととなったとしても、おそらく詳細について固められるほどの話をすることは難しいと思う。

質問：現時点では、台風によって伝統的建造物に被害が出ていないとのことですが、そのため、修理基準の変更を検討しているとも変更を検討していないともどちらともいえないということでよろしいでしょうか。

回答：そのとおりで、被害が出ていないことが最も大きな理由である。

質問：近年の台風の激甚化に対して、景観形成基準の変更を検討しているとも変更を検討していないともどちらともいえないと回答していただきましたが、その理由を教えてください。（アンケート質問Ⅲ問２（1）に該当）
回答：修理基準に関する質問と同様で、現時点で、被害が出ていないことが最も大きな理由になる。近年、大型台風が直撃しておらず被害も生じていないため、そうした中、今すぐに基準を変更することは考えていない。ただし、変更を検討していないわけでもない。

（3）重伝建地区内の鉄筋コンクリート造の住宅について
質問：鉄筋コンクリート造で住宅が建てられたことがあるとのことでしたが、その住宅は、重伝建地区内のものでしょうか。
回答：重伝建地区内の住宅である。また、鉄筋コンクリート造で建てられた住宅で、保存物件になっているものもある。ただし、その保存物件は、鉄筋コンクリートの壁の外に板を張り付けているため、鉄筋コンクリート造であるが、際立って目立つわけではない。

質問：伝統的建造物に特定されている建物において、特定する時点で既に鉄筋コンクリート造で造られていたものがあるということでしょうか。
回答：そのとおりである。どの年代に鉄筋コンクリートが竹富島に入ってきたのかが明確に把握できていないため、今後、文化庁、沖縄県の担当者とともに、現場を調査していく必要がある。

（4）防災瓦の使用について
質問：近年、見た目は昔ながらの瓦の形をしていて、台風や地震に強い防災瓦と呼ばれる瓦があるのですが、そういった瓦の使用は景観形成基準で認められますか。
回答：防災瓦がどのようなものか把握していないが、現在、竹富島では、量産型の瓦の使用を認めていないため、量産型の瓦であれば使用することができないと思われる。基本的には、昔ながらの琉球瓦を使用することが条件になっている。なお、防災瓦が使用された事例はないと思われる。

質問：伝統的建造物だけでなく、景観形成基準の対象となる現代的建築物においても、伝統的な琉球赤瓦を使用することを求めているとのことでよろしいでしょうか。
回答：そのとおりである。現代的建築物においても、基本的には、伝統的な琉球赤瓦を使用してもらうようお願いしている。

（5）瓦屋根の台風対策について
質問：琉球赤瓦で屋根を葺く際に、瓦の釘留め等、何か台風対策としてされていることはありますか。

回答：昔ながらの工法で屋根を葺いているため、釘留め等は行っていない。ただし、昔は、土葺きで屋根を葺いていたが、最近は、雨漏れ等を防ぐためにルーフィングを敷いて、その上に琉球赤瓦を載せる屋根の葺き方が多い。

質問：ルーフィングを敷いているのは、景観形成基準の対象の現代的建築物のみでしょうか。
回答：修理基準の対象、景観形成基準の対象問わず、全ての物件でルーフィングが敷かれている。ただし、ルーフィングの使用に関しては、その都度、審議会で使用を認めるか審議を行っている。住民の意見として、生活を優先に考えてほしいという声が大きくなり、約 2、3 年前からルーフィングの使用を認めている。ただし、全部分にルーフィングを敷いておらず、軒下等の下から望見可能な箇所は、土葺きを用いている。

室戸市に対するヒアリング調査

ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 1 月 12 日　11:00～11:10

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：室戸市教育委員会 生涯学習課 F 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

ヒアリングの調査結果

ヒアリングの調査結果をまとめると以下のとおりである。

（1）修景基準で許容されているアルミサッシについて

質問：現在の修景基準を基に実際にアルミサッシが設置されたことはありますか。

回答：設置されたことがある。

（2）台風の激甚化に対する今後の対応について

質問：近年の台風の激甚化に対して、修理基準の変更を検討していないと回答していただきましたが、その理由を教えてください。（アンケート質問Ⅲ問 1（1）に該当）

回答： 吉良川町の伝統的建造物においては、伝統的な台風対策が行われており、現時点で、台風による被害が生じておらず、修理基準を変更する必要性を感じないため。

質問：いしぐろ等の伝統的な台風対策が行われているので、台風対策としては十分とのことでしょうか。

回答：十分だと判断している。

質問：近年の台風の激甚化に対して、修景基準の変更を検討していないと回答していただきましたが、その理由を教えてください。（アンケート質問Ⅲ問 2（1）に該当）

回答：重伝建地区の担当になって約 2 年間になる。その間に台風の被害が生じておらず、修景基準を変更する必要性を感じないため。台風の被害が生じていた時であれば、何らかの対策が考えられていたのかもしれないが、詳しいことは分からない

（3）瓦屋根の台風対策について

質問：重伝建地区の建築物において、瓦の釘留め等、台風対策としてされていることはありますか。

回答：そもそも吉良川町は、台風が頻繁に来襲する地域なので伝統的な台風対策が行われている。使用される瓦には、右瓦と左瓦の 2 種類のものがあり、風が強く吹く方向に合わせて 2 種類の瓦を使い分けることで台風の際に瓦が飛びにくいようにしている。この対策

は、修理基準・修景基準の対象となる建築物どちらにおいても行われている。

質問：瓦を釘で留める等の対策もありますが、そういった対策はされていますか。
回答：そこまでは把握していない。

（4）防災瓦の使用について

質問：日本瓦またはそれに準ずるもの近年、見た目は昔ながらの瓦の形をしていて、台風や地震に強い防災瓦と呼ばれる瓦があるのですが、そういった瓦の使用は修景基準で認められますか。
回答：現在は、修景基準に基づいた瓦を使用してもらっている。防災瓦の使用についての判断は難しく、現時点では分からない。防災瓦を修景基準で認めるがどうかについては、一度、審議会に諮ってからの判断となる。なお、これまでに住民から防災瓦を使用したいといった要望は出ていない。

呉市に対するヒアリング調査

ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

ヒアリング日時：2021 年 1 月 12 日　11:20～11:40

ヒアリング場所：自宅

ヒアリング相手：呉市文化スポーツ部 文化振興課　B 氏

ヒアリングメンバー：工学研究科建築学専攻博士前期課程 2 年生　藤原基義

5-5-8-2　ヒアリングの調査結果

ヒアリングの調査結果をまとめると以下のとおりである。

（1）修景基準で許容されていたアルミサッシについて

質問：平成 12 年度以降は、アルミサッシ許容されていないとのことですが、その理由について教えていただいてもよろしいでしょうか。

回答：重伝建地区の担当となったのは平成 12 年からである。御手洗は過去に大型の台風（平成 13 年の台風 19 号）が来襲している。大型の台風を経験しているため、住民が最も恐れている災害は台風であり、風や高潮の被害を恐れている。こうした中、当初建具は木製にするという方針であったが、住民は、アルミサッシを木製に変えるということに抵抗感があったようである。そのため、段階的に木製の建具に変えていくとのことで、当初は、ブロンズ色等の景観に配慮したアルミサッシを許容する方向で修景基準を運用していた。その後、文化庁等の調査団から、やはり本来は木製建具が相応しいので、アルミサッシは取り外さずに、アルミサッシを隠すために外側に木製建具を設置する方法を用いてはどうかといった提案が行われた。アルミサッシを設置することで、居住者の災害に対しての安全性が確保され、外側に木製建具を設置することで、景観への配慮が行えるとのことで、折衷案としてこの方法が採用されるようになり、平成 12 年以降は、アルミサッシに対しては補助を行わないとのことで、修景基準からは除外された。

質問：木製建具の設置とは、アルミサッシの外側に木製のガラス戸を設けるということでしょうか。

回答：そのとおりである。アルミサッシの外側にガラス戸を設けるということである。あるいは、建築物のタイプによっては、ガラス戸ではなく雨戸にする場合もある。

質問：アルミサッシを目立たなくするために格子を設置されることはありますか。

回答：ガラスが入っていない格子を設置することもある。

質問：確認になりますが、現在はアルミサッシを許容していないとのことでよろしいでしょうか。

回答：そのとおりである。呉市としてはアルミサッシを修景基準で許容しておらず、補助対象としていない。

質問：補助は出ないが、許容はされる場合があるとのことでしょうか。
回答：御手洗では、現代的建築物の修景に用いられているのは基本的には修景基準である。アルミサッシの使用については、許可基準では認めているが、今の所、許可基準に基づきアルミサッシが設置されたことはない。

（2）台風の激甚化に対する今後の対応について
質問：近年の台風の激甚化に対して、修理基準の変更を検討していないと回答していただきましたが、その理由を教えてください。（アンケート質問Ⅲ問 1（1）に該当）
回答：過去に、台風による高潮で床上浸水等の被害が生じたが、幸いなことに平成 16 年以降は被害を受けていない。また、高潮対策の護岸工事の際にフラップゲートが設置されたことで、高潮や異常潮位の被害が、格段に減少した。以上のことから、考えられる台風被害としては風雨であるが、風雨に対しては、現行の修理基準の内容で十分であるため、現時点で変更を検討する必要はない。

質問：将来的に何らかの被害が生じた場合は、基準を変更する可能性があるとのことでしょうか。
回答：台風被害として、市が最も憂慮するのが、床上床下浸水である。異常潮位が深刻になり、床下床上浸水の被害が生じるようであれば、建物の高さを上げるために修景基準の基礎の項目を変更することが考えられる。ただし、基礎を高くすることは容易ではないので、このような基準の変更を実際行うことができるのかは不明である。

質問：近年の台風の激甚化に対して、修景基準の変更を検討していないと回答していただきましたが、その理由を教えてください。（アンケート質問Ⅲ問 2（1）に該当）
回答：現代的建築物に台風被害が生じておらず、変更の必要性を感じないため。

（3）瓦屋根の台風対策について
質問：重伝建地区の建築物において、瓦の釘留め等、台風対策としてされていることはありますか。
回答：重伝建地区内の伝統的建造物に特定された市および県の指定文化財の屋根の修理の際には、修理前より銅線によって緊結する箇所を増やすことで瓦が飛ばないように対策を行っている。ただし、民家に関してはこうした対策を強く求めてはいない。

質問：市や県が所有している建物というのは伝統的建造物に特定されたものになります

か。
回答：伝統的建造物に特定されたものである。

（4）防災瓦の使用について
質問：日本瓦またはそれに準ずるもの近年、見た目は昔ながらの瓦の形をしていて、台風や地震に強い防災瓦と呼ばれる瓦があるのですが、そういった瓦の使用は修景基準で認められますか。
回答：防災瓦は御手洗では使用されていない。修景基準において許容しているのはあくまでも菊間瓦である。なお、瓦の産地に関しても、菊間のものを使用するよう求めている。

質問：防災瓦が菊間瓦と同じような見た目であったとしても修景基準で許容されることはないでしょうか。
回答：現時点では、許容はしていない。住民から防災瓦を使用したいといった要望が出てきた際に、重伝建地区の審議委員や文化庁等と相談しながら検討することになると思われる。今の所、防災瓦の使用について検討することは考えていない。

梗概

台風常襲圏における重要伝統的建造物群保存地区の修景基準に関する研究
−鳥羽市海女集落の景観形成に向けて−

三重大学大学院工学研究科　建築学専攻　浅野・大井研究室　藤原 基義

1. 研究の枠組み

1-1　研究の背景

三重県の鳥羽・志摩地域は、全国で海女が最も多い地域であり、今日に至るまで伝統的な海女漁が継承されていることが地域の特色である。鳥羽市では、本土側の石鏡、国崎、相差、離島部の答志、和具、菅島、神島（以下、「鳥羽市海女集落 7 地区」という。）において海女漁が盛んに行われており、いずれの地区においても海女漁と共に育まれた魅力的な海女集落の景観を見ることができる。2021 年度から運用が開始された「鳥羽市景観計画」では、鳥羽市海女集落 7 地区は、重点候補地区として位置づけられており、地域住民の合意が得られた場合、重点地区として指定され、景観形成基準に基づいた景観形成が行われることとなる。

鳥羽市海女集落 7 地区は、過去に伊勢湾台風を始めとする台風によって幾度も被害を受けていることから、台風対策等を理由に建築物の近代化が進んでおり、その動きは現在も継続している。そのため、海女集落の景観は日々変わりつつある。

こうした中、鳥羽市海女集落 7 地区は、海女集落の魅力ある景観を未来へ残していくために景観計画における重点地区への指定及び文化財の 1 つである重要文化的景観への選定を目指している。重点地区に指定されるためには、景観形成基準について地域住民の合意を得る必要があり、重要文化的景観に選定されるためには、住民が定住し生業が継続していることが重要である。加えて、近年、台風等の自然災害が激甚化しつつあることを考慮すると、第一段階としての景観計画の重点地区への指定を実現するためには、歴史的風致の維持・形成と台風対策等の現代的要求の折り合いをつけた景観形成基準（案）を提案することが重要である。したがって、景観形成基準（案）において、台風対策等を考慮しどの程度現代的な材料・工法等を許容すべきか、また、現代的な材料・工法等を用いた際にいかに町並みと調和させるかの以上 2 点について検討することが求められている。

1-2　研究の目的

本研究は、台風常襲圏に位置する重要伝統的建造物群保存地区（以下、「重伝建地区」という。）を対象とし、台風対策等を考慮した景観の保全・形成の現状について把握することを通して、台風対策等の現代的要求と歴史的風致の維持・形成の折り合いをつけた鳥羽市海女集落 7 地区の景観形成基準（案）の基本方針を提案することを目的とする。

1-3　研究の対象と方法

（1）調査・分析 1：重伝建地区の保存計画における修理基準等の記載の特徴の把握

①調査対象

調査対象は、台風常襲圏に位置する 19 地区の重伝建地区（表 1）の保存計画において、調査対象部位（第 3 章で後述する。）に対して設定された修理基準、修景基準及び許可基準（以下、「修理基準等」という。）である。

表 1　調査対象地区一覧

都道府県	管轄地方公共団体	重伝建地区名称	基準風速 (m/s)
福井	小浜市	小浜市小浜西組	32
京都	伊根町	伊根町伊根浦	32
和歌山	湯浅町	湯浅町湯浅	34
広島	呉市	呉市豊町御手洗	34
広島	福山市	福山市鞆町	32
広島	廿日市市	廿日市市宮島町	34
山口	萩市	萩市堀内地区	34
山口	萩市	萩市浜崎	34
徳島	牟岐町	牟岐町出羽島	38
香川	丸亀市	丸亀市塩飽本島町笠島	34
高知	室戸市	室戸市吉良川町	40
長崎	長崎市	長崎市東山手	34
長崎	長崎市	長崎市南山手	34
長崎	平戸市	平戸市大島村神浦	34
長崎	雲仙市	雲仙市神代小路	34
大分	杵築市	杵築市北台南台	32
宮崎	日向市	日向市美々津	34
沖縄	渡名喜村	渡名喜村渡名喜島	46
沖縄	竹富町	竹富町竹富島	46

②調査方法

修理基準等の設定状況について把握したのち、記載状況に応じて、修理基準等を「基本方針基準」、「詳細技術基準」の 2 つに分類することを通して、各基準の記載の特徴について把握する。

（2）調査・分析 2：修景基準の許容範囲及び許容範囲の記載の特徴の把握

①調査対象

調査対象は、前述の 19 地区の重伝建地区の保存計画において、調査対象部位に対して設定された修景基準である。

②調査方法

台風対策等を考慮し許容されていると推測される現代的な材料・工法等の記載の仕方に応じて修景基準を 4 つに分類することで、台風対策等を考慮し許容されていると推測される材料・工法等の把握及び各調査対象部位における許容範囲の記載の特徴の把握を行う。

（3）調査・分析 3：重伝建地区における台風対策等を考慮した景観保全の現状の把握

①調査対象

調査対象は、調査・分析 2 において、「許容範囲を明確に示しているもの」に分類された修景基準を設定する 10 団体の地方公共団体（表 2）の重伝建地区担当者である。

表 2　対象の地方公共団体と実施した調査

地方公共団体	重伝建地区名称	実施した調査	
		アンケート	ヒアリング
伊根町	伊根町伊根浦	○	○
呉市	呉市豊町御手洗	○	○
廿日市市	廿日市市宮島町	○	ー
牟岐町	牟岐町出羽島	○	○
丸亀市	丸亀市塩飽本島町笠島	○	○
室戸市	室戸市吉良川町	○	○
杵築市	杵築市北台南台	○	ー
日向市	日向市美々津	○	○
渡名喜村	渡名喜村渡名喜島	○	○
竹富町	竹富町竹富島	○	○

【凡例】　○：実施あり　ー：実施なし

②調査方法

地方公共団体の重伝建地区担当者に対して、電子メールによるアンケート調査や電話によるヒアリング調査を行い、確認事項（表 3）について把握する。

表 3　確認事項一覧

確認事項
⑴ 現代的な材料・工法等を許容する修景基準について ①現代的な材料・工法等を許容する理由　②施工・設置等の有無 ③施工・設置等した際の修景手法
⑵ 重伝建地区における台風被害について ①近年の台風被害の有無　②被害が生じた建築物の部位
⑶ 台風対策を考慮した今後の景観保全の方針について ①修理基準の見直しの予定の有無　②修景基準の見直しの予定の有無

1-4　研究の構成

本研究の構成を図 1 に示す。

1-5　用語の定義

本研究における用語の定義を以下に示す。

「台風常襲圏」とは、平成 12 年建設省告示第 1454 号第 2 で定められている基準風速が 32 m/s 以上の範囲から、北海道地方、東北地方及び新潟県佐渡市佐渡島を除いた範囲とする[注1)]。

「台風被害」とは、強風と大雨による被害とする。

「現代的建築物」とは、重伝建地区における伝統的建造物以外の建築物及び鳥羽市海女集落 7 地区における歴史的建築物以外の建築物とする。

2. 近年の台風被害を踏まえた官民の動向

2-1　近年の台風被害を踏まえた建築行政の動向

令和元年房総半島台風（第 15 号）において、住宅の屋根瓦等に大きな被害が発生したことから大学や国土交通省国土技術政策総合研究所（以下、「国総研」という。）、国立研究開発法人 建築研究所（以下、「建築研究所」という。）等の専門家によって調査が行われた。調査結果を踏まえて行われた建築行政による建築物の強風対策について以下に示す。

屋根葺き材の強風対策としては、①建築基準法の告示基準の改正、②強風仕様の検討（業界団体のガイドラインの改訂）が既に行われ、③既存建築物の屋根葺き材の改修の促進、④屋根葺き材の耐風性能の見える化の推進については、現在進行中で行われている。小屋組の強風対策としては、沿岸部仕様の検討（ガイドラインの充実）が行われた。また、基準風速の検証としては、現行の基準風速の妥当性の検証が行われ、現時点で基準風速を見直す必要がないことが明らかとなった。

2-2　近年の台風被害を踏まえた民間企業の動向

近年の台風の激甚化を踏まえて、建材・設備メーカーは、豪雨や暴風に強い新製品を次々と開発していることが明らかとなった。豪雨対策のために開発された製品としては、床仕上げ材、雨樋等が確認され、強風対策のために開発された製品としては、サッシ、フェンス等が確認された。

2-3　小括

近年の台風被害を踏まえた官民の動向を整理した結果、本研究に関係が強いのは、建築基準法の告示基準の改正であると思われる。今回の改正によって、基準風速に応じて使用可能な桟瓦の種類が制限され、基準風速及び使用する桟瓦の種類に応じて緊結方法が指定されることとなった。このように使用できる桟瓦の種類及び緊結方法に制限が加えられたものの、改正後の告示基準の内容を満たせば、今後も屋根材料として、「瓦」を使用することができるということが把握された。

図 1　研究のフロー

3. 重要伝統的建造物群保存地区の保存計画における修理基準等の記載状況

3-1　調査対象地区の選定

鳥羽市海女集落 7 地区と地形条件[注2)]（**図 2**）が同じ重伝建地区を対象とするため、台風常襲圏に位置する重伝建地区を地形条件に応じて 8 つの型に分類し、鳥羽市海女集落 7 地区が該当する海辺型、島型に該当した重伝建地区を調査対象地区とした。なお、調査対象地区の地形条件による分類結果を**表 4** に示す。

注 1）重伝建地区の東端、西端、南端、北端から 1 ㎞ の範囲を含んだ範囲とする。
注 2）ここでは、山を標高 100m 程度以上で、重伝建地区の範囲に対して十分に大きな連なりを持つものとし、単体で存在するものや十分な連なりを持たないものについては、山に含めないこととする。

図 2　地形条件の定義

表 4　調査対象地区の地形条件による分類結果

種別	海辺型			島型	
	谷間型	山麓型	平地型	中心型	海辺型
醸造町		湯浅町湯浅			
武家町		萩市堀内地区	雲仙市神代小路 杵築市北台南台		
商家町・茶屋町		小浜市小浜西組			
門前町					廿日市市宮島町
在郷町		室戸市吉良川町			
島の農村集落				竹富町竹富島	渡名喜村渡名喜島
漁村集落					牟岐町出羽島
漁村		伊根町伊根浦			
港町		福山市鞆町 長崎市東山手 長崎市南山手 日向市美々津	萩市浜崎		呉市豊町御手洗 丸亀市塩飽本島町笠島 平戸市大島村神浦
合計	0 地区	9 地区	3 地区	1 地区	6 地区
	12 地区			7 地区	

3-2　調査対象部位の選定

修理基準等の記載の特徴を把握するにあたり、建築物において台風被害を受けやすい部位及び台風被害に影響を及ぼす部位を整理し、調査対象部位（**図 3**）の選定を行った。

国総研及び建築研究所による調査報告[5) 6)]によると、令和元年房総半島台風（台風第 15 号）によって被害が確認された部位として、「小屋組」、「屋根材料」、「窓枠材料」、「外壁材料」の 4 つが挙げられていた。これらの部位は、令和元年房総半島台風だけに限られたものではなく、他の台風によっても同様に被害を受ける部位だと考えられることから、台風被害を受けやすい部位であると考えられる。

建築研究所による調査報告[7) 8)]によると、台風被害が確認された建築物の多くが木造で、鉄筋コンクリート造の建築物においては、構造に関する被害が見られなかったとされている。このことから、「構造」は、台風被害に影響を及ぼす部位であると考えられる。また、文化庁の「伝統的建造物群の耐震対策の手引」[9)]では、耐震対策として、地盤・基礎の耐震補強の重要性を指摘し、建物の股裂き防止のためのべた基礎の打設、床下における足固め等の設置、柱脚の基礎への緊結等を積極的に行うべきだとしている。同手引は、主に耐震対策について書かれたものであるが、地域や建物の形状によっては、地震より台風等の風による力の方が大きくなる場合があるため、風に対しても前述のような対策を取る必要があるとされている。このことから、「基礎」は、台風被害に影響を及ぼす部位であると考えられる。

図 3　調査対象部位

3-3　修理基準等の設定状況

修理基準等の設定状況を**表 5** に示す。修理基準は 19 地区中 15 地区（約 79 ％）で、修景基準は 19 地区中 19 地区（100 ％）で、許可基準は 19 地区中 14 地区（約 74 ％）で設定されていた。

表 5　修理基準等の設定状況

重伝建地区名称	管轄地方公共団体	修理基準	修景基準	許可基準
小浜市小浜西組	小浜市	○	○	○
伊根町伊根浦	伊根町	○	○	○
湯浅町湯浅	湯浅町	○	○	○
呉市豊町御手洗	呉市	―	○	―
福山市鞆町	福山市	○	○	○
廿日市市宮島町	廿日市市	○	○	○
萩市堀内地区	萩市	○	○	○
萩市浜崎	萩市	○	○	○
牟岐町出羽島	牟岐町	○	○	○
丸亀市塩飽本島町笠島	丸亀市	○	○	○
室戸市吉良川町	室戸市	―	○	―
長崎市東山手	長崎市	○	○	○
長崎市南山手	長崎市	○	○	○
平戸市大島村神浦	平戸市	○	○	○
雲仙市神代小路	雲仙市	―	○	○
杵築市北台南台	杵築市	○	○	○
日向市美々津	日向市	―	○	―
渡名喜村渡名喜島	渡名喜村	○	○	―
竹富町竹富島	竹富町	○	○	―

【凡例】　○：設定あり　―：設定なし

3-4　修理基準等の記載状況の特徴

修理基準等において、調査対象部位に対して設定されている基準を２つの基準（**表 6**）に分類することを通して、3 つの基準（修理基準、修景基準、許可基準）の記載状況の特徴を把握する。なお、3 つの基準を分類した結果を**図 4** から**図 6** に、各地区の各調査対象部位における分類結果を**表 7** に示す。

表 6　2 つの基準の定義と記載例

基準の名称	各基準の定義	該当する基準の記載例
基本方針基準	建築物の修理及び修景の基本的な考え方を示したもの。	・主として外観を現状維持又は復原修理する。
		・歴史的風致を著しく損なわないものとする。
詳細技術基準	建築物の修理及び修景の基本的な考え方に加えて、具体的な基準を補足したもの。	・構造は、木造で在来工法によることを原則とする。
		・桟瓦または本瓦とし、かつ、いぶし瓦とする。

(1) 修理基準における記載の特徴

修理基準を分類した結果、全ての調査対象部位において「基本方針基準」に該当するものが高い割合を占めていた。これは、修理基準の対象となる伝統的建造物の文化財的価値が、個々の建物によって異なるため、基準により一律にその形態を規定することができないこと、伝統的建造物は様式が正確に把握されているため、基準においては、修理の基本的な考え方を示すだけで十分であることが考えられる。

図 4　修理基準の分類結果

(2) 修景基準における記載の特徴

修景基準を分類した結果、「基礎」を除いた全ての調査対象部位において「詳細技術基準」に該当するものが高い割合を占めていた。これは、修景基準が補助金交付の対象を規定する基準であるため、補助金が適用される詳細な項目を明確に示す必要があるためだと考えられる。

図 5　修景基準の分類結果

(3) 許可基準における記載の特徴

許可基準を分類した結果、「構造・小屋組」を除いた全ての調査対象部位において「基本方針基準」に該当するものが 50 %以上を占めていた。これは、許可基準が歴史的風致の維持や形成のために最低限満たすべき内容を定めた基準であること、所有者や施主の現代的要求に対応できるように幅を持たせてあることが考えられる。

図 6　許可基準の分類結果

4. 重要伝統的建造物群保存地区における修景基準の許容範囲の把握

台風対策等を考慮した許容範囲の記載の仕方に応じて修景基準を「許容範囲を明確に示しているもの」、「許容範囲の存在が推測されるもの」、「許容範囲を示していないもの」、「基準が設定されていないもの」の以上４つ（**表 8**）に分類することで、修景基準において台風対策等を考慮し許容されていると推測される現代的な材料・工法等の把握及び各調査対象部位における許容範囲の記載の特徴の把握を行う。各地区の各調査対象部位における分類結果を**表 9** に、各調査対象部位において各分類に該当した割合を**図 7** に示す。

表 7　各地区の各調査対象部位における分類結果

重伝建地区名	小浜市 小浜西組			伊根町 伊根浦			湯浅町 湯浅			呉市 豊町 御手洗		
修理基準等名称	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準
構造・小屋組	●	○	○	●	○	○	●	○	○	＼	○	＼
屋根材料	●	○	●	●	○	●	●	○	●	＼	○	＼
窓枠材料	●	○	●	●	○	●	●	○	●	＼	○	＼
外壁材料	●	○	●	●	○	●	●	○	●	＼	○	＼
基礎	ー	ー	ー	●	○	●	●	●	●	＼	○	＼

重伝建地区名	福山市 鞆町			甘日市市 宮島町			萩市 堀内地区				萩市 浜崎		
修理基準等名称	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	伝統様式基準	基本形式基準 注1)		修理基準	修景基準	許可基準 注1)
構造・小屋組	●	○	○	●	○	●	●	○	●		●	○	●
屋根材料	●	○	○	●	○	○	●	○	○		●	○	○
窓枠材料	●	○	●	●	○	○	●	○	●		●	○	ー
外壁材料	●	○	●	●	●	●	●	○	●		●	○	ー
基礎	●	●	●	ー	ー	ー	●	○	●		●	○	ー

重伝建地区名	牟岐町 出羽島			丸亀市 塩飽本島町 笠島			室戸市 吉良川町			長崎市 東山手			長崎市 南山手		
修理基準等名称	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準
構造・小屋組	●	○	○	●	○	○	＼	○	＼	●	○	ー	●	○	ー
屋根材料	●	○	○	●	○	●	＼	○	＼	●	○	●	●	○	●
窓枠材料	●	○	○	●	○	○	＼	○	＼	●	○	●	●	○	●
外壁材料	●	●	●	●	○	●	＼	○	＼	●	○	●	●	○	●
基礎	●	○	●	●	○	●	＼	○	＼	ー	ー	ー	ー	ー	ー

重伝建地区名	平戸市 大島村 神浦			霞仙市 神代小路			杵築市 北台南台			日向市 美々津			渡名喜村 渡名喜島			竹富町 竹富島		
修理基準等名称	修理基準	修景基準 注1)	許可基準 注1)	修理基準	補助基準	許可基準 注1)	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	修景基準	許可基準	修理基準	景観形成基準	許可基準
構造・小屋組	●	○	●	＼	○	○	●	○	○	＼	○	＼	●	○	＼	●	○	＼
屋根材料	●	○	●	＼	○	○	●	○	○	＼	○	＼	●	○	＼	○	○	＼
窓枠材料	●	○	ー	＼	○	●	●	○	●	＼	○	＼	●	○	＼	●	ー	＼
外壁材料	●	○	ー	＼	○	●	●	○	●	＼	○	＼	●	○	＼	○	○	＼
基礎	●	ー	ー	＼	○	ー	●	●	●	＼	ー	＼	ー	ー	＼	●	ー	＼

【凡例】　●：基本方針基準　○：詳細技術基準　ー：基準なし　＼：修理基準等自体の設定なし

注 1)　現状変更を行う位置と公道との距離及び現状変更を行う位置が公道や海等に面しているか否かによって異なる基準が定められているが、ここでは最も緩い基準を対象とする。

表 8　4 つの分類の定義と記載例

分類	各分類の定義	該当する修景基準の記載例
◎	許容範囲を明確に示しているもの	・木造以外の構造も可能とするが、外観は木造とする。 ・石積み、またはコンクリートの場合は石張仕上げとし、色彩に配慮すること。
○	許容範囲の存在が推測されるもの	・主屋の構造は、木造で在来工法によることを原則とする。 ・周囲の伝統的建造物に調和させた仕上げとする。
△	許容範囲を示していないもの	・伝統的建造物の特性を維持する木構造とする。 ・束石に床束を立て、それ以外は笠山石竿石の基礎とする。
ー	基準が設定されていないもの	

図 7　各調査対象部位において各分類に該当した割合

4-1　許容範囲の記載の仕方による分類結果

「構造・小屋組」の「構造」に関しては「△：許容範囲を示していないもの」に該当した地区が 10 地区（約 53 %）と最も多かった。なお、「小屋組」に関する記載は、竹富町竹富島を除いて確認されなかった。「屋根材料」に関しては「△：許容範囲を示していないもの」に該当した地区が 13 地区（約 68 %）と最も多かった。「窓枠材料」に関しては「◎：許容範囲を明確に示しているもの」及び「△：許容範囲を示していないもの」に該当した地区が各 7 地区（約 37 %）と多かった。「外壁材料」に関しては「△：許容範囲を示していないもの」に該当した地区が 14 地区（約 74 %）と最も多かった。「基礎」に関しては「ー：基準が設定されていないもの」に該当した地区が 8 地区（約 42 %）と最も多かった。

4-2　各調査対象部位における許容範囲の記載の特徴

全ての調査対象部位において、「◎：許容範囲を明確に示しているもの」に該当する修景基準が確認された。また、調査対象部位ごとに見ると、「窓枠材料」において他の調査対象部位に比べ「◎：許容範囲を明確に示しているもの」に該当する割合が高いことが把握された。

4-3　「◎」に分類された修景基準において許容されている現代的な材料・工法等

(1) 構造・小屋組

「◎」に分類された 2 地区は、渡名喜村渡名喜島、竹富町竹富島である。渡名喜村渡名喜島では、外観を木造とすれば、「木造以外の構造」とすることが、竹富町竹富島では、「鉄筋コンクリートスラブ構造」の小屋組とすることが許容されている。

(2) 屋根材料

「◎」に分類された 2 地区は、杵築市北台南台、渡名喜村渡名喜島である。杵築市北台南台では、茅葺型の民家のみ「金属板」とすることが、渡名喜村渡名喜島では、屋根を「琉球赤瓦葺きの改良版」とすることが許容されている。

(3) 窓枠材料

「◎」に分類された 7 地区は、伊根町伊根浦、呉市豊町御手洗、廿日市市宮島町、丸亀市塩飽本島町笠島、室戸市吉良川町、日向市美々津、渡名喜村渡名喜島である。これらの地区では、「アルミサッシ」及び「カラーサッシ」を使用することが許容されている。

(4) 外壁材料

「◎」に分類された 1 地区は、竹富町竹富島である。同地区では、外壁材料を「鉄筋コンクリート」とすることが許容されている。

(5) 基礎

「◎」に分類された 3 地区は、伊根町伊根浦、牟岐町出羽島、丸亀市塩飽本島町笠島である。これらの 3 地区では、基礎を「鉄筋コンクリート」とすることが許容されている。

5. 重要伝統的建造物群保存地区における台風対策等を考慮した景観保全の現状

調査・分析 2 で「◎：許容範囲を明確に示しているもの」に該当した修景基準を設定する 10 団体の地方公共団体の重伝建地区担当者を対象とし、アンケート調査を実施した。アンケートの回収率は、100 %（10 団体/10 団体）であった。アンケートを回収したのち追加で確認すべき事項が生じた

表 9　各地区の各調査対象部位における分類結果

重伝建地区名	小浜市小浜西組	伊根町伊根浦	湯浅町湯浅	呉市豊町御手洗	福山市鞆町	廿日市市宮島町	萩市堀内地区	萩市浜崎	牟岐町出羽島	丸亀市塩飽本島町笠島	室戸市吉良川町	長崎市東山手	長崎市南山手	平戸市大島村神浦	雲仙市神代小路	杵築市北台南台	日向市美々津	渡名喜村渡名喜島	竹富町竹富島
修景基準の名称	修景基準	修景基準	修景基準	修景基準	修景基準	修景基準	伝統様式基準	修景基準	修景基準	修景基準	修景基準	修景基準	修景基準	修景基準 注1)	補助基準	修景基準	修景基準	修景基準	景観形成基準
構造・小屋組	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	△	○	○	◎	◎
屋根材料	△	△	△	○	△	○	△	△	△	○	○	△	△	△	△	◎	△	◎	△
窓枠材料	○	◎	△	◎	○	◎	△	○	○	◎	◎	△	△	△	△	△	◎	◎	ー
外壁材料	△	△	○	△	△	△	△	○	△	△	○	△	△	○	△	△	△	△	◎
基礎	ー	◎	○	○	○	ー	△	○	◎	◎	○	ー	ー	ー	△	○	ー	ー	ー

【凡例】　◎：許容範囲を明確に示しているもの　○：許容範囲の存在が推測されるもの　△：許容範囲を示していないもの　ー：基準が設定されていないもの

注1)　現状変更を行う位置と公道との距離及び現状変更を行う位置が公道や海等に面しているか否かによって異なる基準が定められているが、ここでは最も緩い基準を対象とする。

場合は、追加でヒアリング調査を実施した。

5-1　台風対策等を考慮し許容されていることが確認された現代的な材料・工法等

修景基準において現代的な材料・工法等を許容する理由及び現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法についてまとめたものを**表 10** に示す。以下に台風対策等を考慮し、許容されていることが確認された現代的な材料・工法等を示す。

(1) 構造・小屋組

構造に関して、渡名喜村は、防災目的で使用される施設のみ「鉄筋コンクリート造」とすることを許容しており、竹富町は、民家を「鉄筋コンクリート造」とすることを許容していることが確認された。小屋組に関して、竹富町は、小屋組を「鉄筋コンクリートスラブ構造」とすることを許容していることが確認された。

(2) 屋根材料

杵築市は、茅葺型の民家のみ屋根材料を「金属板」とすることを許容していることが確認された。

(3) 窓枠材料

呉市及び丸亀市は、窓枠材料を「カラーサッシ」とすることを、室戸市は、「アルミサッシ」とすることを許容していることが確認された。

(4) 外壁材料

竹富町は、外壁材料を「鉄筋コンクリート」とすることを許容していることが確認された。

(5) 基礎

牟岐町及び丸亀市は、基礎を「鉄筋コンクリート」とすることを許容していることが確認された。

5-2　修景基準に基づき現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法

以下に現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法として確認されたものを示す。

(1) 構造・小屋組

構造を「鉄筋コンクリート造」とした際の修景手法として、屋根を琉球赤瓦で葺き外壁を竪板張りとする手法が確認された。また、小屋組を「鉄筋コンクリートスラブ構造」とした際の修景手法として、傾斜スラブとし、漆喰赤瓦葺きとする手法が確認された。

(2) 屋根材料

屋根材料を「金属板」とした際の修景手法として、色彩を歴史的風致と調和するものとする手法が確認された。

(3) 窓枠材料

窓枠材料を「アルミサッシ」及び「カラーサッシ」とした際の修景手法として、色彩を茶系統とする手法や、外側に格子、木製ガラス戸及び板戸を設ける手法が確認された。

(4) 外壁材料

外壁材料を「鉄筋コンクリート」とした際の修景手法として、表面に竪板張りを行う手法が確認された。

(5) 基礎

基礎を「鉄筋コンクリート」とした際の修景手法として、表面を洗い出し仕上げとする手法や基礎部への木板の張り降ろしを行う手法が確認された。

5-3　重伝建地区における台風被害

(1) 近年の台風被害の有無

重伝建地区における近年の台風被害の有無についての回答の割合を**図 8** に、各回答を行った地方公共団体の一覧を**表 11** に示す。「被害あり」と回答した地方公共団体が 10 団

表 10　現代的な材料・工法等を許容する理由及び現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法

調査対象部位		構造・小屋組			屋根材料		窓枠材料		
		構造		小屋組					
地方公共団体		渡名喜村	竹富町	竹富町	杵築市	渡名喜村	伊根町	呉市	廿日市市
望ましい材料・工法等		木造貫木屋造	木造貫屋造	伝統的木造軸組構造（和小屋）	茅	琉球赤瓦葺き	木製建具	木製建具	木製建具
許容される材料・工法等		鉄筋コンクリート造[注1]	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリートスラブ構造	金属板[注2]	琉球赤瓦葺きの改良版	カラーサッシ	カラーサッシ[注4]	木製以外の建具
許容する理由	台風対策の考慮	○	○	○	○	―	―	○	―
	その他	・建物の階数の確保 ・耐久性の確保	―	―	・大雨等の自然的要因に対する安全性を考慮	・既に改良版の瓦（日本瓦等）が使用されていたため	・塩害、雨の吹き込み対策 ・カラーサッシが普及した現状を考慮	―	・伝統的な格子の設置により、内側の建具が視認しにくくなると考えたため
施工・設置等の有無		○	○	―	―	○	○	―	―
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		屋根を琉球赤瓦で葺き、外壁を竪板張りとする。	屋根を琉球赤瓦で葺き、外壁を竪板張りとする。	傾斜スラブとし、漆喰赤瓦葺きとする。	歴史的風致と調和する色彩とする。	特になし。[注3]	色調を茶系統とし、網戸は、夏季以外は取り外している。	外側に格子あるいは木製ガラス戸あるいは板戸を設置する。	外側に伝統的な格子を設置する。

調査対象部位		窓枠材料				外壁材料	基礎		
地方公共団体		丸亀市	室戸市	日向市	渡名喜村	竹富町	伊根町	牟岐町	丸亀市
望ましい材料・工法等		木製建具	木製建具	木製建具	記載なし[注5]	真壁造・竪板張り	布石敷き	記載なし	石積み
許容される材料・工法等		カラーサッシ	アルミサッシ	アルミサッシ	アルミサッシ	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
許容する理由	台風対策の考慮	○	○	―	―	○	―	○	○
	その他	・住民の居住性の確保 ・耐久性、経済性を考慮	―	・隙間風、雨の吹き込み対策 ・住民の要望を考慮	・アルミサッシが普及した現状を考慮	―	・既に伝統的建造物にコンクリート布基礎（無筋）が使用されていたことに加え、耐震性を考慮	・地震等の災害対策を考慮	・住宅の耐久性、経済性を考慮
施工・設置等の有無		○	○	○	○	―	○	―	○
現代的な材料・工法等を用いた際の修景手法		色を茶褐色とし、外側に出格子を設置する。	用いる場所、大きさ等に配慮する。	色を茶褐色とし、外側に木製の格子等を設置する。	色を古色とする。	竪板張りとする。	表面の洗い出し仕上げあるいは基礎部への木板の張り降ろしを行う。	表面の洗い出し仕上げを行う。	特になし

【凡例】　○：該当あり　―：該当なし

注1）　民家に対しての基準ではなく、防災目的で使用される施設のみ「鉄筋コンクリート造」が許容されている。
注2）　茅葺型の民家のみ「金属板葺き」が許容されている。
注3）　既に日本瓦等が使用されていたためやむを得ず「琉球赤瓦葺きの改良版」を許容しているため、町並みとの調和に配慮はされていない。
注4）　平成 12 年度以降、「カラーサッシ」は、許可基準で許容することとされている。
注5）　伝統的な民家には建具は設けられていないため。

体中 3 団体（30 %）で、「被害なし」と回答した地方公共団体が 10 団体中 7 団体（70 %）であった。このことから、本アンケート調査で対象とした地方公共団体が管轄する重伝建地区においては、近年の台風によって被害が出ていない地区の方が多いことが把握された。

図 8　回答の割合

表 11　回答を行った地方公共団体

回答	地方公共団体	合計
被害あり	・牟岐町 ・丸亀市 ・日向市	3 団体
被害なし	・伊根町 ・呉市 ・廿日市市 ・室戸市 ・杵築市 ・渡名喜村 ・竹富町	7 団体

(2) 被害が確認された建築物

近年、台風被害が生じていると回答した 3 団体の地方公共団体において被害が確認された建築物を**表 12** に示す。牟岐町及び丸亀市は、伝統的建造物に特定された建築物のみに被害が生じているという回答であった。日向市は、伝統的建造物に特定された建築物、現代的建築物ともに被害が生じているという回答であった。以上から、現代的建築物に被害が生じにくく、伝統的建造物に被害が生じやすいことが把握された。

表 12　被害が確認された建築物

地方公共団体	伝統的建造物（建築物に限る）	現代的建築物
牟岐町	○	―
丸亀市	○	―
日向市	○	○

【凡例】　○：被害あり　―：被害なし

(3) 被害が確認された建築物の部位

近年、台風被害が生じていると回答した 3 団体の地方公共団体において被害が確認された建築物の部位を**表 13** に示す。被害が生じた部位についてみると「屋根葺き材」、「外壁」において、複数の地区で被害が生じていることが把握された。

表 13　被害が確認された建築物の部位

	牟岐町	丸亀市	日向市	
	伝統的建造物[注1)]	伝統的建造物[注1)]	伝統的建造物[注1)]	現代的建築物
屋根葺き材	瓦のズレ・崩落等、雨漏り	瓦の飛散	―	―
小屋組	小屋組崩壊	―	―	―
外壁	外壁仕上げ材の剥離、土壁劣化	漆喰の剥離	漆喰壁の崩落	漆喰壁の崩落
開口部・建具	―	―	―	―
その他	雨樋の落下	―	―	―

【凡例】　―：被害なし

注 1)　建築物に限る。

5-4　台風対策等を考慮した今後の景観保全の方針

(1) 修理基準の見直しの予定

修理基準の見直しの予定についての回答の割合を**図 9** に、各回答を行った地方公共団体の一覧を**表 14** に示す。

「変更を検討していない」との回答が 10 団体中 8 団体（80 %）で最も高い割合を占めていた。このことから、本アンケート調査で対象とした地方公共団体が管轄する重伝建地区においては、近年の台風の激甚化に対して修理基準を見直す予定の無い地区が多いことが把握された。主な理由としては、見直す必要性が現時点では薄いため、近年、台風被害が生じていないためといった理由が挙げられていた。

図 9　回答の割合

表 14　回答を行った地方公共団体

回答	地方公共団体	合計
変更を検討している	―	―
どちらともいえない	・日向市 ・竹富町	2 団体
変更を検討していない	・伊根町 ・呉市 ・廿日市市 ・牟岐町 ・丸亀市 ・室戸市 ・杵築市 ・渡名喜村	8 団体

【凡例】　―：該当なし

(2) 修景基準の見直しの予定

修景基準の見直しの予定についての回答の割合を**図 10** に、各回答を行った地方公共団体の一覧を**表 15** に示す。

「変更を検討していない」との回答が 10 団体中 8 団体（80 %）で最も高い割合を占めていた。このことから、本アンケート調査で対象とした地方公共団体が管轄する重伝建地区においては、近年の台風の激甚化に対して修景基準を見直す予定の無い地区が多いことが把握された。主な理由としては、見直す必要性が現時点では薄いため、近年、台風被害が生じていないためといった修理基準と同様の理由が挙げられていた。

図 10　回答の割合

表 15　回答を行った地方公共団体

回答	地方公共団体	合計
変更を検討している	―	―
どちらともいえない	・日向市 ・竹富町	2 団体
変更を検討していない	・伊根町 ・呉市 ・廿日市市 ・牟岐町 ・丸亀市 ・室戸市 ・杵築市 ・渡名喜村	8 団体

【凡例】　―：該当なし

5-5　その他アンケート調査及びヒアリング調査を通して把握されたこと

(1) 文化庁及び地方公共団体による台風対策等を考慮した景観の保全・形成の方針

文化庁は、あくまでも台風等の自然災害への対策を十分に行った上で、景観の保全・形成を行うといった方針である。そのため、伝統的建造物においても、瓦の緊結、耐震補強等を行うことを認めており、修理基準等には記載されていないものの実際にはそれらの対策が行われていることが把握された。

また、杵築市からは、「瓦の緊結や景観を損なわず安全性を確保することの可能な工法等の導入については随時検討し対応していく」という回答が、牟岐町からは、「伝統的建造物に実施している瓦の緊結は現代的建築物でも行うべき」といった回答が得られており、以上のことから、今日において、台風対策等を考慮した景観の保全・形成を行う重要性が示唆された。

(2) 屋根下葺き材としてのルーフィングの使用

牟岐町、渡名喜村及び竹富町では、修景基準だけでなく修理基準においても、屋根下葺き材として、「ルーフィング」の使用を許容していることが把握された。

(3) 防災瓦の使用の有無と使用に対する考え

近年、台風や地震に強い「防災瓦」(**写真 1～写真 3**) と呼ばれる瓦が注目を集めている。「防災瓦」には、伝統的な波形の形状をした J 形のものが存在するため、今後、歴史的な町並みにおいて普及することが推測されている。

こうした背景を踏まえて、6 団体の地方公共団体（呉市、牟岐町、丸亀市、室戸市、日向市、竹富町）を対象とし、「防災瓦」の使用の有無について尋ねたところ、「防災瓦」を許容したことがある地方公共団体は確認されなかった。しかしながら、牟岐町及び丸亀市からは、「許可基準では許容されると思われ、修景基準においても許容される可能性がある」といった回答が得られたことから、今後、重伝建地区の現代的建築物の台風対策及び地震対策として、「J 型の防災瓦」の使用が一つの選択肢になる可能性が示唆された。

写真 1、2、3　防災瓦と施工事例（出典：株式会社 鶴弥 HP）

6. 鳥羽市海女集落の景観形成に向けた提案

鳥羽市海女集落の現状と課題を整理し、前章までの調査・分析の結果を踏まえて、鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準 (案) の基本方針の提案を行う。

6-1　鳥羽市海女集落の現状と景観形成を行う上での課題

鳥羽市海女集落における建築物の現状と景観形成を行う上での課題について以下に整理する。

(1) 構造・小屋組

「木造」以外の構造が約 28.7 %を占めている。これらの現代的な構造で建てられたものをいかに周囲の町並みと調和させるかが課題である。

(2) 屋根材料

「和瓦」以外の屋根材料が約 62.0 %と高い割合を占めている。今後、周囲の町並みと調和させるために、「和瓦」以外の屋根材料の使用をどの程度制限するかが課題である。

(3) 窓枠材料

「木製」以外の窓枠材料が約 74.1 %と高い割合を占めている。今後、「木製」以外の窓枠材料をいかに周囲の町並みと調和させるかが課題である。

(4) 外壁材料

「木材」以外の現代的な外壁材料が約 83.7 %と高い割合を占めている。今後、周囲の町並みと調和させるために、「木材」以外の外壁材料の使用をどの程度制限するかが課題である。

(5) 基礎

「石場建て」以外の基礎が約 90.3 %と高い割合を占めている。今後、「石場建て」以外の基礎をいかに周囲の町並みと調和させるかが課題である。

6-2　鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成に向けた提案

(1) 本提案における景観形成の方針の検討

前章までの調査・分析から、台風等の自然災害への対策を十分に行った上で景観形成を行う重要性が示唆された。したがって、本提案における鳥羽市海女集落の景観形成の方針を「歴史的建築物との調和と台風等の自然災害への対策を両立した持続可能な景観形成」とする。

(2) 本提案における景観形成基準（案）の考え方の検討

段階的な景観形成を行うために景観形成基準 (案) として「基本基準：全ての建築物の景観に適用する基本的な内容に関する基準」、「修景基準：歴史的建築物及び現代的建築物の景観を保全・形成するための基準で、補助金交付の対象を規定する基準」の 2 つ（**図 11**）を設定する。なお、景観計画においては、文化財に指定されていないような歴史的建築物と既に建て替えられた現代的建築物の両者を対象とし、修理基準に近づけていくために中間レベルの修景基準を設けているのが一般的であるが、本提案では、修景基準のうち現代的建築物を対象とした箇所のみを取り扱うこととする。

図 11　景観形成基準（案）の考え方

(3) 鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針の提案

鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針を**図 12** に示す。

①構造・小屋組

構造に関して、伝統的な様式は「木造」であるため、景観形成基準（案）の修景基準においては、原則、伝統的な様式である「木造」とすることを求める。なお、台風対策等を考慮し「鉄筋コンクリート造」とすることを許容するが、許容する条件として外壁に板張りを行い修景することを求める。景観形成基準（案）の基本基準においては、「鉄筋コンクリート造」を許容することとする。

②屋根材料

屋根材料に関して、伝統的な様式は「和瓦」であるため、景観形成基準（案）の修景基準においては、原則、伝統的な様式である「和瓦」の使用を求める。瓦屋根の緊結方法が令和 4 年から強化されたことは、第 2 章で述べたが、今後、新築し瓦屋根とする場合は、建築基準法における告示基準（昭和 46 年建設省告示第 109 号）に基づいた緊結を行うことが求められており、瓦屋根の大規模修繕（全葺き替え）を行う場合は、同基準に基づいた緊結を行うことが望ましいとされている。これを受けて鳥羽市海女集落では、台風対策等を考慮し、新築で屋根を和瓦で葺く場合はもちろんのこと、屋根材料を和瓦に葺き替えるための大規模修繕（全葺き替え）を行う場合についても改正告示基準に基づいた瓦の緊結を行うこととする。景観形成基準（案）の基本基準においては、「J 形の防災瓦」及び「ルーフィング」の使用を許容することとする。

③窓枠材料

窓枠材料に関して、伝統的な様式は「木製」であるため、景観形成基準（案）の修景基準においては、道路に面する窓枠は、原則、伝統的な様式である「木製」とすることを求める。なお、台風対策等を考慮し「アルミサッシ」の使用を許容するが、許容する条件として「アルミサッシ」の外側に木製ガラス戸あるいは板戸を設置し修景することを求める。景観形成基準（案）の基本基準においては、「アルミサッシ」を許容することとする。

④外壁材料

外壁材料に関して、伝統的な様式は「板張り」であるため、景観形成基準（案）の修景基準においては、道路に面する外壁は、原則、伝統的な様式である「板張り」とすることを求める。なお、台風対策等を考慮し「鉄筋コンクリート」とすることを許容するが、許容する条件として外壁に板張りを行い修景することを求める。景観形成基準（案）の基本基準においては、「鉄筋コンクリート」、「サイディング」及び「角波トタン」を許容することとする。

⑤基礎

基礎に関して、伝統的な様式は「石場建て」であるが、今

図 12　鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針

日においては、建築基準法によって基礎を一般的に[注3]「鉄筋コンクリート」とすることが求められている。そのため、本提案においては、基礎を「石場建て」とすることを求めないこととする。景観形成基準（案）の修景基準においては、台風対策等を考慮し「鉄筋コンクリート」とすることを許容するが、許容する条件として基礎の表面の洗い出し仕上げあるいは基礎部への木板の張り降ろしを行い修景することを求める。景観形成基準（案）の基本基準においては、「鉄筋コンクリート」とすることを許容することとする。

6-3　研究の総括

本研究では、以下の（1）、（2）、（3）について明らかにしたのち、（4）について提案を行った。

（1）修理基準等の記載の特徴

保存計画に記載された修理基準等を基本方針基準及び詳細技術基準に分類することを通して、各基準の記載の特徴について明らかにした。

（2）台風対策等を考慮した修景基準における許容範囲

許容範囲の記載の仕方に応じた修景基準の分類、地方公共団体の重伝建地区担当者へのアンケート調査及びヒアリング調査を通して、修景基準における台風対策等を考慮した許容範囲の記載の特徴、台風対策等を考慮し許容されている現代的な材料・工法等及びそれらの修景手法について明らかにした。

（3）重伝建地区の台風被害を踏まえた地方公共団体の今後の対応

地方公共団体の重伝建地区担当者へのアンケート調査及びヒアリング調査を通して、重伝建地区の近年の台風被害の有無、台風被害を踏まえた修理基準及び修景基準の見直しの予定、現在実施している台風対策及び今後実施することを検討している台風対策について明らかにした。

（4）鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針の提案

鳥羽市海女集落の現状と景観形成を行う上での課題について整理したのち、鳥羽市海女集落の景観形成基準（案）において、台風対策等を考慮し許容する現代的な材料・工法等及びそれらの修景手法について検討を行い、鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の基本方針の提案を行った。

6-4　今後の展望

今後は、以下のことに取り組むことが望まれる。

第一に研究対象の拡大である。今後は、景観計画における重点地区及び重要文化的景観選定地区を調査対象とし、それらの地区において台風対策等を考慮し許容されている現代的な材料・工法等及びそれらの修景手法について調査・分析を行うことが望まれる。

第二に鳥羽市海女集落における台風対策等を考慮した景観形成基準（案）の詳細方針の検討である。鳥羽市海女集落7地区では、地区ごとに用いられる材料・工法等の割合に違いがみられるため、本研究で提案した基本方針を地区ごとの特性に合わせて微修正を行うことが望まれる。

【謝辞】

資料提供、アンケート調査及びヒアリング調査にご協力いただいた重伝建地区のご担当者の皆様にお礼を申し上げます。

【注釈】

注1）北海道地方を除いた理由は、気象庁によると多くの台風は、温帯低気圧になりながら弱まっていくとされており、同地方では台風が温帯低気圧に変わることが多いためである。東北地方、新潟県佐渡市佐渡島を除いた理由は、台風が来襲する頻度が低いためである。

注2）参考文献[4]の定義を一部変更し用いた。

注3）国土交通省告示第1098号（平成30年9月12日）において、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が70 kN/m²以上であって、かつ、密実な砂質地盤その他著しい不同沈下等の生ずるおそれのない地盤にあり、基礎に損傷を生ずるおそれのない場合を除いて、鉄筋コンクリート造とすることが定められている。

【参考文献】

1）鳥羽市：鳥羽市景観計画、2021.4、入手先＜https://www.city.toba.mie.jp/machi/keikankeikaku/documents/tobashikeikankeikaku.pdf＞、（参照2021-12-09）

2）国土交通省住宅局：第68回全国建築審査会長会議資料、建築行政に関する最近の動向について、2021.10

3）株式会社日経BP：日経アーキテクチュア（2021年11月25日号）pp.34-42 特集 採用したい建材・設備メーカーランキング 豪雨対策編 強風対策編，2021.11

4）刑部あずさ：重要伝統的建造物群保存地区及び周辺地域における景観保全施策に関する研究－風土条件による類型別の景観保全方針の提案－，三重大学修士論文，2013

5）国立研究開発法人 建築研究所：令和元年度建築研究所講演会テキスト、令和元年（2019年）台風第15号による建築物の被害調査報告、2019、入手先＜https://www.kenken.go.jp/japanese/research/lecture/r01/pdf/T01_0kuda.pdf＞、（参照2021-12-21）

6）国立研究開発法人 建築研究所：令和元年度建築研究所講演会スライド、令和元年（2019年）台風第15号による建築物の被害調査報告、2019、入手先＜https://www.kenken.go.jp/japanese/research/lecture/r01/pdf/S01_0kuda.pdf＞、（参照2021-12-21）

7）国立研究開発法人 建築研究所：平成 15 年9 月に東京都八丈島で発生した台風 15 号による建築物等の被害について（速報）、2019、入手先＜https://www.kenken.go.jp/japanese/contents/activities/other/disaster/kaze/2005hachijo/hachijo-taifu-soku.pdf＞、（参照2021-12-26）

8）国立研究開発法人 建築研究所：平成 15 年9 月に沖縄県宮古島で発生した台風 14 号による建築物等の被害について（速報）、2019、入手先＜https://www.kenken.go.jp/japanese/contents/activities/other/disaster/kaze/2005miyako/miyako-taifu-soku.pdf＞、（参照2021-12-26）

9）文化庁：伝統的建造物群の耐震対策の手引、2020.1、入手先＜https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/91989501_01.pdf＞、（参照2021-12-26）

10）株式会社鶴弥.“＜鶴弥の防災瓦なら地震も台風も怖くない＞”. https://www.try110.com/bousai_kawara/,（参照2022-01-24）